



学位論文題目 Title	清代外モンゴルにおける牧地紛争の研究—中部二盟の境界画定の経緯からみた盟旗制度—
氏名 Author	朝魯孟格日勒
専攻分野 Degree	博士（学術）
学位授与の日付 Date of Degree	2015-03-25
公開日 Date of Publication	2017-03-25
資源タイプ Resource Type	Thesis or Dissertation / 学位論文
報告番号 Report Number	甲第6358号
権利 Rights	
JaLCDOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/D1006358

※当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

PDF issue: 2019-12-19

目 次

凡例.....	3
序章 牧地紛争研究の意義と課題	
第一節 問題の所在.....	4
第二節 先行研究の検討.....	6
第三節 本研究の意義.....	10
第四節 本研究で使用する主な史料.....	15
第五節 本研究の構成.....	18
第一章 清朝支配下における外モンゴルの行政機構とその領域形成	
小序.....	20
第一節 匈奴、モンゴル帝国期から清朝期に至るまでの遊牧社会の牧地変遷.....	20
第二節 清朝支配下の外モンゴル.....	25
小結.....	39
第二章 外モンゴルにおける牧地紛争の発生形態	
小序.....	42
第一節 侵入に対する担保としての家畜略奪.....	43
第二節 旗の境界を示すオボーの破壊.....	57
小結.....	61
第三章 トシェート・ハン部とサイン・ノヤン部との間における牧地紛争の処理からみた盟の境界画定過程	
小序.....	65
第一節 乾隆 37 (1772) 年のシレー・ノール会盟における両盟の牧地分配.....	66
第二節 牧地紛争の勃発.....	68
第三節 ウリヤスタイ將軍衙門による処理.....	69
第四節 盟長の指揮下における処理状況.....	75

第五節 牧地紛争の再発とその終息.....	84
小結.....	89
第四章 トシェート・ハン部内のトシェート・ハン旗と左翼後旗との間における牧地紛争の処理からみた旗の境界画定過程	
小序.....	97
第一節 トシェート・ハン部における嘉慶 10 (1805) 年の両旗境界の画定.....	98
第二節 両旗の協理台吉らによる処理.....	102
第三節 盟長による処理への模索.....	103
第四節 庫倫辦事大臣の関与と対応.....	108
小結.....	122
第五章 トシェート・ハン部中右末旗内における牧地紛争の処理からみたイフシャビの遊牧状況	
小序.....	128
第一節 牧地紛争の勃発.....	130
第二節 官員らによる処理.....	131
第三節 盟長とエルデニ・シャンゾドバによる協議.....	132
第四節 盟長とエルデニ・シャンゾドバとの再交渉.....	137
第五節 庫倫辦事大臣による新规定の布告.....	138
第六節 牧地紛争の終息.....	140
小結.....	141
終章 結びと今後の課題.....	145
主要史料一覧.....	156
参考文献.....	157
初出一覧.....	164
謝辞.....	165

凡 例

- 1、モンゴル文のローマ字転写方法はポッペの方式を、満洲文のローマ字転写方法はメーレンドルフの方式をそれぞれ用いた。
- 2、本研究で言及する清朝時代の年代は、清朝の年号の後ろに、西暦を（ ）内で附して表記した。月日は全て旧暦のままである。
- 3、史料①と史料②を引用する際には、モンゴル国立中央文書館とモンゴル国立中央図書館の所蔵番号をそのまま記した。
- 4、モンゴル国立中央文書館の史料の所蔵番号に関して、Φ.は Фонд（蔵書番号）を、Д.は Данс（目録番号）を、Х.Н.は Хадгаламжийн Нэгж（保管単位番号）を、Н.は Нугалбар（折り本文書番号）を、Х.Т.は Хуудасны Тоо（葉の数）をそれぞれ表す。
- 5、引用した史料において、（ ）は文意をわかりやすくする目的で筆者が付けた補足である。また、[]内は地名などのモンゴル文ローマ字転写を、下線部は筆者が強調したい部分を、……は省略箇所をそれぞれ示す。「『 』」の記号は、理解しやすくするために筆者が付け加えた引用記号である。

序章 牧地紛争研究の意義と課題

第一節 問題の所在

遊牧民にとって土地、すなわち牧草地は生活から切り離せない存在であったため、古代の遊牧社会においても、牧地紛争が頻発し、その係争地の領有権は両勢力の強弱によって決定されていた。例えば、紀元前3世紀頃モンゴル高原で活躍していた匈奴や東胡などの遊牧帝国における領土問題に関しては、次のような逸話がある。匈奴から千里馬を譲ってもらった後、更に匈奴の支配者である冒頓単于の愛妾を求めてきた隣国の東胡に対して、冒頓単于は「人と国を隣してどうして一女子を惜しもうか」と言って、愛妾も譲った。ところが、両者の隣接する甌脱地¹の割譲を要求された冒頓単于は「土地は国の本である。どうしてこれを与えることができようか」と言って激怒し、東胡へ侵入して家畜などを略奪したのである²。

次に、本研究の対象とする時代、地域である清朝（1636-1911 年）支配下の外モンゴル（ハルハ）地域³に視線を移してみよう。清代の外モンゴルで牧地紛争が多発したそもそのきっかけは、乾隆 20（1755）年に、清朝の侵攻を受けてモンゴル最後の遊牧王国ジュンガルが滅亡し、東隣の外モンゴルで広範囲にわたる西方への盟・旗⁴の牧地移動・拡大が起こったことである。この時の牧地移動に伴って、外モンゴル各地で牧地を巡る紛争が深刻化した。これらの牧地紛争を終息させるため、乾隆帝は、牧地の境界を画定し地図を作成して提出すべきだといった兵部侍郎⁵ベチングの提案を受け入れて、牧地境界画定の命令を下し、欽差大臣⁶バトが乾隆 46（1781）年に西部 3 盟の盟界を画定した。後述するように、これを皮切りにして、清朝の対モンゴル統治策たる盟旗制度の一環となる盟や旗の境界画定作業が本格的に始まった。その後、各盟内における諸旗の境界も画定されたと言われている⁷。具体的には、清朝の規定集である『大清會典』によると、山河や石積みのオボーを盟や旗の境界と見なして遊牧の範囲を定め、許可なく越境することを禁じた⁸。

¹ 隣接する遊牧民勢力が無用な争いを避けるため、各々守備兵を配置した中間地帯を指す。沢田 1996:25。

² 沢田 1996:24、Гэрэлбадрах2006:14-15 参照。

³ 概ね現在のモンゴル国に相等する。

⁴ 行政単位の名称である。詳細は第一章第二節の第二項を参照されたい。

⁵ 清朝の中国本土に対する統治機構である六部（吏部、戸部、礼部、兵部、刑部、工部）には尚書、侍郎、郎中、員外郎、主事などの官員が置かれており、このうちの侍郎は満洲旗人や蒙古旗人が務めることもあった。村上 2007 参照。

⁶ 欽差大臣は、清代におかれた臨時の官職であり、皇帝直属で内乱鎮圧や対外重要問題の処理などを担当した。

⁷ 岡 1988a 参照。

⁸ 「凡疆理、各識其山河之名而表以圖、以定其遊牧。無山河則樹之鄂博。各遊牧交界之所、

つまり、長年の戦いでようやくジューンガルを平定した満洲皇帝は、モンゴル在地の王公や遊牧民同士の牧地紛争が反乱に繋がることを危惧したため、外モンゴル地域で頻発していた牧地紛争を看過できぬ極めて重要な出来事と見なしたのである。清朝政府は牧地紛争を終息させるため、盟や旗の境界を明確に画定するという処理方法を取り入れ、これが結果的に外モンゴル地域における盟や旗の境界画定政策の実施に繋がっていったと思われる。また、乾隆 46 年の盟界画定は、外モンゴルにおける皇帝の権威に基づく牧地分配である「欽定地界」の出現を意味しており、清朝の外モンゴル統治支配が強化されたことを示している⁹。こうした外モンゴルに対する清朝の統治プロセスを把握・理解する上で、その根幹となる牧地紛争問題を取り上げて盟や旗の境界画定の経緯などを詳細に考察することは歴史学上の最も重要な課題となり得るが、1990 年代以前のモンゴル国における一次史料の公開状況などのため、それに関する研究は数少ない。

そこで、本研究で筆者は、清代の外モンゴル地域で実際に発生していた牧地紛争に関するモンゴル文や満洲文の公文書など、新たに公開された一次史料を直接読解・分析する。まず、外モンゴル中部 2 盟における牧地紛争の諸事例を取り上げて、牧地紛争が一体いかなるパターンで発生していたのかという問題、つまり牧地紛争の発生形態を検討し、当時のモンゴル遊牧民社会における牧地紛争自体のありさまを明瞭にしたい。次いで、清代外モンゴルの牧地変動期であった乾隆 41 (1776) 年頃に盟レベルで始まったトシュート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド¹⁰前旗との牧地紛争の事例を、

無山河為誌者、或平原、或沙磧、皆疊石為誌曰鄂博、封禁牧廠、各於界場掘立封堆。禁其越境者、遊牧分定地界。」『大清會典（光緒）』卷 64（後述する史料⑤）参照。

⁹ 岡 1988a。

¹⁰ オイラト（西モンゴル族）の別名。まず、オイラトの語源に対する解釈の中から、有力な説を挙げると、羽田明氏が「モンゴル語で「同母異父兄弟」を意味する *ögelen* の複数形に違いない」と論じ（羽田 1982:210-214）、岡田英弘氏も同説に賛成している（岡田 2010:399-400 参照）。また、ツェレル（Цэрэл）氏はバンザロフ（Банзаров）氏の説に基づき、「Ой-ард /Ойн ард（森の民）が語源となる」と言及している（Цэрэл 1997:12 参照）。次いで、オイラトという部族について説明する。オイラト部族そのものは 13 世紀の初頭から歴史に登場し、北元時代の 15 世紀頃から他部族も含めて、一般に「四オイラト」と総称されるようになるが、その構成は 4 部族に限らず、それ以上の多くの部族もいた上、その部族名自体も時折変化していた。例えば、13 世紀から 14 世紀にかけてオイラト、ケレイト、ナイマン、バルグドの 4 部族があったのに対し、17 世紀にホイト、トルグート、バートト、ドルボト、ホシュート、ジューンガルの 6 つの部族になっていた（羽田 1982:194、宮脇 2006:189-190、岡田 2010:371-400 参照）。この中にあるジューンガル部の首長たちの部落が、本研究で取り上げるウールドの系統である（羽田 1982:211 参照）。そもそもウールド前旗の初代旗長ラブダンは、ジューンガル部のガルダンの側にいて、アルタイ山脈からホブドにかけての地域で遊牧していたようである。康熙 35 (1696) 年にガルダンの軍が清朝に敗れ、ラブダンはガルダンと共に西方へ逃亡した。その後、康熙 41 (1702) 年にラブダンは清朝へ降服し、康熙帝が彼に多羅郡王の称号を授けて、トゥイ河付近の牧地で遊牧させた。翌年、ラブダんに清朝から旗の設置が認められ、彼が旗長を務めた（後述の史料⑦:529-534 参照）。そして、乾隆 25 (1760) 年にオルホン河へ移動してサイン・ノヤン部の管轄下に入ったのである。なお、このウールドの人々は現在もウグイ湖周辺、つまりモンゴル国アルハンガイ・アイマクのウルズィート・ソムで生活している（萩原 2006:241-242 参照）。

主として紛争処理の側面から詳細に検討し、両盟の境界画定の経緯を考察したい。さらに、道光 26（1846）年から同治 5（1866）年にかけて、外モンゴルトシェート・ハン部のトシェート・ハン旗と左翼後旗との間で発生した旗レベルの牧地紛争の実例を、紛争処理の側面からつぶさに分析し、両旗の境界画定の経緯を解明したい。そして最後に、咸豊 5（1855）年から光緒 7（1881）年にかけて清代外モンゴルのトシェート・ハン部中右末旗で実際に発生した旗内の一般平民と、外モンゴル最高の活仏¹¹ジェブツンダンバ・ホトクトの隷属民であるイフシャビ¹²との牧地紛争の事例を取り上げ、紛争の処理過程を丹念に検討することによって、旗内における遊牧状況の実態、とりわけ、従来の通説通り、イフシャビが本当に盟や旗の枠内に限定されることなく、4 盟諸旗の牧地で自由に遊牧できていたのか否かという大きな問題を解明したい。

筆者が上記 3 件の牧地紛争に着眼した理由は、以下の 2 点である。1 つ目は、3 件の牧地紛争がいずれも、特に大規模で長期にわたっていて、かつ処理がこじれるほど重要な紛争であり、残された大量の史料からその経緯を正確に見極めることができるためである。2 つ目は、時間軸上、清朝支配期のうち、公文書史料によって実状をうかがうことのできる中期と末期をなるべく網羅しようという意図である¹³。また、如上の大規模な牧地紛争とは対照的な、旗の下部組織であるソムやオトク同士の小規模な牧地紛争も、もちろん多数存在していたが、小規模であるがゆえに、文献史料に残りにくいという特性があり、詳細な研究は困難である。

なお、本研究で扱うような牧地紛争に関しては、境界画定政策のもとでその処理が実施されていた「行政区画の境界紛争」とも呼び得るが、実際の紛争を公文書から読み取る限り、その実態として当事者たちの頭の中にあったのは、「より良い牧地（nutuy）で遊牧（nutuy laqu）したい」という単純な願望そのものであった。以上の理由で筆者はこの種の紛争を「牧地紛争」と呼ぶことにする。

第二節 先行研究の検討

最初に、清代外モンゴルにおける牧地紛争自体や牧地紛争の処理状況などに関する先行研究をまとめよう。

ロブサンドルジ 2004¹⁴は、次々節で紹介する Ц.Шархүү（ツェ・シャルフー）氏編纂

¹¹ チベット仏教の「生き仏」のこと。

¹² 詳細は第一章第二節の第三項を参照。

¹³ 清朝支配期の初期には、公文書史料があまり存在せず、しかも牧地の変動が頻繁に起こっていて、紛争の実状を把握することが困難であるため、除外せざるを得ない。

¹⁴ 当該論文は用語の細かい説明もないままに直接日本語で発表されたため、機構や身分を示す日本語の訳語がモンゴル語で何に当たるのかわかりにくい。そこで、ここでは一つ

の公文書史料集を利用して、清代外モンゴルの牧地紛争が、「(a) 2、3 アイマグ（盟）の境界線付近にある旗の間、(b) 1 つのアイマグの隣り合った旗の間、(c) アイマグの中心旗¹⁵と活仏や貴族の隷属民の間、(d) アイマグの中心旗と駅¹⁶との間、(e) アイマグの中心旗と警備に従事する者達¹⁷との間、(f) 警備を営むもの¹⁸と労役をする者¹⁹との間、(g) 皇帝の家畜を放牧する者達²⁰と旗及び一般庶民²¹との間、(h) 駅の間²²、(i) アイマグの中心旗と漢人農民との間、(j) 井戸、冬營地、草を巡る」²³といった形で発生していたと簡略に述べている。また、牧地紛争の処理に関しては、当事者である双方を対面させて協議し、鞭打ちや家畜の没収などの罪が犯罪者に科せられていたと概説している。

Гонгор1978 は、清代外モンゴルの盟、旗やソムなどで牧地紛争が頻繁に発生していたことと、清朝皇帝が官員を派遣してその争いを解決していたことなどを略述している。同時に、旗内の一般平民とイフシャビとの間で牧地紛争が頻発し、その紛争の最終処理は、旗内の牧地におけるイフシャビと平民との共存を求めるに止まっていたと言及している。

Нацагдорж1978:178-179 は、旗の平民とイフシャビとの牧地紛争に対して、旗の牧地を2分して平民とイフシャビを遊牧させるといった対策がしばしば用いられていたと論述している²⁴。同様に Сономдагва1961:99 では、旗の一般平民とイフシャビとの間の牧地紛争処理に関して、イフシャビに与えられた4盟諸旗の牧地における自由遊牧の原則や、外モンゴル最高の活仏ジェブツンダンバ・ホトクトの存在などの事情で、イフシャビを旗の平民と共存する形で遊牧させる方策が採用されていたとも略述している。Доржсүрэн 2011 は、清代外モンゴルにおける旗と旗、旗の平民とイフシャビの間に発生した牧地紛争をごく簡略に紹介している。岡 1988b は、外モンゴルにおける牧地問題の処理が、乾隆 45（1780）年 11 月に清朝が制定した「將軍・参贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」によって、後述する在地の駐防官であるウリヤスタイ將軍、ホブド参贊大

一つ注にてもとの用語を推定して示す。機構や身分の詳細に関しては、全て第一章第二節を参照されたい。

¹⁵ 「中心旗」とは、おそらく盟の中央部に位置する諸旗のことを指しているものと思われる。以下同様。

¹⁶ 清朝が整備した通信・交通組織及びそれに従事するモンゴル遊牧民。

¹⁷ おそらく卡倫（国境や国内の境界線上に設置された警備所のような組織）従事者を指すものと思われる。

¹⁸ 同じく卡倫従事者のことであると思われる。

¹⁹ おそらく箭丁のことを指していると思われる。第一章第二節の第三項を参照。

²⁰ 同じく随丁のことであると思われる。

²¹ おそらく随丁のことを指していると思われる。第一章第二節の第三項を参照。

²² 駅と駅との間のことであろう。

²³ ロブサンドルジ 2004:13。

²⁴ これに関しては、Нацагдорж1963:137 でもごく簡略に記述されている。

臣らの職務から排除され、盟長が理藩院の直轄下で行うようになったと論及している。

以上の諸研究を見る限り、当時の牧地紛争がいかなる理由で勃発し、またいかなるパターンで展開して、最終的にいかにして解決されたのかといった具体的な諸問題を理解するには十分な情報が得られない。そこで、牧地紛争の実態を解明するためには、これらの諸問題を実証的に検討する必要があると考えられる。

次いで、清朝の対モンゴル統治策たる盟旗制度の一環として実施された盟や旗の境界画定状況に関連する最も代表的な研究として、本研究にも大いに参考となった岡 1988a がある。岡洋樹氏は、盟旗制度の諸要件の 1 つである牧地の固定状況を考察することを通して、牧地問題においては、盟旗制度が、約 100 年の長い年月をかけて、外モンゴルに徐々に導入された行政システムであることを明らかにした。具体的には、外モンゴル 4 盟の牧地変遷を「第一の時期、ズーンガルの滅亡によるハルハにおける臨戦態勢解除まで」、「アイマク＝盟界の画定まで、乾隆 23 (1758) 年から乾隆 46 (1781) 年まで」、「第三の時期、旗界の画定まで、乾隆 47 (1782) 年から嘉慶 10 (1805) 年まで」といった 3 つの時期に分けて、考察している。第一の時期には、ズーンガルとの軍事情勢に合わせた牧地移動が頻繁に行われていたため、牧地の固定は不可能であったという。第二の時期には、ズーンガルの滅亡によって、外モンゴルの牧地が西方へ移動・拡大し、牧地争いが頻発するようになって、乾隆 46 年に西 3 盟の盟界が初めて画定されたという。第三の時期には、盟内における諸旗の境界画定が実施されはじめ、嘉慶 10 (1805) 年にトシェート・ハン部諸旗の境界が画定されたという。こうして、清朝が外モンゴルの牧地画定権へ全面的に干渉し始めた述べ、ズーンガル征服後のハルハにおける牧地の西方拡張問題をめぐる衝突の発生を危惧した乾隆帝による支配強化の問題が論じられている。Гэрэлбадрах 2006:137 も、乾隆 46 (1781) 年の西 3 盟の盟界画定に触れており、清朝皇帝の命令で兵部侍郎ベチンゲ、欽差大臣バトラが、西 3 盟の盟界を画定し、石積みのおぼろを境界として建て、各盟の新たな境界地域を書き刻んだ木をおぼろに差し込んだと論じている。

この 2 点の研究は、一定の成果を挙げていることは疑いない反面、以下のようないくつかの問題点をはらんでいると考えられる。(a) この盟や旗の境界が具体的にどのように画定されたのか、(b) この境界画定事業が何の抵抗もなく、スムーズに実施されたのか、(c) 当時旗内の遊牧民はこの状況をどう受け止めていたのか、(d) 在地のモンゴル王公らは清朝皇帝による遊牧地分配に従うのみで、それに関与していなかったのか、等々の問題である。これらの問題の解明は、清朝の外モンゴル地域への支配強化の実状を検

討する上で、重要な作業の1つとなろう。

以上のような外モンゴル内部の境界画定状況とはまた別に、Цэдэн-Иш1997 は、清代外モンゴルのトシェート・ハン部やツェツェン・ハン部と内モンゴル地域との境界が、牧地紛争解決のために設置されたオボーによって形成されたという問題を考察している。

さらに、清代外モンゴルにおける旗内の遊牧民の遊牧状況などに関連する研究は、以下の通りである。外モンゴルの最高活仏たるジェブツンダンバ・ホトクトの隷属民であるイフシャビという特殊な身分を有する人々の遊牧状況に関しては、Сономдагва1961:98-99、Цэдэв1964:29、Нацагдорж1972:47 や Алтанзаяа2011:167-168 などが、乾隆 37 (1772) 年のシレー・ノール会盟で 4 盟諸旗におけるイフシャビの自由遊牧が改めて決定されたことを取り上げて、イフシャビは従来通り自由に遊牧していたと論述している。また、当時の外モンゴル地域では「活仏の（イフ）シャビには牧地がない、鹿には生息地がない」といった諺が流行していたと、Сономдагва1961:98、Нацагдорж1972:47 が興味深く提示している。ところが、これらの研究は、清代外モンゴル地域における規定上の内容・記述などに依拠したものであり、全く以て実証性に乏しい。例えば、盟や旗の境界が厳しく画定されていく社会情勢下でも、イフシャビは、その波に全く巻き込まれることなく、従来通り 4 盟諸旗の牧地で本当に自由に遊牧できていたのか、盟や旗の境界に制限されて遊牧するようになった旗内の一般平民は、本当にイフシャビの自由遊牧に反感を持つことなく、それを認めていたのか、というような大きな疑問が沸き起こるのを禁じえない。そこでこれらの疑義に答えるべく、さらに一步踏み込んで、外モンゴル遊牧民の現実の遊牧範囲や遊牧の実態を検証する必要があると考えられる。

その他、ブレンサイン 2005 は、清代内モンゴルの遊牧に関して、隣り合う旗同士が境界周辺の牧地を柔軟に利用するという状況が清朝滅亡後の 1920 年まで持続していたと指摘している。この内モンゴルの事例と比べて、清代外モンゴルにおける諸旗が境界地域でどうやって遊牧していたのか、比較研究が必要であろう。また、ドイツ語による先行研究である Barkmann 2000 では、清代外モンゴルにおける旗の一般牧民の遊牧範囲が、法律の規定や寺院などの増加によって限定されていたという全般的な状況が論じられている。Elizabeth2012 は、それまでの先行研究に基づいて、乾隆 46 (1781) 年に外モンゴル諸旗の境界が画定され、オボーが建てられたことによって、遊牧範囲が制限されたことや、18 世紀から 20 世紀の初頭までモンゴル王公や仏教寺院がよりよい牧地で遊牧していたことなどを記述している。利光（小長谷）1986 は、主にモンゴル社会における家畜寄託の慣行について論及している。

以上長文にわたって検討してきた種々の先行研究と問題点を踏まえ、本研究においては、清代外モンゴルにおける牧地紛争、あるいは盟や旗の境界画定といった問題を、単一的な視点ではなく、総合的な視点で捉えることとし、牧地紛争と境界画定との相関関係に研究の力点を置く。その際、牧地紛争の全体像を把握するために、何十年もの長期にわたって生じた大規模な牧地紛争に関する全ての公文書史料を逐一収集し、これまでにほとんどなされてこなかった現実の牧地紛争やその処理などについての実証的な検討を行うこととする。

第三節 本研究の意義

本研究の持つ意義を、以下の3点に分けて検討していきたい。

まず1点目は、清朝の外モンゴル地域に対する統治の問題である。清朝の盟旗制度によるモンゴル統治は、従来の研究において以下のように指摘されている。例えば、後藤十三雄氏は「大清帝国が牧農両地域に跨る統一政権として、遊牧民地域に固定した境界線を要求し、遊牧圏に制限を加へたことは、蒙古衰頹の原因の第一に考へられる」²⁵と述べている。田山茂氏は「地界の画定は遊牧地即ち領土の安堵と、これを細分して強大に向うのを防ぐと共に遊牧民の移動的な活動性を限定する効果を狙ったものであり」²⁶と評価している。田村実造氏は「旗地²⁷の画定は、遊牧民としてのモンゴル族の活動を、政治上・経済上・軍事上において著しく制約したものであって、以後かれらの全民族の活動は、ほとんど不可能視されるようになった」²⁸と述べている。同じく田村実造氏は「この旗界設定による蒙古牧地の分画は、蒙古人を一定の地域にしばりつけて、かれらの全ゆる方面に於ける活動を拘束するものであるから、蒙古人としては、往年のチンギスカンや明代の有名なダヤンカンなどにみるやうな、大蒙古帝国の建設ということは到底不可能なこととなり、それに反比例して清朝の蒙古に対する主権は、それだけ根強くうち建てられて行ったわけである」²⁹と評価している。Сономдагва氏も「清朝の統治体制はモンゴルの勢力を最低限にまで分散させ、彼らを服従させるものであって、モンゴル地域を盟や旗に細分したことこそがその現れであった」³⁰と述べている。

このように、清朝がモンゴル地域における盟や旗の境界画定によって完全な分割支配

²⁵ 後藤 1942:90。

²⁶ 田山 1954:77。

²⁷ 一般に「旗地」とは清朝の正規軍である八旗の兵士に与えられた農地を指すが、ここでは外藩モンゴルの遊牧地における旗の領域のことを指している。

²⁸ 田村 1956:148。

²⁹ 田村 1944:27。

³⁰ Сономдагва 1961:19-20。

を実施していたことは既に通説となっている。ただし、こうした統治体制の実状を把握するには、その盟や旗の牧地境界の画定状況を実際に検討する必要がある。そこで、本研究で行う外モンゴル地域における盟や旗の境界画定の経緯に対する検討そのものが、清朝による外モンゴルへの実質的な統治支配の定着状況解明に繋がっていく極めて重要な意義を有しているはずである。

2 点目は、清朝によるモンゴル統治の重層的構造や地方行政統治制度への理解に繋がる問題である。本研究の第一章第二節の第二項で詳しく論じるが、行政面における清朝の対外モンゴル統治は、清朝皇帝→理藩院→在地駐防官の役所→盟→旗→佐領といった階層構造であり、各行政機関の職務が厳密に決定されていた。清代外モンゴルにおける盟レベルや旗レベルの牧地紛争などの処理状況を詳細に考察することによって、各階層の機能状況の実態を検証することができる。これは、その行政統治の機能が牧地処理問題に反映されてくると考えられるからである。

また、近世・近代史の研究分野においては、「清朝の藩部地域に包含される外モンゴル、内モンゴル、回部（ウイグル）やチベットの中で、何故唯一外モンゴルのみが独立の道を歩むことができ、他の藩部内の諸地域がその独立を実現できなかったのか」という重大な問題が関心を浴びつつある³¹。すなわち、ロシアの関与など、諸外国による外的要因以外にも、外モンゴルのみが持つ内的要因も必ずあったはずだ、という視点である。その点で最も重要なことをここで述べておくと、1911年に清朝から独立したボグド・ハーーン政権下（1911-1921年）の外モンゴルにおいて活発に機能して独立国を支えた行政機構や社会制度は、基本的に清代モンゴルの制度をほぼそのまま受け継いだものであった³²。これらの点で、外モンゴル地域に対する清朝の行政機構や行政支配の実態を把握しておくことは、最終的に外モンゴルのみが独立できた内在的要因の解明にまで繋がっていく可能性があり、筆者はこれが近代政治史の解明に役立つと考えている。

3 点目としては、モンゴル遊牧社会における歴史上初めての牧地境界の出現と、それに伴う従来の伝統的な遊牧の生業形態への影響などといった点が挙げられる。承志氏は「1689年にロシアと大清国の間で締結されたネルチンスク条約によって、自然河川や山脈が「国境」確定の基準の1つとなり、石碑を建てて「国境」の標識とすることが組み込まれ、アムール川とゲルビチ河が合流した地点の北岸に碑文が建てられた。後にアムール川以外のバイカル湖周辺にロシア人が侵入した結果、1728年にキャフタ条約が締結され、清朝における北方の「国境」、ユーラシア北方におけるハルハ・モンゴル（外モン

³¹ 関連研究として中見 2012、橘 2011a、青木 2011 などがある。

³² Сономдагва1967、岡 2007、錫莉（シーリン）2012 参照。

ゴル) とロシアの「国境」が画定された。その際、ネルチンスク条約と同様に、両国の間に山や河川があればそれらを「国境」とし、もし山や河川がない場合には両国の拠点の中間点に(石積みの) オボーを建てて「国境」とすることが新たに定められた。」³³と論じ、清朝とロシアとの間における「国境」の出現を指摘している。そこで、もともとモンゴル遊牧民は一定の縄張りのような牧地範囲で遊牧していたものの、清朝支配下に入った後、清朝政府は、上記の国境画定などにヒントを得て、その牧地を盟や旗の行政区画に分割し、石積みのオボーなどの標識で画定したという可能性が指摘できる。これがモンゴル高原の遊牧社会における史上初めての境界線の出現であるとも考えられる。また、「モンゴル遊牧民が家畜を遊牧する牧地境界は、徐々に国境の概念へと変化した」³⁴といった論点と関連付けてみると、その境界画定は近代的なものを見なすことができるだろう。

こうした牧地境界線の出現が最終的に伝統的な遊牧という生業形態に大きな影響を与えたであろうことは否めない。モンゴル人が遊牧するモンゴル高原は、年間降水量が極めて少なく、気温の変化が著しいステップ地帯であり、牧草地の肥沃度や不毛度は分布上決して一様ではない。こうした厳しい気候のもとで、羊、山羊、牛、馬、ラクダという5種類の家畜を放牧し、季節ごとに牧草地を変えて移動するモンゴル遊牧民の伝統的な遊牧生活が展開されてきた。

吉田順一氏は、13世紀のモンゴル帝国期のモンゴル高原では既に、春営地、夏営地、秋営地と冬営地という季節に応じた基本的な宿営地があり、これらの間における移動が行われていたと述べている³⁵。例えば、夏期の遊牧拠点となる夏営地は河川などの水利が簡単に得られる場所が望ましく、冬期の拠点となる冬営地は西北の寒風を避け、積雪が少なく、適当な牧地のある場所が要求されるため、季節ごとの牧地の移動が頻繁に行われていた³⁶。無論、干ばつや大雪などの災害時における臨時の牧地移動も遊牧生活にとって必要不可欠になる。つまり、後藤十三雄氏の指摘通り、移動は遊牧民の生命である³⁷。16世紀の遊牧民の移動状況に関して、チョローン氏が「アルタン・ハーンの遊牧地はどれほど広大であったか計り知れず、……ハーンは短期間の移動は行わず、山々の間の川を渡り、冬夏の別なく同じような移動を行う」³⁸と言及しているように、その移動は広大な牧地における大規模なものであったに違いない。具体的な移動距離は、後述

³³ 承志 2012:73-76。

³⁴ Гэрэлбадрах2002:196。

³⁵ 吉田 1983 参照。

³⁶ 後藤 1968:19-35 参照。

³⁷ 後藤 1942:103。

³⁸ チョローン 2012:152-155。

するハンガイ地帯では 10－15 キロメートル、ゴビ砂漠地帯では 50－150 キロメートルに及び、乾燥・砂漠地になればなるほど長くなる傾向にあった³⁹。また、後藤十三雄氏は「牧民はあくまで一片の土地に固着することなく流動しているのであるから、農業社会の住民が考へるやうにこの放牧圏は一定の境界をもつ排他的な土地の拡張ではない」⁴⁰とも説明している。

ところが、清朝はモンゴル地域の牧地を盟や旗ごとに分配した上、農耕社会の如く、その分配地を線引きした境界線で画定し、遊牧民が越境して遊牧することを基本的に禁じたのである。確かに、後藤十三雄氏の論じた通り、大規模な紛争が発生しない限り、隣接する両盟や両旗が互いの境界を越えて遊牧することもあり得る⁴¹が、両盟や両旗の間で大規模な牧地紛争が生じた場合、接する境界線を巡る紛争の処理を経て、遊牧民は盟や旗の境界内で放牧することを厳守させられるわけである。また、清代外モンゴルの遊牧状況に関して、堀口香里氏が「旗を越えるに当たって行政当局への報告が義務付けられていたことから分かるように、原則としては旗内で遊牧活動を行うことが求められていたことは論を俟たない。しかし、実際には、遊牧生産上の必要に応じて旗を越えた牧地利用ができるような調整システムが機能していた」⁴²と論及している。この越境避難などを巡る調整は、牧地境界画定の産物にほかならない。こうして、清朝支配下におけるモンゴル人は、古くから続いてきた広範囲にわたる自由な移動遊牧が次第に制限されたり、越境避難の調整が求められたりするなど、伝統的な遊牧という生業がかなりの影響を受けたと考えられる。言い換えれば、盟旗制度の一環となる盟や旗の境界画定政策そのものが、モンゴルの遊牧生活にもともと適合しないものであったという観点にも発展していくだろう。

清代のモンゴル地域に広がった牧地境界線は、21 世紀の現代社会において最終的にいかなるものに転じていったのか。ここで、中国領内にある内モンゴル自治区に生活するモンゴル遊牧民の遊牧状況を見ると、20 世紀の 80、90 年代に中国政府によって世帯単位の牧地・家畜の分配が実施された結果、各戸に割り当てられた牧地は金網状の柵で隔てられ、柵が各戸ごとの牧地境界線となって、他者の牧地への侵入が禁じられている⁴³。地元の老人たちが、「手のひらに収まるぐらいの土地で蜘蛛の巣のように柵が張りめぐらされた」と、現状を生々しく語っていることを、筆者もよく耳にする。また、各戸ごと

³⁹ Рэгсүрэн・Балжинням1973:24、稲村 2010:144 参照。

⁴⁰ 後藤 1942:102。

⁴¹ 後藤 1942:104。

⁴² 堀口 2013:40。

⁴³ 稲村 2010、邢莉・邢旗 2013:362－382 参照。

の人口数を基準にして分配された牧地の広さは各々相違するが、一般的に数千畝⁴⁴から数万畝までの狭いものであった⁴⁵ため、四季に応じて遊牧する春・夏・秋・冬の営地が確保できなくなり、元来の移動遊牧が徐々に薄れていった上、ラクダや馬などの大型家畜の頭数も激減し、結果的に固定された牧地における牧畜すら困難となっている。例えば、2007年の邢莉氏らによる内モンゴルのシリントグ盟⁴⁶におけるフィールド調査を読むと、当該地域では、牧地固定や戸別の境界線画定などによって引き起こされた、夏営地などの喪失、定住化の促進、災害時の避難の困難さ、牧草地の破壊、家畜頭数の減少、生産力の低下、等々の諸問題が浮き彫りとなり、地元遊牧民の従来の自由遊牧に対する懐旧の念と牧地固定への抵抗感が強く感じ取れる⁴⁷。

つまり、現在の内モンゴル地域において伝統的な遊牧生活は危機的状況に追い込まれていると言っても過言ではない。もちろん、その要因としては様々な事情が連鎖しているが、これらの諸要因のうちでも、モンゴル地域における牧地の固定や牧地境界線の画定などによる影響は、その最大のものであろう。このような境界線画定政策の歴史的な発端となる清朝時代の政策を研究することは、内モンゴルや比較的良好な状態にある外モンゴル地域における遊牧という生業形態を今後も持続させていく取り組みに、多少とも貢献できるはずであり、現代史の観点から見ても、一定の意義があると筆者は考える。

また、この境界画定によって、地域社会の人々がいかなる問題に当面しているのかといった論点は、例えば、現代のモンゴルで言えば、特に内モンゴルの環境問題に関連して重要視されつつある。上述した牧地の固定のため、遊牧生活が不可能となり、農地化が進むことによって「草原の砂漠化」が本格化してしまったのである⁴⁸。従って、遊牧という生業形態に関連して、環境史の面においても本研究の意義を指摘することができよう。

その他、潜在的な意義として補足すると、300年前の清代外モンゴルにおける牧地紛争の実態を解き明かすことが、当時のモンゴル遊牧民社会への理解・認識に繋がっていくことである。「草場上における部族闘争の大部分が、よき牧草とよき水の地を目標とする争奪に端を発している事実を忘れてはならないのである」⁴⁹と後藤十三雄氏が論じている。こうしたよりよい牧草地や水場を巡る遊牧民同士の牧地紛争は随時発生し得るも

⁴⁴ 面積の単位であり、1畝が99.17平方メートル、あるいは30坪に相当する。

⁴⁵ 邢莉・邢旗 2013:362-382 参照

⁴⁶ 内モンゴル自治区の中部に位置する。

⁴⁷ 邢莉・邢旗 2013:362-382 参照。

⁴⁸ 小長谷・シンジルト・中尾 2005、萩原 2009 参照。

⁴⁹ 後藤 1942:100。

のであったゆえ、牧地紛争そのものが遊牧社会を取り巻く日常的な出来事の1つともなっていたと考えられる。従って、清代の外モンゴル地域で頻発していた牧地紛争の実態を丹念に解明することで、当時のモンゴル遊牧民社会のありさまが再現できるのではないかと筆者は考えている。

また、清代以前の遊牧社会においても牧地紛争は発生していたはずだが、北元期以前の遊牧社会には記録を残す習慣がほとんどなく、残存史料が極めて少ないゆえ、当時の牧地紛争の詳細な状況は全く不明である。これに対して、清朝支配下に入ったモンゴルでは、文書行政が徐々に整備されてゆき、様々な出来事が記録されるようになって、公文書史料が大量に残された。そこで、これらの公文書史料を利用して、清代外モンゴルの牧地紛争の実態を明らかにすることは、清代以前の牧地紛争を理解する上でも重要な情報源になってくると思われる。例えば、本研究では、清代における牧地紛争の具体的な発生形態、パターンが、モンゴルの遊牧社会に古くから伝わってきた遊牧民特有の慣習であったか否かといった論点にも触れる。このように歴史民族学的な側面においても、本研究の価値は存在するであろう。

第四節 本研究で使用する主な史料

本研究においては、以下の14種類の史料を利用する。

1 つ目の史料は、モンゴル国の首都ウランバートル市にあるモンゴル国立中央文書館所蔵の公文書と牧地図である（以下、史料①と略称する）。これは本研究で最も多用する史料でもある。当文書館には、「清朝支配期（1691-1911年。ただし、1720-1740年以降の文書が多く現存している）」、「ボグド・ハーン制モンゴル国期（1911-1921年）」と「モンゴル人民革命以降（1921年-）」における大量の公文書が保管されており、その所蔵文書もこの3つの時代ごとのフォンドに大別されている。このうち、「清朝期」のフォンドにある公文書史料の数は約13万件にものぼると言われ、その大部分がモンゴル語や満洲語で書かれている⁵⁰。これらの史料は、社会主義時代にあってもモンゴル人にとってもその閲覧が極めて難しかったが、幸い1991-1992年の民主化以降、モンゴル国における各領域での情報公開が進められ、現在外国人でも自由に閲覧することができる。近年、日本では、二木博史氏、岡洋樹氏、萩原守氏、中村篤志氏、佐藤憲行氏、橘誠氏らが当文書館の史料を用いて、新しい研究を進めており、公文書史料を活用した詳細な研究が期待されつつある。

⁵⁰ 萩原 2006:47-48、中見 1993、二木 2003、宮脇 2003 参照。

筆者は、2012 年 6 月、9-10 月、2013 年 3 月と 2014 年 9 月に当該文書館で長期にわたる史料調査を行っており、「清朝期」のフォンドから、中部 2 盟のトシェート・ハン部とサイン・ノヤン部における牧地紛争に関する多数の公文書を新たに発見している。主に、トシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗、トシェート・ハン部のトシェート・ハン旗と左翼後旗、トシェート・ハン部中右末旗内の牧地紛争や遊牧状況などに関して、盟間や盟と旗との間、旗間、及び盟と理藩院や庫倫辦事大臣衙門との間等々で、乾隆年間（1736-1795 年）から光緒年間（1875-1908 年）にかけてやり取りされた合計 194 通のモンゴル文と満洲文の公文書を利用する⁵¹。また、当該文書館で新たに発見した清代外モンゴルのトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗が接する牧地の地図 1 通と、左翼前旗の牧地図 1 通もあり、第三章で使うこととする⁵²。なお、複写料金が高いため、公文書はほとんど手書きで写し、2 通の地図はスキャンして入手した。

2 つ目の史料は、モンゴル国の国立中央図書館所蔵の公文書史料と牧地図である（以下史料②と略称する）。当図書館には、清朝期やその後のボグド・ハーン政権期などの公文書史料のほか、歴史、哲学、法律、宗教等々に関する書籍類などが大量に保管されている⁵³。そのうち、清朝支配下の外モンゴルにおける各盟や各旗の牧地図も数多く所蔵されているが、その閲覧に対する規制はかなり厳重なものであった。筆者は、2012 年 9-10 月と 2013 年 3 月に、当該図書館で史料調査を実施し、宣統元（1909）年のサイン・ノヤン部の牧地図、共戴 3（1913）年のサイン・ノヤン部ウールド前旗の牧地図とトシェート・ハン部トシェート・ハン旗の牧地図などを実見しており、本研究の第三章や第四章で使用する。これらの地図は複写が許可されなかったが、運よく 1 つ目の地図をスキャンした電子ファイルを中国内モンゴル師範大学のアルタンダライ先生からいただくことができた。この場を借りて深く感謝したい。残りの 2 通の地図は筆者が手書きで写したものである。また、同治年間（1862-1874 年）におけるトシェート・ハン旗と左翼後旗の牧地状況やイフシャビの遊牧に関するモンゴル文の公文書計 5 通を手書きで入手した。

3 つ目の史料は、Heissig（ハイシッヒ）氏が編集した地図集 *Verzeichnis der Orientalischen Handschriften in Deutschland · Supplementband 5,2:Mongolische Ortsnamen Teil II* ・

⁵¹ これら以外の牧地紛争も補助的に利用するが、その詳細は各章で明記する。

⁵² 現在、当文書館所蔵の清代外モンゴルにおける各盟や各旗の牧地図の閲覧は、一切禁止されているが、幸いこの 2 通の地図は公開されている公文書の中に挟まれた状態で発見できた。

⁵³ 橘 2011b 参照。

Mongolische Manuskriptkarten in Faksimilia (『ドイツにおける東洋の写本目録・別巻 5,2 : モンゴルの地図第 2 部・モンゴルの写本地図の複写版』)である(以下史料③と略称する)。

『ドイツにおける東洋の写本目録』別巻には、別巻 5,1 (Haltod 氏が編集したモンゴルの地図・第 1 部)、5,2 と 5,3 がある。別巻 5,2 である本地図集は、別巻 5,1 に記載されている地名の位置を確かめやすくするという目的で、編集者が計 182 部の地図をより大きい図版で提示し、数字を振った方眼で重ね刷りしたものである。本地図集の中には、編集者と Consten 氏によって収集された地図及び別巻 5,1 中の一部の地図などが収録されている。上述したように、モンゴル国立中央文書館やモンゴル国立中央図書館における牧地図の閲覧が難しい状況下にあるため、これらの地図集は利用価値の高い、極めて重要な史料であると言える。

4 つ目の史料は、Ц.Шархүү (ツェ・シャルフー) 氏編纂の史料集 *Хувьсгалын өмнөх Монгол дахь газрын харилцаа* (『革命前のモンゴルにおける土地関係』 Шархүү 1975) である(以下、史料④と略称する)。これは、Ц.Шархүү 氏がモンゴル国立中央文書館に保管されている公文書史料の中から選んで、編集した史料集であり、乾隆 4 (1739) 年から 1920 年までの外モンゴル各地における盟、旗、イフシャビ、駅、カ倫などの間における牧地紛争、あるいは井戸、宿营地などを巡る紛争についての公文書が、74 通(すなわち 74 件の牧地紛争が)収録されている。これらは、すべて原文のモンゴル文字モンゴル文や満洲文からキリル文字のモンゴル文に転写されるか、翻訳されている。筆者が、本史料集から、本研究に直接関わりのある牧地紛争の事例 6 件を選んで、当該文書館所蔵の元の文書原文と照らし合わせたところ、全てほぼ原文の公文書と一致することが確認できた。すなわち、この史料集は、非常に信憑性が高く、本研究の出発点とも言うべきものである。

5 つ目の史料は、清王朝の規定集である『清会典 (光緒)』である(以下、史料⑤と略称する)。

6 つ目の史料は、台北で出版された『国朝耆獻類徵初編 (二)』所収の『欽定外藩蒙古回部王公表傳』である(以下、史料⑥と略称する)。

7 つ目の史料は、呼和浩特 (フフホト) で出版された『蒙古回部王公表傳 (第一輯)』(包文漢・奇朝克図 整理、漢文)である(以下、史料⑦と略称する)。

8 つ目の史料は、蘭州で出版された『蒙古律例・回疆則例』である(中国社会科学院中国边疆史地研究中心 主編、漢文)(以下、史料⑧と略称する)。

9 つ目の史料は、呼和浩特で出版された『理藩院則例』(金峰・尼日拉図 編、嘉慶 22

年版、活字組版、蒙文）である（以下、史料⑨と略称する）。

10 番目の史料は、『清史稿』（中華書局）である（以下、史料⑩と略称する）。

これら以外にも、巻末の主要史料一覧に挙げた⑪から⑭までの史料を補助的に利用する。

第五節 本研究の構成

本研究は、序章、終章に加えて、5 つの章から構成される。以下、各章の内容を手短かにまとめておきたい。

第一章「清朝支配下における外モンゴルの行政機構とその領域形成」では、紀元前の匈奴や 13 世紀のモンゴル帝国期から清朝期にかけての遊牧民社会における牧地状況の変遷を先行研究に拠りつつ整理する。また、清朝の対モンゴル統治策である盟旗制度や身分制度などを取り上げ、清代外モンゴルの政治行政機構・社会構造を概観する。

第二章「外モンゴルにおける牧地紛争の発生形態」の部分から本論に入る。本章においては、清代外モンゴルの中部 2 盟で発生した牧地紛争の諸事例を手がかりに、当時の牧地紛争が一体いかなる形態・パターンで発生していたのか、その発生形態に伴う刑罰としての裁定方法がいかなるものであったのかを検討する。これを通じて、当時の牧地紛争の発生形態と、モンゴル遊牧社会において古くから伝わってきた遊牧民特有の慣習や清朝の政策がどう関わっていたのか、また、その裁定状況がモンゴル遊牧社会における遊牧民の慣例によるものであったのかどうかを明らかにする。

第三章「トシェート・ハン部とサイン・ノヤン部との間における牧地紛争の処理からみた盟の境界画定過程」では、第二章で描き出した当時の牧地紛争のありさまを念頭に置きつつ、清代の乾隆 41（1776）年頃にトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との間で始まった盟レベルにおける牧地紛争の事例を、主として紛争処理の側面から詳細に検討し、両盟の境界画定の経緯を実証する。その際、史料①と史料②に基づき、牧地紛争に関する公文書史料を当時の牧地図と照合して、実際に争われていた牧地や画定された両盟の境界となるオボーの位置状況を詳細に示すこととする。なお、本章と下記の第四章、第五章の配列順序は、行政区画の序列（上級から下級へ）及び牧地紛争発生の時系列（古い時代から新しい時代へ）に準じたものである。

第四章「トシェート・ハン部内のトシェート・ハン旗と左翼後旗との間における牧地紛争の処理からみた旗の境界画定過程」では、第三章での検討を受け継いで、清代の道光 26（1846）年に発生したトシェート・ハン部内のトシェート・ハン旗と左翼後旗との

牧地紛争という旗レベルの紛争に焦点をあて、紛争処理の過程を丹念に分析して、両旗の境界画定の経緯を検証する。

第五章「トシェート・ハン部中右末旗内における牧地紛争の処理からみたイフシャビの遊牧状況」では、当時の牧地紛争に関する考察を旗の内部にまで進め、咸豊 5（1855）年から光緒 7（1881）年にかけて、トシェート・ハン部中右末旗で実際に起こった旗内の一般平民とイフシャビとの牧地紛争の事例を取り上げて、その紛争処理過程を詳細に検討する。ここでは、従来の研究で指摘されてきたように、イフシャビが本当に盟や旗の枠組みに制限されることなく、4 盟諸旗の牧地で自由に遊牧できていたのかどうかという問題に焦点を絞って、イフシャビの遊牧状況の実態解明を試みる。

終章では、本研究で述べてきた清代外モンゴルの中部 2 盟で発生していた盟と盟、旗と旗や旗内部の牧地紛争といった種々の紛争の発生形態や紛争処理の状況など、言わば牧地紛争の実態、実例による盟や旗の境界画定の経緯及び旗内における遊牧民、とりわけイフシャビの遊牧状況などを総括し、結論を提示する。そして、今後の課題・展望を述べたい。

第一章 清朝支配下における外モンゴルの行政機構とその領域形成

小序

周知の如く、ツングース系民族である満洲人が 17 世紀に樹立した清王朝は、マンチュリア、中国本土、モンゴル高原、東トルキスタンを含む天山山脈の南北両側地域、チベットから構成される広大な領域を形成し、満・蒙・漢・チベット・ウイグルの諸民族を含めた複合多民族王朝となった⁵⁴。こうした広大な領域や領域内諸民族に対する清朝の統治体制は多様性を持っており、行政統治面で言うと、満洲人には「八旗制度」、モンゴル人には「盟旗制度」、漢人には中国固有の伝統的な「州県制度」を各々実施した⁵⁵。

しかしながら、序章でも述べたように、モンゴル高原では古代以来ずっと遊牧生活が続いていて、清代の盟旗制度も遊牧社会の理解なしに検討することはできない。そこで、本章においては、まずこれまでの先行研究を基にして、遙か昔、紀元前の匈奴帝国や 13 世紀のモンゴル帝国期から清朝期に至るまでの遊牧社会における牧地変遷を大まかに辿り、清代の盟旗制度の一環となる盟や旗の境界画定政策による外モンゴルの牧地状況の変化を概説しておきたい。次に、本研究の背景となる清朝の対モンゴル統治策である「盟旗制度」や「身分制度」などを詳細に取り上げて、清代外モンゴルの政治・社会構造を概観する。

第一節 匈奴、モンゴル帝国期から清朝期に至るまでの遊牧社会の牧地変遷

第一項 匈奴、モンゴル帝国期の牧地状況

モンゴル高原は、ユーラシア大陸の内陸部に位置しており、北はシベリアの森林地帯から南は万里の長城まで、そして東は大興安嶺山脈から西はアルタイ山脈まで広がる広々とした高原地帯であり、その中央部に広大なゴビ砂漠がある。平均海拔が約 1500

⁵⁴ 石橋 2011:195-196 参照。

⁵⁵ 岡 2003、杉山 2009:141-143 参照。八旗は満洲語でグサ (gūsa、旗) と呼ばれる軍団 8 個からなる軍事・行政組織であり、鑲黄、正黄、鑲白、正白、鑲紅、正紅、鑲藍、正藍という 8 種類の旗 (縁取りのあるものを鑲旗、縁取りのないものを正旗という) があつた。グサは成年男子 300 人からなるニル (niru) を基本単位とし、5 ニルが 1 ジャラン (jalan)、5 ジャランが 1 グサを構成する。最初は、満洲人と来帰したモンゴル人、漢人の全員がいずれかのグサに所属していたが、後に来帰するモンゴル人や漢人が増えると、これらとは別に八旗蒙古、八旗漢軍を新たに編成し、従来のものは八旗満洲と称した。順治元 (1644) 年以降、八旗は、北京に駐留する禁旅八旗 (京旗) と各省の要地に駐屯する駐防八旗とに分かれ、清朝を支える支配体制の 1 つとなった (杉山 2001、石橋 2011:89-93 参照)。一方、州県制度に関しては、以下の通りである。省が最も大きな地方行政単位であり、その下に府 (府と同級の行政単位として直隸州や直隸庁もあった)、府の下に州・県が設置されていた。省には総督や巡撫という最高行政長官が置かれ、府には知府、州には知州、県には知県らの長官が各々置かれた。なお、盟旗制度の詳細は本章の第一節第三項と第二節第二項を参照。

メートルにもなるこの高原地帯は年間降水量が平均 50-500 ミリであり、気温の変化も激しい典型的なステップ地帯である⁵⁶。こうしたモンゴル高原に登場して勢力を伸ばした遊牧民勢力は、古代以来、匈奴、鮮卑、柔然、突厥、ウイグル、契丹、モンゴルと枚挙にいとまがない。ここでは、これら諸勢力の中から代表として匈奴とモンゴルの騎馬遊牧民を取り上げて、その牧地や遊牧状況などを概観しておきたい。

匈奴の冒頓単于は、紀元前 209 年頃に東方の遊牧民東胡を服属させ、西方の遊牧民月氏の勢力を撃ち、モンゴル高原を統一した騎馬遊牧民の匈奴帝国を樹立した。その領域は当初内モンゴルのオルドス、陰山の地であったと言われるが、後に北のオルホン河、トール河まで広がり、オルドスからバイカル湖に至る広大な地域が匈奴の本拠地となった⁵⁷。そして、その牧地は左賢王以下の左方（東方）王将たちと右賢王以下の右方（西方）王将たちに分配され、各王将に配属された遊牧民がその領域内で遊牧していた。具体的には、各王将に統率される遊牧民は各々の部族や氏族を構成していて、その部族、氏族の領地という分地の範囲内で遊牧していた。つまり、匈奴の遊牧社会においては、部族別あるいは氏族別の共同放牧が展開された。この遊牧形態は内陸アジアの騎馬遊牧民の間に普遍的に存在していたものであったと言われる⁵⁸。

これらの部族や氏族の諸集団は、慣習的にはほぼ定まった冬営地や夏営地などを保有し、季節によって相互に接近して遊牧したり、他集団の牧地と重なって放牧したりする場合もあったようである⁵⁹。そもそも、遊牧民は、より良い牧草地を求め、羊、山羊、牛、馬、ラクダの家畜を放牧して移動するが、その移動は決して無秩序なものではなく、各集団の縄張りや一定の遊牧範囲が定められていた。例えば、司馬遷の『史記』には、「都市も定住する場所も耕地も持たなかったが、それぞれ領分とする土地は決まっている」と記載されている⁶⁰。また、勃興直前の匈奴と東隣の東胡との牧地境界が一定の空き地であったように、当時の諸氏族、諸部族の牧地は必ずしも互いに直接接しておらず、特定の空き地によって隔てられていることもあったようである⁶¹。ただ、両者の相接する地域は、双方の勢力の均衡によって出現した真空地帯であるため、その釣り合いが破れればこの真空地帯が容易に新たな位置へと移り、両勢力が再度均衡を回復する。このため、境界は、一時期に限って存在し得るものの、両勢力の盛衰に応じて流動するもので

⁵⁶ 若松 1999:4-5、沢田 1996:1-2 参照。

⁵⁷ Гэрэлбадрах2002:23 参照。

⁵⁸ 江上 1956:24-29 参照。

⁵⁹ 後藤 1968:326-327 参照。

⁶⁰ 松田・小林 1941:27-28、杉山 2012:11-12 参照。

⁶¹ Гэрэлбадрах2002:19 参照。

あった。従って、その境界は農耕社会的な土地に則した一線ではなかった⁶²。

他方、モンゴル民族に視線を移すと、12世紀末頃からモンゴル高原北東部でモンゴル部族が台頭し始め、1206年にテムジンつまりチンギス・ハーンが遊牧諸部族を統合してモンゴル帝国を創設した。彼は、軍事・行政組織である千戸制を設立し、麾下の全ての遊牧民を95個の千人隊集団に改編したと言われる。千人隊とは戦時に千人程度の兵士を供出できる集団という意味であり、これを率いるのが部下の功臣たちの中から選出された千人長である。千人隊の上には万戸、下には百戸、十戸などが各々置かれており、十進法体系の編成となっていた⁶³。そして、基本的な行政単位である千戸をはじめ、その下の百戸、十戸にまでそれぞれ牧地が分配され、各戸が隣接する牧地の境界は明瞭であったと述べる研究者もいる⁶⁴。ところが、一定の牧地内に制限された生活は遊牧という生業に適さず、本来は四季に応じてよりよい牧草地や水場を選択し、常に移動して遊牧できるような広大な牧地が必須であった。こうした伝統的な遊牧生活の特徴に基づいて、モンゴルのハーンは牧地を直接画定したのではなく、遊牧民を各々の千戸に割り当てて登録させただけのはずである。例えば、プラノ・カルピニ⁶⁵は、ある千戸長は管轄下の遊牧民の人数で牧地の境界を判断・把握し、春夏秋冬にどこで家畜を遊牧させるかを決める、と記述している。また、遊牧民は概ね千戸制以前の氏族、部族の時代から遊牧してきた牧地で遊牧し続けていた⁶⁶。つまり、モンゴル帝国期においては、それまでの氏族・部族の社会行政組織が千戸制に代替・変革されたものの、モンゴル遊牧民は匈奴時代の遊牧民とほぼ同様に、依然として明確な牧地の境界線を持つことなく、その牧地で遊牧していたと考えられる。

第二項 14世紀半ばから16世紀にかけての外モンゴルの牧地状況

1368年の明軍による大都北京への攻撃のため、元朝のハーンであったトゴン・テムルは万里の長城の北にある内モンゴルへ逃げこんだ。この出来事がモンゴル帝国の中国本土に対する支配に終止符を打った。モンゴル高原に後退したモンゴル人政権は通常北元と呼ばれ、統一勢力による国家統制を実現できないまま、弱小部族間の闘争が広がり、分裂状態に陥った。具体的に言えば、この時期のモンゴル民族は東西に大きく二分され、

⁶² 後藤 1968:344-345 参照。

⁶³ 田村 1956:115-117、Нацагдорж1978:59、山田 1985:168-170、杉山 2004:55 など参照。

⁶⁴ Гэрэлбадрах2002:73-74、Гонгор1978:246 参照。この牧地分配は、2代目のハーンであるウグデイの時に実施されたと言われる（Нацагдорж1972:13 参照）。

⁶⁵ 1245-1247年にローマ教皇四世によって、モンゴル帝国の3代目のハーンであるゲユク・ハーンの所へ派遣された人物である。田村 1956:120。

⁶⁶ Гонгор1978:245-246、255-257、Уражмилтзоф 1942:257-261 参照。

東モンゴル（モンゴル本族）と西モンゴル（オイラト）に各々6 トゥメン（万戸）⁶⁷と 4 トゥメンがあつて、その牧地は計 10 トゥメンそれぞれに分封されていたと言われる⁶⁸。

東モンゴルにおける 6 トゥメンの 1 つであるハルハ・トゥメンは、外モンゴル地域に分布しており、16 世紀初めにはモンゴル 15 代目のハーンであるバトムンケ・ダヤン・ハーンの末子ゲレセンジェによって統治されていた。16 世紀半ば頃、ゲレセンジェが配下の遊牧民とその牧地を 7 人の息子にそれぞれ分配した結果、外モンゴル地域が 7 人の息子たちの管轄下で 7 つのオトク、あるいは 7 つのホショー（旗）⁶⁹に分かれていったと言われる。この 7 オトクが左翼と右翼に分かれ、左翼に所属するゲレセンジェの三男ノノホ・オイジンと四男アミンドラルの統治下でハルハ中部におけるトシェート・ハン部の牧地とハルハ東部におけるツェツェン・ハン部の牧地が形成された。一方、右翼所属の長男であるアシハイが右翼の諸オトクを併合して、ハルハ西部におけるザサクト・ハン部の牧地が構成された。その後、1655 年にトシェート・ハンの遊牧民の一部をグムフン・サイン・ノヤンの息子ダンジン・ラマに割り当て、新たな 1 旗が形成された⁷⁰。このように、清朝支配下に入る直前期の外モンゴルの牧地は、概ね西方から順にザサクト・ハン、トシェート・ハン、ツェツェン・ハンという 3 ハンの管轄下に置かれた 8 旗に区分されていた。ただし、各オトク間の牧地境界線は、当然明確に画定されてはいなかった⁷¹。こうした外モンゴルの前身となる牧地が、清朝支配期において、いかなる変容に直面したのかを、次項で見ていきたい。

第三項 清朝支配期の外モンゴルにおける盟や旗の牧地境界画定

後述するように、外モンゴルは康熙 30（1691）年にドロン・ノール⁷²の会盟で清朝に帰属し、1911 年の独立まで 200 年以上もの長きにわたる支配統治を受け続けた。こうし

⁶⁷ トゥメンは本来モンゴル帝国期における軍事行政組織の単位であるが、ここではモンゴル語の[ulus]に近い意味を有しており、統治勢力あるいは人々というような意味である。Нацагдорж1978:143 参照。

⁶⁸ Гонгор1978:261、Нацагдорж1978:142 参照。

⁶⁹ ウラヂミルツォフ 1942:300-303 は、「一定地域を遊牧のために領有するために結合した遊牧アイル（家庭）の一定群が、（すなわち）ウルス又はトゥメンの分割部分が、オトクと呼ばれることとなった。当時のオトクは基本的な社会的経済的な単位であった」と述べると共に、軍事的には「蒙古のオトクは一定の単位を成していた。即ち、オトクの国民軍はホシグン〜ホシウン〜ホシユン（旗）xoshigun〜xoshi'un〜xoshūn『軍団、師団等々』と呼ばれる特殊な部隊を成していた。従って、オトクとホシユンの両語は屢々互に混用された」と論じている。また、岡 2012:6-7（口頭発表）によれば、オトクとホショー（旗）との両者は実態として同様であるが、ホショーには王族と俗民の主従関係が存在し、ザサク（旗長）が設置されていた。

⁷⁰ Сономдагва1961:45-46,70-71、Гонгор1978:261-262、Гэрэлбадрах2002:82-83、Гэрэлбадрах2006:99-100 参照。

⁷¹ Гэрэлбадрах2006:100 参照。

⁷² 元朝の夏の都であった上都の跡地近くにあり、現在の中国内モンゴル自治区の多倫県である。

た清朝による統制の下で、外モンゴルの従来の牧地は大きな変遷を余儀なくされていた。

そもそも、匈奴や 13 世紀のモンゴルなどの騎馬遊牧諸民族は、その騎馬による強大な軍事力や戦闘力を基礎として、各々の遊牧帝国を創設していた。そのため、17 世紀に異民族の満洲人に従属したとはいえ、モンゴル民族の持つ強い軍事力は統治者側の満洲人にとって大きな懸念材料でもあったに違いない。そこで、満洲皇帝はモンゴルの従来の軍事力を分散・弱体化させるため、モンゴル人への分割統治の実施を試みた⁷³。これが、次節で詳しく述べる盟旗制度による行政単位の区画、及び、それに伴って実施された盟や旗の境界画定政策である。例えば、既述した通り、盟や旗の疆域に関しては、山河や石積みのおボーを境界と見なして遊牧の範囲を定め、許可なく越境することを禁じた⁷⁴。

もともと 8 旗に分割されていた外モンゴルの牧地は、康熙 30 (1691) 年に 34 個の旗に再分割され、そのうちの 16 旗がトシェート・ハン部に、11 旗がツェツェン・ハン部に、7 旗がザサクト・ハン部に配属されたようである。康熙 36 (1697) 年にジュンガルのガルダンを破った清朝は既存の 34 旗をさらに分け、その数は 55 旗に達した⁷⁵。その後、雍正 3 (1725) 年に清朝は、ジュンガルとの戦いで大勝利を収めたサイン・ノヤン和碩親王ダシドンドブにトシェート・ハン部から 19 個の旗を割り当て、サイン・ノヤン部を新たに作り上げたため、外モンゴルの牧地は全体で 4 つの盟⁷⁶に区分された。また、旗は引き続き細分化されて、最終的に外モンゴル諸旗の数は 86 個にまで増加し、トシェート・ハン部が 20 旗、ツェツェン・ハン部が 23 旗、ザサクト・ハン部が 19 旗とサイン・ノヤン部が 24 旗を各々有するようになった。かくして、外モンゴルの牧地は 4 盟 86 旗にまで細分化され、その牧地状況が 20 世紀初頭まで概ね持続されていた⁷⁷。その状況は地図 2 を参照されたい。

ところが、清朝に帰属した外モンゴル地域は清朝とジュンガルとの戦争の場となっていて、その戦闘に応じた牧地変動が繰り返されたため、各盟や旗の牧地に対する明確な境界画定は事実上不可能であった。最終的に、乾隆 20 (1755) 年に清朝軍によって西隣のジュンガル王国が滅亡させられたことから、乾隆 23 (1758) 年に外モンゴル地域で広範囲にわたる西方への牧地拡張があった。この動きの中で、西部 2 盟のザサクト・

⁷³ 田村 1956:148-149、後藤 1942:90 参照。

⁷⁴ 注 8 を参照。

⁷⁵ Namsarai2011:1-2 参照。

⁷⁶ 清朝への服属以前にあった部がそのまま盟となり、部と盟の両方の名を持つようになった。ザサクト・ハン部 (ザク・ゴリン・エフ・ビデリヤ・ノール盟)、サイン・ノヤン部 (ツェツェルレク盟)、トシェート・ハン部 (ハン・オール盟)、ツェツェン・ハン部 (ヘルレン・バルス・ホト盟) の 4 つである。

⁷⁷ 『大清會典事例』巻 964,965、Сономдагва1961:17-20,45-48,70-73 参照。

ハン部とサイン・ノヤン部は牧地を拡大できたが、東のトシェート・ハン部とツェツェン・ハン部は牧地を得ることができなかった。このこともあって、遊牧民にとって死活問題となる牧地を巡って、トシェート・ハン部とサイン・ノヤン部との間で紛争が生じた。この牧地拡張や牧地紛争の調査のためにウリヤスタイへ派遣された兵部侍郎ベチンゲが、牧地問題の終息には、牧地の境界を画定し、牧地図を作成して提出すべきだ、と主張した結果、乾隆 45（1780）年に乾隆帝によって牧地境界画定が命令された。翌乾隆 46（1781）年に欽差大臣バトラが西方 3 盟の盟界を画定したことを契機にして、外モンゴルにおける盟や旗の境界画定事業が本格的に始まったわけである⁷⁸。これは皇帝の権威によって定められた実質的な「欽定地界」であった。その後、盟内諸旗の境界も次第に画定されていき、ザサクト・ハン部内とトシェート・ハン部内諸旗の境界は乾隆 47（1782）年と嘉慶 10（1805）年に各々画定されたと言われている。残りのツェツェン・ハン部諸旗の境界画定作業は乾隆 40（1775）年から同 50（1785）年までの間に実施されたと言われているが、サイン・ノヤン部諸旗の境界画定時期はまだ不明である⁷⁹。

かくして、遙か昔の紀元前から 16 世紀に至るまで匈奴やモンゴルなどの遊牧民が集団ごとの縄張りのような、明確な境界線のない牧地で遊牧してきたにもかかわらず、17 世紀に清朝統治下に入ったモンゴル遊牧民はその遊牧地が 18 世紀からより明確に画定され、農業社会における農地の線引きのような境界線で隔てられるようになったのである。

第二節 清朝支配下の外モンゴル

第一項 外モンゴルの清朝服属

ツングース系の女直（女真）人、つまり後の満洲人は、中国でいう明（1368-1644 年）の時代から、建州女直、海西女直、野人女直という 3 つの部族集団に分かれて、モンゴル高原東端にある興安嶺山脈のさらに東側（現中国東北部）で暮らし、長期にわたって明に朝貢していた。満洲人は、最初は狩猟生活をしていたが、徐々に農業、商業もはじめ、貂皮⁸⁰、朝鮮人参、鹿茸⁸¹や淡水真珠などが主な交易品となっていた。16 世紀後半頃、建州女直内でヌルハチが台頭し始め、建州女直を統一した後、海西や野人女直などの諸勢力をほぼ統合して、天命元（1616）年に興京老城へトゥアラで後金国を建国した。そして、ヌルハチの後を継いだ 8 男のホンタイジは、リグダン・ハーンによる強引な統合を嫌って帰属してきた西隣りのホルチン・モンゴルなどの遊牧民勢力を味方につけて

⁷⁸ 岡 1988a、Гэрэлбадрах 2006:135-137 参照。

⁷⁹ 岡 1988a 参照。

⁸⁰ 黒テンの毛皮。

⁸¹ 漢方薬として用いる春先の鹿の角。

明に対抗し、最終的に天聰 8（1634）年に帰化城⁸²を占領して現在の内モンゴル地域を支配下に入れた⁸³。崇徳元（1636）年にホントイジによって、後金国の国号が大清国へと改められ、この時期から清朝と呼ばれるようになった。

一方、南の明朝の征服を優先する清朝にとっては外モンゴルへ進出する余力がなかったため、外モンゴルの清朝帰属は、内モンゴルよりも半世紀ほど後のジュンガル王国との紛争がきっかけとなってくる。もともと「四オイラド」と呼ばれていたこのジュンガル王国は、17 世紀初頭、モンゴリア西方のジュンガル盆地と天山山脈のイリ地方を本拠として勃興した遊牧帝国であり、同世紀後半のガルダン（1672-1697 年）の時代に最盛期を迎えた。康熙元（1662）年以来、外モンゴルのトシェート・ハンとザサクト・ハン、すなわちハルハ・左右翼間で遊牧民の帰属などを巡る内紛が起こり、康熙 25（1686）年に両翼が清朝側の代表やダライ・ラマの代理人らと共にフレン・ビルチルという所で協議したものの、ガルダンの抗議によって成功しなかった。ジュンガルのガルダンが右翼のザサクト・ハンらの勢力と連携して左翼のトシェート・ハンらへの侵攻を企てていた時、トシェート・ハンのチャホンドルジは康熙 26（1687）年にザサクト・ハンの所に攻めてきて、ザサクト・ハンのシャラとガルダンの弟ドルジジャブを殺害した。憤ったジュンガルのガルダンが同年に 3 万人の兵を率いて外モンゴルへ進軍し、トシェート・ハンとツェツェン・ハンの軍隊を撃退したため、トシェート・ハンや後述するジェブツンダンバ・ホトクトラをはじめとするモンゴル諸王公らは清朝の保護を求めて南下した。その際、康熙帝は、トシェート・ハンやジェブツンダンバ・ホトクトラを引渡せというガルダンの要求に応じず、康熙 29（1690）年に北京の北方 300 キロにあるウラーン・ブトンという地でガルダンの軍隊と激突して相手を後退させた。こうしてガルダンの侵攻から助け出された外モンゴルの諸王公らは、翌康熙 30（1691）年にドロノ・ノールで会議を開いて康熙帝に臣従を誓い、結果的に 200 年以上もの長期にわたる満洲人の統治支配を受けることとなった⁸⁴。

清朝は満洲・モンゴル・漢の 3 者を統治下におさめたものの、組織構造上この 3 者の均質化を強いる体制ではなく、それぞれ異なる統治理念・行政システムの維持を前提として包含する統治体制を取り入れた。例えば、先にも触れたように、行政組織面では、満洲には八旗制度、モンゴルには盟旗制度、漢地には州県制度があつて、入関前の満・蒙・漢の構造がほぼそのまま維持された⁸⁵。3 者の対照状況は表 1 を参照されたい。ちな

⁸² 現中国領内にある内モンゴル自治区の首都フフホトの旧城地区。

⁸³ 平野 2007:109-111 参照。

⁸⁴ 宮脇 2006:188-213、岡 2007:82-85、間野 1992:121-124、田村 1956:148-149 など参照。

⁸⁵ 岡 2002、杉山 2009 参照。

みに、こうした多様な統治体制の設定は、同時期に並立していたオスマン帝国(1299-1922年)、イラン高原のサファヴィー帝国(1501-1736年)やインド亜大陸のムガル帝国(1526-1858年)においても看取できる⁸⁶。

表1 清朝の統治構造(岡 2002:23 より)

	① 満洲	② モンゴル	③ 漢
構成要素	満洲皇帝及び宗室王公 属下としての八旗	満洲皇帝を盟主とするモン ゴル王公・ザサク旗	旧明の故領・漢地
行政組織	王公・八旗制度	王公・盟旗制度	科挙・省府州県
統治者の属性	満洲のハン	文殊菩薩の化身・(大ハー ン)	中国の天子
統治理念	天神 abka 崇拝・祖先崇 拝	チベット仏教	儒教理念

第二項 清代外モンゴルの行政機構

本項では、本研究の対象地域であるモンゴル、とりわけ外モンゴルに対する清朝の盟旗制度について詳しく説明したい。清朝領内におけるモンゴルは主に外藩モンゴルと内属モンゴルに大別される。外藩モンゴルが地元モンゴル王公のザサクと呼ばれる旗長(扎薩克、jasay)によって統治されるザサク旗であるのに対し、内属モンゴル地域⁸⁷にはザサク(旗長)が置かれず、清朝によって直接派遣される将軍や都統などの総官らが管轄していた。外藩モンゴルはさらに外ザサクと内ザサクに細別されており、ゴビ砂漠で隔てられた外モンゴルと内モンゴル地域がそれぞれ外藩モンゴルの外ザサクと内ザサクに対応している。以上のうちの外藩モンゴル地域に実施されたのが盟旗制度である。

盟旗制度における基本的な行政組織は旗(qosiyu)、すなわちザサク旗である。旗とは、モンゴル語で「ザサク」と呼ばれる旗長が置かれた基本的な行政単位であり、モンゴル諸部を軍事面で利用する目的で、清朝が自らの八旗制度の諸原則を適用して作り出したものである。建前上、旗内では、満洲の八旗制度のニルと同様に、原則として18歳から60歳までの男子、すなわち箭丁⁸⁸150名を単位とする佐領(sumu)が編成され、満洲皇帝の公務を担う兵となった。佐領の個数は旗によって異なっていた。蘇木章京(佐領と

⁸⁶ 杉山 2009 参照。

⁸⁷ 内属モンゴル地域としては、チャハル八旗、帰化城トゥメト旗、フルンボイル八旗などの地域があった。

⁸⁸ 詳細は本節の次項を参照されたい。

も呼ばれる)が1つの佐領を管理し、その下に驍騎校、領催及び什長⁸⁹らの末端行政職が設けられていた。旗には、旗長をはじめ、協理台吉、管旗章京(八旗の都統に該当)、梅倫章京(八旗の副都統に該当、副章京とも呼ばれる)、札蘭章京(八旗の参領に該当、参領とも呼ばれる)などの官職が設置され、旗の行政府である印務処を構成した。

また、盟(čiyulyan)とは、複数の旗より構成されたより大きな行政単位である。この盟は、初期段階においては清朝帰属以前のモンゴル諸部のチョールガン(盟)と同じ性格の王族会議であったが、次第に単なる王族会議ではなくなり、恒常的な旗の上位の行政単位へと変化した⁹⁰。外モンゴルの各盟には、盟長、副盟長、副將軍と参贊などの官職が置かれていた。

旗長や盟長らは、チンギス・ハーンやその弟の血統を引く名門の在来モンゴル遊牧貴族であり、清朝によって爵位が与えられた者の中から任命された。その爵位は、清朝宗室⁹¹に準じて、上から和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子、鎮国公、輔国公及び1等から4等までの台吉・塔布囊の計7等級が存在し、その地位の世襲が一般的に認められていた⁹²。同時に、外モンゴルでは旧来のハンの称号も残された。

さらに、上述の佐領とはまた別に、旗内の実質上の行政統治単位としてオトク、バグと呼ばれる組織があった。バグはタイジ(貴族)の父系血縁分枝集団であり、オトクはタイジとその属民らを含めた社会組織の単位を指す。このオトクという組織は清朝服属以前のモンゴル社会にも存在し、服属後もこのタイジ分枝を単位とする社会組織が維持されたと言われている。つまり、清朝のモンゴル統治は、清朝が自ら導入した旗・佐領の制度と、旗内のオトク、バグ構造に代表されるモンゴル在来の王族支配を併用したものであった⁹³。

こうした軍事的、行政的な下部組織としての盟や旗を含めた清朝の外モンゴルにおける行政機構を見ると、図1に示す通りである。詳しく説明してみると、まず、清朝皇帝は理藩院という役所を通して、外モンゴル地域を含む外藩モンゴル全体を管理していた。この役所は、崇徳元(1636)年頃「蒙古衙門」として創設され、崇徳3(1638)年に「理藩院」と改名された⁹⁴。理藩院は、主に後述するモンゴル在地のウリヤスタイ定辺左副將軍衙門や庫倫辦事大臣衙門などを介して、またしばしば盟長らと直接やり取りを行い、

⁸⁹ 原則として、佐領を構成する150名の壮丁は15個の十戸に割り当てられて管理される。この十戸の長が什長であり、十戸の中から任命される。Сономдагва1961:84 参照。

⁹⁰ 岡 2012(口頭発表) 参照。

⁹¹ 清朝の規定によれば、清朝の皇族は宗室と覺羅に大別され、この中の宗室とはヌルハチの父タクシ(taksi)の嫡派の子孫である。細谷 1978:337-338。

⁹² 矢野 1925:94-97、岡 1994 など参照。

⁹³ 岡 2003、岡 2007:109-130 参照。

⁹⁴ 柏原・濱田 1923:507-508 参照。

盟長やウリヤスタイ定辺左副将軍、庫倫辦事大臣らが解決できない諸訴訟・紛争などを審査し処理していた⁹⁵。

次に、盟と理藩院の間には、清朝の地方駐防官の役所であるウリヤスタイ定辺左副将軍衙門⁹⁶や庫倫辦事大臣衙門⁹⁷などが設置され、在地の盟長や旗長と北京の理藩院を繋ぐ多様な仕事をしていた。ウリヤスタイ定辺左副将軍は、最初は外モンゴルにおける軍事上のあらゆる事務を総轄し、4部の諸事務を兼務していたが、乾隆 51（1786）年以降、東部 2 盟であるトシェート・ハン部とツェツェン・ハン部の事務が庫倫辦事大臣によって分担されたことに伴い、その職務は西部 2 盟であるザサクト・ハン部とサイン・ノヤン部の事務のみに止まることになった⁹⁸。また、乾隆 45（1780）年 11 月に清朝が制定した「将軍・参贊大臣・盟長・副将軍辦理事務章程」によって、外モンゴルの牧地問題などの処理は、定辺左副将軍らの職務から排除され、盟長が理藩院の直轄下で行うようになった⁹⁹。さらに、庫倫辦事大臣は、後述するジェブツンダンバ・ホトクトの隷属民であるイフシャビの管理やロシアとの交渉問題などに従事していた¹⁰⁰。

4 盟の盟長は理藩院やウリヤスタイ将軍、庫倫辦事大臣ら駐防官の監督を受けながら、盟内の政務、軍務や訴訟案件などの庶務を処理していた。盟長はウリヤスタイ将軍や庫倫辦事大臣らを経由せずに、諸案件を直接理藩院に報告する権限を有していた¹⁰¹。また、盟印務処の副盟長は、盟長の補佐役として、あらゆる事務を担当していた。副将軍と参贊は主に盟の軍事上の庶務などを司っていた他、盟長と同等の権力の下で、諸事務を協議し裁いていた¹⁰²。

最後に、旗長は、上司である盟長や理藩院の監督を受けながら、旗内の政務、軍務や

⁹⁵ Сономдагва1961:28-29 参照。

⁹⁶ 当該衙門は、雍正 11（1733）年頃に設置されたようであり、最初は外モンゴルのサイン・ノヤン部中左末旗の旗長ツェレン、その長子ツェンゲンジャブ、次子ツェブデンジャブが相次いでウリヤスタイ定辺左副将軍に任命されていたが、乾隆 38（1773）年に内モンゴルのハラチン右翼旗の旗長フトゥリング、乾隆 41（1776）年に内モンゴルのパーリン右旗の旗長バトが各々ウリヤスタイ定辺左副将軍に任命された後、満洲人がその職に派遣されるようになった（Сономдагва1961:29-32、岡 1988b 参照）。また、当該衙門の内部には、軍事衙門やモンゴル衙門などがあり、本研究で出現するモンゴル衙門は外モンゴルにおける盟や旗に関する諸事務を担っていた（Сономдагва1961:31、“*Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын түүх дэд боть1604-1917*” :186 参照）。

⁹⁷ 当該衙門は、乾隆 23（1758）年にイフ・フレー（庫倫。現ウラанбаатар市）に設置され、モンゴル人貴族であるサンザイドルジが初代大臣として任命された（Сономдагва1961:33-34 参照）。後の乾隆 27（1762）年から、清朝はサンザイドルジを補佐・監視する目的で、もう 1 人の満洲人大臣をイフ・フレーへ派遣したため、満蒙両大臣が置かれるようになった（岡 1992b 参照）。

⁹⁸ 矢野 1925:60、柏原・濱田 1923、Сономдагва1961:29-30、岡 1992b など参照。

⁹⁹ 岡 1988b:21-28 参照。

¹⁰⁰ Сономдагва1961:33-34、Цэдэв1964、“*Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын түүх дэд боть1604-1917*” :187 参照。

¹⁰¹ Сономдагва1961:56,59 参照。

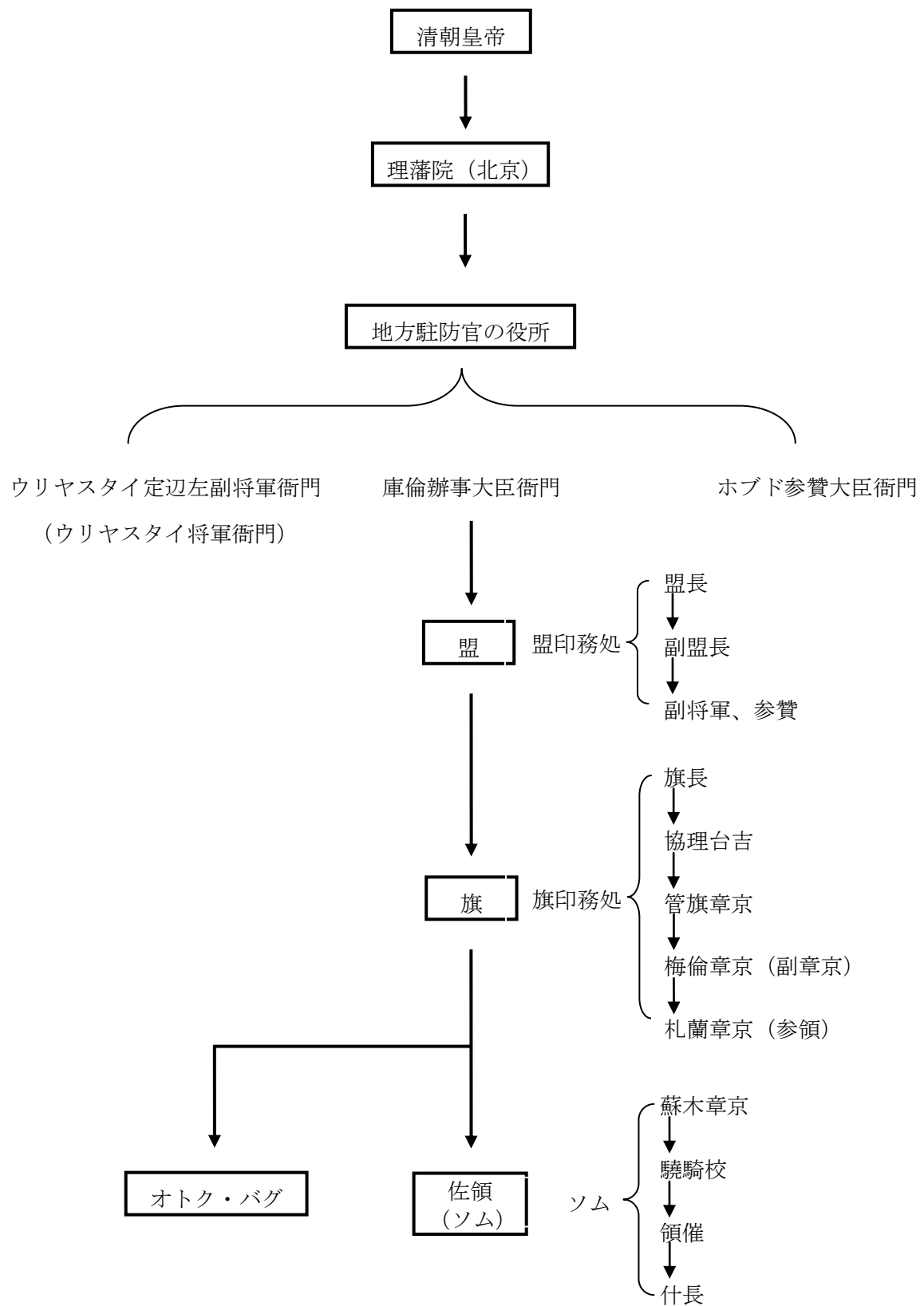
¹⁰² Сономдагва1961:56-59 参照。

訴訟案件などの庶務を処理していた。そして、旗印務処の協理台吉以下の官員の職務については、次の通りである。協理台吉は旗長の補佐として公務に携わり、旗長の幼年期や他の用務による外出時は、しばしば旗長の代わりに旗務を総轄していた。管旗章京は旗の行政上の事務を、副章京と参領は旗の軍務を各々担当しており、参領が副章京の補佐職となっていた¹⁰³。

以上のようなピラミット状の行政機構のもとで、清朝による外モンゴルへの統治支配が行き渡るようになった。この行政機構を通して実行された文書行政のシステムは、明らかに中国本土における伝統的な「州県制」からの強い影響を受けて創設されたものである。

¹⁰³ 史料⑤:卷 64、Сономдагва1961:80-81、柏原・濱田 1923:932-934 参照。なお、協理台吉には貴族身分の台吉が任命されるが、管旗章京以下の官職には平民が任命される場合が多かった（岡 1988b 参照）。

図1 清代外モンゴルの行政機構（筆者作成）



第三項 外モンゴルにおける身分制度

清朝支配下の外モンゴルにおけるモンゴル人の身分は、ラマ僧（僧侶）を除き、貴族（タイジ tayiji）、平民（アルバト albatu）、奴隸（ボール boyul）¹⁰⁴という3種類に大別される。ここでは特に、前二者に絞って、詳しく説明していきたい。まず、貴族（タイジ）とは、チンギス・ハーンやその弟の血筋を引く名門のモンゴル遊牧貴族である。すなわち、前述した清朝政府より和碩親王、多羅郡王などの爵位を授けられた人々であり、盟長や旗長らのモンゴル王公全員がこの範疇に属する¹⁰⁵。

次いで、平民は一般的に箭丁（ソムニアルド、sumun-u arad またはホヤク、quyay）、随丁（ハムジラガ、qamjily-a）、シャビ（šabi）といった3つの身分に細分される。この3種のカテゴリーは、清朝政府が公式的に認定した身分上の分類である¹⁰⁶。

1つ目の箭丁とは、前項で述べた旗内の戸籍上の単位である佐領に編成された壮丁のことを指す。彼らは、旗、盟や理藩院を介して清朝皇帝に直接の賦役義務を負っていたため、旗長やその配下の官員たちの完全な管理下にあったと言われる。その賦役には、兵役、境界防衛、駅站の公務及び満洲皇帝の家畜群の放牧などがあり、箭丁自らの労力や家畜の供出などによってその義務を果たしていた¹⁰⁷。ただし、清朝は帰属前のモンゴル貴族の属民全体を箭丁としたわけではなく、その一部分を相変わらず彼らの属民として残して分配した。これが2つ目の随丁であり、モンゴル遊牧貴族個人に所属する私的隷属民である。各モンゴル王公が所有する随丁の人数は爵位の序列に応じて異なる。例えば、規定上、上位の和碩親王と多羅郡王には60名と50名の随丁が配分されたのに対し、下位の3等台吉と4等台吉には8名と6名の随丁のみが割り当てられていた。このうち、旗長らの王公の随丁はやや裕福な人々であったのに対し、台吉の随丁は貧乏な人から構成された。随丁は主人たる貴族の家畜を放牧したりするなど、その賦役を負い、箭丁が負うような兵役などの公的な賦役は建前上は免除されていた。随丁は各々の貴族と共に旗の戸籍に登録され、随丁と貴族間の衝突や牧地問題などは管轄する旗長、旗印務処によって処理・裁定された¹⁰⁸。ただ、随丁は常に主人と共に遊牧するとは限らず、主人より多くの家畜を所持する随丁は牧草地の豊かな場所を求めて遊牧せざるを得なかったようである¹⁰⁹。箭丁と随丁の両者はいずれも旗ごとに作成される比丁冊¹¹⁰に登録されていたが、時代や地域によって、箭丁と随丁の区別が不明

¹⁰⁴ 端的に言えば、平民に所有されている人々である。

¹⁰⁵ 田山 1954:155-169、萩原 2006:35-36 参照。

¹⁰⁶ 萩原 2006:37。

¹⁰⁷ Нацагдорж1972:30 参照。

¹⁰⁸ Сономдагва1961:82-87、Нацагдорж1972:30-32、田山 1954:169-171、岡 2007:109 参照。

¹⁰⁹ Нацагдорж1972:32。

¹¹⁰ 旗の箭丁や随丁の人口状況を登録・記載した档冊（岡 2007:111 参照）。清朝が4年ごとに理藩院へ提出させていた。

確である場合も多かった¹¹¹。ゆえに、本研究においては両者を区別せずに、平民、一般平民と総称する。

3 つ目のシャビとは、チベット仏教の転生活仏（*qutuγtu*）に隷属する宗教的な隷属民である。モンゴルでは、清朝服属前の 16 世紀末からトゥメド部のアルタン・ハーンによって導入されたチベット仏教のゲルグ派が広く伝わっていた。清朝にとって、仏教はモンゴル統治用の重要な理念であった¹¹²ため、外モンゴルにおいても仏教が保護され、その信仰は一段と拡大して高・中・低ランクの活仏が数多く現れていた。このうち、低ランクの活仏は、司法・行政上の権限を示す印鑑を清朝から与えられておらず、その隷属民ともども各旗に分散してその属する旗の管轄を受けていた。それに対して、中ランクの活仏は一般の旗長と全く同格の管轄領域と、そこへの司法・行政権を伴う旗長の印鑑を保有し、盟長の管轄下にあった。このように、両者の権利と地位は大きく異なっていて、両者とも隷属民のシャビを所有するものの、中ランクの活仏下のシャビ数の方が遥かに多かった¹¹³。また、中ランクの活仏の分布は、トシェート・ハン部以外の 3 盟（ザサクト・ハン部、サイン・ノヤン部とツェツェン・ハン部）に集中しており、ヤルゴーサン・ホトクトやザヤ・バンディド・ホトクトら計 13 名の活仏がいた。上述のように、彼らは一般の旗と同様に、特定の牧地を持つラマ旗（活仏の旗）を管理し、その牧地はシャビを寄進した諸旗が隣接地域をあてがった小さな範囲のものであった¹¹⁴。

そして、残る高ランクの大活仏がジェブツンダンバ・ホトクト（*jībṣundamba qutuγtu*）であった。崇徳 5（1640）年にトシェート・ハンであるゴンボドルジの息子ザナバザルが、外モンゴルの王公らによって外モンゴル最高の活仏に推戴されたことで、第 1 世ジェブツンダンバ・ホトクトが誕生し、その転生は 1924 年まで 8 代にわたって継承された。その際、父のゴンボドルジが領民の一部を息子のジェブツンダンバ・ホトクトにシャビとして割り当てたことが、ジェブツンダンバ・ホトクトのシャビの始まりである。彼のシャビは他の中・低ランクの活仏に所有されるシャビと区別するため、後にイフシャビ（*yeke šabi*）と呼称されるようになった。この主従関係は、上述した箭丁や随丁の分配とは違って、清朝帰属後も変化なく維持されていたものの、後に、モンゴル王公が個人の随丁をイフシャビとして寄進したり、箭丁、随丁らの平民が自ら勝手にイフシャビになったり、平民が自分の奴隷を献上したりすることで、18 世紀から 19 世紀の半ばにか

¹¹¹ Гомбо1960:6、Насанбалжир1964:161-162、岡 2007:147-148 参照。

¹¹² 石濱 2001 参照。

¹¹³ Цэдэв1964:114-119、Нацагдорж1972:49-52 参照。

¹¹⁴ Нацагдорж1972:49-52 参照。

けてイフシャビの人口は増える一方であったと言われている¹¹⁵。このイフシャビの急増によって、清朝皇帝やモンゴル王公貴族らに対して兵役や放牧などの賦役を負う一般平民が減少したため、道光 8（1828）年には、箭丁を除く、随丁、奴隸、未成年及び老年の者のみがイフシャビになれると定められた¹¹⁶。

イフシャビは、ジェブツンダンバ・ホトクトの家畜を放牧するなど、その賦役を負っていた。イフシャビはオトク¹¹⁷という最小行政単位に分割されて、ザイサンと呼ばれる役人が各オトクを管理していた。そのオトクは主に外モンゴル東部 2 盟のトシェート・ハン部とツェツェン・ハン部に集中していた¹¹⁸。イフシャビは、行政上、盟長や旗長の管轄を受けず、エルデニ・シャンゾドバ（erdeni šanjudba）と呼ばれる高僧に管理されていた。エルデニ・シャンゾドバはジェブツンダンバ・ホトクトの代理人であり、主にイフシャビらの管理、裁判の審理や規定の制定などイフシャビ関連の諸事務に携わり、盟長と同格の権力を有していた¹¹⁹。また、エルデニ・シャンゾドバは、ダーラマやザイサンなど¹²⁰の官員と共に、庫倫辦事大臣衙門に直轄されるエルデニ・シャンゾドバ衙門を構成していた¹²¹。

第四項 モンゴル遊牧民の遊牧状況と彼らに対する法律

清朝支配下の外モンゴルにおけるモンゴル遊牧民は、依然として遊牧生活を営んでいた。遊牧民の本来の姿は「畜に随ひ、牧して水草を追ふ」者である¹²²。清代のモンゴル遊牧民も例外ではなく、羊、山羊、牛、馬やラクダといった 5 種類の家畜群を放牧し、四季に応じて牧草地をかえて移動する。そして、家畜群にとって欠かせない豊かな牧草地、水場とソーダ分のある土壌など良好な遊牧地を求めて遊牧生活を営むため、牧地・遊牧地はその生活の基盤となっていた。ここではまず、外モンゴルの地理状況、旗の面積、移動範囲や遊牧状況などを手短かに解説しておきたい。

外モンゴルは、南部の砂漠と北部のタイガ原生林を除く大部分の地域が草原に覆われ

¹¹⁵ Цэдэв1964:25-27 参照。

¹¹⁶ Сономдагва1961:88-99、Цэдэв 1964:23-28、Нацагдорж1963:159-162、Нацагдорж1972:42-45 参照。

¹¹⁷ オトクは、その管理者であるザイサンの名前、あるいは遊牧している地域の名前で呼ばれるのが普通であった。Цэдэв 1964 参照。

¹¹⁸ Сономдагва1961:107、Цэдэв1964:29 参照。

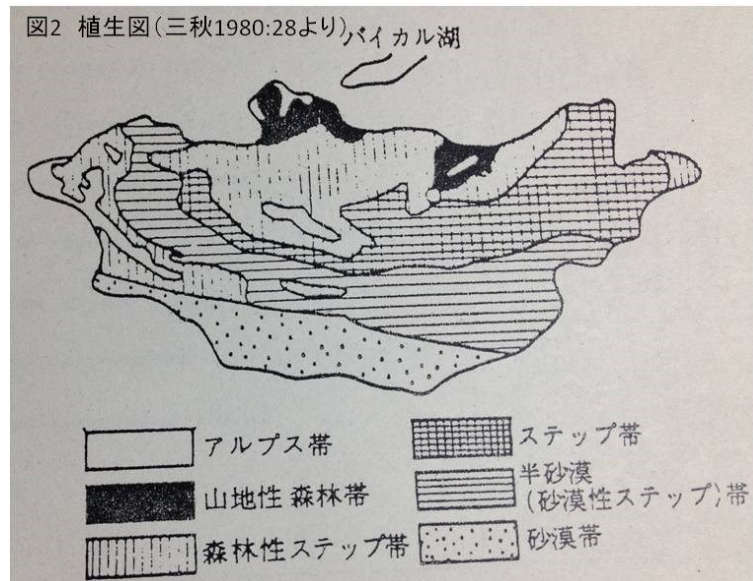
¹¹⁹ Сономдагва1961:103、Цэдэв1964:31 参照。

¹²⁰ ダーラマは 2 人いて、エルデニ・シャンゾドバの代理人であった。ザイサンには、ラマ・ザイサンとハラ（俗人）・ザイサンがいて、ラマ・ザイサンは 3 ヶ月間、ハラ・ザイサンは 1 ヶ月間、エルデニ・シャンゾドバ衙門で当番の勤務を行い、ハラ・ザイサンがラマ・ザイサンを補佐する役割を果たしていた。また、1 回の当番勤務に際して、4 人のラマ・ザイサンと 1~3 人のハラ・ザイサンがいた。Сономдагва1961:103-104 参照。

¹²¹ Сономдагва1961:100-104 参照。

¹²² 松田・小林 1941:27。

ており、その草原は北から南へ森林性ステップ、ステップ、砂漠ステップと変わってゆく¹²³。具体的な分布は図2の植生図を参照されたい。



モンゴル語では一般に草原を「ハンガイ」と「ゴビ」と呼ばれる地帯に二分している。上記の区分との対応でいうと、「ハンガイ」が「森林性ステップ」と「ステップ」に当たり、「ゴビ」が「砂漠ステップ」に当たるであろう。両者の区別に関して、ラティモア氏は「ハンガイというのは、山が中位の高さでまろく、ゴツゴツしていない高地一帯を意味する。そこには松や落葉松におおわれた斜面があり、豊かな牧地を提供する広く浅い谷には、小川、草原、牧草地が多い。……モンゴル人にとって、ゴビとは、ふつう低地で低いために乾燥した平原である。ラクダの牧草によい、短くて硬い木質の植物がまばらに生えており、また、「白い草」と呼ばれる草もところどころに点在している。」¹²⁴と説明しており、その差異はかなり大きい。

こうした地域差は、外モンゴルにおける旗の分布状況や遊牧の移動範囲などを大きく左右していた。後掲の地図2を見ると、外モンゴル4盟内における諸旗の面積の大小が全く以ってまちまちであり、南方のゴビ地域に位置する旗の面積が全体的に広いことがわかるであろう。実際に、ゴビ地域の遊牧民は、牧草や水が希少であるため、特定の場所で長期間遊牧することができず、頻繁に移動を繰り返す上、その移動が長距離にわたっていたゆえ、彼らの所属する各旗は必ず広範囲のものでなければならなかった。これ

¹²³ 三秋 1980:28。

¹²⁴ ラティモア (磯野訳) 1966:30-31。

に比して、ハンガイ地帯では草が豊かであり、河沿いの牧地に寄り集まって遊牧することも可能であったため、遊牧民の移動は比較的短距離であった。そのためにハンガイ地域は多くの旗に細かく分割されている¹²⁵。例えば、乾隆 23（1758）年頃のトシェート・ハン部トシェート・ハン旗の領域は、南北が 400 ガジャル¹²⁶、東西が 300 ガジャルであって¹²⁷、ザサクト・ハン部左翼前旗とツェツェン・ハン部ツェツェン・ハン旗の面積はそれぞれ 6500 平方露里¹²⁸と 19000 平方露里であった¹²⁹。

清朝支配下で画定され始めたこの旗の面積は、結果的に旗内の遊牧民の移動範囲を決定することとなった。外モンゴルの移動に関して、後藤十三雄氏は、「コブド管内にバイト旗の如き小旗に於いては、一年間の同一家族移動地相互間の最大距離は四十五露里にすぎず、その反対に六千五百平方露里を有するアチト王旗（ヂャサクト汗部）に於いては、移動の最大延長百露里に達し、一萬九千平方露里の面積を有するツェツェン王旗（ツェツェン汗部）に於いては、二百露里にも及び、……」¹³⁰と論じており、その旗の面積が小さければ小さいほど、移動範囲がより狭められていった。これと関連付けてみると、そもそも、気候の移り変わり、災害、牧草地の変化、河川の流れ、伝染病等々の要素によって、随時移動に迫られるため、遊牧民による移動の頻度にはきりが無い¹³¹。あえて移動の回数を提示すれば、外モンゴルにおける移動の年間回数は 8 回から 10 回までが普通であり、最大で 25 回や 30 回に達する場合もあったと言われる¹³²。このようなおびただしい移動の回数は、移動範囲の縮小と共に減少していったに違いないと考えられる。

さらに、既述の通り、この特定の領域に区画された旗ごとに境界が明確に画定されていた。これによって、一般にモンゴル遊牧民の移動が原則として自分たちの旗の枠内に制限され、従来の自由な遊牧ができなくなったと言われる¹³³。例えば、後で触れる『蒙古律例』中にある「他王侵入人各所分地界、人各所分地方、已未管旗之別王侵入罰馬十四、貝勒貝子公馬十四、台吉塔布囊馬五匹、平人每家牛一隻。侵過所分地界另行遊牧者、已未管旗、王、貝勒貝子、公、台吉、塔布囊等俸一年、無俸台吉、塔布囊等罰馬五十四、

¹²⁵ Нацагдорж1963:110 参照。

¹²⁶ 1 ガジャルは 576 メートルに相当する。Шагдарсүрэн2003:18 参照。

¹²⁷ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.50,Н.4,乾隆 23（1758）年。

¹²⁸ 1 露里は 10 町に相当する（後藤 1942:32 参照）。メートル法でいうと、1067 メートルである。

¹²⁹ 後藤 1942:32 参照。

¹³⁰ 後藤 1942:32-33 参照。

¹³¹ Нацагдорж1963:110 参照。

¹³² Рэгсүрэн・Балжинням1973:24、後藤 1942:32 参照。

¹³³ 矢野 1925:76-77、田山 1954:77、Нацагдорж1963:110 参照。

係平民則見知之人将本人并畜産一同取領」¹³⁴という規定のように、旗長らの王公や、箭丁、随丁らの平民が旗の境界を越えることは原則として禁じられており、越境した場合、罰俸¹³⁵などが課せられることとなっていた。

では、これらの王公や平民は旗内でどのように遊牧していたのか。それをサイン・ノヤン部中左旗の事例より確認すると、当該旗では、人々が旗内の牧地で共に遊牧し、唯一冬営地の場所が戸ごとに指定されていたと言われる¹³⁶。ただし、もちろんどの旗でも旗長、間散王公台吉、活仏やその隷属民たちのラマ層、裕福な人々はよりよい牧草地で遊牧し¹³⁷、その状況も旗の人口や家畜の数によって一様ではなかったはずである。当時の人口や家畜数の詳細を見ると、例えば、ツェツェン・ハン部右翼後旗は、道光 8 (1828) 年に人口が 4050 人いて、家畜が馬 12556 頭、ラクダ 1058 頭、牛 15619 頭、羊と山羊 87785 頭の合計 11 万 7018 頭いた。後の共戴 8 (1918) 年の時点では、人口が 3422 人まで減っており、その内訳は、台吉 97 人、箭丁 696 人、随丁 131 人、ラマ 738 人、自由人 (сүл чөлөөт эр) ¹³⁸59 人と婦人・少女 1707 人であった。これと対照させるために、トシェート・ハン部左翼中旗における同じ共戴 8 年の統計を見ると、当旗には台吉 223 人、箭丁 1070 人、随丁 686 人、ラマ 3025 人、自由人 795 人と婦人・少女 6023 人の計 1 万 1822 人がいたという¹³⁹。つまり、同一の旗にも時期によって人口の増減があり、旗間での大きな人口差もあったようである。ラマの占める割合も比較的高かった。例えば、トシェート・ハン部中左翼末旗では、ラマが全戸の 33.7% を占めており、家畜 11853 頭を所有していた¹⁴⁰。結果的に、旗内の豊かな牧草地が彼らに占有されてしまい、他の王公や平民は牧地不足などの苦境に陥っていたと思われる。また、1922 年頃のガルシャル・オーラ・ホショー (ツェツェン・ハン部中末旗) では、5 ソム¹⁴¹が一定の領域を有していた¹⁴²とは言え、その遊牧範囲は必ずしも領域内に限定されるのではなく、相互間で行き来できる空間であったと思われる。

旗の境界に関しても、旗内の王公や一般的な平民たちが必ずしも上述の規定を完全に

¹³⁴ 史料⑧:巻 5。

¹³⁵ 罰として俸禄を削ること。

¹³⁶ Нацагдорж1978:176 参照。

¹³⁷ Гонгор1978:295-296 参照。

¹³⁸ おそらく、比丁冊に登録されないままで増えてきた人々や箭丁の年齢を超過した人々を指していると思われる。

¹³⁹ Сономдагва1998:119-120、31 参照。

¹⁴⁰ Нацагдорж1972:36 参照。

¹⁴¹ 1922 年時点でのソムは、清代のソムとは異なって、地縁的な領域を持つ組織であった。その編成は基本的に清朝支配下の外モンゴル・ツェツェン・ハン部中末旗にあった 5 つのオトグ・バグ集団を基盤とした。岡 2007:175-193 参照。

¹⁴² 岡 2007:186。

厳守していたというわけではなく、両旗の境界地域で共に遊牧する場合もあった¹⁴³。道光年間（1821-1850 年）、咸豊年間（1851-1861 年）以降も災害時には、盟同士や旗同士の間で越境避難の調整が頻繁に行われ、外モンゴルの遊牧民が旗を越えて遊牧していた¹⁴⁴。ただ、外モンゴルにおける牧地が盟や旗に細分化され、より明確な境界が正式に画定されていくことによって、災害時を除いて各々の盟、旗の牧地がより厳格に限定されていったため、盟と盟や旗と旗の間で、王公貴族や平民による牧地紛争が頻発するようになる。

一方、イフシャビは、一般平民の箭丁や随丁とは違って、特定の牧地が分配されず、外モンゴル 4 盟諸旗の牧地で自由に遊牧することが認められていた。例えば、乾隆 37（1772）年のシレー・ノールの会盟でも、イフシャビは従来通りに四盟諸旗で自由に遊牧することができると決定された¹⁴⁵。イフシャビは普段、大活仏に寄進される前のもとの出身地である盟・旗の牧地でそのまま遊牧し¹⁴⁶ながらも、原則的には盟や旗の枠に制約されず、自由な遊牧ができていたようである。こうした自由な遊牧権のゆえに、イフシャビ中の裕福な者は、より良い牧草地で遊牧するために旗の一般平民と冬営地や夏営地を争ったり、普段遊牧している旗とは異なる別の旗の牧地へ移動してその地の一般平民と衝突したりすることが頻繁に生じていた。その結果、盟や旗の平民も困惑し、一般平民とイフシャビとの間で旗内の牧地を巡る紛争が頻発していたのである¹⁴⁷。

最後に、これら 3 種類の身分の平民に、いかなる法が適用されていたのかという問題について、ごく簡単に説明を加えておきたい。箭丁や随丁ら一般平民に対しては、外モンゴルが清朝に服属した康熙 30（1691）年以降も『ハルハジロム（qalq-a jirum）』¹⁴⁸が法的効力を持っていたと一般に言われているが、雍正 6（1728）年頃から『ハルハジロム』と「蒙古例」¹⁴⁹が併用され始め、乾隆 54（1789）年頃から宣統 3（1911）年にかけては基本的に「蒙古例」と『大清律例』のみが効力を有していた。また、乾隆 54（1789）年頃以降は、「蒙古例」が優先的に適用され、罪状と一致する条文が「蒙古例」に欠けて

¹⁴³ Нацагдорж1963:110 参照。

¹⁴⁴ 堀口 2013 参照。

¹⁴⁵ Сономдагва1961:98-99、Цэдэв1964:29、Нацагдорж1972:47、Нацагдорж1978:207 など参照。

¹⁴⁶ Сономдагва1961:98、Цэдэв1964:29 参照。

¹⁴⁷ Сономдагва1961:99、Нацагдорж1978:178-179 参照。

¹⁴⁸ 主にトシェート・ハン部の王公らによって作り出されたモンゴル独自の法である。

Нацагдорж1978:89-90 参照。

¹⁴⁹ 清朝が満洲人や漢人らと区別し、モンゴル人独自の慣習や伝統に配慮して制定したモンゴル人専用の特別法である。蒙古例集成法典の中で一般的によく知られているのは、『蒙古律例』と『理藩院則例』である。前者は乾隆年間（1736-1795 年）に満文、蒙文、漢文で何度も編集・出版され、後者は後の嘉慶年間（1796-1820 年）以降に同じく満蒙漢文で何度も出版されている（萩原 2006:37-39）。「蒙古例」はモンゴル語では mongyol čayaḷa-yin (čayaḷin-u) bičig と呼称される。

いる場合のみ『大清律例』が適用されるという大原則があった¹⁵⁰。一方、イフシャビ同士の重大な案件や軽微な案件、イフシャビと他の箭丁や随丁ら一般平民との相関案件などイフシャビ関連の案件に対しては、清朝の法である「蒙古例」、『大清律例』やイフシャビに対する判例法である『オラーンハツァルト』¹⁵¹が両方適用されており、少なくとも清末まで法的効力を持っていたことが確認されている¹⁵²。

小結

本章では、以下のような諸問題について述べた。

まず、紀元前の匈奴や13世紀のモンゴル帝国時代、その後の北元時代の遊牧民は、集団ごとの縄張りのように、明確な境界線がない牧地で遊牧していたが、17世紀に清朝に帰属したモンゴル遊牧民は、18世紀からその遊牧地が盟や旗の枠内に制限され始め、盟・旗の牧地境界線も細かく画定されるなど、古来の遊牧状況が大きく変貌したと言える。次に、外藩モンゴルを対象にして実施された清朝の盟旗制度は、外モンゴル地域において、清朝皇帝→理藩院→在地駐防官の役所→盟→旗→佐領といった行政上の階層構造を持ち、階層ごとの行政機能が明確に決定されたものであった。また、外モンゴル各旗の中では、主にモンゴル王公らの貴族（タイジ）や箭丁、随丁、イフシャビなどの平民が暮らしていた。遊牧の状況に関しては、一般的な平民である箭丁や随丁らが原則として盟や旗の牧地の範囲内で遊牧していたのに対して、イフシャビには特定の牧地が分配されず、4盟諸旗の牧地で自由に遊牧していたと言われる。こうした遊牧状況やその相違によって、王公貴族や一般平民の箭丁・随丁による盟間・旗間の牧地紛争、及び一般平民とイフシャビとの間の牧地紛争が頻発していた。

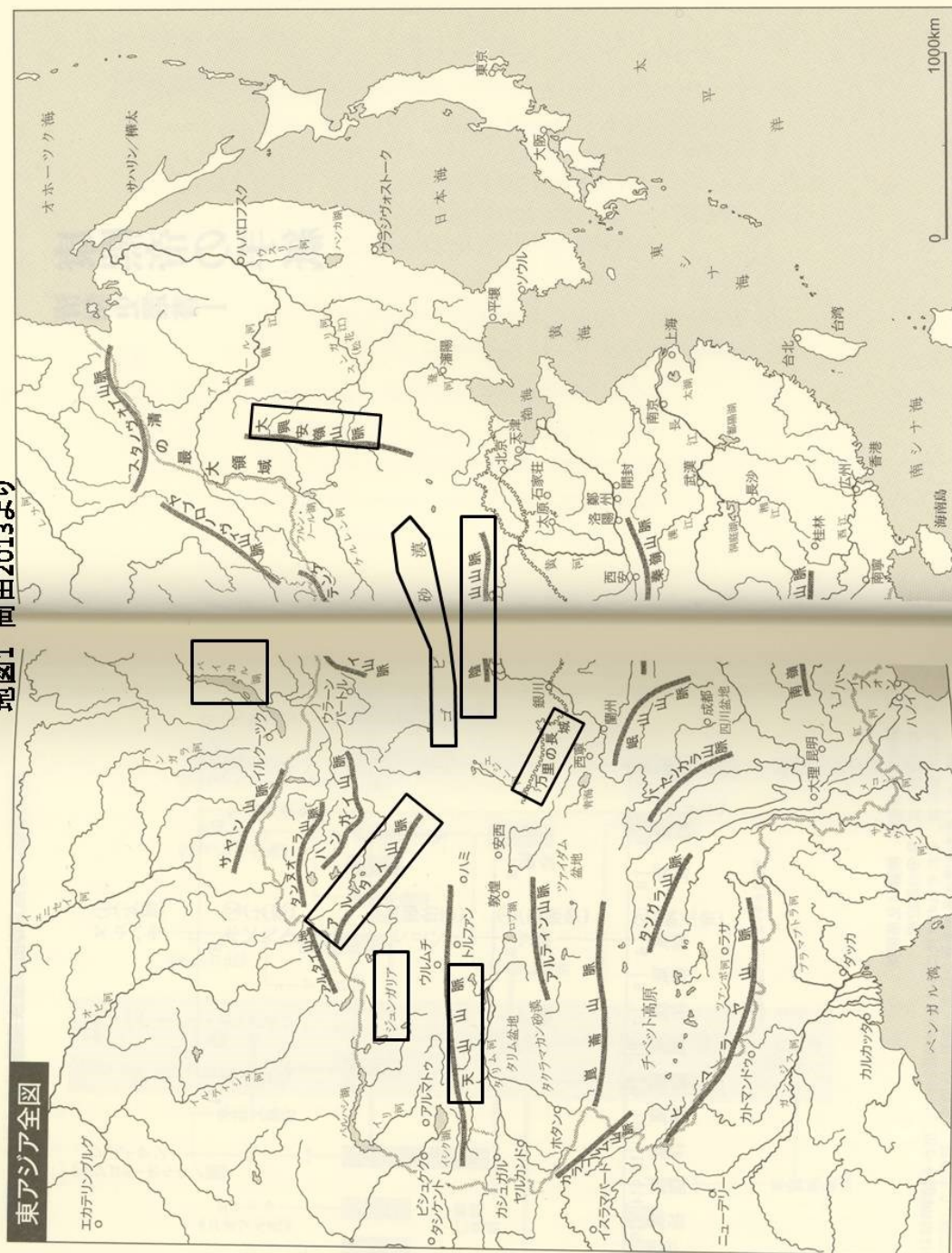
以上のような諸問題を確認した上で、次章以降の本論へ入っていきたい。

¹⁵⁰ 萩原 2006:52-112,114。

¹⁵¹ モンゴル語では *ulayan qačartu* と呼ばれる。典型的な判例法である。

¹⁵² 萩原 2006:113-135。

地図1 岡田2013より



ИЛИ МОНГОЛ (1760—1911)
ТЮ МАНЧЖУРСКИХ ЗАВОЕВАТЕЛЕЙ (1760—1911)
US LES TS'ING' (1760-1911)



第二章 外モンゴルにおける牧地紛争の発生形態

小序

序章で言及したように、北元時代以前の遊牧社会では、歴史記録を残す習慣があまりなく、遊牧民自身が書きとどめた史料が少ないのに比して、清朝支配下のモンゴル遊牧社会では、文書行政が厳密に整備されたため、当時の様々な出来事を記録した公文書史料が数多く現存している。これらの貴重な残存史料が清朝統治下におけるモンゴルを対象とした詳しい歴史研究を可能にし、さらに近年における公文書館所蔵の諸史料公開などによってその研究はますます盛んになっている。また、この種の研究は、これまであまり知られていなかった北元期以前のモンゴル遊牧社会への理解・認識に繋がっていく可能性もある。

本章では、それらの歴史史料のうち、モンゴル国立中央文書館所蔵の清朝期の史料、すなわち史料①と史料④を利用して牧地紛争の具体的な発生形態などを考察し、清朝支配下の外モンゴル地域で発生していた牧地紛争が一体いかなるものだったのかという問題、つまり牧地紛争自体のありさまを論じる。

前述したように、清代の外モンゴルで牧地紛争が多発したのは、乾隆 20 (1755) 年に清朝の侵攻を受けてモンゴル最後の遊牧王国ジュンガルが滅び、東隣りの外モンゴルで広範囲にわたる西方への盟・旗の牧地移動・拡大が起こったことによるものである。この時の牧地移動に伴って深刻化した外モンゴル各地における牧地紛争を終息させるために、盟や旗の牧地境界画定政策が実施された。これにより、牧地が分配されただけではなく、画定された境界を遵守して放牧するという法律・規定も制定された¹⁵³。ところが、こうした清朝による政策の下で、外モンゴルにおける盟や旗の遊牧民同士の牧地紛争は終息するどころか、その状況が一段と深刻になっていった。

一方、この種の境界線を巡る牧地紛争とは別に、盟や旗の枠組みに制限されずに 4 盟諸旗の牧地で自由に遊牧するイフシャビと旗所属の遊牧民との間においても、牧地紛争が頻発していた¹⁵⁴。すなわち、筆者の考えでは、清代外モンゴルの牧地紛争には、西方への牧地移動に伴って発生した紛争、不明確な牧地境界を巡って発生した紛争、境界が新たに画定されたことによって発生した紛争、もともと行政上の明確な境界がなくて自

¹⁵³ 島田 1982:315-331、Гонгор1978:273-274 参照。

¹⁵⁴ Нацагдорж1978:178 によれば、4 盟諸旗の牧地で自由に遊牧すること自体が、遊牧民を困惑させ、両者間の牧地紛争の発生要因となった。とりわけ、イフシャビがある程度固定された旗の遊牧民の冬営地へ侵入・遊牧してくることこそ牧地紛争発生の一因であったと述べられている。

然発生的に起こった紛争など様々な種類があった。

ところが、従来の研究は、清代外モンゴルにおける牧地紛争が、盟と盟や旗と旗の間、あるいは旗内の平民とイフシャビとの間で発生していた、と全般的に論じるのみで、当時の牧地紛争をイメージできるような具体的な情報が得られない。そこで、本章では、清代の外モンゴル地域で実際に起こっていたトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗¹⁵⁵との紛争、トシェート・ハン部内におけるトシェート・ハン旗と左翼後旗¹⁵⁶との紛争、そしてトシェート・ハン部中右末旗¹⁵⁷における一般平民とイフシャビとの牧地紛争等々をはじめとする諸事例¹⁵⁸を取り上げ、各々の紛争の具体的な発生形態とそれに対する処罰の状況を検討する。これら諸事例の検討を通して、まず牧地紛争の発生形態を明らかにし、モンゴル遊牧民の慣習、遊牧生活と清朝の政策との関わりを探る。次に、種々の発生形態に対する行政側からの裁定方法を明瞭にし、イフシャビという身分に基づく特別な措置を再確認したい。さらに、これらの裁定状況とモンゴル遊牧社会における遊牧民の慣例との関係を示す。

第一節 侵入に対する担保としての家畜略奪

第一項 トシェート・ハン部とサイン・ノヤン部の間における牧地紛争の事例

乾隆 37 (1772) 年のシレー・ノール会盟によって外モンゴル 4 盟の牧地が西方へ拡張したことは、前述のように従来の研究で指摘されている¹⁵⁹。また、筆者が入手した文書史料¹⁶⁰から、このシレー・ノール会盟においてトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との境界地域は、バイシリ[bayisiri]山からウグイ[ügüi]湖までの牧地一帯に新しく決定されたことがわかる。こうした牧地変動期の乾隆 41 (1776) 年に、左翼前旗とウールド前旗の平民が、定められた牧地の周辺地域であるオラーン・ハガラガ[ulayan qayaly-a]山などを巡って争い始めた。これを契機として、両旗の牧地紛争が勃発し、乾隆 46 (1781) 年にウリヤスタイ將軍バトによって定められた境界の中間にある

¹⁵⁵ 地図 3 を参照。トシェート・ハン部左翼前旗は地図中の VI の⑦番であり、サイン・ノヤン部ウールド前旗は V の⑧番である。Ринчен1979 参照。

¹⁵⁶ 地図 3 を参照。トシェート・ハン部トシェート・ハン旗は地図中の VI の⑧番であり、左翼後旗は VI の⑩番である。Ринчен1979 参照。

¹⁵⁷ 地図 3 を参照。トシェート・ハン部中右末旗は地図中の VI の⑬番である。Ринчен1979 参照。

¹⁵⁸ トシェート・ハン部左翼後旗とサイン・ノヤン部右翼中左旗（地図 3 中の V (サイン・ノヤン部) の⑩番の旗) 間の牧地紛争に関する 3 通の公文書、トシェート・ハン部中右旗（地図 3 中の VI (トシェート・ハン部) の⑫番の旗) における平民とイフシャビ間の牧地紛争に関する 2 通の公文書、トシェート・ハン部右翼右旗（地図 3 中の VI の⑨番の旗) における平民とイフシャビ間の牧地紛争に関する 1 通の公文書を補助的に使用する。

¹⁵⁹ 岡 1988a:18-21。

¹⁶⁰ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.301,Н.3,乾隆 41 (1776) 年 5 月 11 日。

牧地の帰属を巡って本格化していく。つまり、本牧地紛争は、牧地の移動と不明確な牧地境界の決定を巡って発生したものである。そして、紛争発生から71年後の道光27(1847)年に両旗の牧地境界が画定されたことによって、この牧地紛争はようやく解決する。本牧地紛争の処理や解決の詳細については、第三章にて詳しく論じるので、ここでは、この紛争が具体的にいかなる形態で発生・展開したのかという側面にポイントを絞って検討してみたい。

乾隆54(1789)年1月に、トシェート・ハン部盟長固山貝子スンドゥブドルジ¹⁶¹、副盟長¹⁶²がサイン・ノヤン部盟長¹⁶³に伝達した文書中で、左翼前旗旗長チャバグジャブ¹⁶⁴がウールド前旗旗長ポンチョク¹⁶⁵とやり取りした文書が引用されており、その中に両旗の平民の行動に関する記述が記載されている。最初に、トシェート・ハン部左翼前旗の平民による供述は下記の通りである。

……我らの旗（左翼前旗）の（平民）ボンボらが報告したのは（以下の通りです。）

「私ボンボの牧地はオラーン・チョロート[ulayan čilayutu]山の北麓にあります。私は他人の家に行っておりました。（その間）ウールド（固山）貝子（ポンチョク）の旗の護衛¹⁶⁶バダラホら7人がこの冬の中の月（11月）の5日に来て、私の息子が馬を放牧している時、『貴方は何故我らの牧地で生活するのか。（侵入の）担保として（家畜を）捕えよう[bariy-a barimui]¹⁶⁷』と言い、我が息子は拒否しましたが、彼（バダラホ）らは私のゲルに侵入して牛糞を収集して載せた1頭の去勢雄牛[šar]を追い立てて行きました。……また、6日に同じ護衛バダラホ、モロンら計16人が来て、私の馬群と我らの塔布囊¹⁶⁸ムンフの馬群がフイテン・ボラギン・エヘン[küyiten

¹⁶¹ トシェート・ハン部中旗旗長、固山貝子であり、乾隆48(1783)年に盟長(1783-1798年)に任命された。包 1995:513、Сономдагва1998:8 参照。

¹⁶² 文書中「副盟長頭等台吉」と書かれており、おそらく中右旗旗長ユンデンドルジが副盟長であったと考えられる。包 1995:514-515 参照。

¹⁶³ 文書では、「盟長多羅郡王」とあり、この時点ではテムチクジャブが既に盟長に任命されていたと考えられる。なお、包 1995:721 では彼は嘉慶6(1801)年に盟長に任じられたと記述される。

¹⁶⁴ トシェート・ハン部左翼前旗旗長、輔国公。包 1995:556、Шархүү1984:162、Сономдагва1998:66 参照。

¹⁶⁵ サイン・ノヤン部ウールド前旗旗長、固山貝子。包 1995:801、Шархүү1984:135-136、Сономдагва1998:227 参照。

¹⁶⁶ 王府官員の一人であり、モンゴル王公の下には、その爵位に応じて、長子、司儀長、護衛、典儀などの王府官員が配置されていた。

¹⁶⁷ ここで、地元の平民は、他旗から侵入してきた平民が牧地から離れることの保証として、彼らの家畜を捕えている。このため、日本語訳として、「担保」が適切だと思われる。

¹⁶⁸ 本来は、台吉である王公貴族の婿を指す言葉であるが、ここではチンギス・ハーン家の血筋を母方から引く貴族に対して清朝政府が与えた称号として用いられている。第一章第二節第二項参照。

bulay-un ekin]にいと、我らの 11 頭の馬、5 頭の去勢雄牛を追い立てて……」と（言
って）報告して来ました。……また、我らの旗の（平民）ダシが報告したのは、（以
下の通りです。）「（私が）自分の牧地ホスト・アマンニ・オルホン・ゴリン・ガツァ
ー[qusatu aman-u orqun γool-un γačay-a]という地で何年もの間遊牧してきた冬営地で
遊牧していると、今回ウールド（固山）貝子（ポンチョク）の旗の護衛ボヤントら
4 人がこの冬の中の月（11 月）の 13 日に来て、私が所有する 40 頭あまりの馬を追
い立てて行きました……」と言って……¹⁶⁹

これと対照させるために、ウールド前旗の平民による供述を取り上げると、下記の通
りである。

……護衛バダラホ、モロンらを尋問すると、彼らが報告するのは、（以下の通りです。）
「我らは（固山）貝子（ポンチョク）殿の命令によって、我々の牧地に勝手に移住
してきて遊牧した護衛ボンボ、塔布囊ムンフらを追い出そうとしましたが、（彼らは）
無視していたのです。このため、（旗長固山貝子殿が）『彼らの馬を捕えて来い』と
命じたのに従って、冬の中の月（11 月）の 5 日に行ったところ、護衛ボンボ、ムン
フらは家におらず、留守になっていて、物事を相談できる大人がいなかったので、
ボンボの息子と会い、（侵入の）担保として（家畜を）捕えずに戻ってきました。翌
6 日に再び行って、馬 11 頭、去勢雄牛 5 頭を捕えてきただけで、5 日には我々 7 人
は去勢雄牛を捕えてきませんでした」と告げました。……護衛ボヤン（ト）、バニら
が報告したのは、（以下の通りです。）「我々は（固山）貝子（ポンチョク）殿の命令
に従い、牧地へ侵入してバイシリ[bayisiri]（山）の麓で遊牧したラマ・イシ、ダシ
らから馬 7 頭を捕えて来ました……」と言いました。……¹⁷⁰

両旗の平民らの供述を照らし合わせてみると、事実を大げさに伝えたり、隠ぺいした
りして双方の供述がかみ合わないものの、ウールド前旗の平民が、自旗の牧地へ侵入し
てきた左翼前旗の平民を追い出そうとして家畜を捕えている状況は明らかである。具体
的には、ウールド前旗の護衛バダラホ、モロン、ボヤントらの平民が旗長の命令に従っ
て、自分たちの冬営地へ勝手に侵入して遊牧した左翼前旗の護衛ボンボ、ムンフ、イシ

¹⁶⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.421,ХТ.1а-8b,乾隆 54（1789）年 1 月。これは、史料④:15-20 に
収録されている文書（キリル文字）の現在の所蔵番号である。

¹⁷⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.421,ХТ.1а-8b,乾隆 54（1789）年 1 月。

らの平民を追い出すために、侵入の担保として彼らの馬や去勢雄牛を捕えている。その際、双方の間で、振った鞭が顔に当たったり、相手の髪を切ったりするなど、殴り合いのような争いも発生していたことが文書の他の部分からわかる。

ウールド前旗の平民が旗長の命令を受けていたかどうかに関しては、上記文書の続きで以下のように記されている。

……オルホン河の北側に入ってきて、勝手に侵略して遊牧した貴方（チャバグジャブ）の旗（左翼前旗）のラマ・イシ、ハル¹⁷¹・ダシらから担保として家畜を捕える前に、私（固山）貝子ポンチョクは……また担保として家畜を捕えることについて、以前護衛ボーハイを遣し、（左翼前旗の）協理台吉オルジン¹⁷²に伝達したではありませんか。なのに、今見ると、私の遣した者が担保として家畜を捕えると、全て事件を起こしたと、（左翼前旗協理台吉が）言って……。 ¹⁷³

ウールド前旗旗長ポンチョクは、勝手に侵入して遊牧した左翼前旗の平民から担保として家畜を捕えることを前もって左翼前旗に伝えていたことがわかる。また、旗長が管轄下の旗の平民に指示したことは事実であり、ウールド前旗の平民らは旗長の指示を受けて家畜を捕えたのだということがわかる。

一方、こうした状況に追い込まれた左翼前旗の印務を担当している協理台吉オルジンは担保として捕えられた家畜の返還と双方の役人によるこの事件の解決とをウールド前旗に要請している。その返信として、ウールド前旗旗長ポンチョクは下記のように述べている。

……貴方（左翼前旗）の印務処が人を使って現在私（ウールド前旗）の牧地で遊牧している人々を北方へ集めて移動させてから、捕えられた馬を受け取ってください。移動させないならば、捕えた馬を返せないのです、我ら双方の印務処から直ちに役人を派遣して、（この事件を）処置させる必要はないと思います。 ……¹⁷⁴

要するに、牧地からの撤退の引き換えとして、馬を返却するといった交渉が行われている。ここで、左翼前旗とウールド前旗との牧地紛争の発生形態をまとめてみると、侵

¹⁷¹ 俗人の平民のことである。

¹⁷² 協理台吉オルジンは、左翼前旗旗長の印務を担当していた人物だと考えられる。

¹⁷³ 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.421,ХТ.1а-8b,乾隆 54（1789）年 1 月。

¹⁷⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.421,ХТ.1а-8b,乾隆 54（1789）年 1 月。

入して遊牧した左翼前旗の平民を追い出すため、ウールド前旗側が侵入者の馬や去勢雄牛を担保として捕え、左翼前旗の平民がウールド前旗の牧地から撤退した後、押収した家畜を返却するという条件を言い渡している。従って、今回の牧地紛争は、「外部の遊牧民が牧地へ侵入する→地元の遊牧民が侵入の担保として家畜を捕える→侵入者が牧地から離れる→地元の遊牧民が捕えた家畜を返却する」といったパターンに帰納することができる。ただ、上記文書の続きに、次のような記載が見られる。

……（固山）貝子（ポンチョク）の旗の協理（台吉）、塔布囊、台吉ドルジら 6 戸の人が現在遊牧しているけれども、双方の争いに関して、（争っている牧地は所属が）決定されていない牧地であるために、（左翼前旗の）我々は担保として（家畜を）捕えて追い出そうとはせず、（この牧地の所属の）決定を待っていると、（固山）貝子ポンチョクが一方的に自ら決定して（自分の）旗の平民に（この）牧地をあてがい……¹⁷⁵

侵入先であるオラーン・チョロート山などの牧地は、紛争発生段階において、どちらの旗に属するか未定であり、左翼前旗の平民がこの地域から直ちに移動したとは考え難い¹⁷⁶。

第二項 トシェート・ハン部中右末旗における平民とイフシャビによる牧地紛争の事例

第一章第二節第三、四項で述べたように、外モンゴル最高の活仏たるジェブツンダンバ・ホトクトの隷属民であるイフシャビは 4 盟諸旗の牧地で自由に遊牧し、そのオトクは主に東 2 盟のトシェート・ハン部とツェツェン・ハン部に分布していた。また、乾隆年間から道光年間にかけてイフシャビの人口が急増した上、第三章、第四章で後述するように、道光 23（1843）年の理藩院による規定布告に伴って旗の牧地境界のオボー設置が加速された。こうした情勢のもとで、咸豊初期の中右末旗は牧地境界が既に明確に画定され、遊牧民の越境遊牧が厳禁される一方、イフシャビの数も増えていた¹⁷⁷。これが、結果的に中右末旗の平民とイフシャビとの牧地紛争を先鋭化させたようである。中右末旗の平民ワンチンらの主張に注目すると、以下の通りである。

¹⁷⁵ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.421,XT.1a-8b,乾隆 54（1789）年 1 月。

¹⁷⁶ 実際に移動したかどうかは不明である。

¹⁷⁷ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3916,H.1,咸豊 3（1853）年、史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4068,H.50,咸豊 4（1854）年と史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4160,H.36,咸豊 6（1856）年 3 月 10 日。詳細は第五章第一節を参照。

……嘉慶 10（1805）年に諸旗が各々の牧地図を作成して（理藩院に）報告する際、共に遊牧しているシャビ長¹⁷⁸ソノムツェレンらの 2 オトクを上奏冊子[čese]に書き加えて提出し、共に遊牧した。……昔から冊子に登録していなかった（シャビ）長ダムディンらのオトクの平民（イフシャビ）がぞくぞくと来て遊牧し……¹⁷⁹

これを理由として、咸豊 5（1855）年頃から中右末旗の平民はダムディン・オトクのイフシャビであるサムダンらを牧地から追い出そうとし、両者間の牧地紛争が始まった。行政上の明確な境界がなく自然に発生したこの牧地紛争は、中右末旗で遊牧する牧民を記載した冊子にダムディン・オトクが登録されているかどうかを巡って協議され、紆余曲折を経た後、光緒 7（1881）年にダムディン・オトクの中右末旗における遊牧が許可されたことによって、ようやく解決の目処が立った¹⁸⁰。この紛争の処理や解決の詳細も第五章に譲り、ここでは、以下本牧地紛争が一体いかなる形態で発生・展開していったのかを探ってみたい。

光緒 7（1881）年にトシェート・ハン部盟長¹⁸¹、副盟長¹⁸²、エルデニ・シャンゾドバ・ツェデンドルジ¹⁸³とダーラマ・サンドク¹⁸⁴らが庫倫辦事大臣¹⁸⁵に提出した文書では、盟長によって派遣された副章京ナムジルジュルムド¹⁸⁶がエルデニ・シャンゾドバ衙門のザイサンと共にエルデニ・シャンゾドバ衙門で当事者の供述を取り調べた結果、紛争処理の解決が合意に至り、その承認を庫倫辦事大臣に請い求めている様子が見られる。まず、ダムディン・オトクのイフシャビと中右末旗の平民の供述にそれぞれ注目すると、以下の通りである。

……ラマ・ジャムスランの兄であるサムダンが報告するのは（以下の通りです。）「私

¹⁷⁸ ザイサンのことを指していると考えられる。以下同様。

¹⁷⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.4,ХН.1399,Н.26,咸豊 8（1858）年 8 月 26 日。

¹⁸⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.4,ХН.1913,Н.3,光緒 7（1881）年（月日の記載なし）。

¹⁸¹ 文書中「盟長トシェート・ハン」と記載されており、トシェート・ハンのナスンチョクトが盟長に任命されていたと考えられる。なお、包 1995:518 によると、盟長任命時期は光緒 9（1883）年であるが、これはおそらく誤りだと思われる。

¹⁸² 文書中に「副盟長（和碩）親王」とあり、おそらくツェレンドルジが副盟長であった。包 1995:516-517 参照。

¹⁸³ この時期、ツェデンドルジがエルデニ・シャンゾドバに任命されていた。任命期間は同治元（1862）年から光緒 11（1885）年までである。Сэрээтэр 1999:127-128 参照。

¹⁸⁴ この時のダーラマはサンドクであり、任命期間は光緒 5（1879）年から同 8（1882）年であった。Сэрээтэр 1999:137 参照。

¹⁸⁵ 文書では「（庫倫辦事）大臣（固山）貝子、（庫倫辦事）大臣」と記載されており、庫倫蒙古辦事大臣はナムジルドンドブであり、庫倫満洲辦事大臣は喜昌であった（包 1995:533、章 1965:195 参照）。

¹⁸⁶ どの旗の人であるのか不明。

はジェブツンダンバ・ホトクトの（イフ）シャビ長ダムディンのオトクの人です。私の父、祖父、おじの時から（輔国）公ネーダンスレンの旗（中右末旗）の牧地の北側（である）タジン・ホショー[tajin qusiu]で越夏し、アブダル[abdar]山の南北で越冬し、遊牧してきました。咸豊 5（1855）年の秋、アブダル山のハジョー・オールツァク[qajiu uurčay]と呼ばれる地で遊牧していると、彼らの旗（中右末旗）のラマ・ワンチン、ハル・アムルらが来て、『我々は（輔国）公殿の命令で貴方を牧地から追い払い、ゲルを移動させよう』と言うので、私サムダンは『高齢の尼僧（老婆）¹⁸⁷の持病が悪化して移動できない』と言いました。その後、秋の終わりの月（9月）の30日に、同じワンチンらが（イフシャビ）長ダムディンの馬群から馬を捕え、その途中でワンチンら6人が分かれて来て、私（サムダン）が留守だったので、私のゲルを倒し、羊を放牧しているドンドブから馬1頭（を捕え）、隣家の1人の（イフ）シャビ・ハルジンの手を縛り、彼の馬1頭を捕えて帰った後、……」と供述しました。……（中右末旗の）ラマ・ワンチンが報告するのは、（以下の通りです。）「私はトシェート・ハン部（輔国）公ネーダンスレンの旗の人です。……咸豊 5（1855）年の秋季、（イフ）シャビ・サムダンは私（ワンチン）の準備した（ハジョー・）オールツァクという营地¹⁸⁸で遊牧した上、（私ワンチンが）所属する（輔国）公（ネーダンスレン）殿の命令で彼ら（サムダンら）を牧地から追い出そうとしても、無視して移動しませんでした。このため、（私ワンチンは）我々が所有する一群の家畜と個人の生計を立てる少数の家畜を冬春の時期に遊牧させる冬营地から、（サムダンらを）移動させることを考慮し、咸豊 5（1855）年秋の終わりの月（9月）の30日、同旗のバザル、アヨール、……らと話し合って共に出発し、（イフ）シャビ長ダムディンを牧地から追い出そうとし、馬群から馬26頭を捕えて、帰り道にワンチン、バザル、……我ら6人がサムダンを牧地から追い払う際、サムダンが留守だった上、隣家のハルジンらが『絶対移らない』と言って、悪い口ぶりで罵ったため、我らは（彼らを）憎み、ハルジンの手を縛り、サムダンのゲルを倒し、ハルジン、ドンドブらの馬2頭を捕えたのは事実です。……」と供述しました。……¹⁸⁹

双方の当事者であるダムディン・オトクのイフシャビ・サムダンと中右末旗のワンチ

¹⁸⁷ 文書では「čibayangča」（čibayanča の誤り）と記載されており、尼僧と老婆のどちらを意味しているのが断定し難い。

¹⁸⁸ ワンチンの供述中の「遊牧する冬营地から（サムダンらを）移させる」という部分より、おそらく冬营地だと推定できる。

¹⁸⁹ 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1913,Н.3,光緒 7（1881）年（月日の記載なし）。

ンらの供述内容は相互に一致している。咸豊 5 (1855) 年秋頃に、中右末旗のワンチンらが旗長の命令で、自分たちの準備した冬営地へ侵入して遊牧したダムディン・オトクの人々の馬を捕えて彼らを牧地から追い出そうとしている様子がうかがえる。中右末旗のワンチンをはじめとする平民は当該オトクのザイサンであるダムディンを牧地から追い払うため、彼の馬 26 頭を捕えた。続いて、イフシャビ・サムダンを追出す際、ワンチンらは隣家のハルジンと口論となり、ハルジンの手を縛ったり、サムダンのゲルを潰したりして、両者間で衝突が生じた。その結果、彼らはドンドブとハルジンからも各々馬 1 頭を捕えた。そこで、ダムディンらの反応を考察してみると、文書中のワンチンの供述に「1 日、2 日後に（イフシャビ）長ダムディンは牧地を離れて移動し、（捕えられた）馬全部を受け取りました。」¹⁹⁰と記されており、追い出されたザイサン・ダムディンは直ちに侵入した牧地を去り、馬を返還してもらったことが読み取れる。ここから、旗内の平民とイフシャビとの本牧地紛争も、「外部の遊牧民が牧地へ侵入する→地元の遊牧民が侵入の担保として家畜を捕える→侵入者が牧地から離れる→地元の遊牧民が捕えた家畜を返却する」といったパターンで展開していることが明瞭である。

一方、イフシャビ・サムダンの動きに関して、彼の供述中に下記のように記載されている。

……私（サムダン）が馬を移動させ、エンフ・タリン・ゴルバン・トルゴイ[engke tala-yin yurban toluγai]と呼ばれる地へ行って遊牧していると、冬の初めの月（10 月）の 7 日に、またワンチンら 9 人が来て、ジェブツンダンバ・ホトクト殿の（馬）群の馬 24 頭、1 人の（イフ）シャビ・ジャミヤンの馬 2 頭、私（サムダン）自身の馬 3 頭、私（サムダン）が乗った鞍付きの馬を共に捕えて帰りました。……¹⁹¹

つまり、イフシャビのサムダンが牧地から離れたにもかかわらず、中右末旗のワンチンらに計 30 頭の馬が捕えられていることがわかる。何故再び馬が捕えられたのかという問題は、下記に示す中右末旗のワンチンの供述からうかがえる。

……（イフシャビ）サムダンが馬を移動させて （輔国）公（ネーダンスレン）殿の家畜が遊牧するエンフ・タリン・ゴルバン・トルゴイという地で遊牧した際、……
我ら（ワンチンら）9 人が行って、『牧地を移動してから（馬を）受け取れ』と言っ

¹⁹⁰ 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1913,Н.3,光緒 7 (1881) 年 (月日の記載なし)。

¹⁹¹ 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1913,Н.3,光緒 7 (1881) 年 (月日の記載なし)。

てサムダンの群れから馬 29 頭を捕えた上、彼（サムダン）の鞍付きの馬を取り、…
…¹⁹²

下線部より、ワンチンの冬営地から移動したサムダンは今度は、中右末旗の旗長ネーダンスレンの営地に入って遊牧してしまったため、再び該旗の平民に馬を奪われる羽目になったことがわかる。また、旗の平民ワンチンらはここでも牧地からの移動を家畜返還の条件としている。しかし、今回はイフシャビのサムダンが移動しようとしなかったため、この事件をエルデニ・シャンゾドバ衙門に報告した。そして、当該衙門から遣されたハラグチらが中右末旗の印務処を通じて、家畜の返還をワンチンらに求めたが、彼らはサムダンが牧地を移動したらすぐに家畜を返還すると告げ、要求には応じなかった。最終的に、翌咸豊 6（1856）年に盟長の命令で、捕えられた馬がようやく返却されるが、数通りには返却されなかった¹⁹³。こうした牧地紛争の発生過程初期に生じた馬などの家畜の返還交渉やダムディン・オトクの中右末旗における遊牧に関する冊子を巡って両者間の牧地紛争が先鋭化していき、結局光緒 7（1881）年になってようやくその最終処理を迎えることになる。つまり、ここでも同様に「外部の遊牧民が牧地へ侵入する→地元の遊牧民が侵入の担保として家畜を捕える→侵入者が牧地から離れる→地元の遊牧民が捕えた家畜を返却する」といった手続きが中右末旗の平民によって主張されているものの、こうした略奪と返還はしばしば思った通りにはいかず、牧地紛争をより慢性化させていたことがわかる。

第三項 牧地紛争の発生形態は慣習なのか

ここまで 2 件の牧地紛争の事例を取り上げて、その発生形態を考察した。こうした発生形態はこの 2 件に限らず、筆者が入手した他の多くの牧地紛争の事例からも確認できる。そこで、これが、当時の外モンゴル地域に共通するような普遍性を持つ現象だったのかという問題を、ここで手短かに検討しておきたい。

上記 2 件の牧地紛争において、最初に旗長が、牧地への侵入者を追い出すために、担保として家畜を取り上げよ、という指示を下している。この場合、牧地への侵入者に対し、担保として家畜を捕えて追い出すことがある種の定例になっていたからこそ、旗長らは躊躇なく指図したものと考えられる。他方、侵入者の側も自発的に牧地から移動し、捕えられた家畜を受け取っている状況がうかがえる。つまり、当事者である双方の遊牧

¹⁹² 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1913,Н.3,光緒 7（1881）年（月日の記載なし）。

¹⁹³ 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1913,Н.3,光緒 7（1881）年（月日の記載なし）。

民にとって、こうした牧地への侵入、そして牧地からの移動に伴う家畜の返還といった手順は決して見知らぬ珍しいものではなかったようである。

例えば、乾隆 57（1792）年のサイン・ノヤン部右翼中左旗とトシェート・ハン部左翼後旗間の牧地紛争に関する文書では、下記のような記述がある。

……他人が人の牧地の境界を越えて遊牧すれば、担保として家畜を捕えて追い出す（といった）皆の道理[olon-u jirum]¹⁹⁴に基づいて、（私右翼中左旗の平民ポンチョクは左翼後旗の台吉ブレンたちから）担保として家畜を捕えて追い出しました……¹⁹⁵

ここから、牧地への侵入者を追い出す目的で担保として家畜を取り上げること自体が、遊牧民の生活の中で、既に 1 つの慣行として確立されたものであったことがうかがえる。従って、「外部の遊牧民が牧地へ侵入する→地元の遊牧民が侵入の担保として家畜を捕える→侵入者が牧地から離れる→地元の遊牧民が捕えた家畜を返却する」といった牧地紛争の発生形態は、モンゴル遊牧社会において古くから伝わってきた遊牧民特有の慣習であった可能性があると考えられる¹⁹⁶。

第四項 侵入の担保としての家畜略奪に対する処罰

上述した 2 件の牧地紛争をみると、双方における見解の相違によってしばしば紛争解決への進行が滞っている。つまり、家畜を捕えられた側が必ずしも直ちに牧地から移動するというわけでもないし、追い出そうとする側もまた必ずしも捕えた家畜を容易に返却するわけではない。これに、双方間の殴り合いや家畜の損失などの諸事情が加わって、担保としての家畜の略奪と返還などを巡る処罰の裁定が始まるわけである。筆者の入手した文書史料では、トシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗間で実行された裁定に関する内容は見当たらないものの、トシェート・ハン部中右末旗における平民とイフシャビ間の審議状況はうかがえる。そこで以下、後者の事例を取り上げて考察したい。この事例では中右末旗の平民とイフシャビとの間で繰り返し審議が実施されるが、なかなか合意できない状態であった。しかし、光緒 7（1881）年にトシェー

¹⁹⁴ olon は olan の誤りである。

¹⁹⁵ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.943,Н.13,乾隆 57（1792）年夏。

¹⁹⁶ 序章と第一章で既述した通り、モンゴル遊牧社会における牧地紛争は、もちろん清朝以前の遙か昔から存在するものであると考えられる。当時の遊牧民は、明確な牧地境界がなくても、集団ごとの縄張りのような遊牧範囲で遊牧し、時々相互の牧地へ侵入しては牧地を巡る争いを起こしていたはずである。ゆえに、本章で検討する清朝支配下の外モンゴルにおける牧地紛争の発生形態は、清朝以前の時代における牧地紛争の発生形態ともなんらかの関係があるのではないかと思われる。

ト・ハン部盟長とエルデニ・シャンゾドバによって遣わされた官員たちがエルデニ・シャンゾドバ衙門で当事者への尋問を行った結果、双方の協議が成り立つようになった。光緒7年にトシェート・ハン部盟長ナスンチョクト、副盟長ツェレンドルジとエルデニ・シャンゾドバ・ツェデンドルジが処置決定への承認を庫倫辦事大臣に請うた文書の中で、当事者に科せられた処罰が次のように記載されている。

……この事件の（関係者である中右末旗の）平民ワンチンを家畜5頭、バザルらを各々家畜3頭で処罰しましょう。捕えられた馬群の中から失われた馬3頭に関して、（中右末旗の平民）ミジドに同様の馬を出させて償わせましょう。また、（ダムディン・オトクの）サムダンが「彼ら（中右末旗の平民ワンチンら）が馬群を捕えた際、馬飼いがいなくて（ジェブツンダンバ・ホトクトの）馬群の2歳の馬が狼に食われた」といっているのは片方からだけの言葉である上、一体どのようにして食われたかを捜査しないといけないが、（ジェブツンダンバ・ホトクトの）群の馬であるため、正しく（その2歳の馬を）ワンチンらに償わせましょう。またサムダン、彼の弟ジャムスランらが事件を管轄の所（エルデニ・シャンゾドバ衙門）に報告する際、（彼らが）「子羊1匹が馬に踏まれて死んだ。家のひも、馬勒を切った。サムダンを縛った」と供述したことがあるものの、今ジャムスランは既に他界した上、サムダンが「弟のジャムスランが誤って報告した」と告げているので、（この件を）協議しないことにしましょう。……¹⁹⁷

上記文書の下線部に注目すると、担保として家畜を取り上げた張本人である中右末旗の平民ワンチンに家畜5頭の罰を負わせ、事件に関わったバザルらの平民にもそれぞれ家畜3頭の罰を加えることとなっている。つまり、家畜を取り上げた者に家畜罰が与えられている。同時に、失われた馬の賠償や殴り合いなどの細かい事柄に対しても、各々相等する処罰が科せられていることがわかる。こうした厳密な対応を取り入れたことに関して、上記引用文の前に、「……該（中右末）旗のバザルらの13人が（平民ワンチンらと）共に行って人を縛り、ジェブツンダンバ・ホトクトの群とダムディン、サムダンらの多数の馬を捕えて……」と記されており、この群がジェブツンダンバ・ホトクトの群であったことは明らかである。また、同治2（1863）年5月24日にエルデニ・シャンゾドバの印務を管理するツェデンドルジらは、「またダムディンらを彼らの昔から遊牧し

¹⁹⁷ 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1913,Н.3,光緒7（1881）年（月日の記載なし）。

てきた牧地から移動させるなら、損害を与えるに至るところがあるだけではない」¹⁹⁸と盟長の印務を管理する副盟長ツェレンドルジに伝達し、彼らを昔のまま自由に放牧させたいことを強調している。従って、当事者の片方であるイフシャビが尊敬すべき外モンゴル最高の活仏ジェブツンダンバ・ホトクトの民である上、彼らが4盟の牧地で自由に遊牧できるという原則があったからこそ、双方とも細かく気を配りつつ、不備のない裁定を模索したと考えられる。ただ、イフシャビを追い出すために担保として家畜を取り上げろと指示した中右末旗の旗長には、処罰が科されていない。

一方、イフシャビからの家畜略奪者への処罰は一体何に依拠して決定されたのであるか。これを同じこの紛争の関連文書からうかがうと、下記のように記述されている。

……以前、嘉慶 20（1815）年に庫倫辦事大臣らの所は、（イフ）シャビ・スンドゥブ¹⁹⁹を牧地から追い出した（輔国）公ツェワンドルジ²⁰⁰の旗の（平民）ドヒヤルトを家畜5頭で、同行したバヤンジャルガルを家畜3頭で罰して処理したことを例に、この事件の平民ワンチンを……処罰しよう。……²⁰¹

すなわち、嘉慶年間にトシェート・ハン部右翼右旗のドヒヤルト、バヤンジャルガルらの平民がイフシャビ・スンドゥブらを牧地から追い出して、担保として家畜を取り上げたという事件があり、その処理に即して今回の事件に対する懲罰を決定したわけである。さらに、ほかの関連文書中でも、盟長ナスンチョクト、副盟長ツェレンドルジが下記のような事項を述べている。

……全ての事件を処理する際、必ず制定した法律、あるいは以前処理した事件を例に、裁定するのは確かな道理です。まさにこの事件のワンチン、バザルらの平民に関わる件は、同様に以前処理したドヒヤルト、バヤンジャルガルらの事件と異なる点が一切ないので、直ちにこのように処理すべきです。……²⁰²

ここで、外モンゴル地域における諸案件の審議に関して、既定の法律ないし過去に処

¹⁹⁸ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4764,Н.60,同治 2（1863）年 5 月 24 日。

¹⁹⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1779,Н.19,嘉慶 20（1815）年 9 月の文書中「ジェブツンダンバ・ホトクト殿の馬群の馬を捕えて、（イフ）シャビ・スンドゥブを牧地から追い出した（トシェート・ハン部右翼右旗の）ドヒヤルトらの一件」とあり、スンドゥブの身分はイフシャビであったことが確認できる。

²⁰⁰ トシェート・ハン部右翼右旗旗長、輔国公。包 1995:559、Шагхуу 1984:159-160 参照。

²⁰¹ 史料①:Φ.М-9,Д.4,ХН.1913,Н.3,光緒 7（1881）年（月日の記載なし）。

²⁰² 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.5183,Н.64,同治 6（1867）年 8 月。

理したケースに依拠して処理すべきであると指示されている。こうした慣行に基づいて、中右末旗の平民とイフシャビとの間の事件への処置も、性質上類似した右翼右旗の平民ドヒヤルトとイフシャビ・スンドゥブとの間の前例に準拠したものと思われる。換言すれば、侵入の担保としての家畜略奪といったこの種の案件にあてはまるような法律・規定が存在しないゆえ、後者の処理方法を採用したと考えられる。

確かに、「蒙古例」や『ハルハジロム』にはその関連する規定などが見当たらない。侵入の担保としての家畜略奪は、あくまで当時の外モンゴル地域における牧地紛争の発生に伴って生じた付随的な現象に過ぎず、それに対する処罰よりも牧地の分配問題の方が最重要課題となっていたと考えられる。

これと酷似した牧地紛争の事例は他にも見られる。例えば、トシェート・ハン部中右旗の平民とイフシャビ、中右末旗の平民とイフシャビとの間の牧地紛争に関する文書では、次のような記載がある。

……現在当該旗（中右旗と中右末旗）の多くの台吉、平民がそれぞれ集まり、（イフ）シャビの平民を牧地から追い出して（争いを）起こし、また（ジェブツンダンバ）ホトクトと（イフ）シャビらの（家畜の）群れから馬を勝手に捕えて騒がせたことは、確かに勝手に法律に違反し[jörčin]²⁰³、行動している。……（多羅郡）王オドスルバザルの旗（中右旗）の台吉テグシ、ラマ・ハルことチャグダム、チョイジル、……、（輔国）公ネーダンスレンの旗（中右末旗）のポンチョク、オチル、……ら計 30 人に対して、以前裁定した例に基づいて、適切な所を見極めて、各々3 畜を科し、懲戒の意を示そう。この内、ダワンらが捕えて返却しなかった（イフ）シャビ・ダルジャーの浅い黄黒色の馬は、そのままいるかどうかを双方から官員を出して取り調べ、（その馬が）いない場合、必ず元の年齢、浅い黄黒色の同じ馬をダワンらに賠償させよう。……²⁰⁴

ここでも、イフシャビを追い出し、担保として馬を取り上げた両旗の台吉、平民らには家畜罰や馬の賠償などが科されていることがわかる。以上の処罰は、相手方がイフシャビであった場合の例であり、一般の平民同士の紛争の場合も確認しておく必要がある。

これを例証するために、サイン・ノヤン部右翼中左旗とトシェート・ハン部左翼後旗

²⁰³ jörčin は jöričin の誤りである。

²⁰⁴ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.6917,H.42,光緒 11 (1885) 年（文書の後半部分が欠如しているため、月日は不明）、史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.3214,XT.282a-282b,光緒 11 年 5 月など。

間の牧地紛争の事例を簡略に考察したい。これは、乾隆 56（1791）年に右翼中左旗の平民ポンチョクらが、フフ・オス[köke usu]、ビダイ[bidai]という地へ遊牧しにやって来た左翼後旗の台吉ブレン、トイン²⁰⁵・アンドク、領催ニマらを追い出すため、彼らから馬、ラクダなどの家畜を侵入の担保として捕えた結果、台吉ブレンらは捕えられた家畜を後から力づくで奪い戻した上、ポンチョクらの乗り物である馬までも奪ったという事件である²⁰⁶。乾隆 57（1792）年に、両盟盟長はこの事件を両旗旗長らに協議させ、その処理状況は次のように記載されている。

……報告するためです。（盟長の）指示に従い、私（固山）貝子デチンラムピル自身が、サイン・ノヤン部の（輔国）公デリグドルジの旗（右翼中左旗）の協理（台吉）パル、管旗（章京）デムベレルらと、この秋の中の月（8 月）の 10 日にゴチン[yučin]の地で合流し、去年（輔国）公デリグドルジの旗のタイガム²⁰⁷・ポンチョクらが、我らの（左翼後）旗の境界地域の平民と牧地を争い、……（侵入の）担保として馬、ラクダを捕えて帰ったことに対し、我らの旗の台吉ブレンが彼（ポンチョク）らを追いかけて、略奪して乗り物（馬）を奪ったといった 1 件を調査すると、……タイガム・ポンチョクらが捕えて食べた羊をそのポンチョクに賠償させ、ポンチョクらの乗り物（馬）を奪った我らの（左翼後）旗の台吉ブレンを家畜 5 頭で罰し、（台吉）ブレンと同行したニマ、ホルチらを鞭で 25 回打って、（この案件を）終わらせるほか、牧地の境界を協議したのは（以下の通りです。）……²⁰⁸

下線部より、この処理において侵入の担保として家畜を取り上げたこと自体は何ら問題となっておらず、逆に家畜奪取に対抗して生じた家畜の過剰奪回の方に懲罰が科されていることがわかる。具体的には、侵入の担保として家畜が捕えられ、追い出されるべき側である左翼後旗の台吉や平民に、相手のポンチョクらの乗り物である馬を奪ったという罪が問われている。それに対して、右翼中左旗の平民ポンチョクは、単に羊を食べた罪でその 1 頭の羊のみを償うことになっている。上記文書の続きからも推定できるように、双方が争っている牧地の分配問題こそが確かに牧地紛争の要であって、そちらの方は慎重に協議されている。これに比して、文書中で左翼後旗旗長デチンラムピルが「こ

²⁰⁵ 台吉出身のラマを示す語。Шархүү1975:242 参照。

²⁰⁶ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.943,Н.11,乾隆 56（1791）年 9 月初 5 日。なお、本牧地紛争の最終処理に関する文書を入手できていないため、最終的な結果の詳細は不明である。

²⁰⁷ 旗の牧地の境界を巡邏し、見守る人のことを指す。Гонгор1978:275 参照。

²⁰⁸ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.943,Н.4,乾隆 57（1792）年 12 月 14 日。

の1つの些細な事件」と主張していることからわかるように、侵入の担保としての家畜略奪そのものは、さほど重視されていなかったと考えられる。また、筆者が入手したトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗の牧地紛争をはじめとするイフシャビでない一般平民間の諸紛争に関するすべての公文書には、侵入の担保としての家畜略奪に対する処罰に関連する情報が全く記載されていないため、おそらく結果的に家畜が返還されさえすれば、その略奪行為に対する処罰は実施されていなかったと思われる。

従って、これらイフシャビの関わらない家畜略奪への裁定は、上述した一般平民とイフシャビ間の裁定方法に比べると、かなり対照的である。二種類の諸紛争全てが侵入の担保としての家畜略奪という同様な案件であるにもかかわらず、イフシャビが関わってくる場合のみ、イフシャビの家畜を略奪した行為そのものに対する特有の重い処置が取られ、比較的厳重に話し合われていた。要するに、身分上の相違やイフシャビが4盟諸旗の牧地で自由に遊牧できるという原則などにより、イフシャビ関連の略奪への裁定は盟や旗の一般平民同士の場合の処置とは鮮明に区別されていたようである。またイフシャビ関連の略奪でも、いずれも既存の法律に基づいて裁定しているわけではなく、先例などの事情に応じて処置された比較的軽微な処罰である。

第二節 旗の境界を示すオボーの破壊

第一項 トシェート・ハン部トシェート・ハン旗と左翼後旗との牧地紛争の事例

前節では侵入に対する担保としての家畜略奪という牧地紛争の発生形態を考察した。ここでは、上記と異なる発生形態である、旗の境界を示すオボーの破壊について考察していきたい。

道光23(1843)年に理藩院は下記のような規定を布告していることがわかる。

モンゴルの諸旗は裁定した牧地における各々の境界地域で幾つかのオボーを建て、印章付きの冊子[čese]を作成して檔子[dangsa]に記録し、管轄の旗長は(牧地状況を)毎年1回調査して誓約書を理藩院に提出・報告せよ。仮に、独断で(境界を)越えた侵入者がおれば、法律に則って処罰せよ。²⁰⁹

²⁰⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3433,Н.39,道光25(1845)年3月10日。なお、史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3384,Н.10,道光24(1844)年12月の公文書から、理藩院は道光23(1843)年にこの規定を布告したことが確認できる。

この規定を契機に、道光 26 (1846) 年にトシェート・ハン旗と左翼後旗が、相互に隣接する境界地域にオボーを設置することになった件で、双方間の牧地紛争が始まり、最終的に 20 年後の同治 5 (1866) 年に両旗の牧地境界が明確に画定されたことによってようやく紛争が解決した。すなわち、この牧地紛争は牧地境界が新たに画定されたことによって発生した紛争である。そこで、この牧地紛争がいかなる形態で発生・展開していたのかを簡略に検討したい。道光 26 年 6 月に、トシェート・ハン部盟長の印務を管理している副盟長トシェート・ハンのツェレンドルジ²¹⁰が両旗の印務を管理している協理台吉、管旗章京らに通達した文書に、トシェート・ハン旗からの呈文が次のように引用されている。

…… (3 旗が派遣した官員が) 牧地の境界となるツァガン・オス[čayan usu]に各々 1 つのオボーを新たに建てると、鎮国公の旗 (左翼後旗) の台吉ガルサンドルジ、オチル、及び僧侶ガルダンら²¹¹が来て、「昔から、我々 (トシェート) ハン、(鎮国) 公らの旗は相互に境界のオボーなしに、遊牧してきた。また、前任の (トシェート) ハン (ヤリнтаイ)、(鎮国) 公 (ソノムワンチョク) 殿は、エルグネク[ergeneg] (のゴビ地帯)、ジェルゲムジ[jergemji]などの地で両旗が境界なく遊牧しよう、と通達した。……今我々は 3 つ目のオボーを建てさせない」と言って、建てた 3 つのオボーのうち、副盟長であるトシェート・ハン (ツェレンドルジ) 殿の旗のオボーを直ちに潰しました。それに、「他の地でもオボーを建てるなら、我々台吉、平民がオボーを建てさせない」と告げ、すこぶる憤慨して皆が (盟長の) 指示に従わなかったため、我々官員はオボーを新たに設置することができなかったことを (盟長に) 報告するほか、……²¹²

ここで、ツァガン・オスという地がトシェート・ハン旗、左翼後旗及び左翼右末旗

²¹⁰ 包 1995:551 から、盟長のボンチョクドルジは道光 26 (1846) 年に病気のため免職されたことがわかる。そこで、新盟長が任命されるまで副盟長がその印務を管理していたと考えられる。

²¹¹ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.36,咸豐元 (1851) 年 10 月 15 日の公文書では「旗長鎮国公バルダドルジの旗の所属[qariyatu]4 等台吉、族中[törül-ün]4 等台吉、平民[qaraču]ガルダン」と書かれており、各々の身分を確認できる。qariyatu tayiji とはチンギス・ハーンの弟たちの血筋を引く貴族であり、törül-ün tayiji とはチンギス・ハーン直系の貴族のことである。中村 2003:12 によれば、左翼後旗の所属台吉はチンギス・ハーンの弟ブフベルグテイの子孫である。また、大半の関連文書では、その詳細な身分が略されているため、本章においても、前 2 者を「台吉」と略記する。以下同様。なお、ガルダンは別の文書 (史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4764,H.17,咸豐 2 (1852) 年) で「平民 (である) 僧侶ガルダン」と述べられている。

²¹² 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3470,H.28,道光 26 (1846) 年 6 月。

の3旗の境界であったため、3旗は官員を派遣して、ここにオボーを設置することとした²¹³。しかし、左翼後旗の台吉や平民は設置されたトシェート・ハン旗のオボーを破壊し、旗の牧地の境界におけるオボー設置に断固として反抗している様子がうかがえる。続いて、道光26(1846)年秋頃、両旗が再度官員を派遣して、バーハン・ハシャート[baqan qasiyatu]という地に1対のオボーを設置させると、左翼後旗の台吉ガルサンドルジ、オチル、僧侶ガルダンらが「昔から、我々の(トシェート)ハン、(鎮国)公らの旗は境界のオボーなしに遊牧してきた。(争っている牧地は)以前から我らの(左翼後)旗の牧地である」²¹⁴など種々の苦情を述べ、官員が建てたオボーをたちまち潰した上、「また他の場所へのオボー設置に対しても我々は同じく建てさせない」²¹⁵と述べている。左翼後旗の台吉や平民は、境界のオボーを建てることによって今まで遊牧してきた牧地がトシェート・ハン旗領内に編入されてしまうことを恐れ、依然としてオボーを壊すという手段で抵抗し続けていたようである。その後も左翼後旗の台吉、平民は「境界が隣接する地にオボーを建てるなら、同様にオボーを建てさせずに破壊する」²¹⁶と告げ、常にオボーを破壊する態勢でトシェート・ハン旗と対峙していたが、咸豊元(1851)年にトシェート・ハン部盟長エリンチンドルジ²¹⁷による処理で一定の牧地が左翼後旗の台吉、平民に分配され、両旗の牧地境界が一応画定されたことによって、両旗の牧地紛争は一時的に終息し、新しく画定された境界にオボーが設置されることとなった²¹⁸。

ところが、このオボー設置に対しても、左翼後旗のまた別の台吉²¹⁹サンダグドルジ、平民ミンジュール、ジグジャブらが新たに現れ、盟長、副盟長によって派遣された右翼右旗旗長ワンチョグダグドルスレン²²⁰らの官員が積み上げたオボーを破壊し、反抗した²²¹。こうして左翼後旗の台吉や平民は旗の境界を示すオボーを相次いで破壊し、最終的に同治5(1866)年にこの牧地紛争が完全に決着するまで、トシェート・ハン旗と対抗

²¹³ 境界の地には、隣接する各旗がそれぞれ1基のオボーを建てていたことがわかる。例えば、2旗の境界である場合は、1対のオボーが建てられる。

²¹⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3469,Н.19,道光26(1846)年9月20日。

²¹⁵ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3469,Н.19,道光26(1846)年9月20日。

²¹⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.5,ХН.1023,Н.1,道光27(1847)年11月28日。

²¹⁷ トシェート・ハン部右翼左旗旗長和碩親王、盟長(1846-1853年)。Сономдагва1998:9 参照。

²¹⁸ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3834,Н.46,咸豊元(1851)年閏8月、史料①:Φ.М-1,Д.1,ХН.4431,Н.3,咸豊元年12月(満洲文)、史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4764,Н.17,咸豊2(1852)年6月初4日など。

²¹⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4879,Н.12,同治3(1864)年7月19日の文書中で「彼(サンダグドルジ)は俸禄のない世襲4等台吉である」と記述されている。

²²⁰ トシェート・ハン部右翼右旗旗長、輔国公(包1995:559、Шархүү1984:160 参照)。なお、文書中には「wangčuydaydursörön」と書いてあるが、包1995にワンチョグダグドルスレン、Шархүү1984にワンチョグドルスレン、Сономдагва1998:55にワンチンチャグドルスレンとそれぞれ記述されている。

²²¹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4345,Н.10,咸豊8(1858)年11月19日、史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4541,Н.3,咸豊11(1861)年7月19日など。

していた。現在の所、この1件を含めて計2件²²²の事例が確認できており、この2件の事例から、片方による境界を示すオボアの破壊も、牧地紛争のもう1つの具体的な発生形態であったことがわかる。

第二項 オボアの破壊に対する処罰

史料⑨の『理藩院則例』などには、オボアの破壊に関する条文が見当たらない。しかし、実際には咸豊元（1851）年の盟長による審理でトシェート・ハン部トシェート・ハン旗と左翼後旗の牧地紛争が一旦終息する方向へ転じた際に、事件の当事者を懲罰したことが確認できる。咸豊2（1852）年6月4日に、庫倫辦事大臣らがトシェート・ハン部盟長トシェート・ハンのツェレンドルジに通達した文書で、当事者に対する処罰が最終的に理藩院の承認を経て、次のように裁定されている。

……管轄の旗長らの所が指示して建てたオボアを直ちに潰して倒したことは非合法 [jüi ügei]であるため、オボアを破壊した（左翼後旗の）台吉ガルサンドルジ、オチルボルドらを非合法に行動した（場合の）[jüi ügei-iyer yabuysan]フングン・ツァーズ[könggen čayaja]（軽い法）の個人の罪に従って、1・9畜²²³で各々罰しよう。平民（である）僧侶ガルダンは（台吉ガルサンドルジらと）一緒に訴訟したが、オボアを潰したことはない。（トシェート・ハン旗の）協理台吉ツォイジャブ及び両旗の旗長、官員は関わる所がないので、皆お構いなしとしよう。……²²⁴

上記の文書から、オボアを破壊したこと自体が罪となっていることがわかる。境界のオボアを潰した左翼後旗の台吉ガルサンドルジとオチルボルドの2人には1・9畜の罰が加えられており、事件に関わりながらも、オボアを壊さなかった左翼後旗の平民、トシェート・ハン旗の協理台吉及び両旗の旗長、役人らは無罪となっている。ここで、オボア破壊者に科せられた処罰は何に準拠しているのだろうか。上記の下線部の内容については、同じ事件に関する別の文書中でも、「……フングン・ツァーズニ・ビチグ[könggen čayajan-u bičig]（軽い法典）における個人の罪に従って、1・9畜で各々処罰しよう……」²²⁵と記載されており、『フングン・ツァーズニ・ビチグ（軽い法典）』に制定されている

²²² 史料①:Φ.M-183,Д.2,XH.493,H.3,年月日なし、史料①:Φ.M-183,Д.2,XH.493,H.4,道光 25（1845）年2月初1日。

²²³ 9頭の家畜をワンセットにして処罰することを指す。

²²⁴ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4764,H.17,咸豊2（1852）年6月初4日である。これは、史料④:41-49に収録されている文書（キリル文字）の現在の所蔵番号である。

²²⁵ 史料①:Φ.M-183,Д.2,XH.646,H.3。本文書は最初と最後の部分が欠如しているため、年

「個人の罪」という条文を適用していることがわかる。また、筆者が入手した公文書²²⁶の中でも、この『フングン・ツァーズニ・ビチグ（軽い法典）』に対応するような『フンドゥ・ツァーズニ・ビチグ[kündü čayaǰan-u bičig]（重い法典）』と呼ばれるものも現れており、この両者がおそらく独立した法典であった可能性があると思われる。他方、注 224 で述べた文書に「……勝手にオボーを潰した台吉ガルサンドルジらに罰を科すべきであるが、罪を犯した日は（道光 30 年 1 月 26 日に下された）恩赦令²²⁷より前にあるので、免罪してお構いなしとせよ」²²⁸と明記されており、最終的に左翼後旗の台吉らは罰が免除されていることが読み取れる。以上から、オボーの破壊という罪に対しては、該当する軽い罰が当事者に科されていたことがわかる。

小結

本章では、清代外モンゴルにおけるトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗、トシェート・ハン部内のトシェート・ハン旗と左翼後旗、そしてトシェート・ハン部中右末旗における平民とイフシャビといった計 3 件を中心とする牧地紛争の諸事例を取り上げ、各々の具体的な発生形態とそれに対する処罰の状況などを考察した。その結果、以下のような結論が得られた。

清代の外モンゴル地域で頻発していた牧地紛争は、主に以下の 2 種類の形態で発生していたことが確認できた。トシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗、トシェート・ハン部中右末旗における平民とイフシャビ等々の間における牧地紛争の事例では、「外部の遊牧民が牧地へ侵入する→地元の遊牧民が侵入の担保として家畜を捕える→侵入者が牧地から離れる→地元の遊牧民が捕えた家畜を返却する」といったパターンで紛争が発生しており、トシェート・ハン部内のトシェート・ハン旗と左翼後旗との間の牧地紛争は、「当事者たちの意に反して設置された境界のオボーを一方が破壊する」といった形態で発生していた。

前者は清代の外モンゴル地域で頻発していた牧地紛争の典型的な発生形態であったと思われる、モンゴル高原の遊牧社会において古くから伝わってきた遊牧民特有の慣習であ

月日が把握できない。

²²⁶ 史料①:Φ.М-183,Д.2,ХН.493,Н.4,道光 25 (1845) 年 2 月初 1 日と史料①:Φ.М-9,Д.5,ХН.1523,Н.1,光緒 6 (1880) 年。

²²⁷ 『清實録』卷 2 (道光 30 年正月下) に、「成命於正月二十六日、祇告、天・地・宗廟・社稷即皇帝位。以明年為咸豐元年。仰紹 前徽撫衷寅惕 際茲新綸之布 用推錫類之恩。……其餘自道光三十年正月二十六日以前、已發覺未發覺、已結未結者、咸赦除之。」と記載されている。本恩赦令は咸豐帝が即位した際に下したものであり、これによって、道光 30 年 1 月 26 日以前の処罰が免除された。

²²⁸ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4764,Н.17,咸豐 2 (1852) 年 6 月初 4 日。

った可能性がある。後者は道光 23（1843）年頃に理藩院によって布告された規定を契機として盟内諸旗の境界たるオボーの設置作業が始まったことに伴って生じた一種の新しい発生形態であると考えられる。同時にここから、古来より境界のオボーなど全く存在しなかったモンゴル遊牧社会において、遊牧民は境界の不明確な場所にオボーを設置するといった上からの一方的な命令に反発しており、清朝による政策の下で、伝統的な遊牧生活を送る遊牧民が大きな政治的变化に直面して戸惑っている様子が見て取れる。従って、牧地紛争の典型的な発生形態にも、モンゴル遊牧民の古くからの慣習のみならず、清朝支配の進行と共に、新しい形態が出現したものと考えられる。つまり、18 世紀から 19 世紀にかけて、時代の流れと共に牧地紛争の発生形態に変化が生じた。ただ、入手史料にある通り、清末にも侵入の担保としての家畜略奪という発生形態が存続していたことから、オボーの破壊という新たな形態が従来の発生形態に完全にとって代わったという訳ではなく、新旧二つの発生形態は並存していたと言えよう。また、「馬、鞍つきの馬や去勢雄牛」などの家畜が侵入の担保として略奪される主な対象であったのは、「モンゴルの牧畜システムは、去勢オス、とりわけ大型の家畜の去勢オスを大量に維持し、軍勢力として利用するものであった」²²⁹と言われるような、それらの家畜の持つ特別な財産価値によるものと思われる。同時に、牧地紛争の発生に伴って、双方間の殴り合いや家畜損失などの出来事がしばしば生じている点から、牧地紛争による遊牧民の生活や生産への大きな損害の状況も見て取れる。

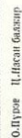
次に、上述した 2 種類の発生形態に対する裁定の実態も明らかとなった。まず、侵入の担保としての家畜略奪に対する処罰に関しては、トシェート・ハン部中右末旗における平民とイフシャビとの牧地紛争など、イフシャビ関連の多数の紛争において、担保としてイフシャビの家畜を取り上げた側の一般平民にのみ、先例に従って家畜罰が科されていた。同時に、失われた馬や殴り合いなどの事柄もかなり入念に調査・裁定されている。これに比して、トシェート・ハン部左翼後旗とサイン・ノヤン部右翼中左旗間の牧地紛争など、イフシャビの関わらない紛争の例では、侵入の担保としての家畜略奪は問題視されず、衝突や過剰奪回のみが処罰の対象となり、家畜罰や鞭打ちの刑罰が科されていた。

両者の処罰方法是对照的であるが、そもそも侵入に対する担保としての家畜略奪は遊牧民の日常生活の慣わしであったため、イフシャビ以外の一般平民間の紛争では、違反行為として取り扱うまでもなかったものと思われる。侵入の担保としての家畜略奪自体

²²⁹ 小長谷 2007:163。

に対する処罰はほとんど行われていなかったものと思われる。ただ、イフシャビと関連する案件の場合のみ、モンゴル最高の活仏たるジェブツンダンバ・ホトクトの存在やイフシャビが4盟諸旗の牧地で自由に遊牧できるという原則などによって、その裁定は慎重度を増していたものと考えられる。

また、トシェート・ハン部トシェート・ハン旗と左翼後旗との間におけるオボーの破壊に対する処罰では、『フングン・ツァーズニ・ビチグ（軽い法典）』の「個人の罪」という条文が適用されたようで、1・9 畜の罰が左翼後旗のオボー破壊者に科せられたものの、最終的には満洲皇帝の布告した恩赦令によって、その処罰が免除された。イフシャビへの家畜略奪やオボー破壊という上記2種類の犯罪に対する処罰に該当する条文はいずれも「蒙古例」や『ハルハジロム』などの法律に収録されておらず、先例あるいは概ね相当するような軽めの刑罰規定に従って裁かれたようである。つまり、しばしばモンゴル遊牧民の慣例などによる処理が行われていたと言えよう。また、牧地紛争においては、双方が争った牧地の帰属こそがもっとも肝心の課題となっていたから、担保としての家畜略奪やオボーの破壊など比較的軽微な罪は副次的な問題となり、徹底した処理には至らなかったものと考えられる。



第三章 トシェート・ハン部とサイン・ノヤン部との間における牧地紛争の処理からみた盟の境界画定過程

小序

第二章においては、清代の外モンゴル地域で発生していた牧地紛争の発生形態などを考察し、当時のモンゴル遊牧社会における牧地紛争自体のありさまを明らかにした。同時に、牧地紛争では、当事者が争った牧地の帰属こそが最も重要な問題となっていたことがわかった。それらを理解した上で、本章と次章では、さらに一步踏み込み、牧地紛争の処理状況・過程に焦点をあてて、清代外モンゴルにおける盟や旗の境界画定の経緯を考察していく。

序章と第一章で述べた通り、清朝支配下の外モンゴルでは盟旗制度が敷かれ、外モンゴル地域が4個の盟と呼ばれる行政区画に分割されて、その盟がさらに数十個の旗と呼ばれる行政区画に細分された。乾隆20(1755)年のジュンガル王国滅亡後、東隣りの外モンゴルで広範囲にわたる西方への牧地移動・拡大に伴って頻発した牧地紛争に対し、清朝皇帝は外モンゴルの盟や旗の牧地境界を画定して、その終息を図ろうとした。これを皮切りに、乾隆46(1781)年に西3盟の盟界が画定され、清朝政府による外モンゴルでの盟や旗の境界画定作業が本格的に始まったわけである。かくして、牧地紛争問題は、この盟旗制度の一環として実施された盟や旗の境界画定政策の検討に直接関わってくる重要な要素の1つとなり、紛争の処理過程や終息状況に対する実証研究が求められる、と筆者は考えている。

序章でも触れたが、従来の研究のうち、岡1988aは、乾隆46年に西3盟の盟界が初めて画定されるなど、清朝による牧地画定権への干渉が全面的に確立され、ジュンガル滅亡後の外モンゴルの西方への牧地拡張問題を巡る衝突の発生を憂惧した乾隆帝が外モンゴルへの支配を強化したと論じている。また、牧地紛争の処理に関して、Гонгор1978は清朝皇帝が官員を派遣して協議させていたと述べ、ロブサンドルジ2004は当事者を対面させた協議によって紛争の解決が図られていたと指摘している。

これらの先行研究から下記のような問題点が提示され得る。まず、牧地紛争と盟、旗の境界画定問題との相関関係はあまり注目されてこなかったことがわかる。

次に、第二章で検討したように、遊牧民が牧地境界の不明確な場所における境界としてのオボー設置に反対し、しばしばそのオボーを破壊していたことと関連付けてみると、西3盟の盟界画定が乾隆46(1781)年に直ちにスムーズに実施されたとは到底考え難い。

従って、この盟界がどのように画定されたのか、現地のモンゴル王公や遊牧民たちが、モンゴル遊牧社会において歴史上初めての出来事となる牧地境界の画定とどう向き合ったのか、その詳細な状況を検討する必要があると思われる。

さらに、先行研究では、その紛争処理も容易になされていたかのような印象を与えがちである。これら外モンゴルの牧地問題などの処理は、乾隆 45（1780）年 11 月に清朝が制定した「將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」によって、ウリヤスタイ將軍、ホブド參贊大臣らの職務から排除され、盟長が理藩院の直轄下で行うようになった²³⁰。また、第一章第二節第二項で説明したように、旗には旗長、協理台吉、管旗章京、梅倫章京（副章京）、札蘭章京（參領）らの官員がいて、旗内の諸事務に携わっていた。盟には盟長、副盟長、副將軍、參贊の官員がいて、盟長は主に盟内の諸旗を統轄しながら、諸旗の総務、理藩院からの命令伝達、上呈された諸案件の審理と理藩院への呈報などの事務を処理していた。こうした清朝が作った外モンゴルにおける行政機構の下で、牧地紛争がどのように処理・解決されたのか、その具体的な処理段階・経緯がなお不明なところである。

そこで本章では、史料①、史料②を中心に、史料③、史料④、史料⑥を補助的に用いて、清代外モンゴルの牧地変動期である乾隆 41（1776）年頃に盟レベルで始まったトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗²³¹との牧地紛争の事例²³²を、主として紛争処理の側面から詳細に検討し、両盟・旗の境界画定の経緯を考察したい。この紛争事例の考察を通して、まず、盟レベルにおける牧地紛争の処理過程を明らかにし、清朝の制定した乾隆 45 年の章程についてその実効性を探る。次に、両盟・旗の境界画定の経緯を明らかにし、乾隆 46 年の盟界画定事業を詳細に再検討したい。これは、盟旗制度の一環たる盟や旗の境界画定政策の外モンゴル地域における普及・定着の検討に繋がるであろう。

第一節 乾隆 37(1772)年のシレー・ノール会盟における両盟の牧地分配

乾隆 20（1755）年のジュンガル滅亡後、外モンゴル地域においては、西方への牧地拡張に伴う牧地の移動や再分配が頻繁に行われていた。このうち、乾隆 37 年のシレー・ノール会盟は、牧地問題の解決を図るため、4 盟の牧地を西方へ拡張させようとした会

²³⁰ 岡 1988b:21-28 参照。

²³¹ 地図 4 を参照。

²³² 本章で補助的に使用するトシェート・ハン部トシェート・ハン旗とサイン・ノヤン部中前旗との牧地紛争に関する公文書が他に 5 通ある。

盟である²³³。この牧地拡張において、トシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗の接する地域がどのように変動したのかをまず検討したい。

乾隆 37 (1772) 年冬、ウリヤスタイ將軍ツェブデンジャブ²³⁴、4 盟の盟長及び副將軍らが、シレー・ノールという所で盟会を開いて協議し、4 盟の牧地境界を定めた²³⁵。この時、上述した両旗の境界地域は、オラーン・チョロート[ulayan čilayutu]山、ジルマタイ[jirmatai]からアラリン・ホワ[aral-un quwa]山、フシュート・ツアイダム[kösiyetü čayidam]のオルホン[orqun]河の東岸、ウグイ[ügüi]湖の東端、ダルホン・ツアイダム[darqon čayidam]の東端まで、及びジョトホ[jotuqu]山からオルホン河の西岸バイイン・トロガイ[bai-yin toluyai]山、バイシリ[bayisiri]山の西にあるツァガーン・ノール[čayan nuur]、ゲジゲ・ブルトゥ[gejige bürütü]、モゴイ[moyai]河までの牧地である、と新たに画定された。この境界地域は、本章末尾に掲げた地図 5 中の太い曲線で囲んだかなり広い部分に概ね相当すると考えられるが、その面積や距離などは現段階でははっきりと確言できない。

また、関連する他の文書中にも、シレー・ノール会盟における両盟の牧地再分配の状況が下記のように記載されている。

…… (乾隆) 37 年にシレー・ノールの会盟で、トシェート・ハン部の牧地が (手狭で) 遊牧しきれないため、(ウリヤスタイ將軍) ツェブデンジャブ、(庫倫辦事大臣) サンザイドルジ殿皆が協議し、以前トシェート・ハン部が (固山) 貝子ポンチョクに分与した牧地のうち、(ポンチョクは) 東側のオラーン・チョロート (山)、ジルマタイからアラリン・ホワ (山)、フシュート・ツアイダムの峠、オルホン河の東側、ウグイ湖の東端、ダルホン・ツアイダムの東端、バイシリ山までの数カ所を (トシェート・ハン部に) 返還し、上奏して境界を画定し、理藩院に報告した。……²³⁶

このように、乾隆 37 年にウールド前旗の貝子ポンチョクが、以前トシェート・ハン部から譲渡された牧地の一部をトシェート・ハン部に返還していることがわかる。その返還地域は、上述した両旗境界地域と一致しており、ウールド前旗の東端地域の一部が両旗の境界地域となり、左翼前旗の牧地が結果的に西方へ拡大したと判断できる。このように、紛争を引き起こす牧地が簡単に割譲されていたことの背景には、牧地分配が頻繁

²³³ 岡 1988a:18 参照。

²³⁴ 包 1995:719-721 参照。

²³⁵ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.383,H.6,乾隆 44 (1779) 年、史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.383,H.8,乾隆 44 年。

²³⁶ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.437,XT.258a-265b,乾隆 54 (1789) 年、史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.984,H.15,乾隆 58 (1793) 年など。

に行われていた当時の社会情勢があると思われる。

第二節 牧地紛争の勃発

第二章第一節の第一項において、本牧地紛争の発生原因にごく簡単に言及したが、ここでその詳細な内容を加えておきたい。筆者の入手した関連史料²³⁷からも、もともと乾隆 25（1760）年頃にトシェート・ハン部の左翼前旗、トシェート・ハン旗などが、旧ジュンガル領などから新たに移動してきたウールド人、とりわけウールド前旗などに牧地を乾隆帝の命令によって割譲したことがわかる。その後の乾隆 37 年のこの牧地再分配において、左翼前旗は一部の地域をウールド前旗から返還してもらい、両旗の平民が新たに決定された境界地域で共に遊牧することとなった²³⁸。このように変更が繰り返された結果、両旗間で牧地を巡る衝突が起こり始めた。

乾隆 41（1776）年頃から、左翼前旗旗長輔国公ソノムツァムピル²³⁹は、ウールド前旗がジョトホ山の南端から北のオラーン・ハガラガ[ulayan qayaly-a]山までの牧地を自分たちの牧地だと主張し、もめごとを起こしていることを同部盟長チャバクヤラムピル²⁴⁰、副盟長ツェデンドルジ²⁴¹に報告している²⁴²。そして、乾隆 43（1778）年 6 月 30 日に左翼前旗旗長は再度、次のように盟長らに訴えている。

……我らの（左翼前）旗の牧地の西側を大きくウールドに譲ってやったことは（我らが）損しただけでなく、これを機に、ウールド（固山）貝子らの（ウールド前）旗が（我々左翼前旗へ）徐々に押し入って遊牧しています。盟内の 1 旗だとしても、上（皇帝）の公務を担うソムの平民の遊牧する地が見当たりません……²⁴³

ここから、左翼前旗の牧地不足は乾隆 25 年の最初の牧地分配によるものであり、ジョトホ山などへのウールド前旗牧民の侵入によって一段と深刻さを増しているという状況

²³⁷ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.85,Н.1,乾隆 26（1761）年、史料①:Ф.М-10,Д.2,ХН.905,Н.4,乾隆 41（1776）年、史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.442,Н.4,乾隆 45（1780）年など。

²³⁸ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.301,Н.3,乾隆 41（1776）年。

²³⁹ 彼（1762-1780 年）以降の旗長は、パクバジャブ（1780-1786 年）、チバクジャブ（1787-1798 年）、サンドブドルジ（1799-1803 年）、バルドルジ（1804-1841 年）、ドンスルンドルジ（1841-1850 年）などである。包 1995:554-557、Шархүү 1984:162、Сономдагва 1998:66 参照。

²⁴⁰ トシェート・ハン部右翼左旗旗長、同部盟長（1765-1777 年）であった。包 1995:511、Сономдагва 1998:8 参照。

²⁴¹ 文書から、トシェート・ハンのツェデンドルジ（包 1995:524）が副盟長であったと推定できる。

²⁴² 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.301,Н.3,乾隆 41（1776）年。

²⁴³ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.345,Н.1,乾隆 43（1778）年。

が読み取れる。

一方、ウールド前旗についても、乾隆 37 年の境界地域変更をきっかけに、左翼前旗との間でジョトホ山周辺の牧地を争い始めている様子がうかがえる²⁴⁴。また、双方が争っているジョトホ山は、同年に決定された両旗の境界地域の中に含まれていることから、両盟・旗の牧地紛争は境界地域やその周辺諸地域を巡って発生したものであることが確認できる。言い換えると、当時外モンゴル地域で頻繁に行われていた牧地の再分配やそれに伴う牧地拡張によって、両盟・旗間で衝突が相次ぎ、牧地紛争が発生したと考えられる。

第三節 ウリヤスタイ將軍衙門による処理

第一項 盟長から大臣ベチンゲ、ウリヤスタイ將軍へ

乾隆 41 (1776) 年頃に発生したトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との牧地紛争は、すぐにその処理が開始される。

まず、両旗旗長による話し合いが進まなかったため、左翼前旗は、乾隆 41 年と同 43 年の 2 回にわたって紛争の処理を同部盟長ツェデンドルジ²⁴⁵、副盟長ツァバクドルジに請い求めた²⁴⁶。しばらくはこれに対するトシェート・ハン部盟長の処置がなかったが、乾隆 44 (1779) 年秋頃、ウールド前旗から牧地争いの報告を受け取ったトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジ、サイン・ノヤン部副盟長ノルブジャブ²⁴⁷らは、乾隆 37 年のシレー・ノール会盟で定められたバイシリ山のゲジゲ・ブルトゥからウグイ湖までの境界地域より西方でウールド前旗が遊牧することのほか、この境界地域内では両旗が牧地争いを起こさず仲良く遊牧するよう、ウールド前旗に指示している²⁴⁸。ここから、シレー・ノール会盟における既定の境界地域が牧地紛争処理の基準となっていることがわかる。

しかし、同年冬、トシェート・ハン部盟長ツェデンドルジは、シレー・ノール会盟で決定された境界地域を両旗に均分することをサイン・ノヤン部副盟長に要求している²⁴⁹。こうして紛争の初期段階における両盟長による協議が実施されていた時期に、乾隆帝は、外モンゴル地域で深刻化した牧地問題を警戒し、その実態を調査させるため、乾隆 45

²⁴⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.383,Н.6,乾隆 44 (1779) 年。

²⁴⁵ トシェート・ハン部トシェート・ハン旗旗長、同部盟長 (1777-1783 年) であった。包 1995:511-512、Сономдагвал 1998:8 参照。

²⁴⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.301,Н.3,乾隆 41 (1776) 年、史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.345,Н.1,乾隆 43 (1778) 年。

²⁴⁷ 任命期間は乾隆 27~同 51 年である。包 1995:718-719 参照。

²⁴⁸ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.383,Н.6,乾隆 44 (1779) 年。

²⁴⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.383,Н.8,乾隆 44 (1779) 年。

(1780) 年に兵部侍郎ベチングをウリヤスタイへ派遣したのである²⁵⁰。そして、乾隆 45 年 7 月に本紛争はウリヤスタイ將軍衙門で処理されることになり²⁵¹、担当者は盟長から大臣ベチングとウリヤスタイ將軍バト²⁵²へと移行した。

この処理に先立ち、トシェート・ハン部から副章京ゴンブジャブ²⁵³と左翼前旗の印務処で 7 年間も働いている経験豊富な 4 等台吉オルジンが、またサイン・ノヤン部からウールド前旗副章京イシゲが各々派遣され、大臣ベチングとウリヤスタイ將軍バトの下で対面しつつ尋問されている²⁵⁴。その際、オラーン・ハガラガ山やジョトホ山の所属を巡る両旗の対立に対し、大臣ベチングとウリヤスタイ將軍バトが「オラーン・ハガラガ(山)、ジョトホ(山)などは牧地図に書かれていないが、バイシリ(山)、ウグイ湖の 2 ヲ所の東にあるか、西にあるか」と尋ねたところ、4 等台吉オルジンはこの 2 ヲ所より遠い東にあると憚らずに返答し、自分自身の供述の真偽に対する誓約書も提示している²⁵⁵。

そこで、ベチングとバトは、実際の地理状況を調査するため、ウリヤスタイ將軍衙門の記録官アリハイにサイン・ノヤン部左翼左末旗管旗章京ブルグドを同行させて派遣し、両旗の 4 等台吉や副章京らをも共に行かせた²⁵⁶。牧地情況を実見したアリハイの報告文は、乾隆 45 (1780) 年にウリヤスタイ將軍バトラ²⁵⁷がトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジらに伝達した文書で下記のように引用されている。

……オラーン・ハガラガの山はバイシリ(山)とウグイ湖との間の西側にあり、ジョトホ(山)はオラーン・ハガラガ(山)よりも更に西南にあります。(乾隆) 37 年にバイシリ(山)のゲジゲ・ブルトゥ、ウグイ湖の東側をトシェート・ハン部の西の境界(地域)にしたことを考慮すると、オラーン・ハガラガ(山)、ジョトホ(山)と呼ばれる地はウールド(固山)貝子ナムジル²⁵⁸の(ウールド前)旗内の地であり

²⁵⁰ 岡 1988a:22 参照。

²⁵¹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.442,Н.6,乾隆 45 (1780) 年。

²⁵² 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.461,Н.23,乾隆 46 (1781) 年の文書の中で、「去年(乾隆 45 年)、ベ(ベチング)大臣、私(バト) 2 人が牧地問題を処理する際に」と記されている。なお、ベチングは兵部侍郎であったが、本章では現地文書に即して大臣と略称する。

²⁵³ どの旗に所属するかは不明である。

²⁵⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.442,Н.6,乾隆 45 (1780) 年。

²⁵⁵ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.442,Н.6,乾隆 45 (1780) 年。

²⁵⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.442,Н.6,乾隆 45 (1780) 年。

²⁵⁷ 本文書の前の部分が欠如しているが、史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.405,ХТ.109a-112b,乾隆 53 (1788) 年に引用されている本文書の内容から差出人がウリヤスタイ將軍バトラだと推定できる。

²⁵⁸ 彼(1778-1788 年)以降の旗長は、ツェレンドルジ(1788-1791 年)、ポンチョク(1791-1798 年)、ドルジバル(1799-1817 年)、ツァクドルジャル(1817-1879 年)などであった(史料⑥:673、包 1995:800、Шархүү1984:135-136、Сономдагва1998:226 参照)。なお、いずれの参照文献においても、旗長の任期が異なっており、ここでは包 1995 に基づいた。

ます。……²⁵⁹

上記のアリハイの判断によって、結局オラーン・ハガラガ山とジョトホ山はウールド前旗の牧地となった。そして、オラーン・ハガラガ山の西にあるホジルト山で遊牧していた左翼前旗の協理台吉チャバクたちは、記録官アリハイの指示を受けて、該旗の印務を管理している管旗章京バヤンによって東方へ移動させられている²⁶⁰。

実際に、後の乾隆 54（1789）年作成の地図 5 を基にして両旗が争っている牧地の位置を確認すると、オラーン・ハガラガ山とジョトホ山は、上記の左翼前旗 4 等台吉の主張通りに、いずれもバイシリ山やウグイ湖より遠く離れた東に位置していることがわかる。更に、後述する処理段階においても、処理に当たったトシェート・ハン部官員がアリハイの誤った処理を指摘している²⁶¹ほか、乾隆 55（1790）年にトシェート・ハン部盟長スンドゥブドルジは「(私が) 考えるに、アリハイは内地の人であり、モンゴル草原の状況がわからない。山中を歩いて四方を区別できなくなった結果、勝手に（オラーン・ハガラガ山とジョトホ山が）境界地域の西側にあると、(大臣ベチンゲとウリヤスタイ將軍バトに) 報告した。」²⁶²とも論及している。すなわち、アリハイは実状を誤解しており、その処理も正当であるとは到底言い難い。彼による処理は結果的にサイン・ノヤン部を利するだけのものだったと思われる。

そこで、この処理の直後にトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジらが、今回の処理に対する賛否を同部左翼前旗旗長パクバジャブに尋ねたところ、乾隆 45（1780）年 12 月 5 日にパクバジャブは「私め(輔国)公（パクバジャブ）が逆らって、我が旗の牧地だと申し上げても、以前、このようなことがあったことはなく、……、(私がこの争いを) 再訴するのが適切であるかどうかを知らないため、大胆に牧地を争って、不満を報告するのは、困難である事を報告します。」²⁶³と返答しており、不快感を表明することの是非を憂慮するに止まっている。牧地再分配によって突然勃発した牧地紛争に対する旗長の戸惑いと対応への慎重さがうかがえる。しかし結局、不利な状況に耐えられなくなった左翼前旗旗長は、再び牧地不足の状況を盟長に訴え、これが次の処理へ繋がっていくこととなる。

²⁵⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.442,Н.13,乾隆 45（1780）年。

²⁶⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.442,Н.14,乾隆 45（1780）年。

²⁶¹ 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.407,НТ.103a-115a,乾隆 53（1788）年。

²⁶² 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1027,Н.3,乾隆 59（1794）年。

²⁶³ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.442,Н.18,乾隆 45（1780）年。

第二項 ウリヤスタイ將軍バトによる処理と両盟・旗の境界画定

乾隆 46 (1781) 年 5 月 21 日に左翼前旗から報告を受け取ったトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジ、副盟長チャバクジャブらは、旗長の行動を強く糾弾している²⁶⁴。これは、彼らが大臣ベチングやウリヤスタイ將軍による牧地紛争処理の是非を論ずることへの関与を避けたものと考えられる。それでも、オラーン・ハガラガ山、ジョトホ山のほかに、オラーン・チョロート山などの帰属をも巡る両旗間の紛争処理が、トシェート・ハン部盟長衙門に勤務していた左翼前旗旗長バクバジャブと、サイン・ノヤン部盟長衙門に勤務していた右翼前旗旗長輔国公ガルマ²⁶⁵によって、ウリヤスタイ將軍バトに報告されている²⁶⁶。

西 3 盟の盟界画定の任務を命じられていたウリヤスタイ將軍バトは、これを受けて下記のような指示を両盟に下し、処理の準備を整えようとしている。

……争ったオラーン・チョロート (山) などの地はどのオラーン・チョロート (山) であるのかが確認できない。さらに、勅を奉じて私自らがこの地域へオボーを建てに行くのである。彼ら双方 (左翼前旗とウールド前旗) の旗長皆が境界となる地域で私 (ウリヤスタイ將軍バト) を待っているのです、その際、私は (両旗の旗長と) 対面して尋問し、この地域が誰の牧地であるのかを判断してから、私が決定し、(理藩院に) 報告した通りに誠実に (オボーを) 建てて定めたい。……²⁶⁷

ここから、トシェート・ハン部とサイン・ノヤン部との盟界画定作業に合わせて、この牧地紛争処理が行われるようになったことが読み取れる。ところが先行研究では、乾隆 45 年 11 月壬午 (8 日) にバトが將軍を解任されたと論じられている²⁶⁸。これに関して、乾隆 46 (1781) 年 8 月 14 日にトシェート・ハン部盟長衙門のゴンツォクダシらがトシェート・ハン部盟長の印務を管理している副盟長多羅郡王チャバクジャブに提出した文書中で、ウリヤスタイ駐班の 4 盟副將軍和碩親王チャバクドルジが、ウリヤスタイ將軍の印務を管理している参贊大臣ツェブデンジャブからの通達を以下のように転送している。

²⁶⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.461,Н.37,乾隆 46 (1781) 年。

²⁶⁵ 史料⑥:664、包 1995:761 と Шархүү 1984:142 参照。

²⁶⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.461,Н.23,乾隆 46 (1781) 年。

²⁶⁷ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.461,Н.23,乾隆 46 (1781) 年。

²⁶⁸ 岡 1988b:21。

……勅を奉じて諸盟の境界を接した地域にオボーを建てに行ったバーリン(右旗の)多羅郡王の所から送ってきた文書に、「……私めバ(バト)が、トシェート・ハン部とサイン・ノヤン部とが境界を接する地にオボーを建て、(乾隆 46 年) 7 月の 15 日にサイン・ノヤン部の旗長サンピルノルボの旗の牧地ゴルバン・サイハン[yurban sayiqan]に着いて、迎えた内地大臣[dotuyatu sayid]、随行の大臣²⁶⁹が指示したのは、(以下の通りである。)『乾隆 46 年 7 月初 7 日に、勅を下したのは(以下の通り)。バトに伝えよう。現在、私(乾隆帝)が恩恵を受け、彼をジョーオド(盟)の盟長に任命した。ダイリン²⁷⁰をウリヤスタイ將軍に任命した。……』……」と言って(ウリヤスタイ將軍代理の参贊大臣ツェブデンジャブに)報告した。……²⁷¹

ここから、バトは実際には乾隆 46 年 7 月 7 日に下された免職の命令を 7 月 15 日に受け取ったことがわかる。従って、乾隆 46 年 7 月 7 日までバトはまだウリヤスタイ將軍職にあり、自ら紛争を処理するつもりでいたわけである。

同年 5 月 22 日に左翼前旗旗長パクバジャブは、ウリヤスタイ將軍バトによる尋問への対応を盟長ツェデンドルジに尋ねており²⁷²、旗長の慎重さがうかがえる。これに対する返信は見当たらないが、この 2 回目の処理状況は同年 7 月 3 日にトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジの印務を代理している副盟長チャバクジャブが、ウリヤスタイ將軍バトに提出した文書²⁷³からうかがえる。つまり、オラーン・チョロート山は左翼前旗の牧地となったが、残りのオラーン・ハガラガ山とジョトホ山は前回のアリハイによる処理と同様、依然ウールド前旗に属したことがわかる。また、今度はオラーン・チョロート山が分配されたためか、左翼前旗旗長らがその画定に服従している様子も見られる。

それでは、ウリヤスタイ將軍バトはトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗の牧地境界をどう画定したのか。『乾隆 46 年秋の初めの月(7 月)、勅によって命ぜられた(ウリヤスタイ)將軍バーリン(右旗多羅郡)王(バト)らがサイン・ノヤンと我ら(トシェート・ハン)の 2 盟の牧地境界を画定し、文書を木に書き、オボーを建てた檔子である』という題名の文書²⁷⁴には、以下のような記載がある。

²⁶⁹ 2 人の人物の詳細は不明。

²⁷⁰ 岡 1988b:21 によると、バトの後任は満洲鑲黃旗人の慶桂であった。

²⁷¹ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.461,H.8,乾隆 46 (1781) 年。

²⁷² 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.461,H.23,乾隆 46 (1781) 年。

²⁷³ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.187,HT.7a-7b,乾隆 46 (1781) 年。

²⁷⁴ 本文書には、差出人と宛先が明記されていない。記録用に作成されたものと思われる。文書番号は注 276 を参照。

……トシェート・ハン部の（輔国）公パクバジャブの（左翼前）旗の西南側とサイン・ノヤン部のウールド（固山）貝子ナムジルの（ウールド前）旗の東北側が境界を接したバイシリ（山）のゲジゲ・ブルトゥのエルデニ・トロガイ[erdeni toluyai]山の頂上に1つのオボーを建て、オボーの東北方では（輔国）公パクバジャブの旗の人々を遊牧させよう。南方ではウールド（固山）貝子ナムジルの旗の人々を遊牧させよう。トシェート・ハン・ツェ（ツェデンドルジ）、（輔国）公パクバジャブ、サイン・ノヤン部のウールド（固山）貝子ナムジル、ゴンツォクバン²⁷⁵らの4旗が境界を接するウグイ湖の東南（にある）山の頂に1つのオボーを建て、……東北側では（輔国）公パクバジャブの旗の人々を放牧させよう。西北側では（固山）貝子のナムジルの旗の人々を放牧させよう。……²⁷⁶

こうして、乾隆46年に左翼前旗とウールド前旗の境界地帯の北端にエルデニ・トロガイのオボー、南端にウグイ湖のオボーが各々建てられ、この両オボーを境として両旗の遊牧範囲が決定された。

そもそも、西3盟の牧地境界は一体何を基準にして定められたのかという問題が興味深いところであるが、これに関する詳細な検討は今後の課題として、ここでは本章の対象地域であるトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗について少し考察したい。乾隆46年7月22日にトシェート・ハン部盟長の印務を臨時に代理する副盟長チャバクジャブが、ジョーオド盟盟長バーリン右旗旗長多羅郡王バトに提出した文書中に「（トシェート・ハン部が）サイン・ノヤン部と境を接した地域は、昔の（乾隆）37（1772）年のシレー・ノールの会盟で（決定した）境の通りに、オボーを建て、標識の木を（オボーに）差し込む際に」²⁷⁷と記載されており、オボー設置に際して、乾隆37年の画定地域が基準となっていることは明瞭である。確かに、本章での両旗の場合も、第一節で検討した乾隆37年の画定地域である北のバイシリ山のゲジゲ・ブルトゥと南のウグイ湖の2カ所がオボー設置地となっている。

上述の内容を総括すると、乾隆46年の盟界画定作業は、乾隆37年のシレー・ノール会盟で決定された境界地域にオボーを建てるという形で実施された。また、両旗の係争地であるオラーン・ハガラガ山やオラーン・チョロート山などには標識のオボーが設けられず、両旗の境界地域にはオボーなどがそれほど増設されなかったと思われる。当時

²⁷⁵ サイン・ノヤン部ウールド旗旗長。史料⑥:674、包1995:804とШаpxyy1984:137参照。

²⁷⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.461,Н.36,乾隆46（1781）年。

²⁷⁷ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.461,Н.20,乾隆46（1781）年、史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.187,ХТ.8b-9b,乾隆46年。これは2ヶ所に収録されている同じ内容の文書である。以下同様。

ウリヤスタイを訪れ、牧地紛争の現状を調査していた大臣ベチングは、牧地境界のオボーさえ設置すれば牧地紛争が終息すると確信してその提案を実施させたのであって、この方策がそれほど効果的なものでないとは想像もしなかつただろう。しかし、この不明確な境界画定状況こそが、後の両旗の牧地紛争を白熱化させ、その解決を難航させた一因となったと考えられる。この問題は次節の処理段階で浮き彫りとなってくる。

第四節 盟長の指揮下における処理状況

第一項 両盟他旗の官員による処理

ウリヤスタイ將軍バトによる境界画定の後、紛争は一時期収まったかに見えたが、その再燃に繋がる出来事が数年後に発生した。乾隆 52（1787）年頃、左翼前旗の平民がオラーン・ハガラガ山の麓で遊牧したり、ウールド前旗の平民がオラーン・チョロート山やホーライ[qaurai]山で遊牧したりしたとして、双方が相手方を告発し²⁷⁸、乾隆 46 年のウリヤスタイ將軍バトによる処理で明確に定められなかったオラーン・ハガラガ山とオラーン・チョロート山を巡って再び争い始めた²⁷⁹。これを皮切りに、両旗間の牧地紛争は 3 回目の処理に入った。

乾隆 53（1788）年にサイン・ノヤン部盟長²⁸⁰の提案通り、トシェート・ハン部盟長は右翼右末次旗旗長頭等台吉チャバクジャブと副章京アミンダワー²⁸¹らを、サイン・ノヤン部盟長は右翼左末旗公品級三等台吉サンジェと管旗章京ブルグド²⁸²を、処理のためそれぞれ派遣した²⁸³。ここから、両盟長は両旗の牧地紛争に再び関与することとなり、盟内他旗の官員を処理に派遣していることがわかる。前述したように、乾隆 45 年の「將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」の制定によって、ウリヤスタイ將軍、參贊大臣らの職務が軍事任務に限定されたため、本牧地紛争の処理はウリヤスタイ將軍や參贊大臣に報告されず、盟長が直接処理している。

トシェート・ハン部から派遣された頭等台吉チャバクジャブと副章京アミンダワーは、乾隆 53（1788）年 8 月 12 日にその処理状況を同部盟長スンドゥブドルジ、副盟長²⁸⁴に

²⁷⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.405,XT.109a-112b,乾隆 53（1788）年。

²⁷⁹ トシェート・ハン部トシェート・ハン旗とサイン・ノヤン部中前旗も、ウリヤタイ將軍バトが建てたベルヘ[berke]・オボーとボロハブチル[boruqabčil]・オボー間の牧地を巡って紛争を起こしている（史料①:Φ.M-9,T.3,XH.1616,H.1,嘉慶 16（1811）年 4 月など）。ただし、紛争の正確な発生時期は確認できていない。

²⁸⁰ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.405,XT.57b-66a,乾隆 53（1788）年の文書より、この時点でテムチクジャブは既に盟長に任命されていたと考えられる。なお、包 1995:721 では、任命時期を嘉慶 6（1801）年としている。

²⁸¹ この人物がどの旗に所属するかは確定できない。

²⁸² 1 回目の処理に参加した左翼左末旗管旗章京ブルグドと同じ人物だと思われる。

²⁸³ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.405,XT.57b-66a,乾隆 53（1788）年。

²⁸⁴ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.405,XT.57b-66a,乾隆 53（1788）年の文書より、おそらく中右旗

報告している。具体的に言うと、サイン・ノヤン部官員は、乾隆 46 年にウリヤスタイ將軍バトが、自ら歩いた湾曲した足跡に基づいてバイシリ山のエルデニ・トロガイのオボーとウグイ湖のオボーの間の牧地を画定したと主張した。一方、トシェート・ハン部官員は、文書中に 2 つのオボー間の牧地をウリヤスタイ將軍バトの足跡によって画定したという記述が見当たらないため、両盟長が命令したように、2 つのオボーをまっすぐ結んだ直線で画定し、裁定すべきだと反論した²⁸⁵。

ここから、両旗が、ウリヤスタイ將軍バトの決定した 2 基のオボーの間における牧地をどう分配するかを巡って対立している様子が見られ、さらに、乾隆 46 年当時の境界画定の不明確さも浮き彫りとなった。本紛争においても、既定の牧地境界に準拠しつつも、より明確な牧地境界のオボーを設置するという解決策が求められるようになったと考えられる。例えば、トシェート・ハン部官員らは、エルデニ・トロガイのオボーからウグイ湖のオボーまでまっすぐな直線でたどり、彼ら自身が歩き通ったトールガ[tuuly-a]山、サイル[sayir]山などの頂上に標識となる白い石をオボーと見なして配置している²⁸⁶。

第二項 両盟長自身の旗の官員らによる処理

乾隆 53 (1788) 年 10 月 14 日にトシェート・ハン部盟長スンドゥブドルジと副盟長ユンデンドルジは、双方が争った牧地をまっすぐな直線で裁くことを両旗に直接指示するか、あるいは誠実な他の官員らを新たに派遣してこの争いを協議させるかという 2 つの方法を提案して、サイン・ノヤン部盟長デムチクジャブ及び副盟長ドゥンドブドルジらに回答を求めた²⁸⁷。この提案に対し、サイン・ノヤン部盟長と副盟長は、前回の処理でのトシェート・ハン部の官員による一方的なオボー設置を非難して後者の案に意欲を示し²⁸⁸、前者の案には一切言及しなかった。もし、既存の両オボー間の牧地をまっすぐな直線で画定するとなれば、オラーン・ハガラガ山やオラーン・チョロート山などの地は全てトシェート・ハン部領内に編入され、サイン・ノヤン部に不利となるからである。続いて、同年 12 月 20 日にトシェート・ハン部盟長、副盟長は「誰がこの事件を裁定しても、……この 2 つのオボー間の地域を（まっすぐ結ぶ）直線で分けて、その直線を境界として処理する以外、ほかの処理方法がないことについて、（サイン・ノヤン部）盟長殿もわかっているはずである。ゆえに、我々盟長らは、官員たちを相次いで派遣し、協

旗長頭等台吉ユンデンドルジが副盟長であったと考えられる。包 1995:514-515 参照。

²⁸⁵ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.405,XT.57b-66a,乾隆 53 (1788) 年。

²⁸⁶ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.405,XT.57b-66a,乾隆 53 (1788) 年。

²⁸⁷ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.407,XT.103a-115a,乾隆 53 (1788) 年。

²⁸⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.405,XT.213a-214a,乾隆 53 (1788) 年。

議させることをやめよう。」²⁸⁹とサイン・ノヤン部盟長に伝えた。牧地問題を巡る両盟長の対立がうかがえる。

ところが、トシェート・ハン部盟長も自分の意志を貫いたわけではなく、結局柔軟に対応しようとして、サイン・ノヤン部盟長の要望を受け入れた。翌乾隆 54 (1789) 年 5 月 28 日にトシェート・ハン部盟長は、両盟長の代理として各自の旗から官員 1 人、両盟の鎮国公、輔国公と旗長の中から 1 人、その他の官員 1 人、そして争った両旗から官員を各々処理に派遣させよう、とサイン・ノヤン部盟長に提案し²⁹⁰、盟長自身の旗から頭等台吉ムンフ、右翼右末旗旗長輔国公バルダルジャブ、中右旗管旗章京ユムジャブ及び左翼前旗旗長チバクジャブの印務を処理する協理台吉オルジンらを派遣した²⁹¹。一方、サイン・ノヤン部盟長は該盟の右翼前旗旗長輔国公ガルマ、協理台吉ボヤント²⁹²、管旗章京ブルグドを派遣した²⁹³。ここで注目に値するのは、トシェート・ハン部盟長が信用できる身近な官員を充て、両盟間の紛争処理の便宜を図ろうとしているのに対し、サイン・ノヤン部盟長は 1 回目や 2 回目の処理に参加したブルグドとガルマらを再任用するなど、これまでの処理を経験し、状況を熟知する人物に処理を委ねようと配慮している点である。

それを担当したトシェート・ハン部の右翼右末旗旗長バルダルジャブ、頭等台吉ムンフらは、乾隆 54 年 8 月 19 日に、処理状況を同部盟長スンドゥブドルジと副盟長ユンデンドルジに報じている。この 4 回目の処理においても、前回と同様に、既定の 2 基のオボー間の牧地に関して、まっすぐな直線かうリヤスタイ將軍の歩いた足跡かのどちらに準じて画定するかを巡り対立が生じた²⁹⁴。これは、対立していた両盟長の思惑そのものの現れでもあった。牧地を完全に画定してオボーを設置してしまうということ自体、モンゴル王公らにとっては、慎重さを要する大変重要な問題であったからこそ、その合意が難航したものと思われる。同時に、双方の対立も徐々に激しくなり、両盟長による更なる調停が必要となってきた。

²⁸⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.407,ХТ.318a-320a,乾隆 53 (1788) 年、史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.766, H.3,乾隆 53 年。

²⁹⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.814, H.19,乾隆 54 (1789) 年。

²⁹¹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.814, H.20,乾隆 54 (1789) 年、史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.437,ХТ.152b-154a,乾隆 54 年。

²⁹² どの旗の人かは不明である。

²⁹³ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.814, H.13,乾隆 54 (1789) 年、史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.437,ХТ.258a-265b,乾隆 54 年。

²⁹⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.429,ХТ.99a-102b,乾隆 54 (1789) 年。

第三項 両盟副將軍による処理

自ら派遣した官員らの報告を受けたトシェート・ハン部盟長は、牧地紛争の早期解決策をサイン・ノヤン部盟長と相談している。乾隆 54 (1789) 年 9 月 18 日にトシェート・ハン部盟長スンドゥブドルジ、副盟長ユンデンドルジは「正しくは、これ（牧地紛争）を理藩院へ上呈して処理・決定していただくべきである。……理藩院に報告すれば、どのようなことになるかと思うけれども、この 2 旗がこのように牧地を争って、事件を起こせば容易ではないので、」²⁹⁵とサイン・ノヤン部盟長テムチクジャブに伝達しており、理藩院への上呈やその結果をも考慮しながら、処理方法を尋ねている。同年 10 月 6 日にサイン・ノヤン部盟長は該部から副將軍を派遣することを決定し、最終的に同盟の副將軍イシジャムツを選出した²⁹⁶。ためらったトシェート・ハン部盟長は、当初は盟長、副盟長や副將軍の都合に応じて誰かに担当させるつもりだったが、結局は該部の副將軍ツェブデンドルジ²⁹⁷に、盟長自身の旗の頭等台吉ムンフ、中右旗管旗章京ユムジャブ、右翼右末旗管旗章京ジャジェジャブらを同行させている²⁹⁸。つまり、トシェート・ハン部盟長も、サイン・ノヤン部と同様に、同部の副將軍を派遣しており、サイン・ノヤン部盟長と足並みを揃えたことがわかる。さらに、4 回目の処理に参加したムンフとユムジャブも同行させているのは、彼らがトシェート・ハン部盟長自身の考え・思惑を代表できるような人物だからであり、盟長の警戒感もうかがえよう。

2 人の副將軍は乾隆 55 (1790) 年にエルデニ・トロガイのオボーに登り、その地理状況を、乾隆 46 (1781) 年のウリヤスタイ將軍バトによって設置された両盟のオボーの状況に関する檔子などと照らし合わせた結果、下記のような決定を指示している。

……以前画定した境界オボーの間における争っている地域を均分して、双方の不平を和らげ、エルデニ・トロガイのオボーから（始まり）、バイシリ（山）の東側（にある）ホソト・ウンドウル[qosotu öndür]（山）の西麓からオラーン・ハガラガ（山）までオルホン河を直線で通り抜け、ホジルト（山）の北の高地を通過し、オラーン・ハガラガ（山）の西の盆地、同じオラーン・ハガラガ（山）のオチョン・ハダン[očun qadan]（岩）²⁹⁹まで、（また）ジョトホ（山）の東側、オラーン・チョロート（山）

²⁹⁵ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.814,H.13,乾隆 54 (1789) 年、史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.437,XT.258a-265b,乾隆 54 年。

²⁹⁶ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.429,XT.150b-154b,乾隆 54 (1789) 年、史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.429,XT.247a-247b,乾隆 54 年。

²⁹⁷ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1027,H.3,乾隆 59 (1794) 年の文書から副將軍の名が確認できる。

²⁹⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.814,H.16,乾隆 54 (1789) 年、史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.855,H.2,乾隆 55 (1790) 年。

²⁹⁹ 文書ではオチョン・チョローとも呼称され、この岩はオラーン・ハガラガ山の東に位

の西北端とダルホン・ツァイダムの東側、ウグイ湖の東側を通り過ぎ、同じウグイ湖の東南の山に以前建てたオボーに至るまで、(これらの地域で) オボーを建てて裁きましょう……³⁰⁰

ここで画定された両旗の境界ラインを地図 5 に示すと、概ね長鎖線のようになる。一目瞭然に、既定のエルデニ・トロガイのオボーとウグイ湖のオボー間の牧地を、まっすぐな直線ではなく、折れ線状の直線で画定したことがわかる。ここに至って、対立していた両盟盟長のうち、まっすぐな直線による画定を主張してきたトシェート・ハン部盟長が一步譲り、副將軍らによる解決案でようやく合意したように見える。

ところが、地図 5 より確認できるように、争っているジョトホ山の一部分とオラーン・チョロート山などがトシェート・ハン部左翼前旗の領内に編入されており、これは当然サイン・ノヤン部ウールド前旗の反発を買った。その決定日から間もない乾隆 55 (1790) 年 5 月 7 日にウールド前旗旗長ツェレンドルジの印務を処理する固山貝子ポンチョク、協理台吉ダンジンツォイジルらが、サイン・ノヤン部盟長らに提出した文書から、副將軍らによる処理で自旗のジョトホ山、オラーン・チョロート山などの牧地がトシェート・ハン部左翼前旗に編入されたことを指摘し、強く反発しているウールド前旗の様子がうかがえる³⁰¹。また、彼らはエルデニ・トロガイのオボーからオラーン・ハガラガ山のオチョン・チョロー岩、オラーン・チョロート山の東側にあるフイテン泉、ウグイ湖の東南の山のオボーまでの直線を基準にして、牧地境界を画定することを要望している³⁰²。その要望境界ラインは概ね地図 5 で表示した細かい点線のようになり、副將軍らが画定したラインよりやや東へ移動していて、争っているジョトホ山とオラーン・チョロート山が逆にウールド前旗に編入される。こうして、処理に当たった両副將軍が一旦和解したにもかかわらず、サイン・ノヤン部ウールド前旗が反発したため、ついに 5 回目の処理も成立しなかった。

第四項 両盟副盟長による処理

5 回目の処理が不調に終わった乾隆 55 (1790) 年にトシェート・ハン部盟長スンドゥブドルジらは、両盟の副將軍らが決定した通りにこの争いを処置するか、それとも、昔この争いをウリヤスタイ將軍が決定した時の元の地図や文書など全てがウリヤスタイに

置する 1 つの岩だと推測できる。

³⁰⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1027,Н.3,乾隆 59 (1794) 年。

³⁰¹ 史料①:Φ.М-186,Д.1,ХН.2,Н.1,乾隆 55 (1790) 年。

³⁰² 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1027,Н.3,乾隆 59 (1794) 年。

あるため、両盟の紛争をウリヤスタイ將軍、ホブド参贊大臣に報告して裁いてもらうかを、サイン・ノヤン部盟長に尋ねている。同年8月にサイン・ノヤン部盟長は、ウリヤスタイ將軍、ホブド参贊大臣に処理してもらうことに賛同し、副將軍イシジャムツと話し合ってから再通知しよう、と返信したものの、その後2年経っても、再処理に関する消息は届かなかった³⁰³。乾隆57(1792)年8月23日にトシェート・ハン部盟長と副盟長はやむを得ず、「下の平民がこのように牧地を争うことは、我々盟長らにも関わる事件だ」と言って、処理方法をサイン・ノヤン部盟長デムチクジャブと再び交渉し始める³⁰⁴。

両盟長は、両旗に対して副將軍らの画定した境界を認めさせようとしたが、ウールド前旗が反対したため、紛争をウリヤスタイ將軍、ホブド参贊大臣に処理してもらうことにした³⁰⁵。しかし、最終的にはこれも進展しなかった。この間の事情は、後の嘉慶4(1799)年にトシェート・ハン部盟長スンドゥブドルジがサイン・ノヤン部盟長デムチクジャブに伝達した私信に以下のように書かれている。

……(私スンドゥブドルジが)考慮するに、「(乾隆)45(1780)年に(ウリヤスタイ)將軍、参贊大臣が牧地問題を処理することをやめさせ、盟長が(牧地問題を)処理せよ」と言って、(皇帝が)諭旨を下している上、……もしも、(ウリヤスタイ)將軍、(参贊)大臣が法律はこうだとかと言って、我々の報告を受けるだけで処理せず、逆に(我々を)責めたら、大変であるため、……³⁰⁶

ここに見える諭旨は前述した乾隆45年の章程と同じものである。牧地問題への対応がウリヤスタイ將軍、参贊大臣の職務から除外されていることに両盟長が配慮し、その計画を中断したと考えられる。その後、乾隆59(1794)年にトシェート・ハン部が副盟長チャバクドルジを、サイン・ノヤン部が副盟長ドゥンドブドルジをそれぞれエルデニ・トロガイのオボーへ派遣することとなった³⁰⁷。要するに、副將軍が解決できなかった牧地紛争処理が今度は盟長の補佐である副盟長の手に委ねられた。

2人の副盟長が話し合った結果、以前の5回目の処理において両盟副將軍らが裁いた

³⁰³ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.943,H.5,乾隆57(1792)年。

³⁰⁴ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.943,H.5,乾隆57(1792)年、史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.943,H.16,乾隆57年。

³⁰⁵ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.984,H.3,乾隆58(1793)年、史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.984,H.15,乾隆58年。

³⁰⁶ 本文書は文書番号が付されていない。史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1215,H.12,嘉慶4(1799)年の文書のすぐ後ろにある文書である。

³⁰⁷ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1027,H.7,乾隆59(1794)年と史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1027,H.3,乾隆59年。

通りに、この争いを裁定することに同意したが、またもサイン・ノヤン部ウールド前旗が反対した³⁰⁸。そこで副盟長らは、ウールド前旗の不満を考慮し、トシェート・ハン部左翼前旗からホソト・ウンドウル山とダルホン・ツァイダム³⁰⁹の2ヵ所をウールド前旗に分与し、ウラーン・ハガラガ山の頂上をまっすぐ結んだ直線で2基のオボー間の牧地を画定し、左翼前旗側もこれに余儀なく服従させられた³⁰⁹。この時決定された牧地の境界ラインは概ね地図5の破線のようになる。ところが、嘉慶元（1796）年5月23日にトシェート・ハン部左翼前旗が同旗の牧地状況を同部盟長、副盟長に報告した文書からは、既存のエルデニ・トロガイ、ウグイ湖の2基のオボーと同旗の八方にある山や河などが境界となっており、新たな境界のオボーはなお設置されていないことがわかる³¹⁰。つまり、この6回目の副盟長による決定も結局施行されなかったものと考えられる。

第五項 両盟長自身による処理への試み

こうした官員派遣によって牧地紛争の収束を図ろうとした両盟長による長年の努力が副盟長の下でも実らなかった結果、両盟長は次の対策を練り始めた。乾隆46（1781）年にウリヤスタイ將軍バトの画定した境界に準拠して両旗を遊牧させたいといった嘉慶元年のサイン・ノヤン部盟長の提言³¹¹に対し、トシェート・ハン部盟長スンドゥブドルジは次のように反論している。

……（両旗は）既に（ウリヤスタイ將軍バトが）画定された標識の地域を争っているわけではなく、2つのオボーの間における地域を争っているのである。正しくは、盟長らがこのような争いを処理すべきである。もしも処理できない場合には、事情を指摘して理藩院に報告して裁いていただくのが妥当である。我々盟長自らがこの争いを裁定すべきであるので、いつ、どのように集合して処理するかを返信しよう。
……³¹²

ここで、牧地紛争を理藩院へ上呈する前提条件として、両盟長自らによる直接交渉が必須となっている。そこで、翌嘉慶2（1797）年に両盟長は自ら牧地紛争を処理することとなり、時期の調整を始めた³¹³。ところが、嘉慶3（1798）年にサイン・ノヤン部盟

³⁰⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1027,H.3,乾隆59（1794）年。

³⁰⁹ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1068,H.2,乾隆60（1795）年。

³¹⁰ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1107,H.3,嘉慶元（1796）年。

³¹¹ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1112,H.3,嘉慶元（1796）年。

³¹² 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1112,H.3,嘉慶元（1796）年。

³¹³ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1086,H.23,嘉慶2（1797）年、史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1086,H.1,嘉慶

長が西2盟における官員、兵士らを訓練させるという任務やウールド前旗旗長ポンチョクの他界³¹⁴等々一連の出来事によって、同年4月15日の処理期日が翌年3、4月に延期された。さらに、トシェート・ハン部左翼前旗旗長チバクジャブや同部盟長スンドゥブドルジの他界など³¹⁵のため、予定されていた盟長自身による処理も一変したようである。

そこで、新任の各旗長の代理として両旗の印務を管理していた官員らの行動を確認したい。嘉慶5(1800)年3月13日にトシェート・ハン部左翼前旗の印務を管理する協理台吉ゴンツォクジャブが同部盟長衙門の官員に差し出した文書から、当事者の両旗は、新たな境界でのオボー設置によって双方間の牧地紛争を処理することに合意していることがわかる³¹⁶。後任旗長の代理となった両官員の下で従来の対立関係が一旦和らぎ、その交渉に決着の目途が立ったものと考えられる。次に、新任のトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジ³¹⁷の動向に注目すると、同年3月26日に彼は「弟ツェ(ツェデンドルジ)が、参贊大臣(サイン・ノヤン部)盟長(多羅郡)王大叔父殿に、私信を提出するためである。貴殿の安否を尋ねるほか、……」³¹⁸と言って、処理方法の指示をサイン・ノヤン部盟長デムツォクジャブに要請している。ここで、サイン・ノヤン部盟長が新任のトシェート・ハン部盟長の大叔父だと書かれているが、詳しい血縁関係は特定できない。ただ、少なくともサイン・ノヤン部盟長はトシェート・ハン部盟長の祖父の代の人物であることが言える。このため、トシェート・ハン部盟長は、サイン・ノヤン部盟長に大きく配慮しつつ、牧地紛争処理に取り組んでいると考えられる。例えば、両旗の協議・決定した処理方法が各盟長に伝達された後、トシェート・ハン部盟長は「貴方(左翼前旗)の所が良い官員を遣わし、彼らの盟(サイン・ノヤン部)の盟長の所が(固山)貝子ドルジバルの(ウールド前)旗の提出した文書にどのように返事したかをザイサン³¹⁹・ダランタイから確認し、調べて早急に報告せよ」³²⁰と管轄下の左翼前旗に指示しており、サイン・ノヤン部盟長の判断を見極め、それに反しないように心を配っている様子が見て取れる。こうした両旗のオボー設置への容認や両盟長の関係などの事情により、両盟

2年。

³¹⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1137,Н.1,嘉慶3(1798)年、史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1178,Н.2,嘉慶3年。

³¹⁵ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1215,Н.12,嘉慶4(1799)年、史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1188,Н.12,嘉慶4年。

³¹⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1266,Н.6,嘉慶5(1800)年。

³¹⁷ Сономдагва1998:9、包1995:524参照。

³¹⁸ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1266,Н.1,嘉慶5(1800)年。

³¹⁹ 漢語の「宰相」を語源とする(岡田2013:201参照)。宰相はウールド部族における従来の官名であったが、清朝治下において、都統の職が授けられた。ただ、内外ザサクと同様に、ウールドの旧制がある程度残存し、宰相も旧習による世襲が認められ、支配階級としての地位を保有したようである(田山1954:105-107参照)。

³²⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1266,Н.6,嘉慶5(1800)年。

長自身による計画は中止され、再度の官員による 7 回目の処理を迎えた。

第六項 紛争当事者両旗の官員による処理

嘉慶 5 (1800) 年にサイン・ノヤン部が同盟中左旗旗長多羅貝勒参贊のデリンボンチョク³²¹を、トシェート・ハン部が盟長ツェデンドルジの印務を処理している公品級頭等台吉サランドルジ³²²らを各々派遣した³²³ものの、結局この両名は牧地紛争の処理に関与せず、当事者である両旗の官員が自ら協議した³²⁴。つまり、左翼前旗の印務を管理している協理台吉ゴンツォクジャブの提案によって、左翼前旗台吉オルジンとウールド前旗ザイサン・ダランタイの 2 人の意思でその処理が実施された。2 人が、既存の 2 基のオボー間の牧地を詳細に画定してオボーを建てることで合意した結果、左翼前旗協理台吉ゴンツォクジャブは両旗の管旗章京、参贊、台吉らの官員とその決定内容を再び協議し、各盟長の承認を得た上でオボーを決定通りに設置することになった³²⁵。その後、両盟長の承認を得た³²⁶両旗は、画定地域のオボー設置に即刻動き出した。建てられたオボーの状況は、同年 7 月初 4 日に左翼前旗³²⁷が盟長、副盟長に報告した文書に下記のように記載されている。

……バイシリ (山) ゲジゲ・ブルトゥのエルデニ・トロガイ (山) の決定したオボーから、同じバイシリ山の北のハダト・エトゥク[qadatu etüg]の西の平地に 1 つのオボー、同じバイシリ山の東側のホソト・ウンドウル山の北におけるダブホル・エンゲル[dabqur engger]の端に 1 つのオボー、ホソト (ウンドウル) の麓のウブル・オボー[öbür obuy-a] (山) を通過し、イフ・ボラク[yeke bulay]の下流のオンゴン・トロガイに 1 つのオボー、イフ・ホジルト[yeke qujirtu]の水に沿い、オラーン・ハガラガ山のセンジトゥ[sengjitü] (岩) の末 (にある) バガ・ヨロ[bay-a yolu]という岩の高地に 1 つのオボー、センジトゥ (岩) の峠に 1 つのオボー、同 (オラーン) ハガラガ (山) のズーン・オチョン・チョローを越え、ゲルセン・チョロー[gersen čilayu]の

³²¹ 史料⑥:661、包 1995:748 と Шапхы 1984:131 参照。ただし、これらの研究文献ではこの人物が参贊に任命されていたという記録がない。

³²² 史料⑥:621、包 1995:551 と Шапхы 1984:158-159 参照。

³²³ 史料①:Φ.М-9,Д.4,ХН.478,Н.3,嘉慶 5 (1800) 年と史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.746,ХТ.127a-127b,嘉慶 5 年。

³²⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.4,ХН.478,Н.2,嘉慶 5 (1800) 年。

³²⁵ 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.746,ХТ.290a-291b,嘉慶 5 (1800) 年。

³²⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.4,ХН.478,Н.2,嘉慶 5 (1800) 年と史料①:Φ.М-9,Д.5,ХН.245,Н.1,嘉慶 5 年。

³²⁷ 該文書の前の部分が欠如しているものの、文書全体の文脈から送り手が左翼前旗であることが把握できる。

東麓に1つのオボー、ヌドゥン・ウブルジュー[nidün ebüljiy-e]（山）の西麓の丘に1つのオボー、オラーン・チョロート山の真ん中にハランゴイ[qarangyui]泉を遡上して直線で登り、ジョドルト[jodortu]という冬営地の峠に1つのオボー、ベルチル・オラーン[belčir ulayan]という山の北麓を通り西へ下り、ファイテン泉の下流、そして、西のシラ・ウルン[sira ülung]を通過し、ズーン・ハブチル[jegün qabčil]の東南ウンドゥル・オラーン・オボート[öndür ulayan obuyatu]という山に1つのオボーを建て、そしてウグイ湖のオラーン・トロガイを渡り、直線で同じウグイ湖のオボーに至り、これより北方に9つのオボーを建て、……³²⁸

台吉オルジン、ザイサン・ダランタイをはじめとする官員らは、画定した地域に応じて既存のエルデニ・トロガイのオボーとウグイ湖のオボー以外に、9つのオボーを新設したことがわかる。そして、下線部に注目すると、両旗が争い続けてきた牧地のうち、オラーン・チョロート山は両旗に均分されているが、オラーン・ハガラガ山の一部あるいは全部が左翼前旗に編入された様子がうかがえる。その境界ラインの明確な位置は断定し難いが、概ね地図5の長二点鎖線のようになると思われる。すなわち、オラーン・チョロート山とオラーン・ハガラガ山が双方間で分割された上で、境界のオボーが設置され、より明確に画定された。ここから、バトによる西3盟の盟界画定後も、両盟間の牧地紛争処理のため、在地のモンゴル王公らによる牧地再分配が実際に行われていることが確認できる。また、本牧地紛争は、左翼前旗旗長の代理である協理台吉の提案を受けて当事者両旗官員による協議の下で、一旦沈静化したようである。ここでも、境界画定の際、乾隆46年にバトが決定した2つのオボーが、基準として保留されており、欽差大臣バトによる欽定地界を変更しないという前提下で、結果的に旗長をはじめとする官員たちが旗の牧地範囲を決定する力を有することになったと思われる。

第五節 牧地紛争の再発とその終息

第一項 牧地紛争の再発

こうして、乾隆41（1776）年頃から嘉慶5（1800）年まで合計7回の処理を経て解決された本牧地紛争は、一旦収拾し、長らく再発することがなかった。ところが、道光23（1843）年頃に理藩院が「モンゴル各旗は各々の境界地域にオボー標識を建て、牧地図を作成して檔子に記録した上、毎年管轄の旗長が自ら（旗の牧地境界を）調査して理藩

³²⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.5,XH.245,H.1,嘉慶5（1800）年。

院に報告する」という規定をモンゴル地域に布告した³²⁹。これによってトシェート・ハン部やサイン・ノヤン部などの諸盟は、この規定通りに相互の隣接地域における境界オボの状況を調査して理藩院へ上呈することとなり、これを巡る話し合いが展開されている³³⁰。その結果、当然トシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗も双方の接する境界地域を再度取り調べて、牧地図を提出することとなった。両旗は、嘉慶5年の牧地紛争処理によって画定された境界のオボに準拠して牧地図を作って提出するはずであったが、またしても両旗の見解がすれ違って合意できなかった³³¹。つまり、道光23年頃理藩院によって布告された規定を契機にして、両旗間で牧地を巡る争いが再燃したわけである。

第二項 旗レベルから盟レベルへ

こうして境界地域におけるオボの確認や牧地図の提出など、理藩院からの布告によって両旗の牧地紛争が再発した。最初に、道光25(1845)年夏頃、左翼前旗の印務を管理している協理台吉ポンチョクドルジとウールド前旗旗長ツァクドルジャルが自ら話し合ったが、ツァクドルジャルは嘉慶5年に決定された境界のオボを承認せず、左翼前旗の牧地の中をウグイ湖のオボまで自ら歩いた足跡を境界と見なすべきだ、と言って反対したため、双方の協議が成り立たなかった³³²。

翌道光26(1846)年の両旗協理台吉らによる9回目の処理でも、ウールド前旗協理台吉らは該旗旗長と同様に主張している。一方、左翼前旗の印務を管理する協理台吉ツェブデンダシも、必ずしも嘉慶5年の画定にこだわらないで、乾隆46(1781)年に画定された2基のオボ間の牧地を再決定しようと試みている³³³。嘉慶5年に一度画定された境界のオボは両旗旗長、官員らにとって、既に好ましい牧地境界ではなくなり、彼らの意志に沿うような新しい牧地境界が要望されるようになった。旗長や官員たちが既定の牧地範囲や境界を思うままに再調整しようとするこの動きは、牧地境界に対する彼らの権利主張の現れだと見られる。

左翼前旗の報告を受け取ったトシェート・ハン部盟長ツェレンドルジは、同年12月にこの牧地紛争の処理方法をサイン・ノヤン部盟長ツェレンドルジ³³⁴に尋ねた³³⁵。そして

³²⁹ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3384,Н.10,道光24(1844)年。

³³⁰ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3384,Н.20,道光24(1844)年。

³³¹ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3433,Н.15,道光25(1845)年。

³³² 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3469,Н.51,道光26(1846)年。

³³³ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3469,Н.51,道光26(1846)年。

³³⁴ サイン・ノヤン旗旗長サイン・ノヤンであり、道光26年に該部盟長に任命された。Сономдагва1998:168 参照。

³³⁵ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3469,Н.51,道光26(1846)年。

サイン・ノヤン部盟長の提案通りにトシェート・ハン部は管旗章京チメドを、サイン・ノヤン部は管旗章京ゲシゲトを紛争処理にそれぞれ派遣した³³⁶。旗レベルで処理できなかった牧地紛争を再び盟レベルへ引き上げると共に、両盟長が従来通り同格の官員を遣わしていることがわかる。

両管旗章京が紛争当事者を査問したところ、ウールド前旗旗長はオラーン・ハガラガ山を、左翼前旗協理台吉はオラーン・ハガラガという岩を、各々結ぶ折れ線状の直線で両オボー間の地域を画定したい、と告げた上、各自の牧地図、檔子などを呈示した³³⁷。管旗章京らが、トシェート・ハン部盟長から提供されたウリヤスタイ將軍バトの境界画定に関する原文の写しを確認すると、両盟の境界としてオボーを建てた2ヶ所の地名は記載されているものの、2つのオボー間における牧地の画定に関する内容は書かれておらず、その文書から両オボー間の牧地を定める根拠が見つけられなかった³³⁸。

彼らが引き続き、ウールド前旗の牧地図と嘉慶5（1800）年に画定したオラーン・ハガラガ山のセンジトゥ岩の峠にある既存のオボーを基にして協議した結果、既定の両オボー間の牧地をオラーン・ハガラガ山との連結直線で画定することとなった。ところが、トシェート・ハン部管旗章京チメドが「オラーン・ハガラガというのは山ではなく、（オラーン）ハガラガ山の西麓（にある）1枚の岩だ」³³⁹と指摘し、サイン・ノヤン部管旗章京ゲシゲトと意見が分かれた。このトシェート・ハン部管旗章京の主張から、彼は左翼前旗の印務を管理している協理台吉の意見に配慮したものと見られる。無論、オラーン・ハガラガ山の西麓に位置するオラーン・ハガラガ岩を境界と見なすと、オラーン・ハガラガ山の大半が左翼前旗の領内に編入され、該旗を利することとなるからである。

この10回目の処理結果から双方が各自の利益を重んじていることを感じ取ったサイン・ノヤン部盟長ツェレンドルジは道光27年に「管旗章京チメド、ゲシゲトらは事件に対する誠実さを一向に保持せず、自分のものにするという気持ちを有したため、争った地域の状況を明確化して処理し終えることができず」と指摘した上、他の有能かつ誠実な官員をウグイ湖へ再度派遣することをトシェート・ハン部盟長の印務を処理する副盟長に送信している³⁴⁰。その結果、トシェート・ハン部副盟長は左翼右末旗旗長頭等台吉エレンドルジ、右翼右旗協理台吉ワンダンドルジらを³⁴¹、サイン・ノヤン部盟長は左翼

³³⁶ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3521,H.25,道光27（1847）年と史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3520,H.25,道光27年。また、両管旗章京がそれぞれどの旗に属するかは不明である。

³³⁷ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3521,H.23,道光27（1847）年。

³³⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3521,H.23,道光27（1847）年。

³³⁹ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3521,H.23,道光27（1847）年。

³⁴⁰ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3521,H.23,道光27（1847）年。

³⁴¹ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.2144,XT.184a-184b,道光27（1847）年。

左末旗旗長頭等台吉ゲジバル、管旗章京ドンドブ³⁴²を各々派遣し、8月1日に処理させることとなった。また、左翼前旗管旗章京ダシビル³⁴³、参領エリンチンオチルとワールド前旗の旗長チャクダルジャル、協理台吉ドガルジャブらの当事者も同行している³⁴⁴。このうち、当事者以外の他旗旗長を抜擢したことには、処理の公正さを図ろうとしたサイン・ノヤン部盟長の狙いがあったと考えられる。

派遣された官員らは最初に、両旗の当事者を連れてエルデニ・トロガイとウグイ湖の2ヵ所のオボーへ赴き、その地形を観察した結果、両オボー間における実際の牧地状況が両旗より呈示された牧地図と合致しないことがわかった。そこで、両官員は、オラーン・ハガラガ山を両旗に等しく分割することで牧地境界を画定している³⁴⁵。実際、この分け方は嘉慶5（1800）年の7回目の処理でオラーン・チョロート山を両旗に均分したのと同じ方法である。長年、争ってきたオラーン・ハガラガ山を双方に平等に割り当てることによって、この牧地紛争はようやく終結していった。

第三項 牧地紛争の終息

処理に当たった官員の決定に対して、両旗の当事者である旗長や協理台吉らの官員は一斉に同意し、画定した9ヶ所に石を積んでオボーを建てた³⁴⁶。この9ヵ所のオボーは嘉慶5年の9ヵ所よりもわずかに北寄り・東寄りに設置されたようである。同時に、左翼前旗とワールド前旗の誓約書2通と境界地域に関する文書1通が両盟長に各々提出されており、両盟長はそれを承認した上で、提出された誓約書を交換している³⁴⁷。ここで、双方の提出した文書からオボーの詳細な設置状況を確認すると、下記の通りである³⁴⁸。

……エルデニ・トロガイのオボーからセグル・ウンドゥルの東側のドボゴル・チョロー[*dobuyur čilayū*]の西端を通過し、(2) ホソト（ウンドゥル山）の東北端のバヤンタル[*bayangtal*]（山）のナヒオ[*nakiu*]に1つの標識、同ホソト（ウンドゥル山）のズーン・ウズール・ガツァー[*jegün üjegür yačay-a*]というホション・ドボゴル[*qosiyun*]

³⁴² どの旗に所属するかは確認できない。

³⁴³ 左翼前旗の印務を管理する協理台吉ツェブデンダシが参加する予定であったが、馬から転落したため、代わりに管旗章京を行かせた（史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.2148,XT.150b-151a,道光27（1847）年）。

³⁴⁴ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.2148,XT.170a-171b,道光27（1847）年。

³⁴⁵ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.2148,XT.317a-318b,道光27（1847）年と史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.2148,XT.170a-171b,道光27年。

³⁴⁶ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.2148,XT.317a-318b,道光27（1847）年。

³⁴⁷ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.2148,XT.170a-171b,道光27（1847）年（史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3521,H.33,道光27年と史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3521,H.34,道光27年の合わせに相当する）と史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.2148,XT.317a-318b,道光27年。

³⁴⁸ 2番から10番までの数字はオボーの番号を示すために筆者が付したものである。

dobuyur]、このオルホン河を渡り、ハンギナホ[qangginaqu] (山) のバローン・フトル[kötül]³⁴⁹の先端のドボゴル³⁵⁰ (を通り)、(3) ウル[üle]山の東北ハムリン・ナヒオ[qamar-un nakiu]のバローン・ウンツウク・ドボゴル[barayun öngcüg dobyur]に1つの標識、ツァガーン・トロガイ[čayan toluyai] (山) 頂のウンドウル・チョロー[öndür čilayu]の東北へ下り、(4) オラーン・ハガラガ山の頂に1つの標識、これより南側の (5) オラーン・ハダ[ulayan qada] (山) の西谷の端であるナヒオのバローン・ドボゴルに1つの標識、(6) ウンドウル・オラーン[öndür ulayan] (山) のズーン・フトルのズーン・ウンドウル・ハダト・ドボゴル[jegün öndür qadatu dobyur]に1つの標識、ゲルセン(チョロー岩)の西端にある2つのハダト・ドボゴル・チョロー[qadatu dobyur čilayu]のズーン・ドボゴル[jegün dobyur]の西端を経て、(7) スドウン・ウブルジュ(山)の西フトルのバローン・ウンドウル・ドボゴル[barayun öndür dobyur]のバローン・フトルに1つの標識、(8) オラーンチョロート(山)の西麓にある泉のズーン・オリド・ウンドウル[jegün uridu öndür]山の頂に1つの標識、(9) オラーン・オボー[ulayan obuy-a]と呼ばれる地の東北ドボゴルに1つの標識、(10) ツァガーンチョロート[čayangčilayutu] (山) のスドウン・ウブルジュの東北峠(kira)に1つの標識を建て、ウグイ湖の木のおボーに至る、……³⁵¹

要するに、この11回目の最終処理において、既存のエルデニ・トロガイのおボーとウグイ湖のおボーに加え、新たな9つのおボーが建てられたことがわかる。上記の文書内容と地図6を比較してみると、この新しく建てられたおボーの名は上記文書中の下線を引いた2番から10番までの部分に当たることがわかる。具体的なおボーの位置は地図6を参照されたい(1-11番のおボーに当たる)。また、オラーン・ハガラガ山が両旗に均分されたことの証拠として、その山頂におボーが建てられた。かくして、両盟・旗が71年もの長期にわたって争ってきた牧地のうち、オラーン・チョロート山が嘉慶5(1800)年に、オラーン・ハガラガ山が道光27(1847)年に、いずれも平等に分配されることによって収束したと考えられる。そもそも乾隆46(1781)年のウリヤスタイ將軍バトによる境界画定に端を発し、境界である2基のおボー間の牧地を争い始めた本紛争では、争った牧地を均等に配分するという処理方法が適切であったと思われる。そして、乾隆46年のウリヤスタイ將軍バトによって画定された2つのおボー間の牧地は、嘉慶5年の画

³⁴⁹ 2つの山の間を指す。

³⁵⁰ 丘に相当する。

³⁵¹ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.2148,XT.172a-172b,道光27(1847)年、史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.2148,XT.317a-318b,道光27年。

定を経て、道光 27 年の画定事業でより明確に決定されていた。つまり、既存の 2 基のオボーと新設された 9 基のオボーとの計 11 基のオボーがトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗の新たな牧地境界となった。

さらに、この時期に設置された境界のオボーを清末の地図 7³⁵²及び共戴 3 (1913) 年の地図³⁵³などと照合してみると、これらのオボーは、その名が一部簡略化された形で地図上に記載されているものの、その位置は変わらず残存しているため、その後も両盟・旗間で大規模な牧地紛争は発生せず、道光 27 年の牧地境界が清末、その後のボグド・ハーン政権期 (1911-1921 年) まで存続していたことが確認できる。この最終境界ラインは、地図 5 で引いた実線のラインである。

小結

本章では、トシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との間の牧地紛争に関する合計 11 回にもわたる処理過程を詳細に考察し、清朝の対モンゴル統治策の一環となる盟や旗の境界画定の経緯を検討した。その結果、以下のような諸知見が得られた。

第一に、本牧地紛争は、乾隆 41 (1776) 年頃に始まり、71 年後の道光 27 (1847) 年の境界画定によってようやく解決された。この時の盟・旗の境界は清末やボグド・ハーン政権期まで維持されていたことが確認できた。

第二に、紛争の処理過程に関しては、以下のような豊富な実証が得られた。まず、最初の乾隆 45、46 年の段階では、ウリヤスタイ將軍や兵部侍郎ベチングが処理していたが、その後、ウリヤスタイ將軍は一切参与することなく、盟長による相次ぐ官員の派遣で最終的に解決された。これは牧地問題処理などの諸任務が、ウリヤスタイ將軍らの職務から外され、理藩院の管轄下で盟長が処理すると制定した乾隆 45 年の「將軍・参贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」に準じたものである。ここから、清朝の本章程が、外モンゴルの牧地紛争処理の面で実行されていたことが確認できる。

また、乾隆 52 (1787) 年から嘉慶 5 (1800) 年における両盟長による処理中、他旗の官員、盟長自身の旗の官員、副將軍や副盟長らが順次派遣されたが、いずれも不成立と

³⁵² 史料② (所蔵番号は確認できていないが、史料③:42-43 と同じものである)。その他、史料②:851/96、光緒 18 (1892) 年 (トシェート・ハン部左翼前旗の牧地図)、史料②: 326/96、光緒 33 (1907) 年 (サイン・ノヤン部の牧地図)、史料③:65、光緒 33 年 (左翼前旗の牧地図)、史料③:45 (年月日が記載されていないが、「ウールド前旗旗長 (固山) 貝子サンダクドルジの旗の牧地図」と記されていることから清末の地図だと判断できる。漢文) などがある。

³⁵³ 史料②:864/96、共戴 3 (1913) 年。

なった。その後、両盟長自身による計画も試みされたが、旗長や盟長の交代などによって中断され、当事者両旗の官員による直接協議で嘉慶5年に紛争が一時収まった。そして、道光27（1847）年の最終的な紛争終息までの過程は、当事者である両旗旗長や協理台吉同士の協議といった旗レベルから再び盟レベルへと展開していった。この盟レベルで、盟長は管旗章京や他旗旗長らを2回にわたって派遣して、牧地紛争が最終的に解決された。この両盟長によって、両盟はなるべく双方から同格の官員を派遣しようとしており、同等の権限の下で紛争処理を図ろうとしたことが理解できる。また、嘉慶5年に至るまでの段階で、副將軍や副盟長でさえ処理できなかったが、当事者である両旗官員同士の協議で一旦解決できたことから、上級官庁からの一方的な抑圧による処理よりも、両旗が自らの状況に応じて牧地を調整することの方が効果的であり、同時に旗長や旗の官員らが自ら管轄する旗の牧地に対する強い発言力を有していたことがわかる。ただもちろん、乾隆46年に皇帝の権力を背景として盟界を画定した欽差大臣バトが、絶対的な権力を有していたこともわかる。また、反乱の火種に繋がりやすい牧地問題であったからこそ、結果的に盟長による管轄権よりも、牧地に対する旗長の発言力の方が優越していたと思われる。

一方、処理への対応に関して、両盟長は、しばしば牧地問題を巡る対立を見せたが、嘉慶5年頃の両盟長の年齢の上下関係により、新任のトシェート・ハン部盟長は、サイン・ノヤン部盟長に気を配りながら紛争処理に取り組まざるを得なくなった。この年齢差によって、両盟長自身による直接の交渉が最終的に実行できなかったため、紛争処理が理藩院へ上申されるまでに至らなかったと考えられる。実際、筆者が第四章で考察する19世紀後半におけるトシェート・ハン部内のトシェート・ハン旗、左翼後旗間の牧地紛争は、盟長が自ら処理したものの、結局解決できず理藩院へ上呈されたのである。従って、盟長自身による処理が実施されることは、当然牧地紛争が理藩院へ報告される1つの前提条件であったと考えられる。このほか、本事例における両盟間の場合とは異なり、道光年間までトシェート・ハン部内の上述した両旗の境界オボーが設置されなかった事情も、理藩院への上呈に影響を与えたのではないと思われる。

このように、本章や第四章で扱った事例において、紛争処理が理藩院にまで上申されるか否かの基準は、現段階ではまだなお明言できる段階に達しておらず、さらに何件かの事例を追加した上で検討する必要があると思われる。

結論の第三番目として、盟旗の境界画定と牧地紛争との相互関係に関して以下のようなことがわかった。そもそも乾隆37（1772）年のシレー・ノール会盟における牧地移動・

拡大に伴って発生した本牧地紛争は、乾隆 46（1781）年のウリヤスタイ將軍バトの盟界画定で設置された 2 基のオボーの間における牧地分配を巡って長期化したものであった。ただ、バトによる境界がなければ、両盟の牧地紛争が一層大規模化していた可能性もあり、当時頻発していた牧地紛争を終息させる目的で実施された乾隆 46 年の盟界画定は、一定の効果があったと思われる。また、シレー・ノール会盟は、外モンゴルの西方への牧地拡張を図ったものであったが、バトはその会盟で決定された地域を基準にして境界のオボーを建てた。このように外モンゴルの牧地が固定化されたことによって、当時乾隆帝にとって懸念材料となっていた外モンゴルの王公らによる西方への牧地拡大の要求が食い止められ、牧地拡張問題が沈静化したとも考えられる。

後の嘉慶 5（1800）年になって、両旗が境界のオボーを設置して遊牧することを容認したことによって、乾隆 46 年に設置された 2 基のオボー間の牧地がようやく明確に画定され、9 基のオボーが新たに建てられた結果、牧地紛争が一時終息した。ところが、清朝の布告した道光 23（1843）年の規定によって本牧地紛争は再燃し、嘉慶 5 年に一旦定まっていた牧地は道光 27（1847）年により再画定され、新たな 9 基のオボーの設置によって紛争が完全に終息した。この点で、筆者が次章で検討するトシェート・ハン部トシェート・ハン旗と左翼後旗との牧地紛争も、同じ道光 23 年の規定布告によって発生したものであり、この種の牧地紛争が清朝の政策に付随して発生することもよくあったと考えられる。

最終的に本章で、牧地紛争処理のための両盟・旗の境界画定事業に実に長い年月がかかっていたことがわかった。これは、盟や旗の境界線を明確に画定してしまうという清朝の政策そのものが、広大な面積の草原を臨機応変に移動する必要のある外モンゴルの王公や遊牧民にとって容易に受け入れられるものではなく、そもそもモンゴルの伝統的な遊牧生活に適合しない政策であったからだと考えられる。盟旗制度の持つ限界、すなわち遊牧という生業形態との矛盾が本牧地紛争からわかるであろう。

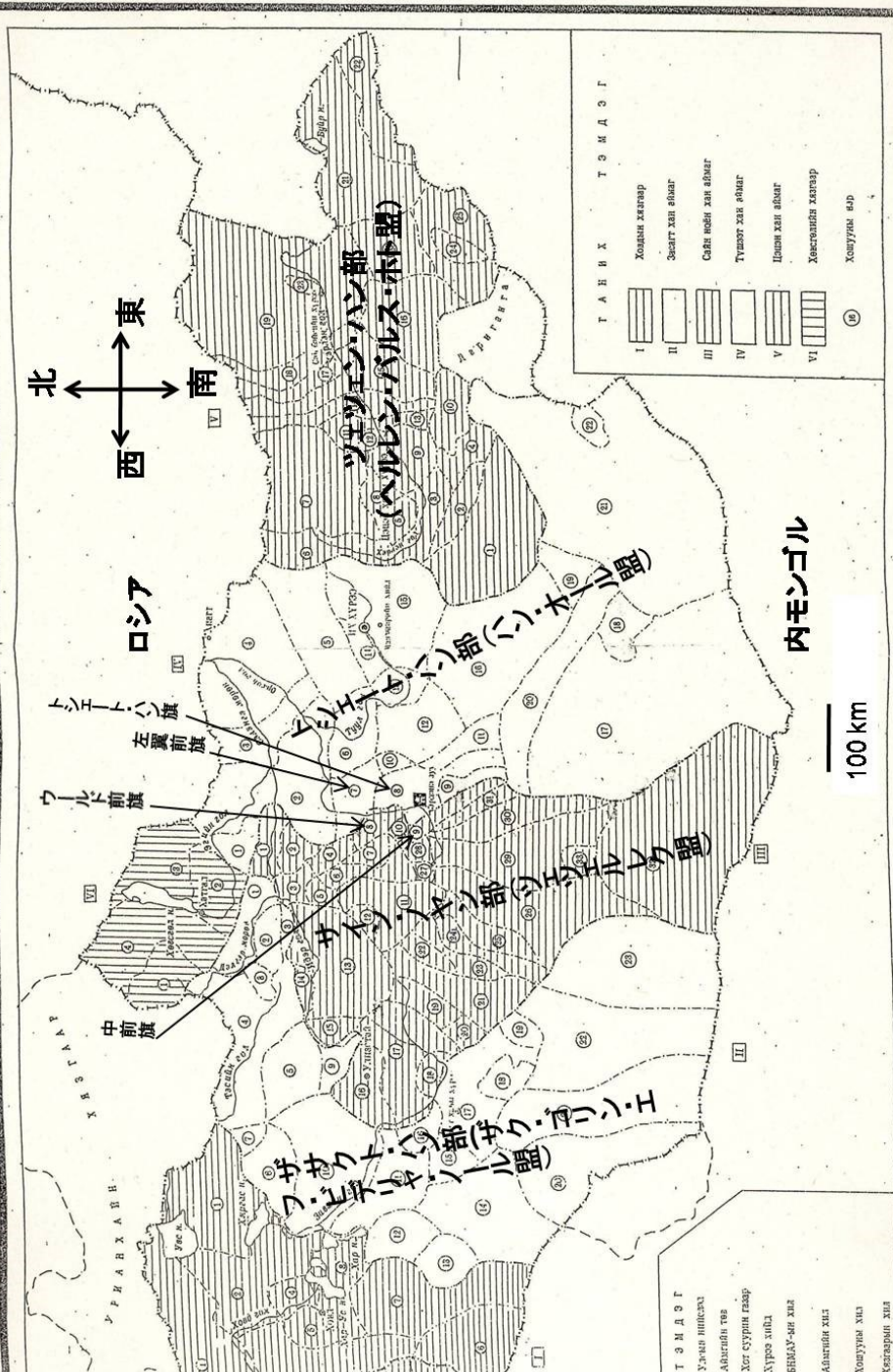
また、乾隆 46 年に清朝皇帝の命令でウリヤスタイ將軍バトが設置した 2 基のオボーは、トシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗の最初の牧地境界となった。この境界は、後の牧地紛争の処理過程でのより明確な画定やオボーの増設などによって一層完備されてゆき、道光 27 年に最終的に決定された。ここから、従来の研究で強調されてきた乾隆 46 年のウリヤスタイ將軍バトによる盟界画定作業とは、初期段階における牧地境界の大まかな画定に過ぎなかったと考えられる。掘り下げて言うと、清朝の盟や旗の境界画定政策は、各地域で発生した盟旗間の牧地紛争が各々終息していく過程

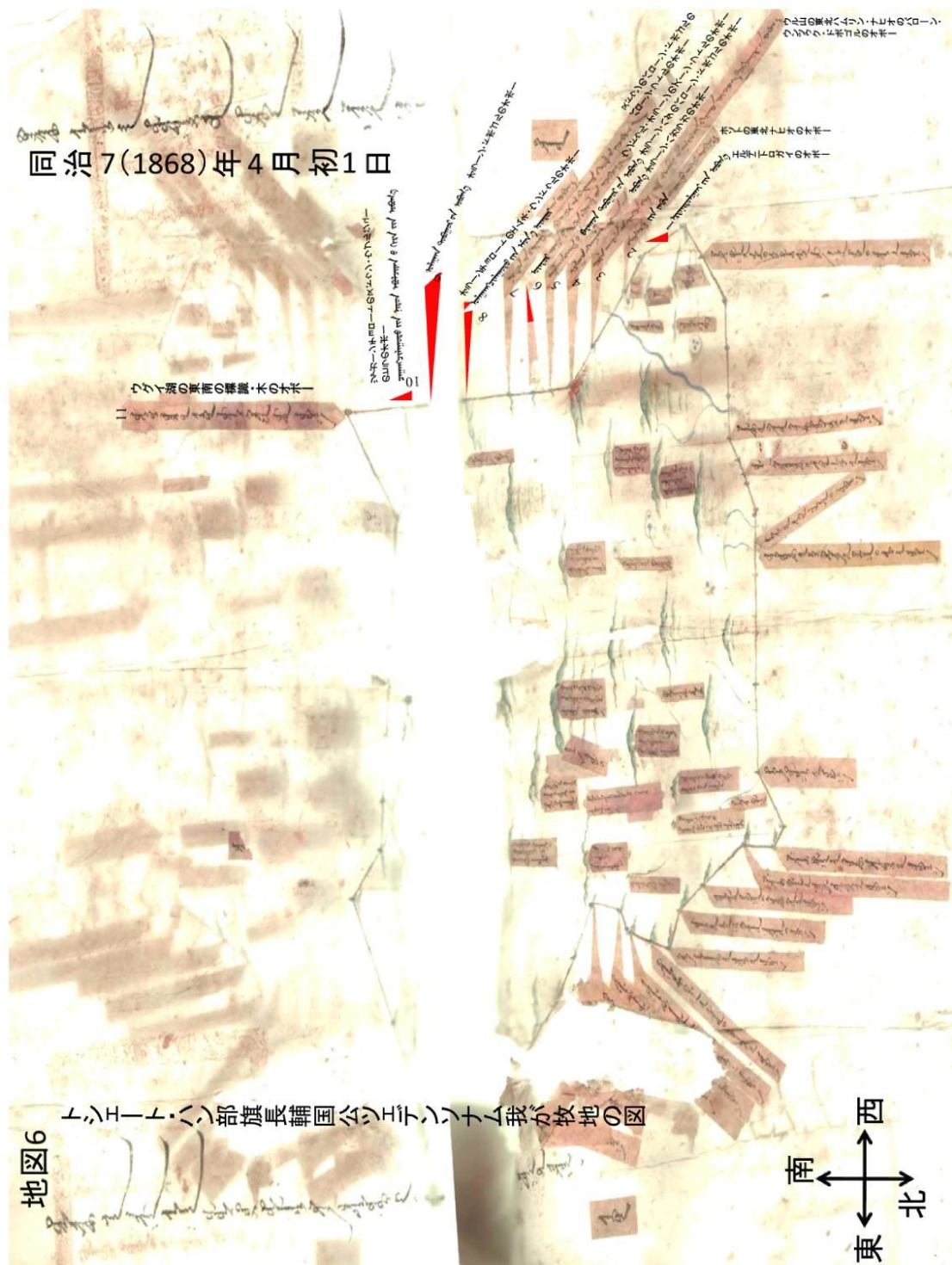
で、長い年月をかけて徐々に外モンゴルへ浸透・定着していったものと思われる³⁵⁴。

³⁵⁴ トシエート・ハン部トシエート・ハン旗とサイン・ノヤン部中前旗との牧地紛争も、既存の両オボー間の牧地を再画定し、14 基のオボーを新たに設置することによって解決されている（史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1731,Н.19,嘉慶 19 (1814) 年、史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1438,Н.21,嘉慶 19 年など）が、これが最終画定であるかどうかは不明である。なお、今後、より多くの事例を用いた更なる論証が求められるだろう。

地図4 Ринчен, Б.1979. Монгол ард улсын угсаатны судлал
хэлний шинжлэлийн атлас, Улаанбаатар. 第17図より

МОНГОЛ (1760-1911)
ТЭМ МАНЧУРСКИХ ЗАВОЕВАТЕЛЕЙ (1760-1911)
JUS LES TS'ING' (1760-1911)







第四章 トシェート・ハン部内のトシェート・ハン旗と左翼後旗との間における牧地紛争の処理 からみた旗の境界画定過程

小序

第三章によって、外モンゴルにおけるトシェート・ハン部とサイン・ノヤン部の盟界は、双方間の牧地紛争の終息過程でオボーが建てられることで、明確に画定され、その盟界画定事業には実に長い年月がかかっていたことがわかった。そこで、続く次の段階として、1つの盟内における諸旗の牧地境界画定の経緯を明らかにすることが、清朝のモンゴルに対する盟や旗の牧地境界画定政策を検討するうえで必要不可欠となる。

トシェート・ハン部諸旗の境界画定状況を史料①からうかがうと、嘉慶8(1803)年にトシェート・ハン部盟長らが「我が盟(トシェート・ハン部)の諸旗は昔から隣接地域に建てて定めた牧地のオボーの標識がなく、皆が近隣と接した地域で遊牧してきた。現在、頻繁に貴方(の牧地)か私の牧地かと言って争うようになった上、本来旗長らが各々の旗の牧地境界を画定して遊牧すれば、永遠に争うことなく、本盟の親戚兄弟同士が理に適って生活することができ、今後仲良く平民皆が安全となり、役に立つため、…牧地の四方で境界を接した旗長らは、今後互いに片方を圧迫せずに各々の牧地の境界を必ず誠実に直接決定し、……」³⁵⁵と同盟の旗長らに命じている。先鋭化した諸旗間の牧地紛争を収めるため、トシェート・ハン部諸旗は相互に隣接する境界を明確に画定し、境界のオボーを設置するようになったわけである。

また、『大清會典事例』によると、道光19(1839)年に理藩院は「各旗が牧地を封禁し、各境界に堆(オボー)を建てて印章付きの文書を作って檔子に記録し、管轄の旗長は(牧地状況を)毎年1回調査して誓約書を理藩院に提出・報告せよ。仮に、独断で(境界を)越えた侵入者がおれば、法律に則って処罰せよ」といった規定を定めた³⁵⁶。つまり、清朝政府は外モンゴル地域で頻発していた牧地紛争を沈静化させるため、最初に盟や旗の境界を明確に画定し始める一方、後から諸規定の制定によって境界画定事業を強化しようと考えたものと思われる³⁵⁷。こうした清朝の統治状況も考慮に入れて、牧地境

³⁵⁵ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.1370,Н.11,嘉慶8(1803)年。

³⁵⁶ 「道光十九年定。各旗封禁牧廠、各於界址處空立封堆、造具印冊存案。該札薩克每歲親查一次、加結報院。如有私開侵占者、照例治罪。」『大清會典事例』卷979参照。この規定は第二章、第三章と本章の後半部分に出現する道光23(1843)年に理藩院が布告した規定と内容的に一致している。ただ、現段階では道光23年の命令が道光19年の規定に基づいたものかどうかは断定し難い。

³⁵⁷ Гонгор1978:273-274では、清朝政府が旗の牧地境界を画定したことは、牧地分配を決定しただけではなく、この決定を基準にして遵守すべき法律・規定を制定したのでであると指摘されている。

界の画定状況を詳細に検討することが求められる。しかしながら、清朝統治下の外モンゴルにおける盟内諸旗の牧地境界の画定状況に関する具体的な事例研究は数少なく、その検討・考察が十分になされてきたわけではない。例えば、岡 1988a では、外モンゴルトシェート・ハン部諸旗の境界が嘉慶 10（1805）年に画定された、とその画定時期のみが指摘されている。

そこで本章では、史料①、史料②、史料③、史料④、史料⑤、史料⑥及び史料⑩などに基づき、清代の道光 26（1846）年から同治 5（1866）年にかけて外モンゴルトシェート・ハン部のトシェート・ハン旗と左翼後旗³⁵⁸との間で実際に発生していた牧地紛争の事例³⁵⁹を、紛争処理の側面から詳細に検討し、理藩院によって決定された当時の諸規定と関連付けながら、両旗の境界画定の経緯を考察したい。この事例を通して、まず、1つの盟内の旗レベルにおける牧地紛争の処理過程・段階を明らかにし、紛争処理という側面から盟旗制度の運用状況を探る。次に、嘉慶 10 年における両旗間の境界画定状況・経緯を明らかにする。これは盟旗制度の一環たる盟や旗の境界画定政策の外モンゴル地域における普及・定着の検討に繋がるだろう。また、この境界画定作業に伴う清朝の規定に対する旗内の一般平民による反応や姿勢をも描き出す。

第一節 トシェート・ハン部における嘉慶 10(1805)年の両旗境界の画定

前述したように、嘉慶 10 年にトシェート・ハン部諸旗間の牧地境界が画定されたことは従来の研究でも指摘されているが、その具体的な状況などは検討されていない。そこで、この境界画定作業において、本章の対象となるトシェート・ハン旗と左翼後旗との牧地境界が一体どのように画定されたのかを、本節で考察する。

最初に、この嘉慶 10 年に境界が画定される前の両旗の牧地状況を簡略に確認しておきたい。嘉慶元（1796）年に、トシェート・ハン旗旗長ツェデンドルジ³⁶⁰が該旗の牧地状況に関して、「……牧地の北側はアブジャガ[abjay-a]山、……東南側はイフ・トゥフム[yeke tüküm]の西側、シベートウ[sibegetü]山、……です。……」³⁶¹と盟長スンドゥブドルジ³⁶²、

³⁵⁸ 地図 8 を参照。両旗の間には②番のハルチン駅が存在していたが、後述するように実際には駅は点在するのみで、両旗は境界を接していた。

³⁵⁹ 本章では、トシェート・ハン部右翼左旗とトシェート・ハン旗のアル・グルゲチン・オトクとの牧地紛争の事例をも補助的に使用する。

³⁶⁰ トシェート・ハン部トシェート・ハン旗旗長（1794-1815 年）。ツェデンドルジ以降の旗長は、オイドブドルジ（1815-1829 年）、ヤリнтаイ（1829-1833 年）、ツェレンドルジ（1833-1863 年）、ナスンチョクト（1863-1900 年）である。史料⑥:616、包 1995:524-525、Шархуу 1984:153 参照。

³⁶¹ 史料①:Φ.М-10,Д.2,ХН.1429,Н.9,嘉慶元（1796）年。

³⁶² トシェート・ハン部中旗旗長であり、乾隆 48（1783）年に同部盟長（1783-1798 年）に任命される。包 1995:513 参照。

副盟長チャバクドルジ³⁶³に報告している。トシェート・ハン旗の東南側が左翼後旗と隣接しており³⁶⁴、両旗の境界地域は概ね決定されていたが、明確な境界線はまだ定められていないと考えられる³⁶⁵。

こうした両旗の境界地域は、嘉慶 10 年のトシェート・ハン部諸旗の境界画定によって、一層詳細に定められたようである。ここでまず、この境界画定の発端を簡略に考察したい。

……兵部[čerig-ün juryan]から送達してきた文書に、「……我らの（兵）部は、（皇帝の）命令に従い、法典[qauli bičig]を編纂するため、その法典中の地域の地図（という）1 項目に、全外藩の山、草原、辺境地を全て必ず精査し、地図を書き終えた上、上奏した（説明）文を編集し調べた後、上奏して上（皇帝）がご覧になるために用意させる。調査すると、ハルハ 4 盟 84 旗の遊牧地に以前オボーを建て、境界を記録した上、書いた牧地図を管轄の（ウリヤスタイ）將軍³⁶⁶の所に保管していたので、この件を管轄の（ウリヤスタイ）將軍に送り、直ちに管轄のハルハ諸旗の牧地の境界を画定したオボーを調査し、四方八方の地域に関する漢語の詳細な冊子を作成した上、保管した諸旗の牧地が書かれた地図を 1 通（写し）書いて作成して（兵）部に提出し、（法典）編集のための証拠とせよ。……」と書いて（ウリヤスタイ將軍に）送ってきた……。³⁶⁷

上記の命令は外モンゴル全地域に対して布告されていることがわかる。そして、ウリヤスタイ將軍からの通達を受けた庫倫辦事大臣は「……各々の盟、諸旗の境界を画定したオボーを詳しく調査し、四方八方の地域の名に関する詳細な冊子を作成して諸旗の牧地の書かれた地図を各 1 通作り、至急我ら（庫倫辦事大臣）の所に報告して来い……」³⁶⁸とトシェート・ハン部とツェツェン・ハン部盟長らに指示している。両盟はこの命令に従って牧地図を上呈することになるが、この時点で盟内諸旗の境界が明確に画定されて

³⁶³ 該文書（史料①:Φ.M-10,Д.2,XH.1429,H.9,嘉慶元（1796）年）中「副盟長、旗長和碩親王」と記述されており、副盟長はおそらくチャバクドルジだと推定できる。包 1995:536 参照。

³⁶⁴ 地図 8 を参照。

³⁶⁵ 例えば、トシェート・ハン旗旗長ツェゲンドルジが盟長らに伝達した文書（史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.913,XT.344a-347a,嘉慶 10（1805）年）では、「……我らの同じ盟内では、境界（地域）を接した諸旗は昔から牧地の境界を画定しておらず、（境界地域で）共に遊牧してきました。……」と記されており、トシェート・ハン旗と左翼後旗の平民らは相互の隣接地域で共に遊牧してきたことが読み取れる。

³⁶⁶ この時のウリヤスタイ將軍は成寛であった。章 1965:6 参照。

³⁶⁷ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1438,H.90,嘉慶 10（1805）年。

³⁶⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.1438,H.90,嘉慶 10（1805）年。

いなかったトシェート・ハン部³⁶⁹も、諸旗の境界を詳細に画定せざるを得なかった³⁷⁰。

同年4月12日に左翼後旗旗長ソノムワンツォク³⁷¹が盟長ツェデンドルジ³⁷²、副盟長ユンデンドルジ³⁷³に伝達した文書に、該旗の牧地画定状況と地図の説明などが記載されている。この中で、決定されたトシェート・ハン旗との境界は下記のように記述されている。

……また、嘉慶10年4月に所属する盟の盟長（ツェデンドルジ）らが命じたことに従って、私（ソノムワンツォク）の旗（左翼後旗）と牧地境界を隣接する該（トシェート・ハン）部の旗の旗長らとで会合・協議し、接する地域の地理などを考慮して誓約書を相互に交換して境界を画定したことは、（以下の通りです。）……その（ブングイギン[bünggüi-yin]）ノゴーン・トルゴイ[noγuyan toluyai]から東南へ、バーハン・ハシャート[baqan qasiyatu]、ツァガーン・ショロイト[čayan siruyitu]、オグタガル[uytayar]、グン・ジルガラランギン・イフ・オス[gün jiryalang-un yeke usu]³⁷⁴（まで）、これら（の地）に各1（基）のオボー（を建て）、旗長オルジンジャブ³⁷⁵の旗と境界を接するツァガーン・オス[čayan usu]³⁷⁶の所に1つのオボーを建て、（これらのオボーより）西南側で私鎮国公ソノムワンツォクの旗の平民を遊牧させましょう。東北側で盟長トシェート・ハン旗の平民を遊牧させましょう。……³⁷⁷

清朝政府と盟長の指示の下で、両旗旗長が自ら協議して牧地境界を画定している。西のブングイギン・ノゴーン・トルゴイから東南のバーハン・ハシャート、ツァガーン・

³⁶⁹ 岡 1988aによれば、ザサクト・ハン部諸旗の境界は乾隆47（1782）年に、ツェツェン・ハン部諸旗の境界は乾隆40（1775）年～同50（1785）年にそれぞれ画定されたという。

³⁷⁰ サイン・ノヤン部諸旗の境界もおそらく嘉慶10年に画定されたと思われる。

³⁷¹ トシェート・ハン部左翼後旗旗長（1793-1837年）、鎮国公。彼以降の旗長は、バルダドルジ（1837-1876年）、ツェレンドルジ（1876-1891年）、ガダンバル（1891-1895年）、ツァクダルジャブ（1895-1915年）である。史料⑥:622、包 1995:554、Шархүү1984:155 参照。

³⁷² 当文書中、「ハン・オール盟長、トシェート・ハン」と記載されており、この時期の盟長はトシェート・ハンであるツェデンドルジであったと推定できる。包 1995:524 参照。

³⁷³ 同嘉慶10（1805）年の諸文書においては、「副盟長、旗長多羅郡王」と記されており、ユンデンドルジが副盟長の職を務めていたと推定できる。包 1995:514-515。

³⁷⁴ 大部分の文書では「グン・ジルガララン[gün jiryalang]、グンジルガララン[günjiryalang]」と略されているので、本章でもこの略称を用いる。

³⁷⁵ トシェート・ハン部左翼右末旗旗長（1771-1822年）。彼以降の旗長は、ドンドブドルジ（1822-1826年）、エレンドルジ（1826-1876年）らである（史料⑥:616、包 1995:570、Шархүү1984:158、Сономдагва1998:46 参照）。該旗の位置は地図 8 中のIVの⑩番である（Ринчен1979 参照）。以下同様。

³⁷⁶ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3470,Н.28,道光26（1846）年から、ホーチニ・ツァガーン・オス[qayučin-u čayan usu]の省略であることがわかる。なお、大部分の文書では、「ツァガーン・オス」と略されているので、本章でもこの略称を使用する。

³⁷⁷ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.1438,Н.17,嘉慶10（1805）年。

ショロイト、オグタガル、グン・ジルガラ、ツァガーン・オスまでの計 6 ヲ所が両旗の境界地域となり、各 1 基のオボーが建てられたように読み取れる。また、同年 4 月 19 日にトシェート・ハン旗旗長ツェデンドルジが、該旗の牧地状況を盟長らに呈した文書で「(我が旗は) ……そのツァガーン・オスから西 (へ) グン・ジルガラ、オグタガル、ツァガーン・ショロイト、バーハン・ハシャート、西南端の (ブングイギン) ノゴーン・トルゴイまでのこれらの地域を、鎮国公ソノムワンツォクの旗 (左翼後旗) との境界として、……」³⁷⁸と記述されており、その境界として決定された地域は左翼後旗旗長の報告で述べられた境界地域³⁷⁹と一致しているが、この地域で実際にオボーを建てたかどうかに関する記述が見当たらない。この問題について、後の道光 26 (1846) 年に盟長の印務を管理する副盟長であるトシェート・ハンのツェレンドルジが両旗に通達した文書中におけるトシェート・ハン旗による報告文から検討したい。

……鎮国公 (バルダルドルジ)、私 (トシェート・ハン) の両旗が、盟 (トシェート・ハン部) の牧地を画定する際に両 (旗の) 牧地における境界とした地名はホーチニ・ツァガーン・オス、…… (です。) これらの 6 ヲ所を境界とし、地図を作成・伝達して、理藩院へ提出したほか、該両旗は今後争いや不満がないと誓約書を交換したものの、当時の (トシェート) ハン (ツェデンドルジ)、(鎮国) 公 (ソノムワンツォク) は牧地に対する (自分たちの) 権限の範囲内で、どちらも仲良く遊牧し合うことを協議し、(決定した地に) オボーを建てなかったのです。……³⁸⁰

結局、両旗は嘉慶 10 (1805) 年に画定された 6 ヲ所の境界を記した牧地図を作って理藩院へ上呈したが、牧地境界を定め、牧地を調整する権限を有していた双方の旗長は、画定した地域に境界のオボーを設置せず、従来通り問題なく遊牧していたことがわかる。つまり、嘉慶 10 年のトシェート・ハン部諸旗の境界画定は、少なくとも一部の旗では牧地図提出のために各旗長らによって名目上決定されたものに過ぎないと考えられる³⁸¹。

³⁷⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.913,XT.344a-347a,嘉慶 10 (1805) 年。

³⁷⁹ 地図 9 (史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.46,咸豐元 (1851) 年と史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4879,H.12,同治 3 (1864) 年の文書中の「ウブル・オグタガルから西方へ 5 ガジャル (前述したように 1 ガジャルは 576 メートルに相当する) 先 (にある) アブタリン・アル」などをもとに、原地図に幾つかの地名を書き加えたものである) の傍線を引いた 6 ヲ所を参照されたい。

³⁸⁰ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3470,H.28,道光 26 (1846) 年。

³⁸¹ 史料①:Φ.M-9,Д.1,XH.913,XT.232b-233a,嘉慶 10 (1805) 年の文書で、トシェート・ハン部中右旗の印務を管理しているウルジオチルらは、該旗の牧地境界を画定してオボーを建てた状況を盟長、副盟長に報告している。

第二節 両旗の協理台吉らによる処理

第二章第二節で考察したように、道光 23 (1843) 年頃に理藩院によって命ぜられた「モンゴルの諸旗は裁定した牧地における各々の境界地域で幾つかのオボーを建て印章付きの文書を作成し、檔子に記録し、管轄の旗長は（牧地状況を）毎年 1 回調査し、誓約書を理藩院に提出・報告せよ。仮に、独断で（境界を）越えた侵入者がおれば、法律に則って処罰せよ」といった規定に準拠して、嘉慶 10 (1805) 年に画定された境界に両旗間のオボーを設置したことをきっかけに、左翼後旗の台吉、平民がトシェート・ハン旗との境界地域で新たに設置されたオボーを壊すといった形で両旗間の牧地紛争が勃発した。これに伴って、本牧地紛争に対する処理も始まった。以下両旗の牧地紛争の各過程における処理状況を詳細に考察していきたい。

道光 26 (1846) 年 6 月に、盟長の印務を管理している副盟長トシェート・ハンのツェレンドルジ³⁸²は、両旗が新たに誠実な官員を派遣して嘉慶 10 年に画定された地域にオボーを建て、この争いを解決すると共に、オボーなどを壊した台吉や平民を該旗の印務処で尋問して法的に処罰し、今年 7 月中に盟長まで報告せよ、と両旗に命じている³⁸³。しかし、同年 7 月に、台吉ガルサンドルジらの不服従によってそれが実行できなかったため、左翼後旗がその処理について盟長の印務を管理している副盟長に尋ねたところ、彼は以前の指示通りに、両旗が誠実な官員を送り出し、嘉慶 10 年に画定された地域にオボーを設置した上で、争いに関わっている平民を取り調べることなどを両旗に再度指示した³⁸⁴。左翼後旗の印務を臨時に管理する管旗章京ガルダンドルギ³⁸⁵とトシェート・ハン旗の印務を管理する官員が副盟長ツェレンドルジに各々送った文書³⁸⁶から、両旗が官員を派遣してこの争いを処理するに至った状況がうかがえる。具体的には、トシェート・ハン旗、左翼後旗と右翼右旗³⁸⁷の 3 旗の境界隣接地であるブングイギン・ノゴーン・トルゴイに、左翼後旗が 2 人の台吉³⁸⁸を、トシェート・ハン旗が協理台吉を、右翼右旗が台吉と驍騎校をそれぞれ行かせたが、トシェート・ハン旗と右翼右旗との意見が食い違

³⁸² 包 1995:551 から、盟長のベンツォクトルジは道光 26 (1846) 年に病気のため免職されたことがわかる。よって、新盟長が任命されるまで副盟長がその印務を管理していたと考えられる。

³⁸³ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3470,Н.28,道光 26 (1846) 年。

³⁸⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3470,Н.47,道光 26 (1846) 年。

³⁸⁵ 史料⑤の巻 64 の規定に「管旗章京統管一旗之事」とある通り、旗長と協理台吉が何らかの理由で不在だったため、管旗章京ガルダンドルギが彼らの代役として該旗の印務を管理していたと思われる。

³⁸⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3469,Н.19,道光 26 (1846) 年と史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3469,Н.21,道光 26 年。

³⁸⁷ 該旗の位置は地図 8 中のⅣの⑨番である（Ринчен1979 参照）。該旗は本牧地紛争に直接関与せず、ブングイギン・ノゴーン・トルゴイにおけるオボー設置のみに関わってくる。

³⁸⁸ 詳細は不明であるが、おそらく旗印務処などで何らかの役職に任命されている官員だと思われる。

ったため、ブングイギン・ノゴーン・トルゴイにおける3旗のオボアの設置は協議できなかった。また、トシェート・ハン旗と左翼後旗との間の、既定の6ヵ所の境界の1つであるバーハン・ハシャートにおけるオボアの設置に対し、左翼後旗北部の台吉と平民は官員の建てたオボアを即座に破壊しており、オボアの設置作業に依然として反発していることがわかる。

こうして、今回の処理においても、左翼後旗の台吉や平民が、官員の設置したオボアを旗長の命令に逆らって再び潰したため、両旗間の牧地紛争は解決に至らなかった。そこで、両旗の印務を管理している官員らは自分たちによる本牧地紛争の処理が限界に近づいたと指摘し、盟長に処理を要請している³⁸⁹。本牧地紛争は、旗レベルから盟レベルの処理段階へ展開していった。

ここまでの処理では、盟長の印務を管理している副盟長トシェート・ハンが盟長を補助して両旗の牧地紛争の処理に関与している。また、左翼後旗とトシェート・ハン旗の印務を管理している管旗章京らが旗長に代わって官員を派遣するなど、旗印務処の官員が牧地紛争の処理に関与していたことが看取できる。

第三節 盟長による処理への模索

第一項 盟長による官員の派遣とその処理

両旗の報告を受け取った盟長の印務を管理している副盟長は、牧地紛争に対する対策に即刻取り組んだ。最初に、彼が、両旗の争いに関わった台吉、平民たちを翌道光27(1847)年2月10日に盟長衙門で尋問し、両旗官員の参加によってこの牧地紛争を解決する予定となった³⁹⁰。しかし、牧地紛争処理の当日に、左翼後旗の当事者である台吉ガルサンドルジらの家で天然痘が発生したことより、彼らが欠席し、この処理が審議に至らなかったため、副盟長はこの伝染病の好転を見極めながら、再審理の実施を両旗に伝えた³⁹¹。

その後、同年7月に、副盟長は両旗が伝達してきた各文書に基づいてこの牧地紛争に自ら対応するという方針を転換し、以下のような判断を下している。そもそも嘉慶10(1805)年にトシェート・ハン部諸旗の境界画定において、両旗はツァガーン・オスなどの地を境界として定め、各々の地図を理藩院に提出した。しかし、当時盟長かつトシェート・ハン旗旗長であったツェデンドルジがエルグネクのゴビ地帯を自旗の地図上に付け加えたことについて、左翼後旗の前任旗長が盟長に文書を書いて抗議していたとい

³⁸⁹ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3469,H.19,道光26(1846)年と史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3469,H.21,道光26年。

³⁹⁰ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3470,H.55,道光26(1846)年。

³⁹¹ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3520,H.7,道光27(1847)年。

う事実があった。それについて今回副盟長は、両旗が争っている地域の状況を盟長衙門から特派した官員に実見させ、事件関係者を尋問して両旗間の牧地紛争を処置しようと言い出したのである³⁹²。これに先立って、副盟長は左翼中旗の副章京ゴンジャブを派遣すると同時に、両旗からも誠実な官員と事件に関わった台吉、平民を同行させて、道光 27 (1847) 年 8 月 25 日にブングイギン・ノゴーン・トルゴイという地で会合・協議するよう、3 旗に言い付けている³⁹³。

しかし、同年 8 月 3 日に左翼中旗の副章京ゴンジャブは、腰の持病が発症したという理由から、調査に行けないと盟長に報じた³⁹⁴。そこで、代理の副盟長はゴンジャブの回復を待って同年 11 月 15 日に予定通り彼を派遣することを両旗及びゴンジャブに通知している³⁹⁵。同年 10 月に、盟長エリンチンドルジ³⁹⁶、副盟長ツェレンドルジは、副章京ゴンジャブが当該旗の事情でドロフ・ノールへ行っているが、予定した日程通りに両旗の牧地紛争を裁くべきであるため、盟長エリンチンドルジ自身の旗の協理台吉ダワンジャブを 1 人の書記と共に派遣することを両旗とダワンジャブ自身に通達している³⁹⁷。盟長の印務を引き受けた副盟長の下で審理は長い間足踏み状態にあったが、盟長エリンチンドルジの着任によってこうしてようやく遂行できたようである。また、盟長が自分の旗の印務処から協理台吉らを派遣したことは、信頼できる身近な人を選抜し、両旗の牧地紛争の解決に便宜を図ろうとしたものと思われる。

命令によって遣わされた管旗章京ダシビル³⁹⁸、書記エルデニオチルらが同年 11 月 18 日に盟長エリンチンドルジに呈した文書から、その処理状況をうかがってみよう。すなわち、トシェート・ハン旗は頭等台吉らを、左翼後旗は旗内の官員職に就いていない台吉³⁹⁹を各々派遣し、盟長によって派遣されたダシビルらと共に両旗間の牧地紛争を協議させたことがわかる⁴⁰⁰。その際、ダシビルらの査問を受けたこれらの台吉たちは、「……

³⁹² 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.2147,ХТ.38a-39b,道光 27 (1847) 年。

³⁹³ 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.2147,ХТ.38a-39b,道光 27 (1847) 年。3 旗とはトシェート・ハン旗、左翼後旗のほか、副章京の出身旗である左翼中旗である。

³⁹⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.2148,ХТ.181a,道光 27 (1847) 年。

³⁹⁵ 史料①:Φ.М-9,Д.1,ХН.2147,ХТ.157b-158a,道光 27 (1847) 年と史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3521,Н.13,道光 27 年。

³⁹⁶ 該文書では「盟長、和碩親王」と記載されており、右翼左旗旗長のエリンチンドルジが盟長に任命されていたことがわかる。なお、包 1995:515-516 では、彼の任命時期が不明だと記述されているが、この時点においては既に盟長の職に就いていたことが理解できる。

³⁹⁷ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3521,Н.42,道光 27 (1847) 年。

³⁹⁸ 上述したように、盟長は自分の旗の協理台吉ダワンジャブを派遣すると決定していたが、何らかの事情でおそらくダワンジャブの代役として管旗章京ダシビルを派遣したものと思われる。

³⁹⁹ 文書中に「(左翼後旗の) 台吉バザルが来たが、(旗内の) 官職に就いている[jingini tusiyal]官員は来なかった」と記載されている。

⁴⁰⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.5,ХН.1023,Н.1,道光 27 (1847) 年。

このように画定した牧地を台吉ガルサンドルジ、オチル（ボロド）、僧侶ガルダンらが争ったものの、我々双方（の官員）が争ったことは一切ありません……」⁴⁰¹と供述している。これに対し、この牧地紛争に左翼後旗の代表として来た台吉、平民たちは、嘉慶 10（1805）年の境界画定の際に決定した地域にオボーを建てることに反発し、失ったエルグネクのゴビ地帯を返却してくれない限り、あらゆる命令に服さず設置したオボーなどを破壊する、と断固たる姿勢を示す一方、この事情を理藩院へ報告し、定めてもらうことを提案している⁴⁰²。もし、嘉慶 10 年の画定地域を基準にしてオボーを建てたら、この地域がトシェート・ハン旗の領内に取り込まれてしまうため、彼らはこの境界地域におけるオボー設置に強く反対していると考えられる。こうして、嘉慶 10 年に定められた境界地域でのオボー設置に対し、両旗から派遣された台吉たちは賛同していたにもかかわらず、左翼後旗北部の地元当事者である台吉や平民の頑強な抵抗により、今回の審理も解決には至らなかった。

一方、両旗のうち、左翼後旗は旗内の官員職に就いていない台吉を派遣しただけであり、この処理に真剣に対応しているとは到底考え難い。これを憂慮した盟長が、「（左翼後旗の）台吉ガルサンドルジらが副盟長（である）トシェート・ハンの旗と牧地を争った件に（対し、）『管轄の旗長、官員たちが（台吉らと）同様の考えを有しているか否かを明らかにして報告せよ』……」⁴⁰³と左翼後旗の旗長、官員らに要求したところ、道光 27（1847）年 12 月 7 日、左翼後旗旗長バルダルドルジの印務を臨時に管理している協理台吉ガルダンドルジは、該旗の台吉、平民の供述と同様に、嘉慶 10 年のトシェート・ハン部諸旗の境界画定の際、盟長であったトシェート・ハンのツェデンドルジが、今ガルサンドルジたちが争っている牧地を自分の旗の地図上に書き加えて理藩院へ上呈したが、ハンが両旗の平民らはこの画定された境界地域で共に遊牧しよう、と左翼後旗へ指示したゆえ、両旗の平民たちはこれらの地域で長期にわたり共に遊牧してきた、と述べている。加えて、協理台吉は、台吉や平民がその牧地で長い期間遊牧して慣れ親しんでいるため、そこから彼らを離れさせた場合、左翼後旗北部の台吉、平民の生活に支障をきたし、不平不満を募らせるばかりか、両旗間における牧地紛争を終結させることができない、と結論付けている⁴⁰⁴。ここから、左翼後旗の官員らも、画定された地域で従来通り境界のオボーを設置せずに仲良く共に遊牧させることを盟長に要望していることが読み取れる。要するに、既定の境界にオボーを建てるというトシェート・ハン旗の主張にそ

⁴⁰¹ 史料①:Φ.М-9,Д.5,ХН.1023,Н.1,道光 27（1847）年。

⁴⁰² 史料①:Φ.М-9,Д.5,ХН.1023,Н.1,道光 27（1847）年。

⁴⁰³ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3520,Н.33,道光 27（1847）年。

⁴⁰⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3520,Н.33,道光 27（1847）年。

れまでの審理で同調していた左翼後旗の旗長、官員らも、ここに至ってその主張を一変させ、該旗北部の台吉、平民の訴えに与するようになった。これは、おそらく左翼後旗の旗長、官員たちの本意であり、彼らが旗の台吉や平民による強靱な反発の意志に困り果てた結果でもあると考えられる。

第二項 盟長自身による処理と理藩院への上呈

盟長の派遣した官員によっても解決できなかったため、盟長エリンチンドルジ、副盟長ツェレンドルジは、牧地を奪い合った両旗の当事者を盟長衙門に再度集合させ、尋問して裁くことになった⁴⁰⁵。道光 29（1849）年 4 月頃、盟長、副盟長は、同年閏 4 月 20 日に盟長の旗の副章京ダシンドブ⁴⁰⁶、書記ダシンドブらを盟長衙門に集める⁴⁰⁷と予告し、両旗も関係する台吉、平民全員を各旗の官員に同行させ、必要な檔子、備品などを携帯させて盟長衙門に来させるよう⁴⁰⁸、それぞれ命じている⁴⁰⁹。

この会合の命令と同時に、盟長らは管轄の旗長、官員たちが両旗間の牧地紛争をどのように処置したいかを私信で両旗に尋ねた。これに対し、同年 5 月 4 日に、副盟長トシェート・ハンのツェレンドルジ、官員らは、嘉慶 10（1805）年の牧地境界画定以降も、両旗が各旗の牧地で遊牧してきたことを主張し、既存の 6 ヲ所に境界たるオボーを設置する方法で、両旗の牧地内で台吉と平民を遊牧させ、この牧地紛争を処置したい、と盟長に請い求めている⁴¹⁰。一方、左翼後旗旗長バルダドルジと官員らは、前回の報告内容と同様に、自旗の地理状況を調査した上で旗北部の台吉、平民を昔のまま遊牧させることを盟長に要請している⁴¹¹。両旗の返答を受け取った盟長は、左翼後旗の主張が両旗の牧地紛争を終了させるような妥当な対応ではないと批判し、彼らがオボーを壊した台吉、平民のように牧地を争うのか、嘉慶 10 年の境界画定通りにオボーを設置するのかを決断せよ、と命じている⁴¹²。そして、同年 5 月 13 日に、左翼後旗旗長バルダドルジ、官員らが盟長エリンチンドルジ、副盟長ツェレンドルジに送達した返信は、下記の通りである。

……管轄の旗長、官員である我々は、以前嘉慶 10 年に相互に確認し、画定・決定し

⁴⁰⁵ 史料①:Ф.М-9,Д.5,ХН.1044,Н.4,道光 28（1848）年。

⁴⁰⁶ 前回の処理で管旗章京が解決できなかったため、今回は副章京が派遣されたと考えられる。

⁴⁰⁷ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3657,Н.15,道光 29（1849）年。

⁴⁰⁸ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3657,Н.10,道光 29（1849）年。

⁴⁰⁹ ただし、この会合も結局成立しなかった。

⁴¹⁰ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3657,Н.22,道光 29（1849）年。

⁴¹¹ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3657,Н.23,道光 29（1849）年。

⁴¹² 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3657,Н.13,道光 29（1849）年。

たことを転じて争うことがないことを提出・報告するほか、昔牧地を争った台吉オチル（ボロド）、ガルサンドルジ、僧侶ガルダンらにこのように報告したことを周知し、彼らが今牧地を争っている事を直ちに停止するように指示すると、小さい台吉、平民らは「我らの悩みを永遠に解消できない」と言って、断固として服従しないので、皆で（盟長、副盟長に）提出・報告すべきです。このため、提出しました。⁴¹³

盟長は、左翼後旗旗長らさえ容認すれば、反発し続けてきた台吉や平民皆をこの処理に従わせることができると考えていたようである。しかし、左翼後旗の旗長、官員らは盟長の解決策に服従したものの、該旗北部の台吉、平民が外部からの圧迫に一切屈せず依然として反抗したため、盟長の企ては結局予想通りには進展しなかった。

こうした前提条件の下、紛争当事者を盟長衙門で尋問するという形式で両旗間の牧地紛争の処理が実施されたようである。具体的な処理状況に関わる文書は見当たらないが、道光 29（1849）年 5 月 25 日に、盟長らが左翼後旗の台吉ガルサンドルジの供述の真偽を該旗旗長バルダルドルジに確認している⁴¹⁴。そして、9 月 10 日に、盟長エリンチンドルジ、副盟長ツェレンドルジは、自らの処理も功を奏さなかったため、やむを得ず、両旗間の牧地紛争を理藩院へ上呈した。彼らは、この牧地紛争を巡って遂行してきた全ての処理段階を詳細に記述すると同時に、その收拾・処置を次のように理藩院に請い求めている。

……私（盟長）の所から台吉ガルサンドルジらと呼ばし、以前決定した通りにオボーの標識を設置することを（彼らに）厳しく命じると、（彼らには以前と）同様に不満が絶えず、争うことをダラダラと供述しました。この件は同じ盟の旗長、旗間で牧地を争ったものであり、我ら盟長の指示によって裁くべき事柄であるとは言え、（私盟長は）嘉慶 10 年に管轄の諸旗が互いに確認して地図や文書を作成し、既に理藩院へ提出・報告した檔子に存在する事を直ちに變更し、一方の意見に従って判断して処理するということとはできないので、請い願うことは（以下の通りです。）できれば、理藩院へ上呈し、指示していただくことを求めます。また、この件に関する文書を、決定して出した日から 10 日以内に庫倫辦事大臣たち⁴¹⁵の所に届くように送

⁴¹³ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3657,Н.25,道光 29（1849）年。

⁴¹⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3657,Н.24,道光 29（1849）年。

⁴¹⁵ 当時の庫倫蒙古辦事大臣はデレクドルジであり、庫倫満洲辦事大臣は玉明（在任 1847-1851 年）である。包 1995:533、史料⑩:8204、章 1965:179-181 参照。

達したことを（理藩院に）共に報じ、このため提出しました。⁴¹⁶

以上より、盟長自身による処理においても、左翼後旗北部の台吉、平民は、嘉慶 10(1805) 年の画定通りにオボーを設置するという盟長の指示に逆らい、相変わらず強硬な反発を示したことが読み取れる。従って、盟長の長期にわたる一連の対策は結局成功しなかったと言えよう。一方、下線部より、嘉慶 10 年に両旗から提出された境界地域の地図、文書などの証拠が理藩院にあるからこそ、盟長はそれに背くことを警戒し、旗間の牧地紛争処理に極めて慎重に取り組んでいると考えられる。さらに、上述の道光 23 年頃に理藩院より下された命令に返答すべき期限が迫っていた事情も、盟長が両旗の牧地紛争処理を理藩院に上呈せざるを得なかった 1 つの理由になり得ると思われる。かくして、両旗の牧地紛争は次の処理段階へと移行していった。

第四節 庫倫辦事大臣の関与と対応

第一項 理藩院から庫倫辦事大臣へ

盟長の報告を受けた理藩院は、即刻両旗の牧地紛争の処理を庫倫辦事大臣たちに申し付けている。その内容は、道光 30 (1850) 年 9 月頃に、庫倫辦事大臣たちが盟長エリンチンドルジらに伝達した文書で、次のように引用されている。理藩院は「……（我々が）調べてみると、諸旗長は旗の牧地境界の所に規定に従ってオボーを建てるべきである。

（鎮国）公バルダルドルジの旗（左翼後旗）の台吉ガルサンドルジ、オチルボロド、平民ガルダンらが、設置されたオボーを勝手に破壊し、派遣した官員が（彼らを）諭したのに対してガルサンドルジらがまたも気ままな態度で従わなかったことは、非常に愚かで大胆であり、重く罰しないといけない。できれば、……（庫倫辦事大臣たちが）なるべく早めに、台吉ガルサンドルジら呼び出して、（彼らが）いかなる理由で建てたオボーを潰したか、あるいは不満を訴える気持ちがあるかなどの事情を共に尋問して法律通りに裁き、理藩院へ報告して送らせよ。……」⁴¹⁷と庫倫辦事大臣たちに下命している。理藩院は自ら官員を派遣することはせず、外モンゴル在地の駐防官たる庫倫辦事大臣を介して牧地紛争を収束させようと試みた。

庫倫辦事大臣は、左翼後旗北部の台吉や平民らを有能な官員に同行させて自分の所へ来させることと、理藩院に呈した文書の写しを送ることとを盟長エリンチンドルジらに

⁴¹⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.5,ХН.1077,Н.3,道光 29 (1849) 年と史料①:Φ.М-9,Д.5,ХН.1077,Н.4,道光 29 年。前者の文書の末尾部分の紙葉が欠如している上、文書内容を照らし合わせてみると、うまく連続しているためこの 2 通の文書が元は 1 通の文書であったと推定できる。

⁴¹⁷ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.3721,Н.19,道光 30 (1850) 年。

指示している。エリンチンドルジらは、庫倫辦事大臣からの指示を両旗に知らせて、左翼後旗旗長バルダドルジに命令通り該旗の台吉ガルサンドルジ、オチルボロド、平民ガルダンらを有能な官員と共に庫倫辦事大臣衙門へ派遣させることを命じる一方⁴¹⁸、両旗に通達したことを庫倫辦事大臣に報告し、理藩院へ上呈した文書の写しも送っている⁴¹⁹。そこで、左翼後旗の台吉と平民を集めて尋問し、彼らに刑罰を科すといった理藩院の命令がいよいよ庫倫辦事大臣によって実行されたわけである。この状況は、同年 11 月に盟長、副盟長が両旗に伝達した文書に記述されている。そのうち、左翼後旗北部の台吉、平民の供述に注目すると、彼らは「……当時から現在にいたるまで我々の（左翼後）旗の北部で遊牧する全 500 あまりの戸の台吉、平民は、概ね該盟の（多羅）郡王（ユンデンドルジ）⁴²⁰、（輔国）公（ラースルンドルジ）、旗長エリンドルジらの 3 旗の牧地における彼らの旗の平民が遊牧しない牧地でかろうじて遊牧しています。また、（我ら台吉、平民は）相互に仲良く遊牧するために、オボアの標識を建てていないトシェート・ハン旗の牧地で（その旗の平民と）共に遊牧してどうにか暮らしてきました。……現在トシェート・ハンの牧地の境界にオボアを建て、（我らを）遊牧させないなら、他のオボアのある旗が（我らを）追い出し、遊牧させないことは当然彼ら（他の旗）の好き勝手であり、……」⁴²¹と苦情を訴え、従来の態度や立場を主張している。このように彼らが境界地域におけるオボアの設置に強硬に反発しているのは、昔から慣れ親しんで遊牧してきた牧地で放牧できなくなることに恐怖を感じているためであった。また、北部の牧地にしつこくこだわるのは、左翼後旗の大半の地域が地理的にゴビ地帯に属しており、この旗で遊牧する遊牧民にとって、豊かなハンガイに少しでも近い北部地域がより重要な牧地であったためだと思われる。さらに、左翼後旗の内部でも、当然のことながら何らかの社会集団ごとの縄張りのような遊牧範囲が定まっていた、旧来の牧地を変えて新たに南へ移動することは決して容易ではなかったはずである。

上記文書の続きから検討してみると、大臣は、左翼後旗の台吉、平民の供述にも関心を寄せ、柔軟に対応しようとしている。嘉慶 10（1805）年のトシェート・ハン部諸旗間の境界画定の際、当時盟長であったトシェート・ハンが自身の権力を後ろ盾にして台吉ガルサンドルジら 500 戸あまりの台吉、平民に牧地を分配せず、その代わりに自分の旗の平民に余分な牧地を与え、遊牧させた、と言ったガルサンドルジたちの不平不満に注

⁴¹⁸ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3721,Н.6,道光 30（1850）年。

⁴¹⁹ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3721,Н.7,道光 30（1850）年。

⁴²⁰ トシェート・ハン部中右旗旗長（1779-1828 年）、多羅郡王（史料⑥:1243、包 1995:540、Шархүү 1984:156 参照）。該旗の位置は地図 8 中のⅣの⑫番である（Ринчен 1979 参照）。

⁴²¹ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.3721,Н.1,道光 30（1850）年。

意を払い、これらの供述が真実か否かを調べてから、両旗間の牧地紛争を再度判断したいと決定している。そして、この取調べを盟長に委ね、両旗の旗長、官員らを連れて台吉、平民が争った牧地と彼らの遊牧している牧地などの現状を視察させ、左翼後旗の台吉、平民の供述の真偽を弁別しようとしている⁴²²。こうして、盟長が両旗間の牧地紛争に再び関わり、その解決に乗り出した。

第二項 盟長による処理への再参与

庫倫辦事大臣たちの指示を受けた盟長は、自らこの牧地紛争処理に携わるよう両旗長に伝えている⁴²³。しかし、左翼後旗旗長のフレイでの軍務当番⁴²⁴、トシェート・ハンの持病の再発⁴²⁵などの事情から処理は遅れ、翌咸豊元（1851）年 8 月 10 日に、盟長エリンチンドルジは、協理台吉ワンダンドルジらの 4 人と書記 1 人を連れて打ち合わせの場所に行くことになった⁴²⁶。同年閏 8 月に盟長エリンチンドルジがその処理の詳細な状況について庫倫辦事大臣らに報告した文書⁴²⁷から、盟長が両旗の旗長や官員と共に牧地状況を視察し、事件に関わった当事者及び旗長、官員を対面させて尋問した結果、左翼後旗北部の台吉、平民は前回庫倫辦事大臣らに応答した内容と同様に供述していることがわかる。一方、トシェート・ハン旗の協理台吉チョイジャブは、「嘉慶 10 年に盟（トシェート・ハン部）の諸旗の牧地を画定して報告する際、我らの（トシェート・ハン）旗のゴビ地帯の南方（にある）ブングイ（ギン・）ノゴーン・トルゴイ、バーハン・ハシャート、ツァガーン・ショロイト、オグタガル、グンジルガラン、ホーチニ・ツァガーン・オスなどの地を、鎮国公ソノムワンツォクと我ら（トシェート・ハン）との両旗の牧地界とし、……これらの地域で（新たに）建てたオボーがないことは事実であります。我々の前任の旗長、トシェート・ハン（ツェデンドルジ）が（鎮国）公ソノムワンツォクの牧地を奪ったという件については、（ツェデンドルジが）他界したため分からない上、旗長の所に調査する証拠が一切ありません。……現在、（台吉）ガルサンドルジらが追求して争っただけのことで、管轄の旗のエルグネクなどのゴビの牧地で昔から遊牧し、慣れ親しんだ 60 あまりの戸の台吉、平民が遊牧してきた牧地を（ガルサンドルジらに）譲渡することはできません。ただし、当該両旗の台吉、平民が昔から共に遊牧し、定着した

⁴²² 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3721,H.1,道光 30（1850）年。なお、庫倫辦事大臣が盟長に処理を委ねた例は該部右翼左旗とトシェート・ハン旗のアル・グルゲチン・オトクとの牧地紛争からも確認できる（史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.5386,H.29,同治 8（1869）年）。

⁴²³ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3721,H.1,道光 30（1850）年。

⁴²⁴ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.14,咸豊元（1851）年。詳細は不明。

⁴²⁵ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.17,咸豊元（1851）年。

⁴²⁶ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.11,咸豊元（1851）年。

⁴²⁷ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.46,咸豊元（1851）年。

平穏な仲を遵守し、彼ら（台吉ガルサンドルジら）の遊牧した境界の地域を（彼らに）多少与えて裁くことには、躊躇なく、喜んで従います……」⁴²⁸と回答した。トシェート・ハン旗が譲歩したゆえに、牧地紛争処理はわずかながらその進展を見せたように思われる。加えて、上記文書の続きで「……（私盟長が）調査すると、……現在（両旗）の争った地理状況はオボーが建てられておらず、共に遊牧したこともあるようである上、（庫倫蒙古辦事）大臣（固山）貝子（デレクドルジ）⁴²⁹、（庫倫満洲辦事）大臣（玉明）殿の所から、争った牧地、及び双方の台吉、平民の遊牧する牧地の状況を視察し、裁くよう（私盟長に）指示したので、『現在、この件を一体どう処理すれば、双方の争った怨みを終結させ、損害を軽減させ、再び事件を起こさないようにできるかということについて、争った両旗の旗長、官員が良心に基づいて誠実に協議し合って報告せよ』と（両旗旗長、官員らに）諭して命じますと、副盟長トシェート・ハン・ツェ（レンドルジ）、鎮国公バルダルドルジ、官員ら皆が合意し、……」⁴³⁰と記載されており、盟長の指揮の下で両旗長、官員らが話し合って解決方法を決めたようである。

彼らの解決手段に注目すると、トシェート・ハン旗旗長らが、東南の境界となるグンジルガランとその西北西側に位置するサンギーン・ダライ[sang-yin dalai]⁴³¹との中間地点から東北のラミン・ホンゴル[lama-yin qongyur]のオボーまでのまっすぐな直線で牧地を分割しよう、と主張したのに対し、左翼後旗の旗長らは、西南の境界となるツァガーン・ショロイト近くの北北西側にあるハル・タル[qara tal]からラミン・ホンゴルまでの直線で牧地を分割しようと言って、双方の主張する境界地域の南端が一致しなかった。そこで、盟長がこの2ヶ所間の地となるウブル・オグタガル[öber uytayal]から東北のラミン・ホンゴルのオボーまでのまっすぐな直線で牧地を分割するよう提案した結果、両旗の旗長、官員をはじめ、争いに関わった台吉、平民らが全て同意したことがわかる⁴³²。これを総括してみると、この決定によって、嘉慶10（1805）年に画定された両旗の境界となる6ヵ所のうち、西半分のブングイギン・ノゴーン・トルゴイ、バーハン・ハシャート、ツァガーン・ショロイトの3ヵ所には変動がなく、東半分のオグタガル、グン・ジルガラン、ツァガーン・オスの3ヵ所は、ウブル・オグタガルから東北のラミン・ホンゴルのオボーまでのまっすぐな直線となる地域へと変更された。この新しく画定された境界は、概ね地図9⁴³³で示した咸豊元年の破線のようになると思われる。すなわち、

⁴²⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.46,咸豊元（1851）年。

⁴²⁹ 包 1995:533 参照。

⁴³⁰ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.46,咸豊元（1851）年。

⁴³¹ [sang-un dalai]の誤りである。

⁴³² 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.46,咸豊元（1851）年。

⁴³³ 地図9と後述の地図10は、史料③:58,光緒33（1907）年。

嘉慶 10 年におけるトシェート・ハン部諸旗の大まかな境界画定後も、旗同士の牧地紛争処理のためであれば、理藩院の承認という前提条件付ながら、モンゴル王公らによる牧地境界の細かい変更が容認されていたわけである。

盟長エリンチンドルジはこのような処理状況を庫倫辦事大臣たちに報じたが、両旗旗長、官員及び台吉、平民たちの誓約書と牧地界図などの提出が要求された⁴³⁴。そして、同年 10 月に左翼後旗旗長と台吉、平民各々の誓約書⁴³⁵、また 11 月にトシェート・ハン旗旗長、協理台吉、平民各々の誓約書⁴³⁶が盟長に送られ、盟長は命令通りにこれらの誓約書に牧地界図を合わせて庫倫辦事大臣たち⁴³⁷に送達している⁴³⁸。この誓約書からうかがえるように、ウブル・オグタガルからラミン・ホンゴルのオボーまでのまっすぐな直線で境界地域の牧地を分割し、西側と東側でトシェート・ハン旗と左翼後旗の台吉、平民を各々遊牧させることとなっている。こうした処理結果は庫倫辦事大臣、さらに理藩院まで⁴³⁹報告され、諸機関の承認が得られており、理藩院は境界地域にオボーを設置するという庫倫辦事大臣の提案通りに新しい境界のオボーを設置し、このオボーを越えずに遊牧して牧地紛争を再発させないよう両旗に命令した⁴⁴⁰。そこで、咸豊 2 (1852) 年 7 月頃、盟長の印務を管理している副盟長トシェート・ハンのツェレンドルジは、今回の決定に基づいて新しく画定された境界地域にオボーを建てることを左翼後旗に伝達した⁴⁴¹。これを皮切りに、両旗間の境界地域におけるオボーの設置作業が本格的に始まり、紛争は無事解決するかに見えた。

ところが、筆者の入手した関連史料⁴⁴²によると、両旗の新たな境界となった東北のラミン・ホンゴルはトシェート・ハン旗と左翼左中末旗との境界ともなっており、ここに左翼後旗の新しいオボーを設置する際、この 2 旗は既存のオボーがラミン・ホンゴルの東西両頂上のどこにあったかを巡って争ったため、盟長は官員を派遣してこの問題を調

⁴³⁴ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.28,咸豊元 (1851) 年と史料①:Φ.M-1,Д.1,XH.4431,H.1,咸豊元年。

⁴³⁵ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.18,咸豊元 (1851) 年と史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.36,咸豊元年。

⁴³⁶ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.27,咸豊元 (1851) 年と史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.12,咸豊元年。

⁴³⁷ この時期の庫倫蒙古辦事大臣はデレクドルジであり、庫倫滿洲辦事大臣は訥勒亨額 (1851 年 11 月-1854 年 10 月) である (史料⑩:8208-8215、章 1965:181-183 参照)。

⁴³⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3834,H.10,咸豊元 (1851) 年。

⁴³⁹ 史料①:Φ.M-1,Д.1,XH.4431,H.3,咸豊元 (1851) 年。

⁴⁴⁰ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4764,H.17,咸豊 2 (1852) 年である。なお、これと同様な内容が収録されている文書 (史料①:Φ.M-183,Д.2,XH.646,H.3。該文書の結尾の部分が欠如している) もある。これは、史料④:41-49 に収録されている文書の現在の所蔵番号である。

⁴⁴¹ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4764,H.44,咸豊 2 (1852) 年。ここで、盟の印務を管理する副盟長は盟長に代わって両旗の牧地紛争処理を再び執行するようになった。

⁴⁴² 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3984,H.5,咸豊 3 (1853) 年、史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4068,H.36,咸豊 4 (1854) 年、史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4068,H.48,咸豊 4 年など。

整したが、その解決が長引いた。後の咸豊 8 (1858) 年 9 月 20 日に、当時の盟長トシェート・ハン・ツェレンドルジ⁴⁴³、副盟長ツェレンドルジ⁴⁴⁴は、「……今年 (咸豊 8 年) 11 月 1 日に、…… (多羅郡) 王オドスルバザル⁴⁴⁵の旗の協理 (台吉) ブスオンドラホに指示し、彼が当該旗から良い書記 1 人を連れ、……彼らの 3 旗 (トシェート・ハン旗、左翼後旗と左翼左中末旗) の牧地の端が接するラミン・ホンゴルの地で、以前建てた 2 つのオボーの隣に鎮国公の旗 (左翼後旗) の 1 基のオボーを増設させ、ここから以前名をあげて協議し合ったウブル・オグタガルのオスの地に、盟長トシェート・ハン、鎮国公の 2 旗のオボーを建てさせ、同じウブル・オグタガル、ラミン・ホンゴルの間の直線を見極め、オボーを設置すべき地域と、同じウブル・オグタガルからブングイギン・ノゴーン・トルゴイまでの地で各々当該旗の頑丈なオボーの標識を建てさせ……」⁴⁴⁶と 3 旗の旗長及び協理台吉のブスオンドラホに命令している。そして、協理台吉の代役として頭等台吉バトタオルゲチが派遣され、その処理を両旗の官員、関係者と協議しようとしたが、トシェート・ハン旗の官員が欠席したため、協議すらできなかった。

咸豊 8 (1858) 年 11 月 19 日に左翼後旗旗長バルダドルジが盟長、副盟長に提出した文書では、この協議不成立の状況と、左翼後旗北部のまた別の台吉、平民が咸豊元 (1851) 年の盟長による処理に対する不満を述べて、抵抗し始めている状況とが提示されている。不満を述べる彼らの供述によると、嘉慶 10 (1805) 年の盟内諸旗の境界画定の際、左翼後旗、左翼左中末旗と右翼右旗の旗長らが話し合い、エルグネクのゴビ地帯の北部を左翼後旗に、この北部以北を残りの 2 旗に各々分配したようである。そして、彼らは、盟長であったトシェート・ハン旗旗長がエルグネクのゴビ地帯で自分の旗の台吉、平民を放牧させたいと要請したことに対し、左翼後旗の前任旗長が幼くて逆らえずに容認して以来、初めの頃は両旗の台吉、平民がオボーを建てずに共に遊牧していたものの、トシェート・ハン旗はその地域を完全に自分の牧地と見なし、我ら平民の家畜を奪い取って騒がせた、と以前の台吉ガルサンドルジらと同様に主張している⁴⁴⁷。さらに、彼らは、「……昔から親しんで遊牧してきた我らの旗の 500 あまりの戸の台吉、平民はどうしても、その割り与えられた牧地の内部では遊牧する方法が一切見つかりません。……過去、

⁴⁴³ 史料①:Φ.М-9,Д.5,ХН.1023,Н.1, 道光 27 (1847) 年によると、この時点では、トシェート・ハン・ツェレンドルジは既に盟長に任命されているが、包 1995 ではその詳細は見当たらない。前任のエリンチンドルジの退任後、ツェレンドルジが盟長の職をしばらく務めていたと考えられる。

⁴⁴⁴ 盟長とは別人である。史料①:Φ.М-9,Д.5,ХН.1023,Н.1, 道光 27 (1847) 年により、この咸豊 8 (1858) 年の時期においては、彼は既に副盟長に任命されていると推定できるが、包 1995:516 はその任命時期を咸豊 11 (1861) 年としている。

⁴⁴⁵ トシェート・ハン部中右旗旗長、多羅郡王。包 1995:541、Шапхугу1984:156 参照。

⁴⁴⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4345,Н.3,咸豊 8 (1858) 年。

⁴⁴⁷ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4345,Н.10,咸豊 8 (1858) 年。

既に他人（トシェート・ハン旗）に占拠されて失った牧地を今必ず全部受け取り、遊牧・生活することを謹んで願います……」⁴⁴⁸と供述しており、咸豊元年の盟長による牧地紛争の処理においても、盟長がエルグネクのゴビ地帯の半分を左翼後旗に譲渡したに過ぎず、残りの牧地は依然としてトシェート・ハン旗に奪取されたままであるため、エルグネクのゴビ地帯全域を返すよう要望している。新たに不満を述べ始めたのは、左翼後旗の台吉⁴⁴⁹サンダグドルジ、平民ミンジュール、ジグジャブらであった。彼らがエルグネクのゴビ地帯の返還を要求したため、終息しそうであった両旗の牧地紛争が再燃した。

同年 12 月 10 日に、調停者かつ当事者である盟長トシェート・ハンのツェレンドルジは、左翼後旗の台吉、平民の反発は勝手な振る舞いであり、それに付き合う余地がない、と怒りを表明しながら、既に決定された地域における両旗間の境界オボーの設置に対する賢明な解決策を副盟長ツェレンドルジに尋ねている⁴⁵⁰。その結果、盟長、副盟長は右翼右旗旗長ワンツォグチャグドルスレン⁴⁵¹、協理台吉ダワンジャブらを派遣して境界のオボーを建てさせたが、左翼後旗の台吉サンダグドルジ、平民ミンジュールら 16 人が積み上げられたオボーをまたしても破壊し、抵抗した⁴⁵²。これに困惑した盟長は、ラミン・ホンゴルからウブル・オグタガルまでのまっすぐな直線で牧地を画定してオボーを設置するという従来の決定に同意するかどうかを自分の管轄下にあるトシェート・ハン旗の官員らに再確認する⁴⁵³と同時に、この牧地紛争の状況を庫倫辦事大臣たち⁴⁵⁴に報告したいと副盟長に相談した⁴⁵⁵。そして、同治元（1862）年 7 月に、両旗間の牧地紛争の全経緯及び左翼後旗の台吉、平民の反発などの諸事情を庫倫辦事大臣に報じ、従来通りにオボーを建てるという対処方法の限界を述べている⁴⁵⁶。ここで、上述した両旗のオボー設置に官員が派遣された中右旗と右翼右旗についてみると、両旗の初代旗長はトシェート・ハン・チャゴンドルジの弟と孫であり、盟長は自分と深い関係のある旗の人を処理に抜擢したものと思われる。

⁴⁴⁸ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4345,Н.10,咸豊 8（1858）年。

⁴⁴⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4879,Н.12,同治 3（1864）年の文書中で「彼（サンダグドルジ）は俸禄のない世襲 4 等台吉である」と記述されている。

⁴⁵⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.4,ХН.1420,Н.29,咸豊 8（1858）年。

⁴⁵¹ トシェート・ハン部右翼右旗旗長、輔国公（包 1995:559、Шагхуу 1984:160 参照）。文書内容からわかるように、盟長ツェレンドルジの体調不良のため、ワンツォグチャグドルスレンが彼の代役を務めていた。

⁴⁵² 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4541,Н.3,咸豊 11（1861）年。

⁴⁵³ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4541,Н.3,咸豊 11（1861）年。

⁴⁵⁴ 咸豊 11（1861）年にアルタシディ（ツェツェン・ハン部ツェツェン・ハン旗旗長、ツェツェン・ハン）が庫倫蒙古辦事大臣（1861-1868 年）に任命された（包 1995:582-583 参照）。一方、この時期の庫倫滿洲辦事大臣は色克通阿（1855-1862 年）、特克慎（1862-1863 年）、文盛（1863-1867 年）であった（史料⑩:8218-8243、章 1865:183-189 参照）。以下同様。

⁴⁵⁵ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4541,Н.17,咸豊 11（1861）年。

⁴⁵⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4648,Н.31,同治元（1862）年。

第三項 処理に対する副将軍の態度

宙に浮いたこの盟長の報告をもとに、同年 8 月 23 日に庫倫辦事大臣は、「……この種の争った牧地問題について、そのまま昔決定した方法に準じて裁定すべきであるが、今（左翼後旗の）台吉サンダグドルジらが『以前、盟長（和碩親）王エリンチンドルジが（この牧地紛争を）ねじ曲げて、処理しました』と言ったりするなどの不平不満を持っていることを指摘して報告した上、牧地を争ったことは重要であり、できれば、（その原因を）究明し調査して裁定すべきである。……」⁴⁵⁷と判断し、トシェート・ハン部副将軍ラースレンバザル⁴⁵⁸をその処理に派遣することとなる⁴⁵⁹。前任の盟長による不当な審議だという不満を考慮して該部の副将軍が再処理に派遣されていることから、副将軍も盟長らと肩を並べて盟内諸事務の処理に当たっていたことが確認できる。

最初に副将軍は、両旗がエルグネクのゴビ地帯の帰属を協議・決定して牧地図を提出せよ、と両旗に指示するなど処理に取り組んだ⁴⁶⁰が、両旗の合意は難航していた。その上、事件に関わった左翼後旗の領催エンフオチルがハルチン駅の公務に派遣されたこと⁴⁶¹及びトシェート・ハン旗の台吉、平民が嘉慶 10（1805）年の画定に基づいた再判定を要求したこと⁴⁶²などの事情で、その処理も進まず、1 年が経った。そこで、翌同治 2（1863）年の 8、9 月に庫倫辦事大臣は副将軍に相次いで文書を送り、この牧地問題の早期取調べを催促している⁴⁶³。にもかかわらず、副将軍は体調不良を理由として、副将軍の印務をトシェート・ハン部盟長ツェレンドルジに代理してもらうことになり、最終的にその処理に深く関与することはなかった。

実際、彼がこの紛争を主導して処理・解決しようとしなかったことについて、上記の諸事情のみならずその背後に、より重要な他の原因が隠されていることは次の文書からうかがえる。同治 3（1864）年 2 月頃に、副将軍は「……（私副将軍が）精査しますと、（トシェート・ハン旗の印務を管理している協理台吉が）『副将軍が誰かの職位に対して横暴に振舞って、我ら（トシェート・ハン）の牧地を勝手に給与してはいけない』と（私

⁴⁵⁷ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4648,Н.45,同治元（1862）年。

⁴⁵⁸ トシェート・ハン部左翼中旗旗長、多羅郡王（包 1995:528、Шархуу 1984:156 参照）。いずれの参考文献でも彼の副将軍に関する履歴を記載していないが、文書中「副将軍（多羅郡）王ラースレンバザル」と出現する。

⁴⁵⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4648,Н.50,同治元（1862）年。なお、該部右翼左旗とトシェート・ハン旗のアル・グルゲチン・オトクとの牧地紛争処理でも、庫倫辦事大臣は盟長と副将軍を共に処理に行かせたことがわかる（史料①:Φ.М-10,Д.2,ХН.2609,Н.9,同治 5（1866）年）。

⁴⁶⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4878,Н.2,同治 3（1864）年、史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4877,Н.7,同治 3 年など。

⁴⁶¹ 史料①:Φ.М-10,Д.2,ХН.2566,Н.5,同治 2（1863）年。

⁴⁶² 史料①:Φ.М-10,Д.2,ХН.2566,Н.7,同治 2（1863）年。

⁴⁶³ 史料①:Φ.М-10,Д.2,ХН.2566,Н.10,同治 2（1863）年と史料①:Φ.М-10,Д.2,ХН.2566,Н.18,同治 2 年。

を)疑っているという思いを排除できない上、将来、このようにあれこれと言ひ訳をし、もめごとを起こすに至れば、大勢の下級の平民に良くありません。……彼ら(トシェート・ハン旗の官員)の心情に従って(処理)できるか否かはわかりません……」⁴⁶⁴と庫倫辦事大臣に語っている。副将軍はトシェート・ハン旗協理台吉の要求に頭を悩ませて該旗旗長である盟長のことをも配慮・警戒し、両旗間の紛争処理に深く関わらないよう心を配ったものと考えられる。

第四項 大臣衙門の満蒙官員による処理

関連する文書史料によると、代わって引き受けた盟長による再度の処理も難航し、成果が得られない状況であった。これを見ていた庫倫辦事大臣は、ついに同治 3 (1864) 年 6 月 9 日に自分の衙門から満洲人のヘンレク⁴⁶⁵、モンゴル人のバヤンジャルガルという 2 人の官員を派遣し、同年 6 月 20 日に両旗の牧地紛争処理を解決するよう命令した⁴⁶⁶。7 月 19 日に、庫倫辦事大臣たちは官員からの処理状況に関する報告を盟長ツェレンドルジに転送している。それによると、2 人の官員は前回盟長が画定した境界地域ウブル・オグタガルより西方へ 5 ガジャル離れたアブダル[abdar]山を新たな境界地としている。そして、彼らは両旗の官員を連れて、このアブダリン・アル[abdar-un aru]、そこから北のアル・オグタガルの東の高地、タンギーン・トーリム[tang-yin toorim]⁴⁶⁷の東南に各々オボーを建てさせる一方、アブダリン・アルのオボーより西方の地域、すなわち、嘉慶 10 (1805) 年に境界地域として画定されたにもかかわらずオボーを設置しなかったツァーガン・ショロイト、バーハン・ハシャート⁴⁶⁸にもオボーを設置させたことがうかがえる⁴⁶⁹。換言すれば、トシェート・ハン旗の牧地から 5 ガジャル分の牧地が左翼後旗に割り当てられたに過ぎず、左翼後旗が求めたエルグネクのコビ地帯の北部が相変わらずトシェート・ハン旗領内に編入されたことは明瞭である。

上記の報告からは、左翼後旗北部の台吉、平民もこの処理に賛成し、誓約書を提出している様子が見られる。ただ、トシェート・ハン旗との間でエルグネクのコビ地帯を争

⁴⁶⁴ 史料①:Φ.M-10,Д.2,XH.2394,H.2,同治 3 (1864) 年。

⁴⁶⁵ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4878,H.9,同治 3 (1864) 年の文書では、「該(庫倫辦事大臣)衙門から満洲、モンゴルの官員を派遣し」と書かれており、彼が満洲人であることがわかる。さらに、史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4879,H.12,同治 3 (1864) 年の文書中で「理藩院の佐領ヘンレク」とも記載され、理藩院から派遣された佐領であることが明瞭である。

⁴⁶⁶ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4878,H.2,同治 3 (1864) 年。なお、庫倫辦事大臣は該部右翼左旗とトシェート・ハン旗のアル・グルゲチン・オトクとの牧地紛争処理にも、同様に満蒙官員を派遣している(史料①:Φ.M-10,Д.2,XH.2711,H.8,同治 10 (1871) 年)。

⁴⁶⁷ [tang-un toorim]の誤りである。

⁴⁶⁸ おそらくブングイギン・ノゴーン・トルゴイにもオボーを建てたと思われる。

⁴⁶⁹ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4879,H.12,同治 3 (1864) 年。

い、強く反発し続けてきたこれらの台吉、平民が本当に自らの意志で抵抗なく従ったとは、考え難い。この実情は、第二章第二節第二項で考察したように、派遣された2人の官員によって彼らに科された罰が執行される時、浮かび上がってくる。上記報告の末尾で、庫倫辦事大臣は左翼後旗の台吉、平民に科すべき処罰の実行を盟長に委ねているが、同年12月10日に盟長はその実行の問題点を庫倫辦事大臣に呈し、その中で左翼後旗の台吉、平民の声が下記の通り記されている。

……モンゴル人官員バヤンジャルガルが無法に我らの台吉、平民を（自分の）権力で恐喝して、下級の我々は圧迫され、「5 ガジャル（の牧地）を選んで、（左翼後旗の台吉、平民に）与えよう。服従しなかったら、逮捕して行こう」と我らの（旗の）官員に通達させたため、（我々は）非常に怖がって、仕方なく服従しようと誓い、…
…⁴⁷⁰

つまり、庫倫辦事大臣によって派遣された官員は威圧的な態度で左翼後旗の台吉、平民をその決定に従わざるを得ない状況に追い込んだことが理解できる。このため、左翼後旗北部の台吉、平民の不平不満は、緩和されるどころか、加えられた懲罰によって一層先鋭化した。上記文書の続きでは、左翼後旗の台吉、平民は、「……現在（我々が）見ると、……ただ、（アブダル山の）南部から5 ガジャル（の牧地）を与えたと言っても、（それは）トスラホ・オラー（駅支援者）⁴⁷¹の牧地となる地域です。5 ガジャル（の牧地）を与えたことは牧地に困った（我々の）台吉、平民に微塵の利益をも与えませんでした。逆に盟長（和碩親）王（エリンチンドルジ）殿の決定したことがねじ曲げて損なわれただけではなく、今新たに与えてくれた5 ガジャル（の牧地）から以前境界としたラミン・ホンゴルを（直線で）連結すると、（派遣された官員はその直線を）昔の直線より東側へ曲がらせ、オボーの標識を建て、直接ねじ曲げて損害を与えました。このことについて、（我々は）極めて不服に思っており、（もしも庫倫辦事）大臣殿が理屈に従って処理するならば、一生後悔せず従います。……」⁴⁷²と打ち明けている。つまり、左翼後旗の台吉、平民は、元来ハルチン駅のトスラホ・オラーに所属している5 ガジャルの牧地を誤って分配されただけでなく、その境界を連結した直線が前回の盟長によって定められた境界線より東へ、つまり左翼後旗側へ移動させられていたようである。こ

⁴⁷⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4883,Н.4,同治3（1864）年。

⁴⁷¹ 史料④:242の編者注によると、駅周辺にあって、駅が使用する交通手段の家畜などを提供する人々である。

⁴⁷² 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4883,Н.4,同治3（1864）年。

うして、派遣された大臣衙門の官員は両旗の牧地紛争を処理するどころか、左翼後旗北部の台吉、平民の不満を煽るだけに終わったため、その処理は依然として滞っていた。

第五項 庫倫辦事大臣自らの処理

翌同治4（1865）年1月13日、庫倫辦事大臣は事件に関わった両旗の台吉、平民を庫倫辦事大臣衙門に呼び集めて処理を実施することを、盟長の印務を管理しているワンツォグチャグドルスレンに通達している⁴⁷³。ワンツォグチャグドルスレンは、直ちに左翼後旗の台吉サンダグドルジ、平民ミンジュール、ジグジャブラ、トシェート・ハン旗の協理台吉ゲレグオチル、マハシリ、台吉エレンクラを各旗の官員と共に大臣衙門へ行かせるよう両旗に指示した⁴⁷⁴が、左翼後旗の台吉や平民の一部の家におけるヘジゲという伝染病の流行⁴⁷⁵、トシェート・ハン旗の協理台吉ゲレグオチルの上京⁴⁷⁶などの諸事情によって、その処理への準備は遅れた。ちょうどこの時期、ワンツォグチャグドルスレンがヘンティ山の牧地を巡って争われた事件を処理しに行き、帰りにフレーに来ている時、庫倫辦事大臣は盟長と共に衙門で両旗の台吉、平民を尋問して裁定する方策を計画していた⁴⁷⁷が、それも遂行されず、空振りに終わったようである。そこで、庫倫辦事大臣は盟長を介して両旗旗長と文書でのやり取りを行い、解決の糸口を探ろうとした。

同年4月頃、庫倫辦事大臣は、前回の大臣衙門の官員による処理結果に従うかどうかを左翼後旗の旗長や官員に尋ねており、従うと述べるにもかかわらず管轄下の台吉、平民をその決定に従わせず争いを発生させた場合、旗長らにその責任を問うべきである、と指摘している。これに対し、左翼後旗旗長は、自分たちはその決定に服従しているが、北部で遊牧している台吉、平民が牧地に困って反発している上、最も重要な牧地問題だからこそ彼らを強引に鎮めることは極めて困難である、と訴えている⁴⁷⁸。

一方、トシェート・ハン旗の印務を管理している協理台吉ゲレグオチルらの官員は、前回の大臣衙門の官員による裁定以外に、左翼後旗に牧地を一切譲ることはできない、と反論している⁴⁷⁹。こうした両旗の頑強な抵抗に直面した庫倫辦事大臣は、盟長、両旗旗長と引き続き文書を交わし、争っているエルグネクのゴビ地帯がどの旗の牧地に当たかなどに関わる牧地図を取り調べた結果、ようやく解決の決め手となる手がかりを見

⁴⁷³ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4966,Н.11,同治4（1865）年。

⁴⁷⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4965,Н.15,同治4（1865）年。

⁴⁷⁵ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4964,Н.45,同治4（1865）年。小沢 1994 によれば、ヘジゲはチフスのことを指している。

⁴⁷⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4966,Н.47,同治4（1865）年。

⁴⁷⁷ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4965,Н.27,同治4（1865）年。

⁴⁷⁸ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4966,Н.29,同治4（1865）年。

⁴⁷⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4965,Н.7,同治4（1865）年。

つけ出した。同治4（1865）年8月6日、庫倫辦事大臣が盟長ツェレンドルジに通達した文書⁴⁸⁰からわかるように、彼は、以前の盟長エリンチンドルジによる処理と今回の大臣衙門の満蒙官員らによる処理との際に各々提出された両旗の牧地図を照らし合わせた結果、前者の地図にはハルチン駅 station のハブスルガ⁴⁸¹の牧地が書き込まれているものの、後者の地図にはその牧地が見当たらないことに気付いた。この事情に関して、大臣が両旗の旗長、官員及び台吉、平民に尋ねた結果、彼らは左翼後旗に分配した5ガジャルの牧地にハルチン駅 station のハブスルガの牧地が含まれていると一様に回答したため、その詳細な調査を盟長ツェレンドルジに命じている。要するに、左翼後旗の台吉、平民の主張はこうした庫倫辦事大臣たちの判断の裏付けとなり、この判断に基づく詳細な調査によって、本牧地紛争の処理が終結に近づいていった。

同年8月に、ツェレンドルジが、同部右翼右旗の協理台吉ワンダンドルジと共に、両旗の官員、ハルチン駅 station のハブスルガを管理している台吉ダルマジャブを地理状況の視察のために行かせた⁴⁸²ところ、9月3日に協理台吉ワンダンドルジは、去年満蒙の官員らが測った5ガジャルの牧地範囲にハブスルガの牧地が包含されていることは間違いのない、と盟長に回答している⁴⁸³。盟長はこの調査結果を素早く庫倫辦事大臣に伝えた⁴⁸⁴後、この12月に庫倫辦事大臣が両旗間の牧地紛争の成り行きと処理方法などを理藩院に報告している。翌同治5（1866）年9月10日に、盟長ツェレンドルジ、副盟長バルダルドルジが両旗とハブスルガの平民を管理する台吉ダルマジャブらに送達した文書で、その上呈文が引用されている。庫倫辦事大臣は、それまで遂行してきた調査結果を踏まえてその解決策を提案し、理藩院の承認を求めようとしていることがわかる。その具体的な対策としては、位置的に適切となる北部のラミン・ホンゴルから西方へ5ガジャルの牧地を新たに左翼後旗に分配した上、この境界となる地からアブダル山までを連結した直線上にあるハブスルガの牧地の北端などの地域で新たなオボーを設置し、前回満蒙官員らによって建てられた2対のオボーを排除することである⁴⁸⁵。すなわち、庫倫辦事大臣は左翼後旗の台吉や平民を自分の判断に服従させようと一方的に強制することなく、彼らの反発する声を傾聴し、理に適った柔軟な対応を取り入れている。

⁴⁸⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4965,Н.44,同治4（1865）年。

⁴⁸¹ おそらく、前述したトスラホ・オラーと同じく駅補助者と思われる。

⁴⁸² 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4964,Н.2,同治4（1865）年。

⁴⁸³ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4966,Н.33,同治4（1865）年。

⁴⁸⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4964,Н.17,同治4（1865）年。

⁴⁸⁵ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.5077,Н.5,同治5（1866）年。

第六項 紛争の終息

理藩院の同意を得た庫倫辦事大臣たちは、その決定通りにオボーを建てることと、両旗長、官員及び台吉、平民が誓約書を提出することなどを盟長ツェレンドルジに命じた⁴⁸⁶。この同治5（1866）年9月10日に、盟長は左翼右末旗旗長エリンドルジの旗の台吉チメドネレンを派遣し、同年10月20日にラミン・ホンゴルの地で両旗の官員と合流して庫倫辦事大臣たちが指定した地域に高く強固なオボーを建てることを、エリンドルジに命じている⁴⁸⁷。遣わされた台吉チメドネレンが盟長ツェレンドルジ、副盟長バルダルドルジに報告した同年10月24日の文書では、設置されたオボーの状況などが下記のように記されている。

……目下、盟長（ツェレンドルジ）殿の所が命じたことに従い、私め（台吉チメドネレン）は、指定の日に約束の場所に到着し、トシェート・ハン、副盟長（かつ）鎮国公殿の役所から派遣された台吉ダシドンドブ、協理（台吉）マサライらと会合し、彼らの両旗が争った牧地争いについて、理藩院、庫倫辦事大臣の所が定めて命令した通りに、ラミン・ホンゴルから西方へ5ガジャル（の牧地）を縄で測った端となるズーン・オラーン・トゴリミン・バローン・ウムヌ・オイルホン・ハマル[jegün ulayan toyorim-un barayun emün-e oyiraqan qamar]に1対のオボーを建て、ここより南方アブダリン・アル（までの牧地）を直線で連結させ、13ガジャル、5ホビ[qubi]⁴⁸⁸の端（にある）ドゥルブルジンギン・オロイ[dörbüljin-yin oroi]⁴⁸⁹に1対のオボー、ここから南方16ガジャルの端（にある）アル・オグタガリン・オスに1対のオボー、ここから南方8ガジャル、8ホビ、21アルダ⁴⁹⁰の端（にある）、以前測った同アブダリン・アルのオボーより北方3ガジャル、1ホビのハブスルガの牧地の北端となるドボグ[dobuy]の北に1対のオボーを建て、該両旗の境界が接する計4対のオボーを石で高く強固に増設し、また昔理藩院の佐領ら（満蒙官員）がアブダリン・アルからラミン・ホンゴルまで（の牧地を）直線で連結して（その）中間で建てた2対のオボーを取り除く、……⁴⁹¹

⁴⁸⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.5077,Н.5,同治5（1866）年。

⁴⁸⁷ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.5078,Н.63,同治5（1866）年。

⁴⁸⁸ 1ホビは5.76メートルに相当する。Шагдарсүрэн2003:18 参照。

⁴⁸⁹ [dörbüljin-ü oroi]の誤りである。

⁴⁹⁰ 1アルダは両手を横にまっすぐ伸ばした距離に相当する。Шагдарсүрэн2003:18によれば、1.6メートルに等しい。

⁴⁹¹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.5078,Н.20,同治5（1866）年。

トシェート・ハン旗の牧地から左翼後旗に 5 ガジアル分の牧地が新たに割り当てられ、争った地域に計 4 対のオボーが新設されることによって、両旗間の牧地紛争はようやく終息した⁴⁹²。そして、この裁定に対し、左翼後旗からは、旗長、官員の誓約書⁴⁹³、台吉サンダグドルジの誓約書⁴⁹⁴、平民ジグジャブの誓約書⁴⁹⁵及び平民ミンジュールの誓約書⁴⁹⁶が各々提出されており、一方で、トシェート・ハン旗からは、印務を管理している管旗章京イダムジャブ、官員たちの誓約書⁴⁹⁷と協理台吉ゲレグドルジ、副章京ジャンギン、ドガルジャブらの誓約書⁴⁹⁸も呈されている。このように、盟長によって理藩院に上呈された牧地紛争処理が庫倫辦事大臣を介して解決されたことから、大臣ら駐防官が在地の盟長と北京の理藩院を繋げ、牧地紛争処理などの諸任務を遂行する重要な役割を果たしていたことが改めて確認できる。

一方、同治 5（1866）年 11 月 12 日に、左翼後旗が牧地状況を盟長らに報告した文書では「……トシェート・ハン・ナ（スンツォクト）の旗と私の（左翼後）旗の北部が境界を接した 1 番目のオボーは同ゴビの北（にある）ブングイギン・ノゴーン・トルゴイに、2 番目のオボーは……バーハン・ハシャートに、3 番目のオボーは……ツァガーン・ショロイトに、4 番目のオボーは……アブダリン・アルに、5 番目のオボーは……ハブスルガの牧地の北端となるドボグに、6 番目のオボーは……アル・オグタガリン・オスに、7 番目のオボーは……ドゥルブルジンギン・オロイに、8 番目のオボーは……ズーン・オラーン・トゴリミン・バローン・ウムヌ・オイルホン・ハマルに、9 番目のオボーは……ラミン・ホンゴルに（あり）、（これは）トシェート・ハン・ナ（スンツォクト）の旗と私の（左翼後）旗の北の境界が接した地域で建てた計 9 基のオボー（であり）、……」⁴⁹⁹と記載されており、左翼後旗の北部がトシェート・ハン旗と境界を接した地域に、計 9 つのオボーが建てられていることがわかる⁵⁰⁰。この 9 つのオボーのうち、1～3 番目の境界は嘉慶 10（1805）年に画定された地であり、4 番目の境界は同治 3（1864）年に両旗の牧地紛争処理に派遣された大臣衙門の満蒙官員が決定した地であると同時に、以上

⁴⁹² また、もう少し後の事例であるが、該部右翼左旗とトシェート・ハン旗のアル・グルゲチン・オトクとの牧地紛争も、庫倫辦事大臣による最終決定が理藩院の容認を経て、両旗間の新たな境界のオボーが設置されることで処置されている（史料①:Φ.M-1,Д.1,XH.5296,H.3,同治 11（1872）年、史料①:Φ.M-12,Д.1,XH.48,H.1,同治 12（1873）年など）。

⁴⁹³ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.5078,H.24,同治 5（1866）年。

⁴⁹⁴ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.5078,H.74,同治 5（1866）年。

⁴⁹⁵ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.5078,H.25,同治 5（1866）年。

⁴⁹⁶ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.5078,H.15,同治 5（1866）年。

⁴⁹⁷ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.5078,H.27,同治 5（1866）年。

⁴⁹⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.5078,H.26,同治 5（1866）年。

⁴⁹⁹ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.5078,H.21,同治 5（1866）年。

⁵⁰⁰ 史料②:521/96,同治 5（1866）年。同じく史料②:536/96,同治 9（1870）年のトシェート・ハン旗の牧地冊子からも、両旗の境界地域で 9 基のオボーが設置されていることが確認できよう。

の地域における計 4 対のオボーも彼らが両旗の官員に指示して設置したものである。5～8 番目の境界は、同治 5（1866）年の両旗牧地紛争の最終処理で庫倫辦事大臣によって定められた地であり、5～8 番目のオボーは盟長によって派遣された台吉及び両旗の官員らが設置したものである。残りの 9 番目の境界は咸豊元（1851）年の盟長による処理で決定された地である⁵⁰¹。かくして、同治 5（1866）年の最終処理によって、トシェート・ハン旗と左翼後旗との牧地境界が画定されたわけである⁵⁰²。画定された両旗の境界のオボーは、本章の地図 10 と地図 11⁵⁰³で示している 1～9 番のオボーに当たる。また、この時画定された両旗の境界を光緒 33（1907）年の地図 10、地図 11 や共戴 3（1913）年の地図⁵⁰⁴などと照合してみると、そのオボー名が完全に一致しているため、その後も両旗間で大規模な牧地紛争は発生せず、この境界は清末、その後のボグド・ハーン政権期（1911-1921 年）まで存続していたことが確認できる。

小結

本章では、トシェート・ハン部のトシェート・ハン旗と左翼後旗との間における牧地紛争の処理過程を詳細に考察し、清朝の対モンゴル統治策の一環となる盟や旗の境界画定の経緯などを検討した。その結果、以下のような結論が得られた。

第一に、本牧地紛争は、道光 26（1846）年に始まり、20 年後の同治 5（1866）年の牧地境界画定によってようやく解決した。この時に画定された両旗の境界は、清末やボグド・ハーン政権期まで維持されていたことが確認できた。

第二に、本牧地紛争は以下のようなパターンで処理されていたことが明らかになった。

最初は盟長の印務を管理する副盟長の指揮下で旗レベルの審議が行われ、両旗の印務を管理する管旗章京らの官員が印務処から協理台吉や台吉らを派遣して牧地紛争を処理させた。ここから、副盟長はしばしば盟長の代理として盟内諸旗間の牧地紛争処理などを担当して命令を下す一方、しばしば協理台吉以下の官員が旗長の代理として盟長の指示を受けつつ、旗内の庶務を管理していたことが見て取れる。

次の段階の盟レベルの審議では、代理の副盟長が紛争処理に難航していた時、新たに着任した盟長が自分の旗の協理台吉や管旗章京を派遣したりして、両旗間の牧地紛争処理を試みた。そして、盟長は自ら解決することができなかったため、庫倫辦事大臣を経

⁵⁰¹ この地におけるオボーはおそらく後の大臣衙門の満蒙官員による処理の際に建てられたと思われる。

⁵⁰² 先に設置されたオボーは、後に旗の境界が変更されても、そのまま残されていた。

⁵⁰³ 史料③:48,光緒 33（1907）年。

⁵⁰⁴ 史料②:811/96,共戴 3（1913）年（トシェート・ハン旗の牧地図）。

由せずに両旗の牧地紛争を直接理藩院へ上申した。ここから、盟長が盟内諸案件の処理に決定的な判断を下し、管理していたことは明瞭である。また、旗、盟レベルの処理において、旗印務処は処理にあたる官員の主な出所となり、その役割を果たしていた。ただ、旗内の官員職に就いていない台吉たちが旗行政に参画していることが異例なのかどうかは、再検討の余地があろう。

3 番目の段階において、理藩院は庫倫辦事大臣を介して両旗の牧地紛争の收拾を図ろうとした。庫倫辦事大臣は理藩院の命令に従って、当事者への尋問を行った上、盟長、副將軍、大臣衙門の滿蒙官員らを順次使って牧地紛争を調査・対処させた。最終的に、庫倫辦事大臣は自ら牧地紛争の状況を取り調べ、処理への最終決定を下した。ここから、外モンゴルトシェート・ハン部における旗レベルで発生していた本牧地紛争は、当事者の片方の旗長がたまたま調停者である副盟長職にあったという事情もあって、理藩院まで上呈され、理藩院がその解決に関与していたことが明らかとなった。これは、第三章で検討した 19 世紀前半における盟レベルの牧地紛争が、両盟長の所に留まり理藩院まで上呈されなかった事例と対照的である。

また、庫倫辦事大臣の指示下で盟長と副盟長が共同して牧地紛争を処理し、副盟長も補佐としての役割を果たしていたことや、副將軍も同様に盟長に伍して牧地紛争処理に携わる可能性があったことが確認できた。ただ、処理の際に盟長の存在に大きく配慮していた副將軍の態度からみると、副將軍は盟長と完全に同等な権力・地位を有していたわけではなかったと思われる。さらに、庫倫辦事大臣は最終的に牧地紛争を解決するなど、在地の盟長と北京の理藩院を繋ぐ清朝の地方機関たる駐防官の重要な役割を果たし、機能していたことが確認できた。この牧地紛争処理の全過程から判断して、清朝の対モンゴル統治策である盟旗制度は、行政面においてある程度以上有効に機能しており、その役割を十分に果たしていたと考えられる。

他方、牧地紛争の対策面で言うと、盟長や盟長の印務を管理する副盟長は、紛争の調停者かつ事件の当事者であったがゆえに、時々自分に有利な処理方法を採用している。また、盟長や庫倫辦事大臣は当事者を自分たちの見解に強制的に服従させようとしれば試みたが、地元の台吉や平民による強烈な反発のため、結局柔軟な対応をさせられた。反乱の火種に繋がりやすい牧地問題であったからこそ、彼らは極めて慎重に調査を進め、妥当な解決策を模索したものと考えられる。

第三に、嘉慶 10 (1805) 年にトシェート・ハン部諸旗の境界が画定されたことは従来の研究によって指摘されているが、本章の事例では、牧地決定に関する旗長の権限によ

って名目上画定された牧地境界に関する諸旗の地図が理藩院に上呈されたに過ぎず、実際の境界となるオボーは設置されていなかった。従って、嘉慶 10 年のトシェート・ハン部諸旗の境界画定は完全に施行されたとは言い難い。また、理藩院だけでなく、盟長や旗長も牧地調整に関するかなり強い権限を有していたと考えられる。

第二章と第三章でも触れたように、こうした境界画定作業を一層強化させる目的で清朝が下した道光 23 (1843) 年頃の規定は、本章の事例ではむしろ逆にオボー設置に対する反発を煽り、旗間の牧地紛争を活発化させた。従って、この種の牧地紛争は、遊牧民間の自然発生的な紛争と言うよりも、清朝の政策に付随して発生した紛争であると判断できる。このように盟内諸旗間の境界は、当時外モンゴルで勃発していた旗同士の牧地紛争の最終処理を経て長い年月をかけて少しずつオボーが建てられ、明確に画定されていったことが確認できた。その過程で嘉慶 10 年におけるトシェート・ハン部諸旗の境界画定作業で大まかに定められた牧地境界も少し変更され、オボーの設置によって明確化されていった。要するに、盟旗間の牧地紛争が終息していく過程で、清朝の盟や旗の境界画定政策は徐々に外モンゴルへ浸透、定着していった可能性がある⁵⁰⁵。

また、災害時の事例など⁵⁰⁶から判断して、盟や旗の境界線を明確に画定してしまうという清朝の政策はモンゴルの伝統的な遊牧生活にそもそも適合しないものであったと考えられる。それがゆえに、旗の境界画定作業に時間がかかり、同治 5 (1866) 年という清朝末期に差し掛かる頃まで、最終的な境界がなかなか確定できなかったと考えられる。つまり、盟旗制度の持つ限界は本牧地紛争からもわかるであろう。さらに、先行研究で強調されてきた牧地画定による完全な分割支配という清朝統治は、外モンゴル地域では清末の 50 年あまりのことに過ぎず、完全に施行された期間は意外に短かったと思われる。

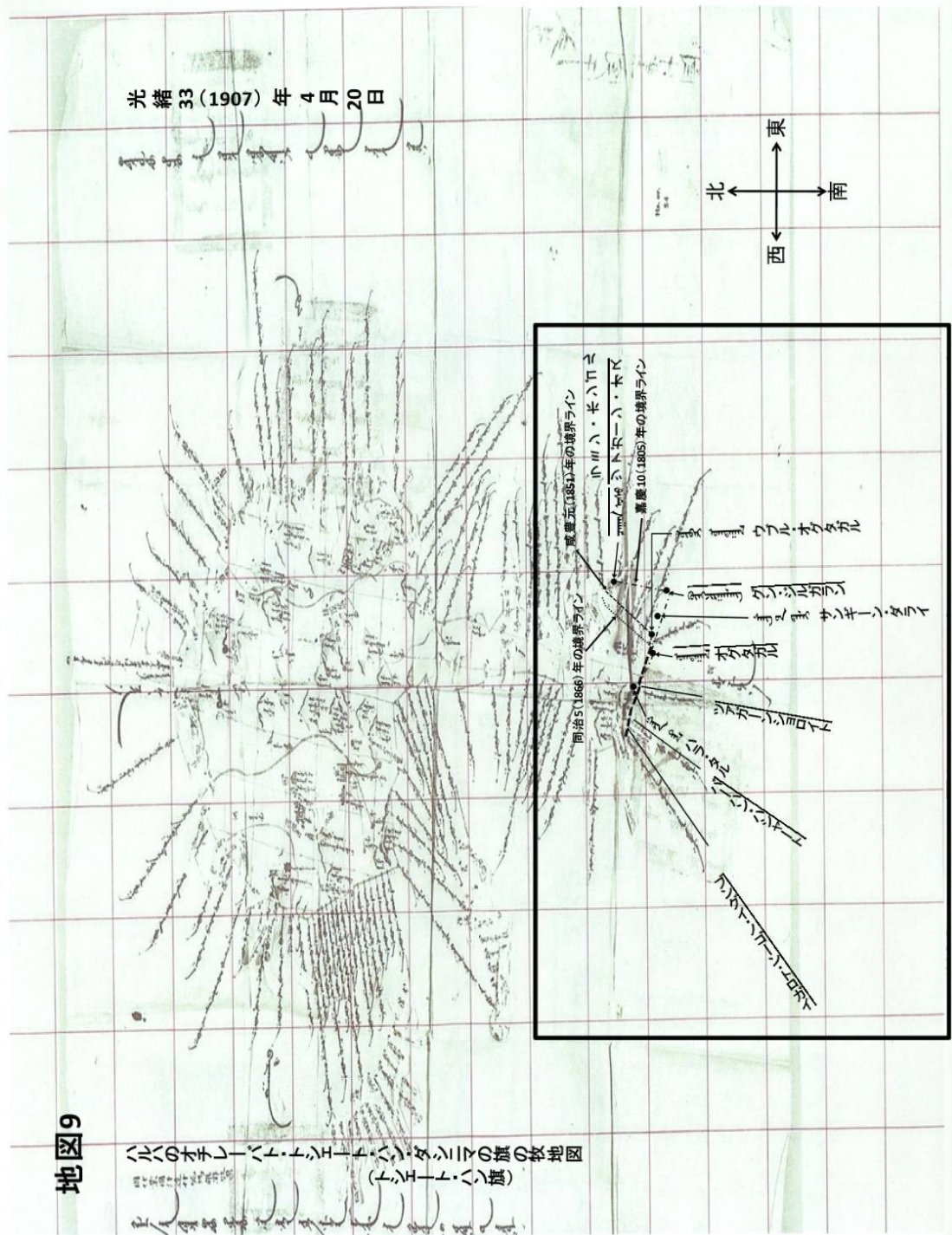
⁵⁰⁵ 今後、より多くの事例を収集し、更なる論証を行うことが求められるだろう。

⁵⁰⁶ 例えば、同治 8 (1869) 年に左翼後旗が干ばつと大雪に襲われ、隣接するトシェート・ハン旗などでの一時的な遊牧の許可を盟長らに要請した結果、その移動が容認されている (史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.5355,Н.32,同治 8 年)。なお、堀内 2012 (口頭発表) でもツェツェン・ハン部におけるこの種の災害から避難した例が詳細に検討されている。

地圖9

ハルハのオチレーバト・トシエート・ハ・ダシニマの旗の牧地図
(トシエート・ハ)旗

光緒 33 (1907) 年 4 月 20 日



北
東
南
西

地図10
図9中における
同治5(1866)年の境界ライン
及びオボ一名。拡大したもの。

光緒 33(1907)年 5月初 9日

北
↓
西 ↑
東 ↓
南

地図11

1 トボケの木一
2 アルオタガルの木一
3 トウラツルシキ・ノロヤの木一
4 オマリー・ノロヤの木一
5 ツミハ・木のノロヤの木一
6 ヲンクヤキ・ヘロー・ノロヤの木一
7 ベーグ・バシャートの木一
8 シリガー・シヨロヤの木一
9 アアタルの木一

(左翼後盾)

鎮国公シアクトルスアの地の牧地圖

ヘルベのトンエート、ベルンの副盟軍議長

第五章 トシェート・ハン部中右末旗内における牧地紛争の処理からみたイフシャビの遊牧状況

小序

清代外モンゴルにおけるモンゴル人の身分の1つである平民については、既に第一章第二節第三項で述べているが、ここで短く再確認しておきたい。旗の中には箭丁、随丁及びシャビという計3種類の身分の遊牧民、つまり平民がいた。箭丁と随丁は、満洲皇帝とモンゴルの特定の遊牧貴族とにそれぞれ賦役を提供し、いずれも比丁冊上、旗に登録されていたが、時代や地域によって箭丁と随丁の区別が不明確である場合も多かった⁵⁰⁷。一方、シャビとはチベット仏教の活仏に隷属する宗教的な隷属民であり、そのうち、外モンゴル最高の活仏ジェブツンダンバ・ホトクトの隷属民であるイフシャビは、オトクという最小行政単位に分割されていた。そのオトクはザイサンと呼ばれる役人に管理され、主に東部2盟のトシェート・ハン部とツェツェン・ハン部に集中して存在していた。イフシャビは、盟長や旗長の管轄を受けず、エルデニ・シャンゾドバと呼ばれる高僧に管理されていた。エルデニ・シャンゾドバはジェブツンダンバ・ホトクトの代理人であり、主にイフシャビらの管理、裁判の審理や規定の制定などイフシャビ関連の諸事務に携わり、盟長と同格の権力を有していたと言われる。また、エルデニ・シャンゾドバはダーラマやザイサンなどの官員らと共に、庫倫辦事大臣衙門に直轄されるエルデニ・シャンゾドバ衙門を構成していた。その庫倫辦事大臣の主な職掌は、イフシャビと東部2盟であるトシェート・ハン部、ツェツェン・ハン部などの管理であった。

これら3種類の平民の遊牧状況に注目すると、第三章及び第四章で考察したように、盟や旗の牧地境界は外モンゴル地域で頻発した牧地紛争を収束させるために、初めて画定されるようになり、盟同士や旗同士の牧地紛争の最終処理を経て、長い年月をかけて少しずつオボーが建てられ、明確に画定されていった。こうして、盟や旗における箭丁や随丁の一般平民は原則として牧地境界を越えずに遊牧するようになったわけである。これに対して、乾隆37(1772)年のシレー・ノール会盟では、四盟盟長らが「イフシャビを従来通りに、どの盟の誰の旗とも一緒に、自由に遊牧させ、従来のまま遊牧させよう」と決定した。その後の嘉慶10(1805)年にも、イフシャビの従来通りの自由遊牧が引き続き認定された⁵⁰⁸。

⁵⁰⁷ 既述したように、本研究では両者を区別せずに平民、一般平民と総称する。なお、公文書中では、後述するイフシャビも[arad]と記載され、本章ではいずれも平民と訳す。

⁵⁰⁸ 史料①:Φ.M-85,Д.1,XH.6,H.1-4,年月日不明。

従来の研究である Сономдагва1961:98-99、Цэдэв1964:29、Нацагдорж1972:47、Алтанзаяа 2011:167-168 では、この乾隆 37 年の決定を根拠にして、イフシャビは 4 盟諸旗の牧地で自由に遊牧していたという基本的な見解が広く論述されており、この見解は通説として認められてきた。しかしながら、これらの研究は、清代外モンゴルの規定上の内容や慣用句などの社会的通念をそのまま提示しただけのものであり、実証性に乏しい。

一方、史料①をうかがうと、例えば、乾隆 46（1781）年にトシェート・ハン部左翼右末旗は、自旗と接するハルチン駅と境界へのオボー設置や左翼後旗への牧地分割などの諸事情で牧地不足の状況に陥っていた。そこで、旗の平民は該旗で遊牧していたイフシャビの家畜を捕らえ、彼らを追い出そうとして、両者間で牧地を巡る紛争が生じていた⁵⁰⁹。その処理方法として、乾隆 57（1792）年には該旗の平民とイフシャビとが仲良く遊牧するという策が採用された⁵¹⁰。また、その後の嘉慶 10（1805）年にトシェート・ハン部諸旗の境界が画定された際、当該部の左翼左中末旗、右翼右旗は、イフシャビを自旗の平民と共に遊牧させることを承諾するという内容の文書を提出することに抵抗している⁵¹¹。そして、同部の左翼右末旗は、嘉慶 10 年に理藩院に上呈した牧地冊子に登録されている 4 オトクのイフシャビのみの遊牧を認めるとしている⁵¹²。このように、乾隆 46 年の盟界画定や嘉慶 10 年のトシェート・ハン部諸旗の境界画定、及びこれに伴うイフシャビのオトク名の牧地冊子への登録などの情勢に左右されて、4 盟諸旗におけるイフシャビの自由遊牧権は、実際には次第に厳しくなっていたと考えられる。

また、乾隆年間から道光年間にかけてイフシャビの人口が大幅に増大したと言われていたこと⁵¹³、更に、第三章、第四章で実証したように、道光、同治年間に盟や旗の境界が徐々に明確に画定されていったことなどを踏まえると、道光、同治年間に入ってから、イフシャビの自由な遊牧権に対する旗の一般平民の反発が一段と表面化し、旗内の一般平民とイフシャビとの牧地紛争が深刻化すると共に、従来通りのイフシャビの自由遊牧が問題視され、イフシャビをいかにして従来通りに旗の平民と共存する形で遊牧させるかが大きな問題となっていた可能性が考えられる。つまり、清朝の対モンゴル統治策たる盟旗制度下の盟や旗の境界画定政策そのものが、イフシャビの持つ自由な遊牧権と、もともと根本的に矛盾しているわけであるから、4 盟諸旗の牧地におけるイフシャビの自由な遊牧権が容易に維持されていたとは考え難い。従って、イフシャビが清末まで盟

⁵⁰⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.461,Н.16,乾隆 46（1781）年、史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.943,Н.7,乾隆 46 年。

⁵¹⁰ 史料①:Φ.М-10,Д.2,ХН.1320,Н.3,乾隆 57（1792）年。

⁵¹¹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1438,Н.7,嘉慶 10（1805）年。

⁵¹² 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1538,Н.3,嘉慶 14（1809）年。

⁵¹³ Цэдэв1964:25-27 参照。

や旗の枠組みに制約されずに自由に遊牧できていたという従来の見解への再考、及びイフシャビの遊牧実態に対する実証研究が求められる。

そこで、本章では史料①、史料②、史料④、すなわち当時の公文書などの一次史料を直接分析し、咸豊 5（1855）年から光緒 7（1881）年にかけて清代外モンゴルのトシェート・ハン部中右末旗⁵¹⁴で実際に発生した旗内の一般平民とイフシャビとの牧地紛争の事例⁵¹⁵を取り上げて、その紛争処理過程を詳細に検討することで、イフシャビの遊牧状況の実態を明らかにする。これを通して、清代外モンゴルの最高活仏たるジェブツンダンバ・ホトクトの隷属民であるイフシャビという特殊な身分の遊牧民集団と盟旗制度との相互関係を提示したい。

第一節 牧地紛争の勃発

本牧地紛争の勃発に関して、第二章第一節第二項で手短かに論述したが、以下の各節における論説の前置きとして、ここでより深く検討しておきたい。まず、本牧地紛争勃発前のトシェート・ハン部中右末旗の状況を確認する。咸豊 3（1853）年と同 4（1854）年に、中右末旗の印務を管理している協理台吉ナムジルドルジは「以前盟長の指示に従って該旗の牧地境界を調査し（たところ）、オボー・標識の建てた境界より外側、内側を越えて、牧地を争うなどの事件がない」と盟長の印務を管理する副盟長バルダルドルジに報告している⁵¹⁶。これは、既述の道光 23（1843）年頃理藩院によって布告された規定に従って実行した調査の報告だと思われる。咸豊初期の中右末旗においては、その牧地境界が既に明確に画定され、越境遊牧が厳しく監視されていることが看取できる。その一方で、中右末旗におけるイフシャビは、その人口が徐々に増加し、旗の大半の牧地で遊牧するようになっていた⁵¹⁷。このような状況下で、中右末旗におけるイフシャビの自由遊牧が問題視されるようになる。

咸豊 5（1855）年頃、中右末旗の官員と平民は、「昔から我々の 1 旗に分配した牧地が少ない上、（我々旗の平民が）小さな部分（の牧地）で冊子[čese]のある 2 つのオトクと共に遊牧し、大きな部分（の牧地）で冊子のない大勢のオトクの諸平民（イフシャビ）が遊牧し、…」⁵¹⁸と訴え、後から新たに入ってきた諸オトクのイフシャビらを旗内の遊

⁵¹⁴ 地図 12 を参照。

⁵¹⁵ その他、本章ではトシェート・ハン部中右旗、中旗、左翼右末旗やツェツェン・ハン部右翼中前旗における平民とイフシャビとの間で発生した牧地紛争などや嘉慶 16（1811）年のイフシャビの遊牧状況に関する公文書を補助的に用いる。

⁵¹⁶ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.3916,H.1,咸豊 3（1853）年、史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4068,H.50,咸豊 4（1854）年。

⁵¹⁷ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4160,H.36,咸豊 6（1856）年。

⁵¹⁸ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.4160,H.36,咸豊 6（1856）年。

牧者の冊子に登録されていない外来者と見なし、ダムディン・オトクのイフシャビ・サムダンたちの馬やジェブツンダンバ・ホトクト自身の馬などの家畜を侵入の担保として捕え、彼らを追い出そうとし始めた。その結果、旗内の平民とイフシャビとの間で牧地を巡る紛争が発生したのである。実際、嘉慶 10（1805）年にトシェート・ハン部諸旗が牧地境界を画定し、各々の牧地冊子を理藩院に提出した際に、共に遊牧しているイフシャビの諸オトク名も記録・上呈された⁵¹⁹ものの、全てのオトク名が登録されたわけではなかったようである⁵²⁰。つまり、中右末旗の場合、それまでは未登録のままのイフシャビの遊牧も認められてきたにもかかわらず、旗の牧地境界の明確な画定やイフシャビの人口増加などにつれて、牧地不足に陥った旗の平民は、未登録のまま遊牧しているという当時の実状を意図的に持ち出して、未登録のイフシャビの旗内での遊牧をしめ出そうとしたのだと思われる。

第二節 官員らによる処理

このダムディン・オトクに所属するイフシャビの放牧及び侵入に対する担保としての家畜略奪を巡って、本牧地紛争の処理が開始された。この内、旗の平民がイフシャビの家畜を捕らえたことに対する処罰に関しては、既に第二章第一節第四項で考察したので、本章では該オトクのイフシャビの遊牧に対する処理状況のみを取り上げて検討したい。本牧地紛争は発生時点の咸豊 5（1855）年に直ちに庫倫辦事大臣へ報告されたが、庫倫辦事大臣はその処理には直接関与せず、盟長とエルデニ・シャンゾドバ双方の調整によって紛争終息を図ろうとしている⁵²¹。そこで、盟長とエルデニ・シャンゾドバのもとで、牧地紛争処理が遂行されることになった。

咸豊 7（1857）年 3 月にトシェート・ハン部盟長トシェート・ハンのツェレンドルジは、紛争処理のために、副章京ナムジルジュルムド⁵²²をエルデニ・シャンゾドバ衙門へ派遣した⁵²³。同年 7 月 29 日に副章京ナムジルジュルムドが、盟長ツェレンドルジ、副盟長和碩親王ツェレンドルジに報じた文書によれば、トシェート・ハン部の副章京とエルデニ・シャンゾドバ衙門のザイサンによる協議の場で、エルデニ・シャンゾドバ衙門はダムディン・オトクのイフシャビを中右末旗で旗の平民と共に遊牧させることを主張しているが、トシェート・ハン部の副章京は見解を述べていない⁵²⁴。

⁵¹⁹ 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1399,Н.26,咸豊 8（1858）年。

⁵²⁰ Алтанзаяа2012。

⁵²¹ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.4964,Н.36,同治 4（1865）年。

⁵²² どの旗の人物なのかは不明である。

⁵²³ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.4236,Н.27,咸豊 7（1857）年。

⁵²⁴ 史料①:Ф.М-9,Д.3,ХН.5287,Н.5,咸豊 7（1857）年。

翌咸豊 8 (1858) 年頃トシェート・ハン部盟長と副盟長が処理のための官員派遣を再び調整した結果、頭等台吉バトトゥルグチ、管旗章京ダライ、バルジンニマら⁵²⁵の官員が再派遣され、エルデニ・シャンゾドバ衙門で該衙門のザイサンと話し合った。その際、トシェート・ハン部官員は、旗の平民が遊牧していない牧地におけるイフシャビの放牧を要望した中右末旗の官員や平民の主張に従った⁵²⁶。ところが、エルデニ・シャンゾドバ衙門のザイサンは「(イフシャビ) 長 (ザイサン) ダムディンのオトクを一体どの旗で遊牧させるかを明確に調査する手がかりがない。彼ら (イフシャビ) はバヤンヘルヘトウ[bayankerketü] (山)、アブダル[abdar] (山) などの地で長く遊牧してきたので、断じて移動させずに昔のままに遊牧させよう。」⁵²⁷と言い切っており、イフシャビの牧地移動に断固として反対している。

こうして 2 回にわたって派遣された官員らによる処理はいずれも、イフシャビの従来通りの放牧を強く主張するエルデニ・シャンゾドバ側の反発によって、合意には至らなかった。トシェート・ハン部の官員らは、オトク名が旗の牧地冊子に登録されていないと申し立てておきながらも、イフシャビが 4 盟諸旗の牧地で自由に遊牧できるという既存の規定に配慮したためか、旗内におけるイフシャビの放牧自体は容認している。一方、エルデニ・シャンゾドバ側は今まで通りの牧地で遊牧するという姿勢を崩さなかった。エルデニ・シャンゾドバ側は一体何を警戒して、この粘り強い意向を固持したのか。この問題は次の処理段階で浮き彫りとなってくる。

第三節 盟長とエルデニ・シャンゾドバによる協議

1 ヲ月後の咸豊 8 (1858) 年 9 月に盟長ツェレンドルジ、副盟長ツェレンドルジは「(旗の平民とイフシャビとの牧地紛争の) 処理に関して、盟長、エルデニ・シャンゾドバらの我々が協議して (庫倫辦事大臣に) 報告すべき事件である」⁵²⁸とエルデニ・シャンゾドバ・ナムジルドルジ、ダーラマ・ツェデンドルジ⁵²⁹に伝え、自ら処理する意向を示している。そして、盟長とエルデニ・シャンゾドバが文書でやり取りを行い、自ら本牧地紛争の解決策を探り始める。まず、盟長、副盟長は次のような措置をエルデニ・シャンゾドバとダーラマに訴えている。

⁵²⁵ これらの派遣された人物がどの旗の人なのかは不明である。

⁵²⁶ 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1399,Н.26,咸豊 8 (1858) 年。

⁵²⁷ 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1399,Н.26,咸豊 8 (1858) 年。

⁵²⁸ 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1399,Н.27,咸豊 8 (1858) 年。

⁵²⁹ Сэрээгэр 1999:127、135 参照。

……ただ、(輔国) 公ネーダンスレンの(中右末) 旗が、「(イフシャビ) 長ダムディン・オトクの平民(イフシャビ) は、該旗で遊牧する冊子に(名の) ある平民ではありません」と報告するのである。このため、(イフシャビ) 長ダムディン・オトクの(イフシャビ) サムダンらがどの旗で遊牧するという冊子を有するのかを明らかにし、彼ら(イフシャビ) に適当な牧地を与えて、協議して報告すべきであるので、
……⁵³⁰

ここに至って、ダムディン・オトクの名が本来どの旗の牧地冊子に記載されていたのかを巡って、紛争処理が展開されようとしている。また、盟長の決然たる態度は、それまでの処理におけるトシェート・ハン部官員の弱腰の姿勢とは対照的なものである。さらに、盟長らは「この件に関わる(イフ) シャビの長ダムディン、彼のオトクのラマ・サムダンらの平民(イフシャビ) がどの旗で遊牧するという冊子を有しているかに関して、(エルデニ・シャンゾドバラは) 調査する手がかりがないなどと言ってはいけない」⁵³¹と言って、エルデニ・シャンゾドバ側の出方を非難しつつ、嘉慶 10 年の当該オトクの牧地冊子への登録状況に対する詳細な調査をエルデニ・シャンゾドバに強く要求している。

これに対し、咸豊 9 (1859) 年 4 月 13 日、エルデニ・シャンゾドバ・ロブサンバルジル、ダーラマ・ロブサンイシ⁵³²は、下記のように返信している。

……(我々エルデニ・シャンゾドバラがこの件を) 徹底的に精査すると、(イフシャビ) 長ダムディンのオトクは、以前ザサクト・ハンらの諸旗から(イフ) シャビとなった平民である。エンフ、ダグジン、ジュレ、ホジルト・ボラン、アルバドというこの 5 バグが 1 つのオトクである。……このオトクの平民(イフシャビ) は昔からこれらの名前のある 6 旗(中右末旗、右翼右末旗、右翼左後旗、中右旗、右翼左末旗、中旗)⁵³³の牧地で(旗の平民と) 共に遊牧し、生活してきた。嘉慶 10 年に、諸旗長が旗の牧地(の境界)を画定して報告する際、その時のこのオトクの(イフシャビ) 長ジャミヤンの名前は、唯一(右翼右末旗輔国) 公ダシドルジ、彼の前任の(輔国) 公オイドブチワンの 1 旗の冊子のみに書き入れた。ほかの 5 旗は(イフ

⁵³⁰ 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1399,Н.27,咸豊 8 (1858) 年。

⁵³¹ 史料①:Ф.М-9,Д.4,ХН.1399,Н.27,咸豊 8 (1858) 年。

⁵³² Сэрээтэр 1999:127、136 参照。

⁵³³ 中旗を除く 5 旗の名は、当文書の、引用者が省略した部分に記されている 5 人の旗長名から判断したものである。ただ、最後の中旗は「(庫倫辦事) 大臣(固山) 貝子の旗」と書かれていることから推定した。包 1995:533。

シャビ長ジャミヤンの名を)一切書かなかった。常に、諸旗長が旗の牧地の冊子を作成して(理藩院に)報告する時、ただ各々の管轄する旗から(イフ)シャビになった平民の(イフシャビ)長の名前を書いたに過ぎず、共に遊牧するほかの諸オトクの(イフシャビ)長の名を書くことはなかった……⁵³⁴

嘉慶 10 年のトシェート・ハン部諸旗の牧地冊子におけるオトク名の登記は、各自の旗からイフシャビとして献上された平民の所属するオトクのザイサン名のみ限定されていたというのである。無論、ダムディン・オトクのイフシャビはザサクト・ハン旗などから献上された平民であるため、中右末旗などの 5 旗はその登記を認めず、何らかの理由で唯一右翼右末旗のみに登録された。にもかかわらず、ダムディン・オトクの 5 バグは現実には中右末旗、右翼右末旗などの 6 旗に分散して遊牧してきたようである。つまり、イフシャビの従来の自由な遊牧権は、前述の通り嘉慶 10 年にそのまま認定されながらも、トシェート・ハン部諸旗の境界画定事業に伴って、徐々に一定の範囲内に限定されていく傾向があったと考えられる。ただ、そのオトク名の登録は徹底されず、イフシャビの遊牧権に対する制約もそれほど厳密ではなかった。こうした事情の内実は、上記文書の続きからより明白となる。

……どの旗長、旗の冊子にも名前が一切書かれなかった(イフシャビ)長も大勢いるのに、……(輔国)公ネーダンスレンの 1 旗(中右末旗)が、(イフシャビを遊牧させる)冊子に(名が)ないと言って、(イフ)シャビらの平民を昔から住んできた牧地から追い出して処理するならば、ハルハの盟内の諸旗長、旗が一斉に真似して扇動を起こし、各々の管轄する旗の牧地で昔から共に遊牧・生活してきた(イフ)シャビらの平民を(諸旗で遊牧する)冊子に(名が)ないという理由で追い出し、生計を完全に失わせることに至るだけではなく、……⁵³⁵

実は、嘉慶 10 年の諸旗の牧地冊子におけるザイサン名の未登録という問題は、中右末旗などに止まらず、外モンゴル地域全体を取り巻く大きな問題となっていた。それゆえに、エルデニ・シャンゾドバは、外モンゴル諸旗においてイフシャビの従来の自由な放牧に対する抵抗が広がることを危惧して、イフシャビの他旗への移動を懸命に拒絶して

⁵³⁴ 史料④:109-114 (№30), 咸豊 9 (1859) 年。この文書の後半は、前半部分が欠如している史料①:Φ.М-9, Д.3, ХН.4391, Н.11, 咸豊 9 年) の文書内容と一致している。前半部分は、史料④:109-114 (№30) より引用した。

⁵³⁵ 史料①:Φ.М-9, Д.3, ХН.4391, Н.11, 咸豊 9 (1859) 年。

いたのである。イフシャビのザイサン名が諸旗の冊子に登録されているか否かということは、牧地紛争発生時に、イフシャビの自由な遊牧に抵抗する口実として中右末旗によって引っぱり出されただけの問題であったにもかかわらず、結局その旗内におけるイフシャビの遊牧権を左右する重要な問題になったと考えられる。

結果的に、この問題をいかに盟長と巧みに交渉するかが、エルデニ・シャンゾドバの責務となった。エルデニ・シャンゾドバらはダムディン・オトクのイフシャビを従来通り中右末旗で遊牧させることを盟長、副盟長に認めさせようとしたが、盟長らは「ダムディン・オトクの平民（イフシャビ）は……冊子のある（輔国）公ダシドルジの（右翼右末）旗の牧地で遊牧すべきことが明らかとなった。」⁵³⁶と主張している。ここから、盟長とエルデニ・シャンゾドバは、牧地問題を巡って完全な対立状態になっていることがわかる。盟長は何故、イフシャビの自由遊牧に関する規定を一切考慮することなく、イフシャビの牧地移動をエルデニ・シャンゾドバに詰め寄り続けてきたのか。この問題を上記文書の続きから検討していきたい。

……以前、嘉慶 16（1811）年に「今後ジェブツンダンバ・ホトクトの（イフ）シャビの諸オトクの平民（イフシャビ）をそのまま昔の住んできた地で遊牧させ、勝手に盟の旗を越えて移動遊牧させて事件を発生させないようにして、仮に干ばつや大雪に遭って、（イフ）シャビの平民が他の地へ移動して遊牧することがあれば、その時、管轄の（エルデニ）シャンゾドバの所が是非を調査し、（イフシャビを）どの盟の旗に移動させ、短期的に遊牧させるべきかということに関して、事前に（その旗に）文書を送り、四盟の中で（イフシャビを）追い出さないようにし、双方（旗の平民とイフシャビ）皆が静かに遊牧し、暖かい時期を見極めて以前住んでいた牧地へ（イフシャビを）帰らせましょう」といって、四盟の前任の盟長ら、エルデニ・シャンゾドバら皆が会合し、協議して（庫倫辦事）大臣殿らに報告した。……⁵³⁷

上記の内容を嘉慶 16 年の文書から探してみると、嘉慶 16 年にイフシャビの遊牧状況に関する新たな決定が、4 盟の盟長とエルデニ・シャンゾドバらによって協議され、最終的に庫倫辦事大臣らによって容認されていることが確認できる⁵³⁸。嘉慶 16 年において、最初エルデニ・シャンゾドバのロブサンゴンチョクは「以前から我らの（イフ）シャビ

⁵³⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4391,Н.12,咸豊 9（1859）年。

⁵³⁷ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4391,Н.12,咸豊 9（1859）年。

⁵³⁸ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1616,Н.2,嘉慶 16（1811）年、史料②:2973/96（85-87）,嘉慶 16 年。

の平民をハルハの4盟内で(旗の平民と)共に遊牧させよう、と定めたことがあっても、ただ近い所を優先してトシェート・ハン、ツェツェン・ハン、サイン・ノヤン3盟の諸旗長、旗の牧地に適当に分かれて共に遊牧してきた。時折、大雪、干ばつに見舞われ、(イフ)シャビの平民を昔の遊牧してきた地から、ほかの旗長、旗の牧地へ移動させようとすると、ある旗の平民の中にはイフシャビの遊牧を認めない者がいる。要請するのは、これについて、規定を決定して従わせることである」⁵³⁹と述べ、イフシャビの遊牧状況を巡ってトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジらと話し合ったわけである。

この頃からちょうど旗の平民が、イフシャビの流入・遊牧に抵抗し始めた背景には、前述した乾隆、嘉慶年間以来のイフシャビの人口急増などの諸事情が潜んでいるのではないと思われる。結果的には、イフシャビの4盟諸旗における自由な遊牧という従来の規定が災害時のみに限定され、イフシャビの遊牧は基本的にはもともと遊牧してきた旗の牧地範囲内のみに止まったわけである。つまり、旗の平民と同様に、イフシャビの行動も旗の枠組み内に制限されていく傾向があったと考えられる。ところが、第四章にて考察したように、嘉慶10年のトシェート・ハン部諸旗の境界画定は、一部の旗では牧地図提出のために各旗長らによって名目上決定されたものに過ぎず、実際の境界のオボーが設置されることなく、完全に実行されたものではなかった。これと関連付けると、嘉慶16年頃には、諸旗の境界画定がさほど明瞭ではなかったゆえ、イフシャビの特定の旗内での遊牧という制約も実際には徹底せず、イフシャビの他旗への越境遊牧も普段は大きな問題には至らなかったと考えられる。ただ、前述した理藩院による道光23年の規定を契機にして、道光、同治年間以降、旗の境界が徐々に明確に画定されていくことによって、嘉慶16年の規定の厳守がイフシャビに求められるようになった。従って、盟長は、中右末旗におけるダムディン・オトクのイフシャビの侵入を認めず、彼らの他旗への移動を一方的に主張してエルデニ・シャンゾドバと容赦なく対立し続けてきたわけである。

一方、エルデニ・シャンゾドバにとっても、従来通りに管轄下のイフシャビが他旗から自由に牧地を得るところの事態ではなく、長らく遊牧してきた現在の牧地をいかに保持するかということこそが、今や最優先課題であったに違いない。従って、咸豊9(1859)年11月にエルデニ・シャンゾドバは「(盟長らが)……仮に、『古きことを変え、彼らの平民(イフシャビ)を必ず他の地で遊牧させよう』と言っても、我らの(エルデニ・シ

⁵³⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.1616,Н.2,嘉慶16(1811)年、史料②:2973/96(85-87),嘉慶16年。

ヤンゾドバ)側は到底従うことができないので、……」⁵⁴⁰と盟長ツェレンドルジに伝達しており、双方は対立するばかりであった。また、盟長による返答がなかなか届かなかったため、エルデニ・ヤンゾドバはその返事を求めて咸豊 11 (1861) 年と同治元 (1862) 年に相次いで文書を送っている⁵⁴¹。こうして、盟長とエルデニ・ヤンゾドバが文書を交わして本牧地紛争の処置を協議してきたが、双方間の溝は深まる一方であった。

第四節 盟長とエルデニ・ヤンゾドバとの再交渉

一時期連絡を絶っていた盟長らは、同治元年 7 月によくエルデニ・ヤンゾドバに返信したが、ダムディン・オトクのイフシャビを他旗で遊牧させるべきだといった見解をなお堅持しており、双方の対立は依然として続いていた⁵⁴²。

その頃、ダムディン・オトクのイフシャビとはまた別に、ツォイジョン・オトクのバボードルジらのイフシャビも中右末旗の平民グルバルによって該旗の牧地から追い出されるという事態が発生している⁵⁴³。中右末旗において、牧地を巡る平民とイフシャビとの間の衝突が徐々に拡大し、イフシャビの放牧が一層困難な状態に追い込まれるようになったのである。この深刻な状況に神経を尖らせたエルデニ・ヤンゾドバは、両者間で相次いで発生した牧地紛争の早期終息を試みた。

同治元年 10 月 4 日にエルデニ・ヤンゾドバ・ツェデンドルジ、ダーラマ・ロブサンイシは、中右末旗で新たに発生したツォイジョン・オトクのイフシャビと平民との牧地紛争を同年 11 月 1 日に処理しよう、と盟長、副盟長に呼びかけている⁵⁴⁴。ただ、この話し合いは中右末旗の当事者であるグルバルらの欠席によって成立しなかった⁵⁴⁵。そして、翌同治 2 (1863) 年の春頃、盟長とエルデニ・ヤンゾドバによって各々派遣された官員らが、双方間で相次いで発生した 2 件の牧地紛争を協議することとなった。

その結果、咸豊 5 (1855) 年の発生時点から庫倫辦事大臣らの指示下で、盟長とエルデニ・ヤンゾドバによって長期間協議されてきた本牧地紛争の処理状況がよく庫倫辦事大臣らに報告されることとなったのである。ところが、エルデニ・ヤンゾドバ衙門の官員は、イフシャビを長らく住んできた中右末旗で遊牧させることで双方が合意し、庫倫辦事大臣らに報告すべきだ、と主張したため、両者の協議が成立しなかった⁵⁴⁶。

⁵⁴⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4541,Н.22,咸豊 11 (1861) 年。

⁵⁴¹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4541,Н.22,咸豊 11 (1861) 年と Φ.М-9,Д.3,ХН.4648,Н.48,同治元 (1862) 年。

⁵⁴² 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4648,Н.16,同治元 (1862) 年、Φ.М-9,Д.3,ХН.4648,Н.12,同治元年。

⁵⁴³ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4648,Н.38,同治元 (1862) 年。

⁵⁴⁴ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4648,Н.16,同治元 (1862) 年。

⁵⁴⁵ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4648,Н.15,同治元 (1862) 年。

⁵⁴⁶ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4764,Н.51,同治 2 (1863) 年。

そして、1ヵ月後の5月24日にエルデニ・シャンゾドバの印務を管理しているダーラマ・ロブサンイシらが自ら「彼ら（イフシャビ）を昔のままに遊牧させ、処理して（庫倫辦事大臣らに）報告すれば、どうであろう」⁵⁴⁷と盟長の印務を管理している副盟長ツェレンドルジに尋ねている。エルデニ・シャンゾドバ側は、ダムディン・オトクラのイフシャビが中右末旗の牧地冊子に登録されていないという事情が、庫倫辦事大臣にまで暴露されてしまうことを恐れているようにも見える。しかし、このようなエルデニ・シャンゾドバの憂惧とは裏腹に、同年秋頃、盟長の印務を管理している副盟長ツェレンドルジは、本牧地紛争の状況をありのままに庫倫辦事大臣らに報告した⁵⁴⁸。

第五節 庫倫辦事大臣による新規定の布告

中右末旗における平民とイフシャビとの牧地紛争状況の報告を盟長から受け取った庫倫辦事大臣らは「この種の事件中では、牧地を争った件がモンゴル人の生計に関わっていることが、最も重要であり、軽々しく処理してはならない」と指示し、諸旗が嘉慶10年に遊牧する諸オトク名を記録・上呈した牧地冊子を各々提示するよう、盟長の印務を管理している副盟長バルダドルジに通達している⁵⁴⁹。庫倫辦事大臣も盟長と同様に、ダムディン・オトクラの名前が旗の冊子に記入されているか否かを基準にし、本牧地紛争を解決しようと試みている。そして、これを皮切りに、中右末旗をはじめ、諸オトクが集中している東部2盟であるトシェート・ハン部とツェツェン・ハン部の諸旗も、嘉慶10年段階において各旗内で遊牧していたオトクの名を調査し始めた。

その調査に先立ち、東部2盟の諸旗は中右末旗と同様に、新たに遊牧し始めた諸オトクのイフシャビを旗の冊子に登録されていない者と見なし、その放牧に反発するようになった。これは正にエルデニ・シャンゾドバが最も懸念していた出来事であった。そこで、同治4（1865）年頃にエルデニ・シャンゾドバのツェデンドルジは、トシェート・ハン部左翼左中末旗やツェツェン・ハン部ツェツェン・ハン旗などの諸旗が該旗内のイフシャビを追い出そうとしていることを取り上げ、次のような処置をトシェート・ハン部とツェツェン・ハン部盟長らに要請している。

……我らの管轄する（イフ）シャビの平民に昔から特別に与えられた牧地がないことには全く変わりがない。必ず彼ら（イフシャビ）を今住んでいる旗の牧地でその

⁵⁴⁷ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4764,Н.60,同治2（1863）年。

⁵⁴⁸ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4879,Н.2,同治3（1864）年。

⁵⁴⁹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4764,Н.49,同治2（1863）年。

まま遊牧させ、(ザイサン名を) 各々の旗の冊子に記録させることについて、当該両盟の盟長らの所に送り、処理してもらおう。……⁵⁵⁰

ここに至って、エルデニ・シャンゾドバは、これらのオトクのイフシャビを諸旗に受容させ、各ザイサンの名前を旗の冊子に新たに登録させることによって、イフシャビのその時点での放牧地を確保しようと試みた。ジェブツンダンバ・ホトクトの隷属民たるイフシャビに特定の牧地が分与されなかったことに加え、旗の境界画定、イフシャビの人口増加や自由遊牧への制約などの要因で、イフシャビの放牧が益々困難となり、旗内の牧地でイフシャビと平民をいかに共生して遊牧させるかが喫緊の問題になっていたと考えられる。

こうして、エルデニ・シャンゾドバの強い抵抗で、諸旗のオトク数に対する調査が滞ったため、ツェツェン・ハン部盟長トクトフトゥルはその事情を蒙古庫倫辦事大臣ツェツェン・ハンのナムジルドンドブ、満洲庫倫辦事大臣文盛に報告している⁵⁵¹。その結果、同治4年頃に庫倫辦事大臣らは下記のような決定をトシェート・ハン部とツェツェン・ハン部盟長らに命じている。

……以前嘉慶10年にハルハの盟内諸旗の牧地を画定する際に定めた冊子があると
いっても、それ以降（イフシャビの）人口増加、また多数の所から（イフ）シャビ
と（して寄進）したのはすこぶる（人数が）多い上、永遠に冊子に基づいてやって
いくことはできない。旗（やイフ）シャビの平民が家畜を放牧して公務、個人の生
計を立てるのは皆同じである。……これを管轄する両盟の盟長（和碩親）王ツェ（ツ
ェレンドルジ）、ト（トクトフトゥル）らに急きょ命じて送り、各々の盟の彼らの幾
つかの旗に厳正に通知して命じ、各旗の牧地で長年遊牧している（イフ）シャビの
平民が、昔から（諸旗の牧地）冊子に（名が）あるか否かを考慮せずそのまま冊子
に入れ、その旗の地図、冊子を至急遅れずに完成させ、報告してほしい。……⁵⁵²

ここで、嘉慶年間以来のイフシャビ人口の急増を理由として、各旗内で遊牧している
全てのイフシャビの牧地冊子への新たな登録に関する規定が庫倫辦事大臣によって布告
された。今回の登録は、各旗の内部で暮すイフシャビに遊牧の許可を与え、イフシャビ

⁵⁵⁰ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4967,Н.57,同治4（1865）年。

⁵⁵¹ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4967,Н.57,同治4（1865）年。

⁵⁵² 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4967,Н.57,同治4（1865）年。

を旗内の牧地で一般平民と共に遊牧させるといったイフシャビの権利を認める処置であった反面、イフシャビの従来の自由な遊牧権が漸次変改されていくという意味合いもまた大きいと考えられる。例えば、上記文書の続きでは、庫倫辦事大臣は「(イフ) シャビの平民がいい加減なことをして、干ばつ、大雪に見舞われなかった時にも、昔から慣れ親しんだ旗の牧地から移動して他旗の牧地を選んで遊牧し、もめごとを起こすに至ってはいけない」⁵⁵³とエルデニ・シャンゾドバに指示しており、嘉慶 16 (1811) 年の規定の遵守が再度警告されている。要するに、旗の牧地冊子へのイフシャビの新たな正式登録は、イフシャビが従来持っていた自由な遊牧権が特定の旗の枠内へと徐々に制限されていくという意味を有している。それが嘉慶 16 年の規定の履行をより徹底させるという形で現れたのである。

第六節 牧地紛争の終息

こうして同治 4 (1865) 年頃に庫倫辦事大臣によって決定された新规定のもとで、中右末旗の平民とイフシャビとの牧地紛争はその収束を迎えつつも、イフシャビの侵入に対する担保としての家畜略奪の件で旗の平民をどう処罰するかを巡って、双方間で妥協が成立せず、その処理が停滞した。その後、盟長とエルデニ・シャンゾドバが処理のために官員を相次いで派遣し、最終的にトシェート・ハン部の副章京ナムジルジュルムドとエルデニ・シャンゾドバ衙門の官員らによる協議で、双方が合意した。この処理状況に関して、光緒 7 (1881) 年にトシェート・ハン部盟長トシェート・ハンのナスンチョクト、副盟長和碩親王ツェレンドルジ、エルデニ・シャンゾドバのツェデンドルジ、ダーラマのサンダクが、次のように庫倫蒙古辦事大臣固山貝子ナムジルドンドブ、庫倫滿洲辦事大臣喜昌⁵⁵⁴に報告している。

……今回は追い求めずに、直ちにバクシ (尊師)・ジェブツンダンバ・ホトクトを尊敬する慣習に合わせ、また管轄の庫倫辦事大臣殿らの所が相次いで決定して指示した (規定) に従い、合理的に何とか処理し、彼らの (中右末) 旗の台吉、平民が遊牧しない、(イフシャビの) 遊牧しきれぬ空き地で (イフシャビを) 遊牧させ、どちら側をも静かに生活させることを当該旗、(イフ) シャビ、旗長、官員に厳正に指示して服従させましょう。……⁵⁵⁵

⁵⁵³ 史料①:Φ.М-9,Д.3,ХН.4967,Н.57,同治 4 (1865) 年。

⁵⁵⁴ 光緒 7 (1881) 年 4 月、奕榕に代わって喜昌が庫倫滿洲辦事大臣に任命された。章 1965: 195。

⁵⁵⁵ 史料①:Φ.М-9,Д.4,ХН.1913,Н.3,光緒 7 (1881) 年。

今まで中右末旗におけるダムディン・オトクの放牧に断固として反対してきた盟長らは、庫倫辦事大臣の決定した嘉慶 16 (1811) 年と同治 4 (1865) 年頃の新規定に準拠し、旗内におけるダムディン・オトクのイフシャビの放牧を認可することに余儀なく服従させられている。

この協議決定に対する庫倫辦事大臣の返信は、残念ながら現段階では見つかっていない。ただ、トシェート・ハン部中右末旗と中右旗の平民が各旗におけるイフシャビを追い出し、担保として家畜を取り上げた事件に対し、光緒 11 (1885) 年に庫倫辦事大臣は「このように（旗の平民がイフシャビを）牧地から追い出し、勝手に（イフシャビの）馬（などの）家畜を取り上げて損なうことを禁じ、（イフ）シャビの平民を仲良く遊牧させることを前回命じた規定の通りに遵守することに関し、諸旗に広く知らせよう」⁵⁵⁶と同部盟長鎮国公ツェレンドルジらに命じている。この事例と関連付けてみると、中右末旗の平民とダムディン・オトクのイフシャビとの牧地紛争処理の最終決定はおそらく庫倫辦事大臣によって容認され、双方間の牧地紛争が終息したと考えられる。

後の光緒 17 (1891) 年、ツェツェン・ハン部右翼中前旗においても、該旗の牧地冊子に登録されたドンジョド・オトクのイフシャビが旗内の牧地を移動して遊牧していたところ、旗の台吉、平民によって追い出されて、両者間で牧地紛争が生じた。しかし、結局同治 4 年頃の規定に則って、イフシャビの遊牧は容認され、紛争は迅速に決着した⁵⁵⁷。かくして、旗の一般平民と同様に、イフシャビも旗の牧地で遊牧できるように、特定の旗の牧地冊子に新たに登録するという方法によって、当時頻発していた諸旗の平民とイフシャビとの牧地紛争はようやく収束した。

なお、光緒 17 (1891) 年、トシェート・ハン部中旗が大雪に見舞われたため、エルデニ・シャンゾドバが、当該旗で遊牧するバドマ・オトクとツェレンドンドブ・オトクを当該盟の中右旗、中右末旗へ移動・遊牧させることを盟長に要請した結果、盟長は嘉慶 16 年の規定に準じて両オトクの遊牧を認可している⁵⁵⁸。

小結

本章では、トシェート・ハン部中右末旗における平民とイフシャビとの牧地紛争の処

⁵⁵⁶ 史料①:Φ.M-9,Д.3,XH.6917,H.64,光緒 11 (1885) 年。

⁵⁵⁷ 史料①:Φ.M-85,Д.2,XH.819,H.10,光緒 17 (1891) 年、Φ.M-85,Д.2,XH.819,H.11,光緒 18 (1892) 年。

⁵⁵⁸ 史料①:Φ.M-85,Д.2,XH.819,H.7,光緒 17 (1891) 年、Φ.M-85,Д.2,XH.819,H.13,光緒 17 年。

理過程を詳細に考察しつつ、イフシャビによる遊牧の実態を検証した。その結果、以下の知見が得られた。

第一に、本牧地紛争は咸豊 5（1855）年に始まり、同治 4（1865）年頃制定の新規定によって、光緒 7（1881）年によく解決した。

第二に、本牧地紛争は以下のようなパターンで処理されていたことが明らかとなった。

紛争の発生時点から、トシェート・ハン部盟長やエルデニ・シャンゾドバによる処理を経ずに、直接庫倫辦事大臣に報告されたものの、彼自らはその処理に関与せず、盟長とエルデニ・シャンゾドバによる調整処理を図ろうとした。その際、最初に盟長は主に協理台吉、管旗章京や副章京ら旗印務処の官員を、エルデニ・シャンゾドバはザイサンを各々遣わし、エルデニ・シャンゾドバ衙門で紛争を処理させたが、解決できなかった。次に、盟長とエルデニ・シャンゾドバは自ら紛争の処理に参加し、文書のやり取りで処理への糸口を探ったが、これも奏功せず、結局盟長は自らの判断で双方間の牧地紛争の処理状況を庫倫辦事大臣に報じた。最終的に、庫倫辦事大臣が同治 4（1865）年頃に制定した新規定によって、本牧地紛争は解決されたのである。

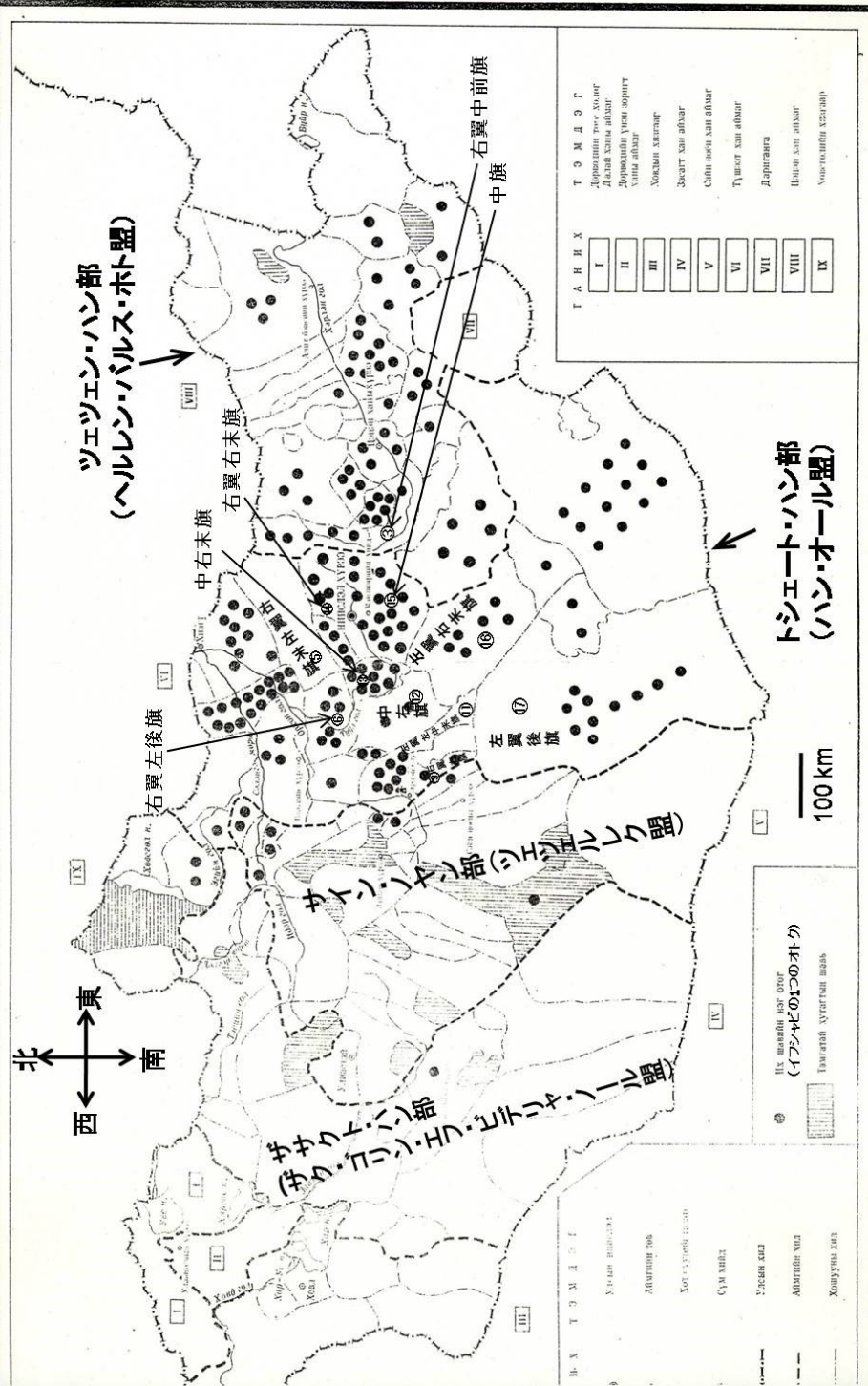
かくして紛争処理は、終始一貫して庫倫辦事大臣の指示下で実施されており、庫倫辦事大臣は、旗の一般平民とイフシャビとの遊牧に関する新しい規定を定めるなど、決定的な権力を有し、その役割を果たしていたことが確認できる。また、従来の研究ではエルデニ・シャンゾドバが盟長と同等の権力を有していたと論及されているが、本牧地紛争の処理にあたり、盟長や副盟長は自分の意志で紛争の処理状況を庫倫辦事大臣に報告するなど、ややもすればエルデニ・シャンゾドバの存在を軽んじたような行動を取っていることから、両者間の微妙な力関係が見て取れると思われる。

第三に、嘉慶 10 年にトシェート・ハン部諸旗の境界が画定されていく動きの中で、イフシャビのオトク名が特定の旗の牧地冊子に登録されたりするなど、イフシャビの遊牧が一定の範囲内に制限される傾向にあったものの、その登録や制限はさほど厳密ではなかった。後の嘉慶 16（1811）年にも、イフシャビの登録外他旗での遊牧が大雪や干ばつなど自然災害時のみに限定され、旗の平民と同様に、イフシャビも基本的には特定の旗の枠内でのみ遊牧することが決定されたが、その履行も徹底するには至らなかった。こうして揺るぎ始めたイフシャビの自由遊牧権喪失に拍車をかけたのは、イフシャビの人口が嘉慶年間以降に急増したことと、道光、咸豊年間以降に盟旗の牧地境界が徐々に明確に画定されていったことであつたと考えられる。こうして、牧地不足に陥った旗内の一般平民らは、嘉慶 10 年の旗の牧地冊子におけるイフシャビの未登録問題を提起しつ

つ、イフシャビの越境遊牧に反発し、彼らを旗内から追い出そうとした結果、両者間の牧地紛争が顕在化した。それゆえに、旗内の牧地で平民とイフシャビをいかに平穏に遊牧させるかが、当時の外モンゴル社会が抱える喫緊の問題となっていたと考えられる。

そこで、増加した分も含めた全てのイフシャビのオトクを、現在遊牧している各旗の牧地冊子に新たに登録せよという規定が、同治 4（1865）年頃に庫倫辦事大臣によって制定された。本規定を皮切りに、旗の一般平民と同様にイフシャビも、特定の旗の牧地のみで遊牧するように、旗の牧地冊子に正式に登録され、その放牧地は基本的に旗の枠内に制限された。すなわち、外モンゴル最高の活仏たるジェブツンダンバ・ホトクトの隷属民であるイフシャビは、ハルハ 4 盟のどこで遊牧してもかまわないと言われてきた自由な遊牧権を、嘉慶 10（1805）年から同治 4（1865）年頃にかけて徐々に喪失していったことがわかる。掘り下げれば、牧地問題において、イフシャビも結局清朝の対モンゴル統治策たる盟旗制度の枠内に組み込まれていったと言えよう。本章の結論として、「イフシャビが常にハルハ 4 盟諸旗の牧地で自由に遊牧してきた」という従来の通説の持つ大きな限界を指摘しておきたい。

地図12 Ринчен, Б.1979. Монгол ард улсын угсаатны судлал
 19
 DNS ASSUJETTES AUX QUTUTU (Josep'a 1921) хэлний шинжлэлийн атлас, Улаанбаатар. 第19図より



終章 結びと今後の課題

終章においては、まず本研究の各章で得られた知見をまとめておきたい。次いで、それらの知見を踏まえて、序章で設定した目的、意義と関連付けながら、本研究の結論を述べる。そして最後に、今後の課題を提示したい。

第一章では、先行研究を利用しつつ、下記の2点を確認した。

1 点目としては、紀元前の匈奴帝国や13世紀のモンゴル帝国から清朝に至るまでの遊牧社会における牧地変遷のあらすじを整理した。具体的に言うと、匈奴やモンゴル帝国、その後の北元時代の遊牧民は、集団ごとの縄張りのような、明確な境界線のない牧地で遊牧していたが、17世紀に清朝統治下に入ったモンゴル遊牧民は、18世紀からその遊牧地が盟や旗の枠内に制限され始め、盟、旗の牧地境界がより明確に画定されて、農業社会における農地の線引きのような境界線で隔てられるようになった。このように、古来の遊牧状況が18世紀から大きな変貌に直面しつつあったことを示した。

2 点目としては、外藩モンゴルに対する清朝の統治策たる盟旗制度や身分制度を詳細に解説し、清代外モンゴルの政治行政機構・社会構造を概観した。清代外モンゴルにおける行政機構は、清朝皇帝→理藩院→在地駐防官の役所→盟→旗→佐領といった階層構造を有し、各階層の行政機能が明確に定められていた。また、外モンゴルの各旗には、主にモンゴル王公らの貴族（タイジ）のほかに、箭丁、随丁、イフシャビなどの平民が暮らしていた。箭丁や随丁らが原則として盟や旗の牧地範囲内で遊牧していた一方、イフシャビには特定の牧地が分配されず、4盟諸旗の牧地で自由に遊牧していたと言われる。こうした遊牧状況やその相違によって、旗の王公や一般平民による盟や旗同士の牧地紛争、旗内の一般平民とイフシャビとの牧地紛争が頻発していたことを確認した。

第二章から本論に入り、筆者自身の研究を提示していった。この章においては、史料①と史料④に基づいて、清朝の中期、末期に発生していた牧地紛争に関する代表的な3件の事例を取り上げ、紛争の具体的な発生形態やそれに対する処罰の状況を考察することで、当時の牧地紛争のありさまを解明した。まず最初に、清代の外モンゴル地域における牧地紛争は、主に「外部の遊牧民が牧地へ侵入する→地元の遊牧民が侵入の担保として家畜を捕える→侵入者が牧地から離れる→地元の遊牧民が捕えた家畜を返却する」という形態と、「当事者たちの意に反して設置された境界のオボーを片方が破壊する」という形態の2つのパターンで発生していたことがわかった。前者は清代の外モンゴル地域で頻発していた牧地紛争の典型的な発生形態であり、モンゴル高原の遊牧社会におい

て古くから伝わってきた遊牧民特有の慣習であった可能性がある。後者は道光 23 (1843) 年頃に理藩院によって布告された規定を契機として盟内諸旗の境界たるオボーが設置され始めたことに伴って生じた一種の新しい発生形態であったと考えられる。ここより、古くから境界のオボーなど全く存在しなかったモンゴル高原の遊牧社会において、遊牧民は境界の不明確な場所にオボーを設置するという上からの一方的な命令に強く反発しており、清朝の政策による牧地状況の大きな変化に直面した当時の遊牧民の戸惑っている様子が見て取れる。このゆえに、牧地紛争の典型的な発生形態にも、モンゴル遊牧民の古くからの慣習のみならず、清朝支配の進行と共に、新しい形態が出現したものと考えられる。つまり、18 世紀から 19 世紀にかけて牧地紛争の発生形態に変化が生じ、新旧 2 種の形態が並存するようになったと言えよう。

次いで、この 2 種類の発生形態に対する行政側からの刑罰としての裁定の実態に関して、以下のようなことを明らかにした。1 つ目の、侵入の担保としての家畜略奪に対する処罰について言うと、旗の平民とイフシャビとの牧地紛争など、イフシャビ関連の紛争の場合は、担保としてイフシャビの家畜を取り上げた側の一般平民にのみ、先例に従って家畜罰が科されていたが、旗と旗の間の平民同士の牧地紛争など、イフシャビが関与しない紛争の場合は、侵入の担保としての家畜略奪は問題視されず、衝突や過剰奪回のみが処罰の対象となっており、家畜罰や鞭打ちの刑罰が科されていた。そもそも侵入に対する担保としての家畜略奪は遊牧民の日常生活の習わしであったため、イフシャビ以外の一般平民間の紛争では、法律違反行為として取り扱うまでもなかったものと思われる。ただし、イフシャビと関連する案件の場合のみ、モンゴル最高の活仏たるジェブツンダンバ・ホトクトの存在やイフシャビが 4 盟諸旗の牧地で自由に遊牧できるという原則の存在などによって、その裁定は慎重度を増していたものと考えられる。

2 つ目の、オボーの破壊に対する処罰について言うと、『フングン・ツァーズニ・ビチグ (軽い法典)』の「個人の罪」という条文が適用され、1・9 畜の罰が左翼後旗のオボー一破壊者に科せられたが、最終的には満洲皇帝の布告した恩赦令によって、その処罰が免除された。この『フングン・ツァーズニ・ビチグ (軽い法典)』なる法典がいかなるものであったのかはなお不明である。総じて言えば、イフシャビからの家畜略奪やオボー破壊という上記 2 種類の犯罪に対する処罰に該当する条文はいずれも「蒙古例」や『ハルハジロム』などの公的な法典に収録されておらず、先例あるいは概ね相当しそうな軽めの刑罰規定に従って裁かれたようである。つまり、モンゴル遊牧民の慣例などに従った処理がしばしば行われていたと言えよう。

第三章では、史料①、史料②、史料③、史料④、史料⑥を利用して、清代外モンゴルの牧地変動期である乾隆 41（1776）年頃に盟レベルで生じたトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との牧地紛争の事例を、主として紛争処理の側面から丹念に分析し、両盟・旗の境界画定の経緯を解明した。その結果、以下のような豊富な実証が得られた。

1 番目に、紛争の処理過程に関して言うと、初めの乾隆 45（1780）、46（1781）年の段階では、ウリヤスタイ將軍や兵部侍郎ベチングが処理していたが、その後、ウリヤスタイ將軍は一切関与せず、盟長による相次ぐ官員派遣で最終的に解決された。これは牧地問題処理などの諸事務が、ウリヤスタイ將軍らの職務から外され、理藩院の管轄下で盟長が処理すると定められた乾隆 45 年の「將軍・参贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」に準拠したものである。ここから、清朝の本章程が、外モンゴルの牧地紛争処理の面で実際に施行されていたことが確認できた。

次の乾隆 52（1787）年から嘉慶 5（1800）年にかけての両盟長による処理においては、他旗の官員、盟長自身の旗の官員、副將軍や副盟長らが順次派遣されたが、いずれの処理も不成立となった。その後、両盟長自身による処理計画も試みられたが、旗長や盟長の交代などによって中断され、結局、当事者両旗の官員による直接協議で嘉慶 5 年に紛争が一時的に収まった。そして、道光 27（1847）年の最終的な紛争終息までの過程で、旗レベル、盟レベルの審議が実施され、紛争が最終的に解決された。ここから、両盟はなるべく同格の官員を派遣しあって、同等の権限の下で紛争処理を図ろうとしていたことが理解できる。副將軍や副盟長でさえ処理できなかった牧地紛争が、当事者である両旗官員同士の協議でともかく一旦は解決できたことから、上級官庁からの官員による強制的な処理よりも、両旗による自らの状況に応じた牧地調整の方がより効果的であり、同時に旗長やその部下の官員らが自ら管轄する旗の牧地に対する強い発言力を有していたことがわかった。もちろん、乾隆 46（1781）年に皇帝の権力を背景として盟界を画定した欽差大臣バトが、絶対的な権力を有していたことは言うまでもない。また、反乱の火種に繋がりやすい牧地問題であったからこそ、結果的に盟長による管轄権よりも、牧地に対する旗長の発言力の方が優越していたものと思われる。

他方、両盟長の年齢差によって、両盟長自身による直接の交渉が最終的に実行できず、盟長レベルの解決過程をとばして理藩院へ上申することはできなかったために、結局理藩院までは上申されなかったという可能性が考えられる。これは、第四章で考察した、盟長自身による処理で結局解決できなかったがゆえに、理藩院へ上呈された盟内両旗の

牧地紛争の事例と対照的である。従ってここで、盟長自身による処理が実施されることは、牧地紛争が理藩院へ報告される1つの前提条件であったと考えられるが、それを実証するためには、なお何件かの事例を追加した更なる検討が必要であろう。

2 番目に、牧地紛争と盟旗の境界画定との相互関係に関して、以下のようなことがわかった。そもそも乾隆37(1772)年のシレー・ノール会盟における牧地移動・拡大に伴って発生した本牧地紛争は、乾隆46(1781)年のウリヤスタイ將軍バトの盟界画定作業によって設置された2基のオボー間における牧地の分配を巡って長期化したものであった。ただ、バトによる境界画定作業がなければ、両盟の牧地紛争が一層大規模化していた可能性もあり、当時頻発していた牧地紛争を終息させる目的で実施された乾隆46年の盟界画定は、一定の効果があったと思われる。また、シレー・ノール会盟は、外モンゴルの西方への牧地拡張を図ったものであったが、バトはその会盟で決定された地域を基準にして境界のオボーを建てた。このように外モンゴルの牧地が固定されたことによって、当時乾隆帝にとって懸念材料となっていた外モンゴルの王公らによる西方への牧地拡大の要求が食い止められ、牧地拡張問題が沈静化したとも考えられる。

本牧地紛争は、後の嘉慶5(1800)年になって、両旗が境界のオボーを設置して遊牧することを容認し、乾隆46年に設置された2基のオボー間の牧地において新たに9基のオボーが建てられたことによって、一時終息した。ところが、この境界画定作業を一層強化させる目的で布告された清朝の道光23(1843)年の規定によって本牧地紛争は逆に再燃した。嘉慶5年に一旦定まっていた牧地は、最終的に道光27(1847)年になってようやく再画定され、新たな9基のオボーが設置されたことで完全に終息した。こうして、牧地紛争処理のための両盟・旗の境界画定事業には実に長い年月がかかっていたことがわかった。これは、盟や旗の境界線を明確に画定してしまうという清朝の政策そのものが、広大な面積の草原を臨機応変に移動する必要のある外モンゴルの王公や遊牧民にとって容易に受け入れられるものではなく、そもそもモンゴルの伝統的な遊牧生活に適合しない政策であったからだと考えられる。従って、本牧地紛争から、盟旗制度の持つ限界、すなわち遊牧という生業形態との本質的な矛盾がわかるであろう。

また、乾隆46年に清朝皇帝の命令でウリヤスタイ將軍バトが設置した2基のオボーは、本章の研究対象地域であるトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との最初の牧地境界となった。この境界は、後の牧地紛争の処理過程で、より明確な画定やオボーの増設などによって一層完備されてゆき、道光27(1847)年に最終的に決定された上、清末やボグド・ハーン政権期まで維持されていた。ここから、従来の研究

で強調されてきた乾隆 46 年のウリヤスタイ將軍バトによる盟界画定作業とは、初期段階における牧地境界の大まかな画定に過ぎなかったことがわかる。掘り下げて言うと、清朝の盟や旗の境界画定政策は、各地域で発生した盟旗間の牧地紛争が各々終息していく過程で、長期の年数をかけて徐々に外モンゴルへ浸透・定着していったものと思われる。

第四章においては、第三章での検討を受け継ぎ、1 つの盟内の旗レベルの牧地紛争に着目した。具体的に言うと、道光 26 (1846) 年から同治 5 (1866) 年にかけて発生した外モンゴルトシェート・ハン部内のトシェート・ハン旗と左翼後旗との牧地紛争を事例とし、紛争処理の側面から詳細に検討して、理藩院によって決定された当時の諸規定と関連付けつつ、両旗の境界画定の経緯を検証した。使用した史料は、史料①、史料②、史料③、史料④、史料⑤、史料⑥及び史料⑩である。

その結果としてまず、紛争処理は、旗レベルの審議→盟レベルの審議→駐防官の庫倫辦事大臣レベルの審議といったパターンで協議されたことが明らかになった。最初の旗レベルの審議は、盟長の印務を管理する副盟長の指揮下で行われ、両旗の印務を管理する管旗章京らの官員が印務処から協理台吉や無職の台吉らを派遣して牧地紛争を処理させた。ここから、副盟長はしばしば盟長の代理として盟内諸旗間の牧地紛争処理などを担当して命令を下す一方、協理台吉以下の官員が旗長の代理として盟長や副盟長の指示を受けつつ、旗内の庶務を管理していたことが看取できる。次の盟レベルの審議では、代理の副盟長による紛争処理が難航していた時、新たに着任した盟長が自分の旗の協理台吉や管旗章京を派遣したりして、両旗間の牧地紛争処理を試みた。そして、盟長は自ら解決することができなかったため、庫倫辦事大臣を経由せずに両旗の牧地紛争を直接理藩院へ上申した。ここから、盟長が盟内諸案件の処理を管理し、決定的な判断を下していたことは明瞭である。また、旗、盟レベルの処理において、旗印務処は処理にあたる官員の主な出所となり、その役割を果たしていた。その後、盟長からの上申を受けた理藩院は、庫倫辦事大臣を介して両旗の牧地紛争の收拾を図ろうとし、庫倫辦事大臣レベルの審議が始まった。庫倫辦事大臣は理藩院の命令に従って、当事者への尋問を行った上、盟長、副將軍、大臣衙門の満蒙官員らを順次使って牧地紛争を調査・処理させた。最終的に、庫倫辦事大臣は自ら牧地紛争の状況を取り調べ、処理への最終決定を下した。ここから、外モンゴルトシェート・ハン部における旗レベルで発生していたこの牧地紛争は、当事者の片方の旗長がたまたま調停者である副盟長職にあったという事情もあって、理藩院まで上呈され、理藩院がその解決に関与していたことが明らかとなった。また、庫倫辦事大臣は最終的に牧地紛争を解決するなど、在地の盟長と北京の理藩院を繋

ぐ清朝の地方機関たる駐防官の重要な役割を果たし、機能していたことが確認できた。この牧地紛争処理の全過程から判断して、清朝の対モンゴル統治策である盟旗制度は、行政面においてある程度以上有効に機能しており、その役割を十分に果たしていたと考えられる。

次いで、嘉慶 10（1805）年にトシェート・ハン部諸旗の境界が画定されたことは従来の研究によって指摘されているが、本章の事例では、牧地決定に関する旗長の権限によって名目上画定された牧地境界に関する諸旗の地図が、この年理藩院に上呈されたに過ぎず、実際の境界となるオボーは設置されていなかった。従って、嘉慶 10 年のトシェート・ハン部諸旗の境界画定は完全に施行されたとは言い難い。また、理藩院だけでなく、盟長や旗長も牧地調整に関するかなり強い権限を有していたとすることができる。

また、第三章の事例とこの章で検討した事例とは、いずれも境界画定事業を強化させる目的で清朝が布告した道光 23（1843）年の規定によって再発ないし発生したものであり、この種の牧地紛争が清朝の政策に付随して発生することもよくあったということがわかる。更に、本牧地紛争は、嘉慶 10 年におけるトシェート・ハン部諸旗の境界画定作業で大まかに定められた牧地境界が少し変更されて少しずつオボーが建てられて、明確に画定されていくことによって最終的に終息した。つまり、第三章で論及した盟界画定と同様に、盟内における諸旗の境界画定も当時外モンゴルで勃発していた旗同士の牧地紛争の最終処理を経て長い年月をかけて少しずつオボーが設置され、明確に画定されていったことが確認できた。これも、第三章で論述した、盟旗間の牧地紛争が終息していく過程で、清朝の盟や旗の境界画定政策が徐々に外モンゴルへ浸透、定着していったという見解の裏づけとなろう。掘り下げて言えば、盟や旗の境界線を明確に画定してしまうという清朝の政策はモンゴルの伝統的な遊牧生活にそもそも適合しないものであったがゆえに、旗の境界画定作業に時間がかかり、同治 5（1866）年という清朝末期に差し掛かる頃まで、最終的な境界がなかなか確定できなかったと考えられる。盟旗制度の持つ限界というものは、本牧地紛争からもわかるであろう。

第五章においては、史料①、史料②と史料④を用いて、第三章、第四章で取り上げた盟や旗同士の牧地紛争とは異なる、境界線のない自然発生的な牧地紛争に焦点をあてた。すなわち、咸豊 5（1855）年から光緒 7（1881）年にかけて清代外モンゴルのトシェート・ハン部中右末旗で実際に発生した旗内の一般平民とイフシャビとの牧地紛争の事例を手がかりに、紛争の処理過程を詳細に検討し、イフシャビが本当に盟や旗の枠内に制約されずに、自由に遊牧できていたのかという問題、つまりその遊牧状況の実態を検証した。

その結果、以下のようなことが明らかになった。

まず、紛争の処理過程に関して言うと、庫倫辦事大臣は、盟長とエルデニ・シャンゾドバによる調整処理を図り、盟長は主に協理台吉、管旗章京や副章京ら旗印務処の官員を、エルデニ・シャンゾドバはザイサンを各々遣わして、エルデニ・シャンゾドバ衙門で紛争を処理させたが、解決できなかった。そして、盟長とエルデニ・シャンゾドバ自身による交渉も奏功しなかったため、最終的に、同治 4（1865）年頃に庫倫辦事大臣が制定した、全てのイフシャビを現在遊牧している各旗の牧地冊子に新たに登録せよ、という新しい規定によって、本牧地紛争は解決されたのである。こうして牧地紛争の処理は、終始一貫して庫倫辦事大臣の指示下で実施されており、庫倫辦事大臣は、旗の平民とイフシャビとの遊牧に関する新しい規定を定めるなど、決定的な権力を有していて、その役割を果たしていたことが確認できた。

次いで、イフシャビの遊牧状況の実態に言及すると、嘉慶 10（1805）年にトシェート・ハン部諸旗の境界画定に伴って、イフシャビのオトク名が旗の牧地冊子に登録され、後の嘉慶 16（1811）年に登録外の旗におけるイフシャビの遊牧が大雪や干ばつなど自然災害時のみに限定されたものの、その登録状況や遊牧制限は徹底されてはいなかった。ところが、第三章、第四章で実証した、道光年間（1821-1850 年）、同治年間（1862-1874 年）以降の盟旗の境界画定の定着や嘉慶年間以降のイフシャビの急増などによって、牧地不足に陥った旗内の一般平民らは、嘉慶 10 年の旗の牧地冊子におけるイフシャビの未登録問題を持ち出しつつ、イフシャビの越境遊牧に反発し、彼らを旗内から追い出そうとした結果、両者間の牧地紛争が顕在化した。かくて、旗内の牧地で平民とイフシャビをいかに平穏に遊牧させるかが、当時の外モンゴル社会が抱える喫緊の問題となっていたと考えられる。

そこで、増加した分を含む全てのイフシャビの諸オトクを、現在遊牧している各旗の牧地冊子に新たに登録せよといった規定が、同治 4（1865）年頃に庫倫辦事大臣によって制定されたわけである。これによって、旗の平民と同様にイフシャビも、普段から遊牧している特定の旗の牧地のみで遊牧するように、旗の牧地冊子に正式に登録され、その放牧地は基本的に特定の旗の枠内に制限された。すなわち、イフシャビは、「ハルハ 4 盟のどこで遊牧してもかまわない」と言われてきた自由な遊牧権を、嘉慶 10 年から同治 4 年頃にかけて徐々に喪失していったことがわかった。掘り下げて言うと、牧地問題において、イフシャビも結局清朝の対モンゴル統治策たる盟旗制度の枠内に組み込まれていったと言えよう。このようにこの章では、イフシャビが常にハルハ 4 盟諸旗の牧地で

自由に遊牧してきたという従来の通説の持つ大きな誤解を指摘した。

続いて、各章から得られた知見を踏まえ、序章で設定した本研究の目的、意義と関連付けて、本研究の結論を述べよう。

第一に、序章第三節で述べた通り、清朝がモンゴル地域における盟や旗の境界画定によって完全な分割支配を実施していたことは既に通説となっている。ところが、第三章及び第四章で検証したように、清朝によるモンゴル統治策たる盟旗制度の一環として実施された盟や旗の境界画定政策は、清朝への帰属当初から実施されたわけではなく、盟旗間の牧地紛争が終息していく過程で徐々に外モンゴルへ浸透、定着していった可能性が高い。さらに、この盟、旗の境界画定事業には実に長い年月がかかっている、道光年間（1821-1850年）、同治年間（1862-1874年）という、むしろ清朝末期に差し掛かる頃まで、最終的な境界がなかなか確定できなかったことがわかった。従って、先行研究の言う牧地画定による完全なる分割支配という清朝統治は、外モンゴル地域では清末の50年あまりのことに過ぎず、完全に施行された期間は意外に短かったと考えられる。従来指摘されてきた清朝の外モンゴル地域における統治状況に対する再検討が求められるであろう。

第二に、第三章、第四章及び第五章において検討した各種の牧地紛争の処理過程から、清朝の対モンゴル統治策である盟旗制度は、行政面においてある程度以上有効に機能しており、その役割を十分に果たしていたことが明らかとなった。また、第五章で論じたことから明らかなように、牧地問題においては、イフシャビも箭丁や随丁という一般平民と同様に、結局は盟旗制度の枠内に組み込まれていったのであった。これに比して、司法支配の面において言うと、少なくとも清末頃にはイフシャビに対する刑事裁判にも清朝の法である「蒙古例」や『大清律例』が既に導入されていたものの、その一方で、イフシャビ独自の法であり、清朝とはほとんど無関係の判例法である『オラーンハツァルト』も清末までなお実効性を持ち続けていたため、清朝による司法支配はイフシャビに対しても浸透したが、完全に徹底されたわけではないと言われている⁵⁵⁹。これを通して考えると、少なくとも牧地問題においては、清朝の盟旗制度によるイフシャビへの行政支配が貫徹されていて、その行政統治は清末頃にはほぼ完全に徹底されていたことがわかる。さらに掘り下げて言うと、このような完備された盟旗制度の行政機構、行政支配というものは、チベット、回部（ウイグル）などの同じ藩部地域の中で、唯一外モ

⁵⁵⁹ 萩原 2006:134。

ンゴルのみが最終的に独立を達成できたという歴史的事実の1つの成功要因に挙げ得ると考えられる。無論、外モンゴルの独立獲得は、ロシアの影響力や役割、内モンゴル知識人の存在等々の問題によるところも大きい⁵⁶⁰が、例えば、1911年に清朝から独立したボグド・ハーン政権下の外モンゴルにおける行政機構や社会制度は、清代モンゴルの制度をほぼそのまま継承したものである。当時、徴兵、徴税や命令伝達などの要務を実施する時、この清代から受け継がれてきた盟旗制度という行政システムが全てそのまま有効に機能していたはずである。これと比べて、他の藩部地域中、チベットには四カロン（大臣）による行政制度⁵⁶¹が、回部にはベク官人制⁵⁶²がそれぞれ敷かれており、いずれも盟旗制度ほどはその地域で中央集権的な機能を果たしていなかったため、独立国を形成するための行政機構としては、その役割を発揮するに至らなかったものと思われる。

第三に、序章第三節で言及したように、清朝の対モンゴル統治策である盟旗制度の一環として実施された盟や旗の境界画定事業によって、モンゴルの牧地が石積みのオボーなどの標識によって分割されていたわけであるが、これは、モンゴル高原の遊牧社会において歴史上初めて境界線が出現したという大きな意味を有する出来事だと位置づけられる。第二章、第三章及び第四章で説明したように、このような盟や旗の牧地境界画定には実に長い年月がかかっており、盟や旗の境界線を明確に画定してしまうという清朝の政策そのものが、広大な面積の草原を臨機応変に移動する必要のある外モンゴルの王公や遊牧民にとって容易に受け入れられるものではなく、そもそもモンゴルの伝統的な遊牧生活に適合しない政策であった。つまり、盟旗制度の持つ限界、遊牧という生業形態との矛盾が当時の牧地紛争からわかる。これは、遊牧の効率化を図ろうとする生産支配よりも、政治・軍事的な安定支配を図ろうとした清朝の統治体制の表れとも考えられる。また、第五章で指摘したように、盟や旗の境界画定に伴い、もともとハルハ4盟のどこで遊牧してもかまわないという自由な遊牧権を有していたイフシャビでさえも、盟、旗の平民と同様に、基本的には特定の旗の枠内でのみ遊牧するようになった。こうした遊牧という生業形態とは本来相容れない政策の下で、遊牧民は、その生活の生命線的な存在であった移動という行為を制限され、基本的に盟、旗の牧地内で遊牧せざるを得なくなった。つまり、清朝支配下におけるモンゴル人は、古くから続いてきた広範囲にわたる自由な移動遊牧が次第に制限されるなど、伝統的な遊牧という生業形態、ひい

⁵⁶⁰ 田中 1973、橘 2011a、中見 2012 参照。

⁵⁶¹ 四カロン（大臣）制度とは、全ての事務が、独自の管轄権利を持たない4人の大臣の協議を経て、最終的にダライ・ラマの裁可を請うというものであった。山口 1988:118 参照。

⁵⁶² ベクと呼ばれる地方官が、将軍、大臣の指揮・監督下で民政に携わり、賦役や徴税などを行うものであった。羽田 1944:137-138。

てはモンゴルの遊牧社会そのものが影響を受けたと考えられる。ただ、遊牧民の生活上の具体的な変容・影響などの状況は現段階では断定できず、さらなる実証研究が求められるだろう。

また、序章第三節で言及した通り、21世紀の現代社会におけるモンゴル地域、とりわけ内モンゴル地域において、四季の牧営地が確保できなくなったり、ラクダや馬など大型家畜の頭数が激減したりするなど、伝統的な遊牧生活が危機的な状況に追い込まれているのも、本研究で扱った牧地への制限をより小規模化・厳格化させたような近年の牧地固定や戸別の境界線画定などの政策による部分が大い⁵⁶³。ある意味で、このような境界線画定政策の歴史的な発端となる清朝時代の政策に対する歴史的・理解・認識は、モンゴル地域において伝統的な遊牧生業形態をいかにして取り戻し、更に持続させるかなど、現在表面化しつつある諸問題を考える上で、戒めとして受け止めるべき部分ではないかと思われる。同時に、モンゴルの遊牧社会に付き物であり、今日でもなお広く存在している牧地紛争自体に関しては、現地の遊牧民の立場や見方を受け入れ、何が必要なのかなどを常に考慮しつつ、妥当な解決方法を模索しなければならない。その際に、本研究で得られた知見が多少なりとも参考になれば、本研究の価値もさらに高まるであろう。

上述した本研究の結論を踏まえて一言すると、清朝の対モンゴル統治策である盟旗制度は優劣の両面を併せ持つ統治制度であったと評価できよう。つまり、盟旗制度は幾つかの面を内包しており、これらの側面を複眼的な視点で捉えた上で、盟旗制度の性質や位置づけを評価すべきであって、その上で清朝支配とモンゴル社会のあり方を把握・理解していく必要があるのではないかと思われる。

最後に、今後の課題としては以下のような点が挙げられる。

まず、清代外モンゴルにおける牧地境界の画定に関して言うと、本研究で扱ったような長期にわたる大がかりな牧地紛争や、本研究で取り扱わなかった小規模な牧地紛争といったより多くの紛争事例を収集し、その紛争処理過程を詳細に検証して、本研究で考察した外モンゴルにおける盟、旗の境界画定政策に対する論証を更に深めていく必要がある。また、旗と駅、旗と卡倫の間における牧地紛争の検討を通して、駅や卡倫などの牧地境界画定を実証的に考察することも課題である。そして、外モンゴル・ツェツェン・ハン部の盟界画定事業も未解明であるため、今後それらの取り組みに着手したい。

⁵⁶³ 邢莉・邢旗 2013:362-377、稲村 2010 参照。

さらに、本研究の対象地域はあくまでモンゴル地域の一部である外モンゴルに止まっており、内モンゴル地域における盟、旗の境界画定事業の詳細はなお不明である。従って今後は、清代内モンゴルにおける盟や旗の牧地境界の画定状況をも明らかにし、外モンゴル地域の状況と比較検討しながら、清朝の内外モンゴルへの統治支配の実状やその支配による両地域の社会情勢などを総合的に考察していきたい。

最後に、第二章で触れた『フングン・ツァーズニ・ビチグ（軽い法典）』と『フンドゥ・ツァーズニ・ビチグ（重い法典）』が本当に独立した法典であったのかどうか、また第三章で扱った牧地紛争のそもそものきっかけとなった出来事である、ウールド前旗設立の詳細な経緯、第五章で言及したイフシャビの人口増加の実態等々を解明することも、今後の課題としたい。

主要史料一覽

- ① モンゴル国立中央文書館所蔵の公文書史料
- ② モンゴル国立中央図書館所蔵の公文書史料
- ③ Heissig, W., 1978. *Verzeichnis der Orientalischen Handschriften in Deutschland · Supplementband 5,2: Mongolische Ortsnamen Teil II: Mongolische Manuskriptkarten in Faksimilia*, Wiesbaden.
- ④ Шархүү, Ц.1975. *Хувьсгалын өмнөх Монгол дахь газрын харилцаа*, Улаанбаатар.
- ⑤ 『清会典（光緒）』, 1991. 北京: 中華書局
- ⑥ 『国朝著獻類徴初編（二）』所収の『欽定外藩蒙古回部王公表傳』台北: 文海出版社（出版年次の表示なし）
- ⑦ 『蒙古回部王公表傳（第一輯）』, 1998 年. 呼和浩特: 内蒙古大学出版社
- ⑧ 『蒙古律例・回疆則例』, 1988. 蘭州: 全国図書館文献縮微复制中心出版
- ⑨ 蒙文『理藩院則例』: Altanorgil · Nayiraltu (2010) *γadayadu mongyol-un törö-yi jasaqu yabudal-un yamun-u qauli jüil-ün bičig (degedü, dooradu)* (『理藩院則例, 上・下』), 海拉尔: Öbör mongyol-un soyol-un keblel-ün qoriy-a (内蒙古文化出版社) (嘉慶 22 年版, 活字組版)
- ⑩ 『清史稿』, 1977: 中華書局
- ⑪ 『清實錄』, 1986. 北京: 中華書局
- ⑫ 蒙文『蒙古律例』: Баясайхан (2004) *Монгол цаазын бичиг*, Улаанбаатар (乾隆 54 年版, 木版印刷影印本)
- ⑬ 蒙文『ハルハジロム』: Баярсайхан · Оюунбилэг · Батбаяр (Bayarsaikhan · Oyunbileg · Batbayar), (2009) *Халх журам (Эх бичгийн судалгаа) (qalq-a jirum (eke bičig-ün suduly-a))*, Улаанбаатар: МУИС-ИЙН ХУУЛЬ ЗҮЙН СУРГУУЛЬ Монголын төр, эрх зүйн түүхийн судалгааны төв · БНХАУ-ЫН ӨВӨР МОНГОЛЫН ИХ СУРГУУЛЬ Монгол судлалын төв.
- ⑭ 『蒙古遊牧圖 日本天理圖書館所蔵手繪蒙古遊牧圖及研究』: 烏雲畢力格 等編著 (2014), 北京: 北京大学出版社

参考文献

和文文献

- 青木雅浩 2011 『モンゴル近現代史研究：1921～1924 年—外モンゴルとソヴィエト,コミンテルン—』 早稲田大学出版部
- 石濱裕美子 2001 『チベット仏教世界の歴史的研究』 東方書店
- 石橋崇雄 2011 『大清帝国への道』 講談社
- 稲村哲也 2010 「草原と砂漠における社会文化と環境問題」 内堀基光 本多俊和『人類学研究—環境問題の文化人類学』 放送大学教育振興会,141-153
- ウラヂミルツォフ著・外務省調査部譯 1942 『蒙古社会制度史』 生活社
- 江上波夫 1956 「匈奴の経済活動—牧畜と略奪の場合—」 『東洋文化研究所紀要』 9:23-63
- 岡田英弘 2010 『モンゴル帝国から大清帝国へ』 藤原書店
- 岡洋樹 1988a 「ハルハ・モンゴルにおける清朝の盟旗制支配の成立過程—牧地の問題を中心として—」 『史学雑誌』 97(2):1-32
- 同 1988b 「定辺左副将軍の権限回収問題と「将軍・参贊大臣・盟長・副将軍辦理事務章程」」 『史観』 119:16-29
- 同 1992a 「乾隆帝の対ハルハ政策とハルハの対応」 『東洋学報』 73(1・2):31-61
- 同 1992b 「『庫倫辦事大臣』に関する一考察」 『神田信夫先生古稀記念論集 清朝と東アジア』,197-214, 山川出版社
- 同 1994 「清朝国家の性格とモンゴル王公」 『史滴』 16:54-58
- 同 2002 「東北アジアにおける遊牧民の地域論的位相」 『東北アジア地域論の可能性 歴史学・言語学・人類学・政治経済学からの視座』 東北アジア研究シリーズ ④:19-33
- 同 2003 「東北アジア地域史と清朝の帝国統治」 『歴史評論』 10 (№642) :50-59
- 同 2007 『清代モンゴル盟旗制度の研究』 東方書店
- 同 2012 (口頭発表) 「モンゴリアと清朝再考」 『国際シンポジウム:21 世紀のグローバリズムからみたチンギス・ハーンとモンゴル帝国』
- 小沢重男 1994 『現代モンゴル語辞典』 大学書林
- 柏原孝久・濱田純一 1923 『蒙古地誌』 富山房
- 後藤十三雄 1942 『蒙古の遊牧社会』 生活社
- 後藤富男 1968 『内陸アジア遊牧民社会の研究』 吉川弘文館

- 小長谷有紀・シンジルト・中尾正義 2005『中国の環境政策 生態移民—緑の大地、内モンゴルの砂漠化を防げるか?』昭和堂
- 小長谷有紀 2007「モンゴル高原の遊牧とその近代化」小長谷有紀 中里亜夫 藤田佳久『アジアの歴史地理 3 林野・草原・水域』,160-169,朝倉書店
- サムピルデンデヴ・チョローン 2012「十七世紀ユーラシアにおけるモンゴル遊牧集団社会と環境」窪田順平監修 承志編 『中央ユーラシア環境史 2 国境の出現』,116-168, 臨川書店
- 沢田勲 1996『匈奴—古代遊牧国家の興亡』東方書店
- 錫莉（シーリン） 2012『清代外モンゴルにおける書記および書記の養成に関する研究—東部二盟を中心に—』（神戸大学に提出された博士論文）
- 島田正郎 1982『清朝蒙古例の研究—東洋法史論集第四—』創文社
- 承志 2012「中央ユーラシアにおける「国境」の誕生と遊牧の実態」窪田順平監修 承志編 『中央ユーラシア環境史 2 国境の出現』,60-100,臨川書店
- 周藤吉之 1944『清代満洲土地政策の研究—特に旗地政策を中心として—』河出書房
- 杉山清彦 2001「八旗旗王制の成立」『東洋学報』 83:53-83
- 同 2009「大清帝国の支配構造【マンジュ（満洲）王朝としての】」岡田英弘編『清朝とは何か』,132-149,藤原書店
- 同 2009「近世ユーラシアのなかの大清帝国【オスマン、サファヴィー、ムガル、そして“アイシン=ギョロ朝”】」岡田英弘編『清朝とは何か』,290-301,藤原書店
- 同 2012「イリ地域をめぐる帝国の興亡と国境の誕生—ユーラシアの中心から辺境へ—」窪田順平監修 承志編 『中央ユーラシア環境史 2 国境の出現』,6-59, 臨川書店
- 杉山正明 2004『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版社
- 橘誠 2011a『ボグド・ハーン政権の研究—モンゴル建国史序説 1911—1921』風間書房
- 同 2011b「モンゴル国立図書館所蔵モンゴル語マニュスクリプト目録」『早稲田大学モンゴル研究所紀要別冊』
- 田中克彦 1973『草原の革命家たち—モンゴル独立への道』中公新書
- 田村実造 1944「清朝の蒙古統治策」『異民族の支那統治研究—清朝の辺境統治政策』東亜研究所編,至文堂
- 同 1956『アジア史講座 第4巻—北アジア史』岩波書店

- 田山茂 1954『清代における蒙古の社会制度』文京書院
- チョウルモングルル（朝魯孟格日勒）2014a「清代外モンゴルのトシェート・ハン部内における牧地紛争処理—嘉慶 10（1805）年から同治 5（1866）年におけるトシェート・ハン旗と左翼後旗との境界画定の経緯—（上）」『日本モンゴル学会紀要』44:19-37（下は、『日本モンゴル学会紀要』45,2015 年に掲載の予定）
- 同 2014b「清代外モンゴルにおける牧地紛争の発生形態—中部二盟の諸事例を中心に—」『内陸アジア史研究』29:85-110
- 同 2015「清代外モンゴルにおけるトシェート・ハン部、サイン・ノヤン部間の牧地紛争処理—乾隆 41（1776）年から道光 27（1847）年にかけての境界画定の経緯—」『東北アジア研究』19:27-58
- 利光（小長谷）有紀 1986「モンゴルにおける家畜預託の慣行」『史林』69（2）:140-164
- 中見立夫 1993「モンゴル文書史料とアルヒーフ」『言語文化接触に関する研究』6:257-265, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
- 同 2012「バボージャブの軌跡—“モンゴル独立”をめざし挫折した、ある内モンゴル人の実像—」『東洋史研究』71（2）:92-125
- 中村篤志 2003「清代モンゴルの比丁冊に見えるタイジの血統分枝集団」『週刊東洋学』90: 1-21
- 萩原守 2006『清代モンゴルの裁判と裁判文書』創文社
- 同 2009『体感するモンゴル現代史』南船北馬舎
- 羽田明 1944「異民族統治上から見たる清朝の回部統治政策」『異民族の支那統治研究 清朝の辺境統治政策』東亜研究所編,至文堂
- 同 1982『中央アジア史研究』臨川書店
- 平野聡 2007『興亡の世界史 第 17 卷 大清帝国と中華の低迷』講談社
- 二木博史 2003「モンゴル国立中央文書館所蔵の清代文書史料—フォンド目録」『史資料ハブ地域文化研究』,1,136-147,東京外国語大学大学院地域研究科 21 世紀 COE プログラム「史資料ハブ地域文化研究拠点」
- 同 2013「モンゴルで境界オボーをさがす—旧トウシェート・ハン・アイマグ中旗現地調査—」『日本とモンゴル』48（1）:67-82
- ブレンサイン 2005「境界としての興安嶺—アルホルチン旗と西ウジュムチン旗の牧地紛争を事例に—」『早稲田大学モンゴル研究所紀要』2:93-106
- 細谷良夫 1978「八旗覚羅佐領考」『星博士退官記念中国史論集』星博士退官記念事業会,

- 堀内香里 2012 (口頭発表)「清代ハルハ・モンゴル遊牧民社会における牧地調整について—一人畜避難措置を事例として」第49回野尻湖クリルタイ(『日本アルタイ学会』2012年7月15日)
- 同 2013「清代モンゴル遊牧民社会における牧地調整に関する一考察」『富士ゼロックス株式会社 小林節太郎記念基金小林フェローシップ 2011年度研究助成論文』,1:1-44
- 松田寿男・小林元 1941『乾燥アジア文化史論 支那を越えて』四海書房
- 間野英二 1992「紀元前から十八世紀まで」間野英二・中見立夫・堀直・小松久男『地域からの世界史 第6巻 内陸アジア』朝日新聞社
- 三秋尚 1980「モンゴル草原の植生と牧地の利用」『モンゴル研究』11:28-38
- 宮脇淳子 2003「モンゴル国立中央文書館所蔵のマンジュ語・モンゴル語史料—特に「イフ・フレー・マンジュ大臣の役所(庫倫辦事大臣衙門)」文書について」『史資料ハブ地域文化研究』2:135-141, 東京外国語大学大学院地域研究科 21世紀COEプログラム「史資料ハブ地域文化研究拠点」
- 同 2006『モンゴルの歴史 遊牧民の誕生からモンゴル国まで』刀水書房
- 村上信明 2007『清朝の蒙古旗人』風響社
- 矢野仁一 1925『近代蒙古史研究』弘文堂書房
- 山口瑞鳳 1988『チベット(上下)』東京大学出版会
- 山田信夫 1985『草原とオアシス』講談社
- 吉田順一 1983「モンゴル帝国時代におけるモンゴル人の牧地と移動」護雅夫編『内陸アジア・西アジアの社会と文化』,233-253,山川出版社
- ラティモア著・磯野富士子訳 1966『モンゴル—遊牧民と人民委員』岩波書店
- ロブサンドルジ 2004「モンゴルにおける土地関係の伝統(古代から20世紀初頭まで)」小長谷有紀 辛嶋博善 印東道子編『モンゴル国における土地資源と遊牧民—過去, 現在, 未来—』, 7-17, 特定領域研究
- 若松寛 1999「北アジア史 総論」竺沙雅章監修 若松寛責任編集『アジアの歴史と文化 7 北アジア史』同朋舎

キリル文字蒙文文献

Алтанзая, Л. 2011. “Монголын тамгатай хутагтуудын шавь нарын нутгийн асуудалд”

Угсаатан судлал, Tomus XX, Fasc. 10, 164-170.

Алтанзаяа, Л. 2012 (Илтгэл、口頭発表) . “Жавзанданба хутагтын шавь нарын нутгийн асуудалд” Олон улсын эрдэм шинжилгээний хурал: Чин гүрэн ба Монголчууд.

Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын Шинжлэх Ухааны Академи түүхийн хүрээлэн 1968.

Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улсын түүх дэд боть 1604–1917, Улаанбаатар.

Гомбо, Л. 1960. *Манжийн үеийн албан гувчуур (1850–1910)*, Улаанбаатар.

Гонгор, Д. 1978. *Халх товчоон II*, Улаанбаатар.

Гэрэлбадрах, Ж. 2002. *Монголын нутуг дэвсгэр, хил хязгаарын түүх (МЭӨ III–XIX зуун)*, Улаанбаатар.

Гэрэлбадрах, Ж. 2006. *Монголын нутаг дэвсгэр хил хязгаарын түүх (МЭӨ III–XIX зуун)*, Улаанбаатар.

Доржсүрэн, Д. 2011. *Авзага хайрхан уулын хошууны түүх/1691–1940 он/*, Улаанбаатар.

Нацагдорж, Ш. 1963. *Манжийн эрхийг элдэв байсан үеийн халхын хураангуй түүх (1691–1911)*, Улаанбаатар.

Нацагдорж, Ш. 1972. *Сум, хамжлага, шавь ард (түүхэн найруулал)*, Улаанбаатар.

Нацагдорж, Ш. 1978. *Монголын феодализмын үндсэн замнал (түүхэн найруулал)*, Улаанбаатар.

Насанбалжир, Ц. 1964. *Ар Монголоос Манж чин улсад залгуулж байсан алба (1691–1911)*, Улаанбаатар.

Ринчен, Б. 1979. *Монгол ард улсын угсаатны судлал, хэлний шинжлэлийн атлас*, Улаанбаатар.

Рэгсүрэн, Д • Балжинням, А. 1973. *Архангай аймгийн түүх*, Цэцэрлэг хот.

Сономдагва, Ц. 1961. *Манжийн захиргаанд байсан үеийн ар монголын засаг захиргааны зохион байгуулалт (1691–1911)*, Улаанбаатар.

Сономдагва, Ц. 1967. *БНМАУ-ын орон нутгийн засаг захиргааны хуваарьт гарсан өөрчлөлтүүд 1921–1965*, Улаанбаатар.

Сономдагва, Ц. 1998. *Монгол улсын засаг, захиргааны зохион байгуулалтын өөрчлөлт, шинэчлэлт (1691–1997)*, Улаанбаатар.

Сэрээтэр, Ө. 1999. *Монголын их хүрээ, гандан хийдийн түүхэн бүтэцийн товч 1651–1938*, Улаанбаатар.

Цэдэв, Д. 1964. *Их шавь*, Улаанбаатар.

Цэдэн-Иш, Б.1997. *Монгол улсын хил хязгаар бүрэлдэн тогтсон түүхээс*, Улаанбаатар.

Цэрэл, Б.1997. *Дөрвөн ойрад ба ойрадын холбоонд багтах үндэстэн ястнуудын угсаа түүхийн зарим асуудал*, Улаанбаатар.

Шархүү, Ц.1984. “Дөрвөн аймгийн засаг хошуудын засаг ноёдын товч шастир” 大阪外国語大学『モンゴル研究』7:119-210.

Шагдарсүрэн, Ц.2003. “Монголчуудын газар зүйн уламжлалт мэдэлгэ” *Монголчуудын утга соёлын товчоон*, Улаанбаатар.

モンゴル文字蒙文文献

Cholmongerel, 2014c. “Tüsiyetü qan, sayin noyan ayimaγ-un qoγorondoki nutuγ belčiger-ün marγuyan: Čing ulus-un tngri-yin tedgügsen-ü dumda üy-e-eče törü gereltü-yin üy-e-yin jīšiy-e-ber” *Čing ulus ba mongγolčuud*, CNEAS Report (Tohoku University) 13:143-155.

Namsarai, 2011. *Čing ulus-un üy-e-yin mongγol qosiyu čiyulγan*, Köke qota: Öbör mongγol-un arad-un keblel-ün qoriy-a.

Qasbayana • Sečintü, 2009. *Manju-yin noyalal douraki mongγolčuud*, Köke qota: Öbör mongγol-un arad-un keblel-ün qoriy-a.

漢文文献

田桂芹 1995『清代蒙古官吏伝』民族出版社

金峰 1979a「清代外蒙古北路驿站」『中国蒙古史学会成立大会纪年集刊』502-529, 中国蒙古史学会

同 1979b「清代蒙古台站的管理机构」『中国蒙古史学会成立大会纪年集刊』530-548, 中国蒙古史学会

邢莉・邢旗 2013『内蒙古区域游牧文化的变迁』中国社会科学出版社

章伯鋒 1965『清代各地將軍都統大臣等年表（1796-1911）』中華書局

ドイツ語文献

Barkmann, U.2000. *Landnutzung und Historische Rahmenbedingungen in der Äusseren Mongolei /Mongolischen Volksrepublik(1691-1940)*, Osaka: National Museum of

Ethnology.

英文文献

Elizabeth, E., 2012. *A history of land use in Mongolia: the thirteenth century to the present* ,
Palgrave Macmillan, New York.

初出一覧

序章	書き下ろし
第一章	書き下ろし
第二章	チョウルモングリル（朝魯孟格日勒）2014b と Cholmongerel 2014c
第三章	チョウルモングリル（朝魯孟格日勒）2015
第四章	チョウルモングリル（朝魯孟格日勒）2014a
第五章	投稿中
終章	書き下ろし

謝 辞

本論文の執筆と完成に至るまで、多くの方々にお世話になった。

まず、5 年半の間にわたってご鞭撻をくださった指導教授の萩原守先生に、衷心より感謝申し上げます。萩原先生は、未熟な私を大学院のゼミに受け入れ、研究の道へと導いてくださいました。史料収集や満洲語の習得など研究の基礎から論文執筆まで丁寧かつ的確なご指導をいただいた。出来の悪い筆者の論文原稿に対し、原稿が真っ赤になるほど、細かい日本語まで丁寧に修正してくれ、時折叱咤激励を賜った。研究指導だけではなく、生活面などのあらゆる面においてサポートしていただいたことは、筆者が今日まで研究に邁進できた原動力ともなった。その感謝の念に堪えられない。

ご多忙の中、本論文を審査してくださった長志珠絵先生、窪田幸子先生と谷川真一先生にも深く感謝申し上げます。審査の過程において、3 人の先生から貴重なご意見、ご助言をいただいた。また、アジア・太平洋文化論コースの王柯先生、貞好康志先生、伊藤友美先生からも数々のご指摘をいただいていた。ここに記して感謝の念を表したい。

モンゴル国の国立中央文書館と国立中央図書館における史料調査にあたって、実に数多くの人々にお世話になった。文書館館長の M・エルデニバト氏、館員のアズザヤー氏、トゴス氏をはじめとする職員の方々からご支援、ご協力をいただいたことで、史料調査を円滑に行うことができた。また、図書館の史料閲覧に際しては、モンゴル国立大学の O・オヨーンジャルガル先生から便宜を図っていただいた。さらに、モンゴル国滞在中、私を親切に案内して面倒をみてくださったエンフトヤー氏、オトゴンバヤル氏、文書館の閲覧室にて知り合ったニンジバドガル氏の方々にも大変お世話になった。この場を借りて、皆様に改めて感謝申し上げます。

その他、研究発表の機会を2 回も提供していただき、貴重なご意見、アドバイスをくださった岡洋樹先生(東北大学)、牧地図の電子ファイルを提供していただいたアルタンダライ先生(中国内モンゴル師範大学)、未熟な私の長々とした発表を聴くことに耐え抜き、様々なアドバイスをくださった萩原ゼミの先輩と後輩たち、日常の研究生活で相談に乗ってくれた王娟さん、潘寧さんにも、感謝申し上げます。

最後に、私事で恐縮ながら、筆者の長年にわたる留学生生活を暖かく見守ってくれた両親、姉たち、兄、そして自分の波乱万丈に満ちた人生の物語や昔話を通して私に生きる知恵を伝えてくれた天国の祖母に、心より感謝したい。